総合事業者保険の約款

普通保険約款・特約

2021.3版　（2021年1月1日以降保険始期契約用）

商品・ご契約内容に関するお問い合わせは・・・
0120-016-693
平日9時から18時、土日・祝日9時から17時（年末年始を除く）

事故のご報告、保険金の請求に関するご相談は・・・
0120-01-9016
24時間365日

ご不満・ご意見のお申出は・・・
0120-246-145
9時から18時（平日のみ）

※保険期間の開始日が2021年5月1日以降となるご契約に関するご注意
「業務災害に関する補償」をご契約の場合、目次の「Ⅱ．業務災害に関する補償編」下部の＜保険期間の開始日が2021年5月1日以降となるご契約について＞を保険証券（e証券）と共にご確認ください。

AIG損害保険株式会社
〒105-8602
東京都港区虎ノ門4-3-20
TEL: 03-6848-8500
https://www.aig.co.jp/sonpo

目　次

Ⅰ．共通編

普通保険約款・特約名称	ページ
総合事業者保険普通保険約款	5
第１章　保険契約締結時および保険期間中の注意	6
第１節　告知義務	6
第２節　通知義務	7
第３節　保険契約の内容の変更	8
第４節　保険金額の調整［物の損害補償グループに属する特約にのみ適用］	9
第５節　保険契約の無効	9
第６節　保険契約の失効または終了	10
第７節　保険契約の取消し	10
第８節　重大事由による保険契約の解除	11
第９節　保険契約者による保険契約の解約	12
第10節　被保険者による特約の解約請求 ［従業員等の傷害・疾病補償グループに属する特約にのみ適用］	12
第11節　その他	13
第２章　当会社の支払責任、事故が生じてからの注意および保険金支払について	13
第３章　その他の注意	14
別表１　告知内容の訂正の際の返還保険料と追加保険料	14
別表２　解除、解約および失効の際の返還保険料	14
別表３　通知および保険契約の条件変更の際の返還保険料と追加保険料	14
別表４　保険金額の調整の際の返還保険料	15
初回保険料の口座振替に関する特約	15
保険料分割払特約	17

Ⅱ．業務災害に関する補償編

特約名称	ページ
死亡補償保険金支払特約	19
後遺障害補償保険金支払特約	26
入院補償保険金支払特約	38
手術補償保険金支払特約	45
通院補償保険金支払特約	54
医療費用補償特約	61
入院補償一時金支払特約	69
休業補償保険金支払特約	77
葬祭見舞金支払特約	85
災害付帯費用補償特約	89
使用者賠償責任補償特約	90
事業主相談費用等補償特約	99
フルタイム補償特約	104
事業主・役員フルタイム補償特約	104
地震・噴火・津波危険補償特約	105
入院補償保険金等支払条件変更特約・入院延長 1200 日 【正式名称】入院補償保険金等支払条件変更特約（入院延長 1200 日用・通院起算点変更）	106
通院補償保険金支払条件変更特約・通院延長 180 日 【正式名称】通院補償保険金支払条件変更特約（通院延長 180 日用・通院起算点変更）	107
疾病入院療養一時金支払特約	108
疾病入院医療費用補償特約	115
疾病入院医療保険金支払特約	126
がん通院治療費用支援特約	133
疾病補償契約からの切替に関する特約	142

以下の条件をすべて満たす場合、「疾病補償契約からの切替に関する特約」が自動的にセットされます。

- この保険契約が、過去に業務災害総合保険またはグループ傷害保険から切り替えられた場合
- この保険契約にセットされている「疾病を補償する特約」と同一の「疾病を補償する特約」が、その切り替え前の業務災害総合保険またはグループ傷害保険の保険契約からこの保険契約まで継続契約（※）としてセットされてきた場合

（※）各保険契約間において、保険期間の終了日（または解約日）が次の保険契約の保険期間の開始日と同じ場合をいいます。

＜保険期間の開始日が 2021 年 5 月 1 日以降となるご契約について＞

保険証券（ｅ証券）に記載されている補償対象者 003 には、「専ら、記名被保険者が業務のために所有もしくは使用する施設（事務所、営業所、工場等）内または記名被保険者が直接業務を行う現場内において、記名被保険者との数次の契約（請負、委託等）に基づき、記名被保険者の業務に従事する方」を含みます。

Ⅲ．賠償責任に関する補償編

特約名称	ページ
業務遂行・施設危険補償特約	143
生産物・完成作業危険補償特約	155
損壊を伴わない財物の使用不能危険補償特約	165
人格権の侵害・宣伝による権利侵害危険補償特約	175
保険金額に関する特約	182
作業対象物損壊補償特約	183
生産物・仕事の目的物の損壊補償特約	184
国外流出生産物危険補償特約	185
他の保険契約等への求償に関する特約（業務遂行・施設危険用）	187
無償預かり品・建設受託物補償特約	187
リコール費用追加補償特約	192
借家人賠償責任補償特約	195
個人情報漏洩危険補償特約	204
食中毒・特定感染症利益補償特約	211

Ⅳ．雇用リスクに関する補償編

特約名称	ページ
雇用慣行賠償責任補償特約	218

Ⅴ．財産に関する補償編

特約名称	ページ
財物損害補償特約	227
その他不測かつ突発的な事故補償特約	238
水災危険補償特約	242
地震・噴火危険補償特約（財物損害補償特約用）	244
事故時諸費用補償特約（10％型）	246
事故時諸費用補償特約（30％型）	247
屋外設備・装置修復費用補償特約	249
危機管理費用補償特約（火災・破裂・爆発補償）	256
安定化処置費用補償特約	259
休業損失補償特約	261
借家人賠償責任・修理費用補償特約（個別補償）	274
戦争危険およびテロリズム補償対象外特約	282
サイバーリスク補償対象外特約	283
借家人に対する代位求償権不行使特約	284

総合事業者保険普通保険約款

＜用語の定義＞

この保険契約に適用される普通保険約款およびこれに付帯された特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。ただし、この保険契約に付帯された特約に別の規定がある場合を除きます。

	用語	定義
う	売上高等	保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度（注）の売上高、年間完成工事高その他当会社が別途規定する数値をいいます。 （注）１年間とします。
か	解除	当会社の意思によって、この保険契約の全部または一部の効力を失わせることをいいます。
	解約	保険契約者または被保険者の意思によって、この保険契約の全部または一部の効力を失わせることをいいます。
き	既経過期間	この保険契約の保険期間の初日から、危険増加もしくは危険の減少が生じた時（注）、この保険契約の条件を変更した日、この保険契約が解除もしくは解約された日またはこの保険契約が失効した日までの期間をいいます。 （注）保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時をいいます。
	危険	損害等の発生の可能性をいいます。
	危険増加	告知事項の内容に変更を生じさせる事由が発生した結果、この保険契約で定められた保険料が不足する状態になることをいいます。
け	継続	当会社と締結されていた総合事業者保険契約の保険期間の終了日（注）を保険期間の初日とし、総合事業者保険契約を締結することをいいます。 （注）その締結されていた保険契約が終了日前に解除または解約されていた場合には、その解除日または解約日をいいます。
こ	告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書等の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたもの（注）をいいます。 （注）他の保険契約等に関する事項を含みます。
し	失効	失効に該当する事実が発生した時以降、この保険契約の全部または一部の効力が失われることをいいます。
	書面等	書面または当会社の定める通信方法をいいます。
そ	損害等	この保険契約に適用される普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定により、当会社が保険金を支払うべき損害、傷害、疾病、費用、損失または営業継続費用等をいいます。
た	他の保険契約等	この保険契約に付帯された特約のそれぞれに他の保険契約等として規定する契約をいいます。
ち	中途更改	この保険契約の契約条件を変更する場合で、保険引受に関する制度上の理由から、保険契約者がこの保険契約を解約した日を保険期間の初日として当会社と保険契約を締結することをいいます。
ひ	被保険者	保険証券に被保険者として記載された者をいいます。ただし、この保険契約に付帯された特約において、被保険者の範囲が別に定められている場合は、その規定に従います。
ほ	保険期間	保険証券に保険期間として記載された期間をいいます。
	保険金	この保険契約に付帯された特約のそれぞれに規定する保険金をいいます。
	保険契約申込書等	保険契約の締結のために必要なものとして、保険契約申込書その他の当会社の定める書類（注）をいいます。 （注）電子媒体等によるものを含みます。
	保険事故	この保険契約に付帯された特約のそれぞれに保険事故として規定するものをいいます。

	用語	定義
ほ	補償グループ	補償特約を補償内容ごとに分類したグループをいい、次のアからオまでの補償グループとします。なお、各補償特約が属する補償グループは、それぞれの補償特約に記載のとおりとします。 ア．賠償責任補償グループ イ．業務災害補償グループ ウ．従業員等の傷害・疾病補償グループ エ．営業損失・経済損害補償グループ（注） オ．物の損害補償グループ （注）区分Ａまたは区分Ｂに分類されます。
	補償特約	この保険契約に付帯される補償にかかわる特約をいいます。
み	未経過期間	危険増加もしくは危険の減少が生じた時（注）、この保険契約の条件を変更した日またはこの保険契約が解除もしくは解約された日から、この保険契約の保険期間の末日までの期間をいいます。 （注）保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時をいいます。
む	無効	この保険契約の全部の効力が、保険期間の初日に遡って失われることをいいます。

＜法令＞

この保険契約に適用される普通保険約款およびこれに付帯された特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。

	法令（法令番号）
せ	船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）
ろ	労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）

第１章　保険契約締結時および保険期間中の注意

第１節　告知義務

第１条（保険契約締結時の告知義務）

保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

第２条（告知内容の訂正に伴う保険料の返還または追加保険料の請求）

第１条（保険契約締結時の告知義務）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、別表１に規定する保険料を返還または請求します。

第３条（告知内容の訂正に伴う追加保険料の支払を怠った場合の保険契約の解除、保険料の返還および保険金支払への影響）

（１）保険契約者が第２条（告知内容の訂正に伴う保険料の返還または追加保険料の請求）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、当会社は、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

（２）（１）の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行い、解除の効力は、将来に向かってのみ生じます。

（３）（１）の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合には、当会社は、別表２に規定する保険料を返還します。

（４）（１）の規定によりこの保険契約を解除できる場合は、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

第４条（告知義務を怠った場合の保険契約の解除および保険料の返還）

（１）保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、この保険契約を解除することができます。

（２）［業務災害補償グループおよび従業員等の傷害・疾病補償グループに属する特約にのみ適用］

（１）の場合において、事実を告げなかったことまたは事実と異なることを告げたことが、この保険契約が継続された時または保険期間の中途において、保険金額を増額した時になされたものである場合は、当会社は、その増額した部分のみ解除する

ことができるものとします。

（3）（1）および（2）の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行い、解除の効力は、将来に向かってのみ生じます。

（4）（1）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① （1）に規定する事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、（1）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注1）

③ 保険契約者または被保険者が、保険事故が発生する前に、告知事項につき、書面等により訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が（1）の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時（注2）から2年を経過した場合

（注1）当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

（注2）［業務災害補償グループおよび従業員等の傷害・疾病補償グループに属する特約にのみ適用］

この保険契約が次のいずれかに該当する場合は、それぞれ次のいずれかに掲げる時をいいます。

ア．この保険契約が継続されたものである場合は、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の締結時

イ．アにかかわらず、この保険契約が継続された時または保険期間の中途において、保険金額を増額したものである場合は、その増額した部分については、増額をした時

（5）（1）の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合には、当会社は、別表2に規定する保険料を返還します。

第5条（告知義務を怠った場合の保険金支払への影響）

（1）第4条（告知義務を怠った場合の保険契約の解除および保険料の返還）（1）の規定による解除が保険事故が発生した後になされた場合であっても、第4条（3）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（2）（1）の規定は、第4条（告知義務を怠った場合の保険契約の解除および保険料の返還）（1）に規定する事実に基づかずに発生した保険事故については適用しません。

（3）（1）および（2）の規定にかかわらず、保険料の算出基礎が売上高等の場合で、保険契約者または被保険者が、売上高等について保険契約締結時に事実と異なる金額を申告し、申告した額が実際の額に不足するときは、当会社は、実際の額に基づく保険料に対する申告した額に基づく保険料の不足する割合をもって、保険金の支払額を削減することができます。なお、直近の会計年度の売上高等を適用することが適当でない特別の事情がある場合は、売上高等を調整することができるものとします。

第2節　通知義務

第6条（保険契約締結後の通知義務）

保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

① 告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注1）

② ［業務災害補償グループに属する特約にのみ適用］

法定外補償規定（注2）を新設または変更したこと。

③ ［営業損失・経済損害補償グループ（区分B）および物の損害補償グループに属する特約にのみ適用］

ア．保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造または用途を変更したこと。

イ．保険の対象を他の場所に移転したこと。

（注1）告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面などにおいてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

（注2）法定外補償規定とは、従業員等に対し、労災保険法等の給付のほかに一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規程等をいいます。なお、労災保険法等とは、労働者災害補償保険法もしくは船員保険法またはその他日本国の労働災害補償法令をいいます。

第７条（通知に伴う保険料の返還または追加保険料の請求）

第６条（保険契約締結後の通知義務）に規定する変更の事実が発生した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、別表３に規定する保険料を返還または請求します。

第８条（通知に伴う追加保険料の支払を怠った場合の保険契約の解除、保険料の返還および保険金支払への影響）

（１）保険契約者が第７条（通知に伴う保険料の返還または追加保険料の請求）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、当会社は、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

（２）（１）の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行い、解除の効力は、将来に向かってのみ生じます。

（３）（１）の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合には、当会社は、別表２に規定する保険料を返還します。

（４）（１）の規定によりこの保険契約を解除できる場合は、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

（５）（４）の規定は、第６条（保険契約締結後の通知義務）に規定する変更の事実が生じた場合における、その変更の事実が生じた時より前に発生した保険事故については適用しません。

第９条（通知義務を怠った場合の保険契約の解除および保険料の返還）

（１）第６条（保険契約締結後の通知義務）に規定する事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく第６条の規定による通知をしなかったときは、当会社は、この保険契約を解除することができます。

（２）（１）の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行い、解除の効力は、将来に向かってのみ生じます。

（３）（１）の規定は、当会社が、（１）の規定による解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合または危険増加が生じた時から２年を経過した場合には適用しません。

（４）（１）の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合には、当会社は、別表２に規定する保険料を返還します。

第 10 条（通知義務を怠った場合の保険金支払への影響）

（１）第９条（通知義務を怠った場合の保険契約の解除および保険料の返還）（１）の規定による解除が保険事故が発生した後になされた場合であっても、第９条（２）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故については、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（２）（１）の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した保険事故については適用しません。

第 11 条（引受範囲を超えた場合の保険契約の解除、保険料の返還および保険金支払への影響）

（１）第９条（通知義務を怠った場合の保険契約の解除および保険料の返還）（１）の規定にかかわらず、第６条（保険契約締結後の通知義務）の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲（注）を超えることとなった場合には、当会社は、この保険契約を解除することができます。

（注）保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面などにおいて定めたものをいいます。

（２）（１）の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行い、解除の効力は、将来に向かってのみ生じます。

（３）（１）の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合には、当会社は、別表２に規定する保険料を返還します。

（４）（１）の規定による解除が保険事故が発生した後になされた場合であっても、（２）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故については、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第３節　保険契約の内容の変更

第 12 条（保険契約者の住所変更）

（１）保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

（2）保険契約者が（1）の規定による通知をしなかった場合において、当会社が保険契約者の住所または通知先を確認できなかったときは、当会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。ただし、保険契約の取消しまたは解除を通知する場合には、この規定は適用しません。

第 13 条（保険契約の条件変更および変更に伴う保険料の返還または追加保険料の請求）

第 1 条（保険契約締結時の告知義務）および第 6 条（保険契約締結後の通知義務）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面等により保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、別表 3 に規定する保険料を返還または請求します。

第 14 条（条件変更に伴う追加保険料の支払を怠った場合の保険金支払への影響）

保険契約者が第 13 条（保険契約の条件変更および変更に伴う保険料の返還または追加保険料の請求）の追加保険料の支払を怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に発生した保険事故については、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定に従い、保険金を支払います。

第 15 条（保険の対象の譲渡）［物の損害補償グループに属する特約にのみ適用］

（1）保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面等によりその旨を当会社に通知しなければなりません。

（2）（1）の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款およびこれに付帯された特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、（1）の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面等によりその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

（3）当会社が（2）の規定による承認をする場合には、第 20 条（保険契約の失効）（1）①イの規定にかかわらず、（2）の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第４節　保険金額の調整［物の損害補償グループに属する特約にのみ適用］

第 16 条（保険金額の調整）［物の損害補償グループに属する特約にのみ適用］

（1）保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。

（2）保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第 17 条（保険金額の調整に伴う保険料の返還）［物の損害補償グループに属する特約にのみ適用］

（1）第 16 条（保険金額の調整）（1）の規定により、保険契約者がこの保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。

（2）第 16 条（保険金額の調整）（2）の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、別表 4 に規定する保険料を返還します。

第５節　保険契約の無効

第 18 条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第 19 条（無効に伴う保険料の返還）

当会社は、第 18 条（保険契約の無効）の規定による保険契約の無効の場合には、保険料を返還しません。

第６節　保険契約の失効または終了

第 20 条（保険契約の失効）

（１）保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合は、この保険契約（注）は、その事実が発生した時に失効します。

①　［物の損害補償グループに属する特約にのみ適用］

ア．保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第 22 条（保険契約の終了）（１）の規定によりこの保険契約が終了した場合を除きます。

イ．保険の対象が譲渡された場合。ただし、第 15 条（保険の対象の譲渡）（３）の規定により権利および義務が譲渡された場合を除きます。

②　［営業損失・経済損害補償グループ（区分Ｂ）に属する特約にのみ適用］

営業を廃止した場合

（注）この保険契約に、①または②の事実の発生により失効する補償特約以外の補償特約が付帯されている場合は、①または②の事実の発生により失効する補償特約のみをいいます。

（２）［営業損失・経済損害補償グループ（区分Ｂ）および物の損害補償グループに属する特約にのみ適用］

おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が２以上ある場合には、それぞれについて、（１）の規定を適用します。

第 21 条（失効に伴う保険料の返還）

（１）この保険契約（注）が失効となる場合には、当会社は、別表２に規定する保険料を返還します。

（注）失効に該当する事実の発生により失効する保険契約または補償特約をいいます。

（２）［営業損失・経済損害補償グループ（区分Ｂ）および物の損害補償グループに属する特約にのみ適用］

おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が２以上ある場合には、それぞれについて、（１）の規定を適用します。

第 22 条（保険契約の終了）［物の損害補償グループに属する特約にのみ適用］

（１）特約で規定する損害保険金の支払額が１回の事故につき保険金額（注１）の 80％に相当する額を超えた場合は、この保険契約（注２）は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了（注３）します。

（注１）保険金額が特約で規定する保険価額を超える場合は、その保険価額とします。

（注２）この保険契約に、この規定により終了する補償特約以外の補償特約が付帯されている場合は、この規定により終了する補償特約のみをいいます。

（注３）この保険契約の全部または一部が終了することをいいます。

（２）（１）の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。

（３）おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が２以上ある場合には、それぞれについて、（１）および（２）の規定を適用します。

第 23 条（終了に伴う保険料の返還）［物の損害補償グループに属する特約にのみ適用］

（１）第 22 条（保険契約の終了）（１）の規定によりこの保険契約（注）が終了した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

（注）第 22 条（１）の規定により終了する保険契約または補償特約をいいます。

（２）おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が２以上ある場合には、それぞれについて、（１）の規定を適用します。

第７節　保険契約の取消し

第 24 条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第 25 条（取消しに伴う保険料の返還）

当会社は、第 24 条（保険契約の取消し）の規定による保険契約の取消しの場合には、保険料を返還しません。

第８節　重大事由による保険契約の解除

第 26 条（重大事由が生じた場合の保険契約の解除）

（１）次のいずれかに該当する事由がある場合には、当会社は、この保険契約を解除することができます。

①　保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

②　被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③　保険契約者または被保険者（注１）が、次のいずれかに該当すること。

ア．反社会的勢力（注２）に該当すると認められること。

イ．反社会的勢力（注２）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ．反社会的勢力（注２）を不当に利用していると認められること。

エ．法人である場合において、反社会的勢力（注２）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ．その他反社会的勢力（注２）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④　①から③までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（注１）物の損害補償グループに属する特約における被保険者に限ります。

（注２）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（２）次のいずれかに該当する事由がある場合には、当会社は、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。

①　被保険者（注１）が、（１）③アからオまでのいずれかに該当すること。

②　被保険者（注２）に生じた損害等に対して支払う保険金を受け取るべき者が、（１）③アからオまでのいずれかに該当すること。

（注１）賠償責任補償グループ、業務災害補償グループ、従業員等の傷害・疾病補償グループまたは営業損失・経済損害補償グループ（区分Ａおよび区分Ｂ）に属する特約における被保険者に限ります。

（注２）従業員等の傷害・疾病補償グループに属する特約における被保険者に限ります。

（３）（１）および（２）の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行い、解除の効力は、将来に向かってのみ生じます。

第 27 条（重大事由が生じた場合の解除に伴う保険料の返還）

第 26 条（重大事由が生じた場合の保険契約の解除）の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合には、当会社は、別表２に規定する保険料を返還します。

第 28 条（重大事由が生じた場合の保険金支払への影響）

（１）第 26 条（重大事由が生じた場合の保険契約の解除）（１）または（２）の規定による解除が保険事故が発生した後になされた場合であっても、第 26 条（３）の規定にかかわらず、第 26 条（１）①から④までの事由または第 26 条（２）①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故については、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（２）保険契約者または被保険者（注）が第 26 条（重大事由が生じた場合の保険契約の解除）（１）③アからオまでのいずれかに該当することにより第 26 条（１）の規定による解除がなされた場合には、（１）の規定は、次の損害等については適用しません。

①　賠償責任補償グループ、業務災害補償グループ、営業損失・経済損害補償グループ（区分Ａおよび区分Ｂ）または物の損害補償グループに属する特約に基づき保険金を支払うべき損害等のうち、第 26 条（１）③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害等

②　第 26 条（１）③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

（注）物の損害補償グループに属する特約における被保険者に限ります。

（３）被保険者（注１）または被保険者（注２）に生じた損害等に対して支払う保険金を受け取るべき者が第 26 条（重大事由が生じた場合の保険契約の解除）（１）③アからオまでのいずれかに該当することにより第 26 条（２）の規定による解除がなされた場合には、（１）の規定は、次の損害等については適用しません。

① 賠償責任補償グループ、業務災害補償グループまたは営業損失・経済損害補償グループ（区分Aおよび区分B）に属する特約に基づき保険金を支払うべき損害等のうち、第26条（1）③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害等

② 第26条（1）③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

③ 従業員等の傷害・疾病補償グループに属する特約に基づき保険金を支払うべき損害等のうち、第26条（1）③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害等。ただし、その損害等に対して支払う保険金を受け取るべき者が第26条（1）③アからオまでのいずれかに該当する場合には、その者の受け取るべき金額に限り、（1）の規定を適用するものとします。

（注1）賠償責任補償グループ、業務災害補償グループ、従業員等の傷害・疾病補償グループまたは営業損失・経済損害補償グループ（区分Aおよび区分B）に属する特約における被保険者に限ります。

（注2）従業員等の傷害・疾病補償グループに属する特約における被保険者に限ります。

第9節　保険契約者による保険契約の解約

第29条（保険契約者による保険契約の解約）

（1）保険契約者は、この保険契約を解約することができます。

（2）［業務災害補償グループおよび従業員等の傷害・疾病補償グループに属する特約にのみ適用］

この保険契約が次のいずれかに該当する場合で、その一部を解約することにより保険金額を減額するときは、次のいずれかの増額をした時が、保険契約者から一部解約の通知を受けた時に最も近い保険金額から減額するものとします。

① 継続された時において保険金額を増額したものである場合

② 保険期間の中途において保険金額を増額したものである場合

（3）［物の損害補償グループに属する特約にのみ適用］

（1）にかかわらず、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければこの保険契約を解約することはできません。ただし、質権または譲渡担保権の効力が及ばない保険の対象についてはこの規定を適用しません。

（4）（1）の解約は、保険契約者から当会社に対する書面等による通知をもって行い、解約の効力は、将来に向かってのみ生じます。

第30条（保険契約者による解約に伴う保険料の返還）

第29条（保険契約者による保険契約の解約）の規定により、保険契約者がこの保険契約を解約した場合には、当会社は、別表2に規定する保険料を返還します。

第10節　被保険者による特約の解約請求
［従業員等の傷害・疾病補償グループに属する特約にのみ適用］

第31条（被保険者による特約の解約請求）［従業員等の傷害・疾病補償グループに属する特約にのみ適用］

（1）被保険者が保険契約者以外の者である場合には、保険契約者との別段の合意があるときを除き、その被保険者は、保険契約者に対し、この保険契約に適用された特約（注）の解約を求めることができます。

（注）この保険契約に付帯された従業員等の傷害・疾病補償グループに属する特約をいいます。ただし、その被保険者に係る部分に限ります。

（2）保険契約者は、被保険者から（1）に規定する解約請求があった場合は、当会社に対する通知をもって、その特約（注）を解約しなければなりません。

（注）この保険契約に付帯された従業員等の傷害・疾病補償グループに属する特約をいいます。ただし、その被保険者に係る部分に限ります。

（3）（1）の解約は、将来に向かってのみ、その効力を生じます。

第32条（被保険者による解約に伴う保険料の返還）［従業員等の傷害・疾病補償グループに属する特約にのみ適用］

第31条（被保険者による特約の解約請求）（2）の規定により、保険契約者がその特約（注）を解約した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

（注）この保険契約に付帯された従業員等の傷害・疾病補償グループに属する特約をいいます。ただし、その被保険者に係る部分に限ります。

第 11 節　その他

第 33 条（損害等および災害の予防）

保険契約者または被保険者は、保険事故による損害等および災害の発生を予防するため、法令等に定められた義務の履行等の必要な措置を講じなければなりません。

第 34 条（当会社による調査）

（1）当会社は、いつでも保険契約者または被保険者に対し、次の事項の調査および閲覧をすることができます。

① 第 33 条（損害等および災害の予防）の規定に従い講じている措置

② ［業務災害補償グループおよび従業員等の傷害・疾病補償グループに属する特約にのみ適用］
保険契約者または被保険者の事業場、災害防止のための安全衛生に関する施設および労働条件等

③ ［営業損失・経済損害補償グループ（区分Ｂ）および物の損害補償グループに属する特約にのみ適用］
保険の対象またはこれを収容する建物もしくは敷地内

④ ［営業損失・経済損害補償グループ（区分Ｂ）に属する特約にのみ適用］
帳簿その他の書類の閲覧

（2）（1）①および②において不備が発見された場合は、当会社は、保険契約者または被保険者に対して、自己の費用負担によって不備の改善を行うことを請求することができます。

第２章　当会社の支払責任、事故が生じてからの注意および保険金支払について

第 35 条（保険責任の始期および終期）

（1）当会社の保険責任の始期および終期は、次の規定によります。

①　開始時間	ア．保険期間の初日の午後４時に始まります。 イ．アの規定にかかわらず、保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻に始まります。
②　終了時間	保険期間の末日の午後４時に終わります。

（2）（1）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

（3）保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に発生した保険事故については、保険金を支払いません。

第 36 条（保険金を支払う場合）

当会社は、この保険契約に適用される普通保険約款およびこれに付帯された特約に従い、保険金を支払います。

第 37 条（保険金を支払わない場合）

当会社が保険金を支払わない場合は、この保険契約に適用される普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定によります。

第 38 条（事故発生時の義務・義務違反および保険金支払）

次の規定については、それぞれこの保険契約に適用される普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定によります。

① 事故発生時の義務等

② 事故発生時の義務を怠った場合の保険金の支払への影響

③ 保険金請求権の発生時期および時効

④ 保険金請求の方法および必要な書類等

⑤ 当会社が求める協力に応じなかった場合または保険金請求書類に偽造等があった場合の保険金支払への影響

⑥ 保険金の支払時期

⑦ 特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期

⑧ 保険金の支払に必要な確認を妨げた場合または協力をしない場合の保険金支払時期への影響

第３章　その他の注意

第 39 条（保険証券の不発行の特則）

当会社は、保険契約者の申出により、保険証券またはこれに代わる書面の発行を行わないことがあります。この場合において、この保険契約の内容として電磁的方法で提供した事項を、保険証券の記載事項とみなして、この保険契約に適用される普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を適用します。

第 40 条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

（１）この保険契約について、保険契約者または被保険者が２名以上である場合は、当会社は、代表者１名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。

（２）（１）の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の１名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。

（３）保険契約者または被保険者が２名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款およびこれに付帯された特約に関する義務を負うものとします。

第 41 条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第 42 条（準拠法）

この保険契約に適用される普通保険約款およびこれに付帯された特約に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表１　告知内容の訂正の際の返還保険料と追加保険料

①　返還保険料

変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、当会社は、次の算式により算出した額の保険料を返還します。

$$\boxed{\text{返還保険料の額}} = \boxed{\text{変更前の保険料}} - \boxed{\text{変更後の保険料}}$$

②　追加保険料

変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、当会社は、次の算式により算出した額の保険料を請求します。

$$\boxed{\text{追加保険料の額}} = \boxed{\text{変更後の保険料}} - \boxed{\text{変更前の保険料}}$$

③　その他

保険期間が１年を超えもしくは１年に満たない場合、この保険契約に付帯された特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等の場合には、①および②にかかわらず、当会社は、別に定める方法により保険料を返還または請求することがあります。

別表２　解除、解約および失効の際の返還保険料

①　返還保険料

当会社は、次の算式により算出した額の保険料を返還します。

$$\boxed{\text{返還保険料の額}} = \boxed{\text{保険料（注１）}} \times \left(1 - \frac{\boxed{\begin{array}{c}\text{既経過期間に}\\ \text{おける月数(注２)}\end{array}}}{12}\right)$$

②　その他

保険期間が１年を超えもしくは１年に満たない場合、この保険契約に付帯された特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等の場合には、①にかかわらず、当会社は、別に定める方法により保険料を返還することがあります。

（注１）この保険契約が解除、解約または失効となった日の保険契約の条件に基づく保険料をいいます。

（注２）１か月に満たない期間は１か月とします。

別表３　通知および保険契約の条件変更の際の返還保険料と追加保険料

①　返還保険料

変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、当会社は、次の算式により算出した額の保険料を返還します。

$$\boxed{\text{返還保険料の額}} = \left(\boxed{\begin{array}{c}\text{変更前の}\\ \text{保険料}\end{array}} - \boxed{\begin{array}{c}\text{変更後の}\\ \text{保険料}\end{array}} \right) \times \left(1 - \frac{\boxed{\begin{array}{c}\text{既経過期間に}\\ \text{おける月数(注)}\end{array}}}{12} \right)$$

② 追加保険料

変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、当会社は、次の算式により算出した額の保険料を請求します。

$$\boxed{\text{追加保険料の額}} = \left(\boxed{\begin{array}{c}\text{変更後の}\\ \text{保険料}\end{array}} - \boxed{\begin{array}{c}\text{変更前の}\\ \text{保険料}\end{array}} \right) \times \frac{\boxed{\begin{array}{c}\text{未経過期間に}\\ \text{おける月数(注)}\end{array}}}{12}$$

③ その他

保険期間が１年を超えもしくは１年に満たない場合、この保険契約に付帯された特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等の場合には、①および②にかかわらず、当会社は、別に定める方法により保険料を返還または請求することがあります。

（注）１か月に満たない期間は１か月とします。

別表４　保険金額の調整の際の返還保険料

① 返還保険料

当会社は、次の算式により算出した額の保険料を返還します。

$$\boxed{\text{返還保険料の額}} = \left(\boxed{\begin{array}{c}\text{旧条件による}\\ \text{保険料（注１）}\end{array}} - \boxed{\begin{array}{c}\text{新条件による}\\ \text{保険料（注２）}\end{array}} \right) \times \left(1 - \frac{\boxed{\begin{array}{c}\text{既経過期間に}\\ \text{おける月数(注３)}\end{array}}}{12} \right)$$

② その他

保険期間が１年を超えもしくは１年に満たない場合、この保険契約に付帯された特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等の場合には、①にかかわらず、当会社は、別に定める方法により保険料を返還することがあります。

（注１）減額すべき事実が判明した日の保険契約の条件に基づく保険料をいいます。

（注２）減額すべき保険金額を控除した後の保険料をいいます。

（注３）１か月に満たない期間は１か月とします。

初回保険料の口座振替に関する特約

この特約は、総合事業者保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）に付帯されます。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
こ	口座振替	指定口座から当会社の口座に振り替えることをいいます。
し	指定口座	保険契約者が指定する口座をいいます。
	初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は一時払保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は初回分割保険料をいいます。
て	提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
ね	年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
ふ	分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数に分割して払い込むものとして保険証券に記載された保険料をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、次の条件をすべて満たす場合で、かつ、保険契約者が初回保険料を口座振替の方法により払い込むことを当会社が承認したときに適用されます。

① 保険契約締結の際に、指定口座が提携金融機関に設定されていること。

② 保険契約締結の際に、保険契約者から当会社への損害保険料口座振替依頼書等の提出がなされていること。

第２条（初回保険料の払込み）

（１）初回保険料の払込みは、（４）に規定する初回保険料払込期日に口座振替によって行うものとします。

（２）初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。

（３）保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

（４）初回保険料払込期日は、保険期間の初日の属する月の振替日（注）とします。

（注）振替日は損害保険料口座振替依頼書等に記載された期日とします。

（５）当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日までに初回保険料の払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、当会社が口座振替請求を行った最も早い振替日（注）を初回保険料払込期日とみなしてこの特約を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

（注）その振替日が初回保険料払込期日の属する月の翌々月の振替日以降となる場合には、初回保険料払込期日の属する月の翌々月の振替日とします。

（６）この保険契約に、保険料分割払特約が適用されている場合で、保険期間の初日の属する月の翌月以降に初回保険料を口座振替するときは、当会社は、保険料分割払特約の第２回以降に払い込むべき保険料と初回保険料を同時に口座振替します。

第３条（初回保険料領収前の事故）

（１）初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。

（２）当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料領収前に発生した保険事故に対しては、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に定める保険料領収前の保険事故の取扱いに関する規定を適用しません。

（３）保険契約者が（１）に規定する初回保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認める場合は、当会社は、（１）、（２）、（６）および第４条（保険契約の解除－初回保険料不払の場合）（１）の「初回保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「初回保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えて、この特約を適用します。この場合において、この保険契約に、分割払特約が付帯されているときは、当会社は、保険契約者に対して初回保険料払込期日の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料を併せて請求できるものとします。

（４）（２）の規定により、被保険者または保険金を受け取るべき者が、初回保険料領収前に発生した保険事故に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は、初回保険料を当会社に払い込まなければなりません。

（５）（４）の規定にかかわらず、保険事故の発生の日が、初回保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を初回保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその保険事故に対して保険金を支払います。

（６）（５）の確約に反して保険契約者が初回保険料払込期日に初回保険料の払込みを怠り、かつ、初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当会社は、既に支払った保険金について、その返還を請求することができます。

第４条（保険契約の解除－初回保険料不払の場合）

（１）当会社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。

（２）（１）の規定は、この保険契約に付帯された保険料分割払特約の保険契約の解除に関する規定に優先して適用されます。

（３）（１）の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第５条（普通保険約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を適用します。

保険料分割払特約

この特約は、総合事業者保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）に付帯されます。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
こ	口座振替	指定口座から当会社の口座に振り替えることをいいます。
し	次回払込期日	払込期日のその翌月の払込期日をいいます。
	指定口座	保険契約者が指定する口座をいいます。
	初回追加保険料	追加保険料を一括して払い込む場合は、その追加保険料をいい、分割して払い込む場合は、初回分割追加保険料をいいます。
つ	追加保険料	普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定により、当会社が請求する追加保険料をいいます。
て	提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
ね	年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
は	払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
ふ	分割追加保険料	追加保険料を残余の回数および金額に分割して払い込む場合におけるその分割した追加保険料をいいます。
	分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数に分割して払い込むものとして保険証券に記載された保険料をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者が年額保険料を分割保険料に分割して払い込むことを当会社が承認した場合に適用されます。

第２条（分割保険料の払込み）

（１）保険契約者は、分割保険料を次の区分に従い、当会社に払い込まなければなりません。

区　分	分割保険料の払込み
①　初回分割保険料	この保険契約の締結と同時に払い込むものとします。
②　第２回以降の分割保険料	払込期日までに払い込むものとします。

（２）第２回以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、払込期日にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。

（３）第２回以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険契約者が第２回分割保険料を払い込むべき払込期日までのその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第３回分割保険料の払込期日を第２回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

第３条（分割保険料領収前の事故）

（１）保険期間が始まった後でも、保険契約者が初回分割保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、初回分割保険料領収前に発生した保険事故については、保険金を支払いません。

（２）保険契約者が、第２回以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日までのその払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日の翌日以後に発生した保険事故に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険契約者がその払込期日の属する月の翌月末日までにその分割保険料を払い込んだ場合を除きます。

（３）（２）の規定にかかわらず、保険契約者が、保険事故の発生の日までに到来した払込期日に払い込むべき分割保険料の払込み

を怠った場合において、被保険者または保険金を受け取るべき者が払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末日までに保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者は、保険事故の発生の日までに到来した払込期日に払い込むべき分割保険料の全額を当会社に払い込まなければなりません。

（4）（2）の規定にかかわらず、第2回以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、かつ、保険契約者がその分割保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めるときは、当会社は、（2）、（3）および第6条（保険契約の解除－分割保険料不払の場合）（1）①の「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えて、この特約を適用します。この場合において、当会社は、保険契約者に対してその分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料を併せて請求できるものとします。

第4条（追加保険料の払込み）

（1）普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定により、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、次の①または②のいずれかの方法に従い、追加保険料を当会社に払い込まなければなりません。

① 追加保険料の全額を、一時に払い込む

② 残余の分割回数がある場合は、追加保険料をその回数および金額に分割して払い込む

（2）（1）の場合において、追加保険料を分割して払い込むときは、分割追加保険料を残余の払込期日までに払い込まなければなりません。

（3）（1）の場合において、追加保険料を口座振替により払い込むときは、当会社は、追加保険料（注）を払い込むべき払込期日を、提携金融機関において口座振替が可能となる最初の口座振替日とすることができます。

（注）分割追加保険料については、初回分割追加保険料をいいます。

第5条（追加保険料不払の場合の取扱い）

（1）当会社は、次のいずれかの規定により、保険契約者が初回追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 普通保険約款第2条（告知内容の訂正に伴う保険料の返還または追加保険料の請求）

② 普通保険約款第7条（通知に伴う保険料の返還または追加保険料の請求）

③ 地震保険普通保険約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（1）または（2）

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、初回追加保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込みがなかった場合に限ります。

（2）（1）の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

（3）（1）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合において、未経過期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保険料と既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。

（4）（1）①から③までの規定により追加保険料を請求する場合において、（1）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません（注1）。ただし、普通保険約款第6条（保険契約締結後の通知義務）に規定する事実の発生によって危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前の期間（注2）に発生した保険事故については適用しません。

（注1）既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

（注2）保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加が生じた時より前の期間をいいます。

（5）保険契約者が、次のいずれかの規定により、当会社が請求した初回追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、初回追加保険料領収前に発生した保険事故については、保険契約の条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定に従い、保険金を支払います。

① 普通保険約款第13条（保険契約の条件変更および変更に伴う保険料の返還または追加保険料の請求）

② 地震保険普通保険約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（6）

（6）初回追加保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みがなかった場合で、その払込期日の属する月の翌月末日までに発生した保険事故について、初回追加保険料を請求すべき事由に対する保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者はその払込期日に払い込むべき保険料（注）を当会社に払い込まなければなりません。

（注）初回追加保険料とその払込期日までに払い込むべき分割保険料とを合計した保険料をいいます。

（7）（1）および（6）の規定にかかわらず、初回追加保険料の払込方法が口座振替による場合で、かつ、保険契約者が初回追加保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めるときは、当会社は、

（1）および（6）の「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えて、この特約を適用します。この場合において、当会社は、保険契約者に対してその初回追加保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料を併せて請求できるものとします。

第６条（保険契約の解除－分割保険料不払の場合）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。

① 払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

（2）（1）の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。この場合の解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

① （1）①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日

② （1）②による解除の場合は、次回払込期日

（3）（1）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、既に領収した保険料は返還しません。ただし、未経過期間に相当する保険料がある場合は、既に領収した保険料と既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。

第７条（普通保険約款等との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を適用します。

死亡補償保険金支払特約

この特約は、総合事業者保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）に付帯され、業務災害補償グループに属するものとします。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
い	医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	医師	被保険者または補償対象者が医師である場合は、被保険者または補償対象者以外の医師をいいます。
	遺族	労働基準法施行規則第 42 条から第 45 条までにいう遺族補償を受けるべき者をいいます。ただし、これに該当する者がいない場合は、補償対象者の法定相続人とします。
き	記名被保険者	保険証券に記名被保険者として記載された者をいいます。

	用語	定義
き	業務に従事中	次のいずれかに該当している間をいいます。ただし、いずれの場合も、労災保険法等の規定による業務災害または通勤災害に該当する間を含みます。 ア．補償対象者が職務等（注１）に従事している間および補償対象者が住居と被保険者の業務に従事する場所との間を合理的な経路および方法により往復する間 イ．アにかかわらず､補償対象者が被保険者の役員等（注２）である場合における職務等（注１）に従事している間とは、役員等（注２）としての職務に従事している間（注３）で、かつ、次のいずれかに掲げる間をいいます。 （ア）被保険者の就業規則等に定められた正規の就業時間中（注４） （イ）被保険者の業務を行う施設内または業務を行う場所にいる間 （ウ）被保険者の業務を行う場所と被保険者の業務を行う他の場所との間を合理的な経路および方法により往復する間 （エ）取引先との契約、会議（注５）等のために、取引先の施設内にいる間および取引先の施設と住居または被保険者の業務を行う施設との間を合理的な経路および方法により往復する間 （注１）被保険者の行う業務に係る職業または職務をいいます。 （注２）事業主または役員をいいます。 （注３）通勤途上を含みます。 （注４）休暇中を除きます。 （注５）会食を主な目的とするものを除きます。
こ	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、補償対象者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
し	身体障害	次のいずれかに該当する身体の障害をいいます。 ア．傷害 次のいずれかに該当するものをいいます。 （ア）急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害 （イ）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注１） イ．細菌性食中毒およびウイルス性食中毒（注２） ウ．業務に起因して生じた症状 業務遂行に伴って発生する症状のうち、平成 17 年 10 月 7 日総務省告示第 1147 号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病､傷害および死因統計分類提要　ICD － 10（2003 年版）準拠」に記載された分類項目中、次に掲げる基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。 （ア）熱および光線の作用（基本分類コード：T67） （イ）気圧または水圧の作用（基本分類コード：T70） （ウ）低酸素環境への閉じ込め（基本分類コード：W81） （エ）高圧、低圧および気圧の変化への曝露（基本分類コード：W94） エ．業務上疾病 労働基準法施行規則第 35 条に列挙されている疾病（注３）のうち、アからウまでに該当しないものをいいます。ただし、これを原因として補償対象者が死亡し労災保険法等によって給付が決定された場合に限り、第４条（保険金を支払う場合）（１）に該当する身体障害に含めるものとします。 （注１）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。 （注２）業務に従事中に摂取した食品が原因である場合に限ります。 （注３）石綿による肺がん･中皮腫その他の健康障害および塵肺症（じんぱいしょう）を除きます。

	用語	定義
し	身体障害を被った時	ア．傷害については、その原因となった事故発生の時 イ．細菌性食中毒およびウイルス性食中毒については、それらの原因となった食品を摂取した時 ウ．業務に起因して生じた症状については、医師の診断による発症または発病の時 エ．業務上疾病については、これを原因として補償対象者が死亡し、労災保険法等によって給付が決定された場合において、労災保険法等により特定された発症または発病の時
	身体障害を被った日	ア．傷害については、その原因となった事故発生の日 イ．細菌性食中毒およびウイルス性食中毒については、それらの原因となった食品を摂取した日 ウ．業務に起因して生じた症状については、医師の診断による発症または発病の日 エ．業務上疾病については、これを原因として補償対象者が死亡し、労災保険法等によって給付が決定された場合において、労災保険法等により特定された発症または発病の日
た	他の保険契約等	この補償特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ち	治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
ほ	保険金	死亡補償保険金をいいます。
	保険金額	保険証券記載の死亡補償保険金額をいいます。
ろ	労災保険法等	労働者災害補償保険法もしくは船員保険法またはその他日本国の労働災害補償法令をいいます。

＜法令＞

この特約における法令は、次のとおりとします。

	法令（法令番号）
さ	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
と	道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
へ	弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）
ろ	労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）

第１条（保険事故の範囲）

この特約において保険事故とは、次のいずれかの事由をいいます。

ア．補償対象者が被った身体障害が傷害である場合は、その原因となった事故

イ．補償対象者が被った身体障害が細菌性食中毒およびウイルス性食中毒である場合は、それらの原因となった食品の摂取

ウ．補償対象者が被った身体障害が業務に起因して生じた症状である場合は、その症状の発症または発病

エ．補償対象者が被った身体障害が、補償対象者が死亡し労災保険法等によって給付が決定された場合の業務上疾病であるときは、その発症または発病

第２条（被保険者の範囲）

この特約において被保険者とは、記名被保険者をいいます。

第３条（補償対象者の範囲）

この特約において補償対象者とは、被保険者の行う業務に従事する者のうち、保険証券に補償対象者として記載された者をいいます。

第４条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、補償対象者が被保険者の業務に従事中に身体障害を被り、かつ、その直接の結果として、次の①または②に該当した場合は、（２）の金額を、保険金として被保険者に支払います。

① 身体障害を被った日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合

② 身体障害が業務上疾病であって、これを原因として補償対象者が死亡し労災保険法等によって給付が決定された場合

（２）保険金として支払う金額は、被保険者が補償対象者の遺族に支払うものとしてこの保険契約において定める金額であって、保険証券に記載された金額とします。

第５条（保険期間と支払責任の関係）

当会社は、補償対象者が身体障害を被った時が保険期間中である場合に限り、保険金を支払います。ただし、同一の補償対象者が被った同一の原因から発生した一連の身体障害は、発生の時または発生の場所を問わず、最初の身体障害が発生した時にすべて発生したものとみなします。

第６条（保険適用地域と支払責任の関係）

当会社は、次のいずれかに該当する場合についてのみ保険金を支払います。

① 被保険者が日本国内において行う事業に従事する補償対象者が、日本国内または国外で身体障害を被り、かつ、日本国内または国外で死亡した場合

② 被保険者が日本国外において行う事業に派遣された補償対象者が、日本国内または国外で身体障害を被り、かつ、日本国内または国外で死亡した場合

第７条（保険金を支払わない場合）

（１）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって補償対象者が被った身体障害（注１）については、保険金を支払いません。

① 保険契約者もしくは被保険者（注２）またはこれらの事業場の責任者の故意または重大な過失

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注３）

③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④ 核燃料物質（注４）もしくは核燃料物質（注４）によって汚染された物（注５）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染

（注１）これらの事由がなければ発生または拡大しなかった身体障害を含みます。

（注２）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注３）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注４）使用済燃料を含みます。

（注５）原子核分裂生成物を含みます。

（２）当会社は、次のいずれかに該当する身体障害については、保険金を支払いません。

① 風土病による身体障害

② 補償対象者の故意、または補償対象者の重大な過失のみによって、その補償対象者本人が被った身体障害

③ 補償対象者の自殺行為によってその補償対象者本人が被った身体障害。ただし、自殺行為の原因を問わず、労災保険法等によって給付が決定された場合には、保険金を支払います。

④ 補償対象者の犯罪行為または闘争行為によってその補償対象者本人が被った身体障害

⑤ 補償対象者が次のいずれかに該当する間にその補償対象者本人が被った身体障害

ア．法令に定められた運転資格（注１）を持たないで自動車（注２）もしくは原動機付自転車またはクレーンを運転している間

イ．道路交通法第 65 条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態で自動車（注２）もしくは原動機付自転車またはクレーンを運転している間

ウ．麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車（注２）もしくは原動機付自転車またはクレーンを運転している間

⑥ 補償対象者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた身体障害。ただし、次の場合は保険金を支払います。

ア．業務に起因して生じた症状に該当する場合

イ．補償対象者が死亡し労災保険法等によって給付が決定された業務上疾病に該当する場合

⑦ 補償対象者の妊娠、出産、早産または流産によって生じた身体障害

⑧ 補償対象者に対する外科的手術その他の医療処置によって生じた身体障害。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた身体障害が、当会社が保険金を支払うべき身体障害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。

（注１）運転する地における法令によるものをいい、走行以外の操作資格を含みます。

（注２）工作用自動車その他これらに類する自動車を含みます。

（３）当会社は、補償対象者の入浴中の溺水（注）に対しては、保険金を支払いません。ただし、補償対象者が、当会社が保険金を支払うべき身体障害を被り、その直接の結果として溺水（注）に至ったことが客観的に確認できる場合は、保険金を支払います。

（注）水中に没し、水を吸引したことによる窒息をいいます。

第８条（保険金の支払額）

（１）当会社は、第４条（保険金を支払う場合）（１）に該当する場合は、保険金額の全額を保険金として被保険者に支払います。

（２）（１）の規定にかかわらず、この特約の保険金および後遺障害補償保険金支払特約の後遺障害補償保険金については、同一の補償対象者が被った同一の原因から発生した身体障害における損害に対して、この特約の保険金または後遺障害補償保険金のいずれか高い金額を限度とします。

（３）自殺行為によって補償対象者が死亡しまたは補償対象者に後遺障害が生じ、労災保険法等によって給付が決定された場合で、その自殺行為の原因が、この特約の保険金または後遺障害補償保険金支払特約の後遺障害補償保険金の支払の対象となる業務上疾病であるときは、その業務上疾病と自殺行為を同一の原因から発生した身体障害とみなして、（２）の規定を適用します。

第９条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注）の合計額が補償対象者の遺族に支払われるべき補償金の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額（注）

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

補償対象者の遺族に支払われるべき補償金の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注）を限度とします。

（注）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第 10 条（死亡の推定）

補償対象者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて 30 日を経過してもなお補償対象者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、補償対象者が急激かつ偶然な外来の事故による傷害によって死亡したものと推定します。

第 11 条（他の身体の障害または疾病の影響）

（１）補償対象者が第４条（保険金を支払う場合）（１）の身体障害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または第４条（１）の身体障害を被った後にその原因と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により第４条（１）の身体障害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

（２）正当な理由がなく補償対象者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは被保険者が治療をさせなかったことにより第４条（保険金を支払う場合）（１）の身体障害が重大となった場合も、（１）と同様の方法で支払います。

（３）（１）および（２）の規定は、補償対象者が被った身体障害が業務上疾病であって、これを原因として補償対象者が死亡し労災保険法等によって給付が決定された場合には、適用しません。

第 12 条（事故発生時の義務等）

（１）補償対象者が第４条（保険金を支払う場合）（１）の身体障害を被った場合は、保険契約者または被保険者は、身体障害を被った日（注）からその日を含めて 30 日以内に身体障害発生の状況および身体障害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面等による通知もしくは説明を求めたときまたは補償対象者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

（注）補償対象者が被った身体障害が業務上疾病である場合は、補償対象者が死亡し労災保険法等によって給付が決定された日とします。

（２）補償対象者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または被保険者は、

その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面等により通知しなければなりません。

第13条（事故発生時の義務を怠った場合の保険金支払への影響）

保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第12条（事故発生時の義務等）の義務に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第14条（保険金請求権の発生時期および時効）

（1）当会社に対する保険金請求権は、補償対象者が死亡した時（注）から発生し、これを行使することができるものとします。

（注）補償対象者が被った身体障害が業務上疾病である場合は、その死亡に対して労災保険法等による給付が決定された時とします。

（2）保険金請求権は、（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第15条（保険金請求の方法および必要な書類等）

（1）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 保険金請求書
② 身体障害を被った者が補償対象者であることを確認できる書類
③ 当会社の定める身体障害状況報告書
④ 業務に従事中に被った身体障害であることを確認できる書類
⑤ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
⑥ 死亡診断書または死体検案書
⑦ 被保険者の印鑑証明書
⑧ 補償対象者の戸籍謄本
⑨ 当会社が補償対象者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
⑩ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
⑪ 労災保険法等の給付請求書（写）
（労災保険法等によって給付が決定されることが保険金支払要件である場合）
⑫ 労災保険法等の支給決定通知書（写）
（労災保険法等によって給付が決定されることが保険金支払要件である場合）
⑬ ①から⑫までのほか、当会社が第18条（保険金の支払時期）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面などにおいて定めたもの

（2）当会社は、保険事故の内容、身体障害の程度等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（1）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

第16条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

（1）当会社は、第12条（事故発生時の義務等）の規定による通知または第15条（保険金請求の方法および必要な書類等）の規定による請求を受けた場合は、身体障害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者または被保険者に対し当会社の指定する医師が作成した補償対象者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

（2）（1）の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。

（注1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（注2）収入の喪失を含みません。

第17条（当会社が求める協力に応じなかった場合または保険金請求書類に偽造等があった場合の保険金支払への影響）

保険契約者または被保険者による次の行為があった場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 正当な理由がなく第15条（保険金請求の方法および必要な書類等）（2）の規定に違反したこと。
② 第15条（1）または（2）の書類に事実と異なる記載をしたこと。

③　第 15 条（1）または（2）の書類もしくは証拠を偽造または変造したこと。

第 18 条（保険金の支払時期）

当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて 30 日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①　保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、保険事故の原因、保険事故発生の状況、身体障害発生の有無、補償対象者に該当する事実

②　保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③　保険金を算出するための確認に必要な事項として、身体障害の程度、保険事故と身体障害との関係、治療の経過および内容

④　保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤　①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害または費用について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注）被保険者が第 15 条（保険金請求の方法および必要な書類等）（1）の規定による手続を完了した日をいいます。

第 19 条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）

第 18 条（保険金の支払時期）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、第 18 条の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注 1）からその日を含めて次に掲げる日数（注 2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

照会または調査	日数
①　第 18 条①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注 3）	180 日
②　第 18 条①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90 日
③　第 18 条③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120 日
④　災害救助法が適用された災害の被災地域における第 18 条①から⑤までの事項の確認のための調査	60 日
⑤　第 18 条①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180 日

（注 1）被保険者が第 15 条（保険金請求の方法および必要な書類等）（1）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注 2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注 3）弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

第 20 条（保険金の支払に必要な確認を妨げた場合または協力をしない場合の保険金支払時期への影響）

第 18 条（保険金の支払時期）および第 19 条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、第 18 条または第 19 条の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第 21 条（当会社による第三者に対する権利の取得）

（1）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その賠償または求償により被保険者が取得した債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

①　当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

　　被保険者が取得した債権の全額

②　①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（2）（1）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（3）保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第 22 条（補償対象者の遺族への支払義務）

（1）被保険者は、第 4 条（保険金を支払う場合）により受領した保険金の全額を、補償対象者の遺族に支払わなければなりません。

（2）（1）の規定に違反した場合には、被保険者は、既に受領した保険金のうち補償対象者の遺族に支払われなかった部分を当会社に返還しなければなりません。

第 23 条（補償対象者の遺族への支払を証する書類）

（1）当会社が保険金を支払う場合は、被保険者は次に掲げる書類のいずれかを、保険金を受領した日からその日を含めて 30 日を経過する日または当会社が書面で承認した猶予期間内に当会社に提出しなければなりません。

① 補償対象者の遺族が保険金の請求内容について了知していることが確認できる書類

② 補償対象者の遺族が被保険者から金銭を受領したことが確認できる書類

③ 被保険者が補償対象者の遺族に金銭を支払ったことが確認できる書類

（2）次のいずれかを行った場合は、被保険者は既に受領した保険金を当会社に返還しなければなりません。

① 提出書類（注）に故意に事実と異なる記載をしまたは事実を記載しなかった場合

② 提出書類（注）を偽造しまたは変造した場合

③ （1）の義務に違反した場合

（注）（1）①から③までの書類をいいます。

第 24 条（普通保険約款等との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を適用します。

後遺障害補償保険金支払特約

この特約は、総合事業者保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）に付帯され、業務災害補償グループに属するものとします。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
い	医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	医師	被保険者または補償対象者が医師である場合は、被保険者または補償対象者以外の医師をいいます。
き	記名被保険者	保険証券に記名被保険者として記載された者をいいます。

	用語	定義
き	業務に従事中	次のいずれかに該当している間をいいます。ただし、いずれの場合も、労災保険法等の規定による業務災害または通勤災害に該当する間を含みます。 ア．補償対象者が職務等（注１）に従事している間および補償対象者が住居と被保険者の業務に従事する場所との間を合理的な経路および方法により往復する間 イ．アにかかわらず､補償対象者が被保険者の役員等（注２）である場合における職務等（注１）に従事している間とは、役員等（注２）としての職務に従事している間（注３）で、かつ、次のいずれかに掲げる間をいいます。 （ア）被保険者の就業規則等に定められた正規の就業時間中（注４） （イ）被保険者の業務を行う施設内または業務を行う場所にいる間 （ウ）被保険者の業務を行う場所と被保険者の業務を行う他の場所との間を合理的な経路および方法により往復する間 （エ）取引先との契約、会議（注５）等のために、取引先の施設内にいる間および取引先の施設と住居または被保険者の業務を行う施設との間を合理的な経路および方法により往復する間 （注１）被保険者の行う業務に係る職業または職務をいいます。 （注２）事業主または役員をいいます。 （注３）通勤途上を含みます。 （注４）休暇中を除きます。 （注５）会食を主な目的とするものを除きます。
こ	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、補償対象者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
し	身体障害	次のいずれかに該当する身体の障害をいいます。 ア．傷害 次のいずれかに該当するものをいいます。 （ア）急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害 （イ）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注１） イ．細菌性食中毒およびウイルス性食中毒（注２） ウ．業務に起因して生じた症状 業務遂行に伴って発生する症状のうち、平成 17 年 10 月 7 日総務省告示第 1147 号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病､傷害および死因統計分類提要　ICD － 10（2003 年版）準拠」に記載された分類項目中、次に掲げる基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。 （ア）熱および光線の作用（基本分類コード：T67） （イ）気圧または水圧の作用（基本分類コード：T70） （ウ）低酸素環境への閉じ込め（基本分類コード：W81） （エ）高圧、低圧および気圧の変化への曝露（基本分類コード：W94） エ．業務上疾病 労働基準法施行規則第 35 条に列挙されている疾病（注３）のうち、アからウまでに該当しないものをいいます。ただし、これを原因として補償対象者に後遺障害が生じ労災保険法等によって給付が決定された場合に限り、第４条（保険金を支払う場合）（１）に該当する身体障害に含めるものとします。 （注１）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。 （注２）業務に従事中に摂取した食品が原因である場合に限ります。 （注３）石綿による肺がん･中皮腫その他の健康障害および塵肺症（じんぱいしょう）を除きます。

	用語	定義
し	身体障害を被った時	ア．傷害については、その原因となった事故発生の時 イ．細菌性食中毒およびウイルス性食中毒については、それらの原因となった食品を摂取した時 ウ．業務に起因して生じた症状については、医師の診断による発症または発病の時 エ．業務上疾病については、これを原因として補償対象者に後遺障害が生じ、労災保険法等によって給付が決定された場合において、労災保険法等により特定された発症または発病の時
	身体障害を被った日	ア．傷害については、その原因となった事故発生の日 イ．細菌性食中毒およびウイルス性食中毒については、それらの原因となった食品を摂取した日 ウ．業務に起因して生じた症状については、医師の診断による発症または発病の日 エ．業務上疾病については、これを原因として補償対象者に後遺障害が生じ、労災保険法等によって給付が決定された場合において、労災保険法等により特定された発症または発病の日
た	他の保険契約等	この補償特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ち	治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
ほ	保険金	後遺障害補償保険金をいいます。
	保険金額	保険証券記載の後遺障害補償保険金額をいいます。
ろ	労災保険法等	労働者災害補償保険法もしくは船員保険法またはその他日本国の労働災害補償法令をいいます。

＜法令＞

この特約における法令は、次のとおりとします。

	法令（法令番号）
さ	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
と	道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
へ	弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）
ろ	労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）

第１条（保険事故の範囲）

この特約において保険事故とは、次のいずれかの事由をいいます。

ア．補償対象者が被った身体障害が傷害である場合は、その原因となった事故

イ．補償対象者が被った身体障害が細菌性食中毒およびウイルス性食中毒である場合は、それらの原因となった食品の摂取

ウ．補償対象者が被った身体障害が業務に起因して生じた症状である場合は、その症状の発症または発病

エ．補償対象者が被った身体障害が、補償対象者に後遺障害が生じ労災保険法等によって給付が決定された場合の業務上疾病であるときは、その発症または発病

第２条（被保険者の範囲）

この特約において被保険者とは、記名被保険者をいいます。

第３条（補償対象者の範囲）

この特約において補償対象者とは、被保険者の行う業務に従事する者のうち、保険証券に補償対象者として記載された者をいいます。

第４条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、補償対象者が被保険者の業務に従事中に身体障害を被り、かつ、その直接の結果として、次の①または②に該当した場合は、（２）の金額を、保険金として被保険者に支払います。

① 身体障害を被った日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合

② 身体障害が業務上疾病であって、これを原因として補償対象者に後遺障害が生じ労災保険法等によって給付が決定された場合

（2）保険金として支払う金額は、被保険者が補償対象者に支払うものとしてこの保険契約において定める金額であって、保険証券に記載された金額とします。

（3）（1）①の規定にかかわらず、補償対象者が身体障害を被った日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、身体障害を被った日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、第8条（保険金の支払額）（1）の保険金額を保険金として支払います。

（4）別表の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。ただし、別表に掲げる等級のうち、最も低い等級に至らない後遺障害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（保険期間と支払責任の関係）

当会社は、補償対象者が身体障害を被った時が保険期間中である場合に限り、保険金を支払います。ただし、同一の補償対象者が被った同一の原因から発生した一連の身体障害は、発生の時または発生の場所を問わず、最初の身体障害が発生した時にすべて発生したものとみなします。

第6条（保険適用地域と支払責任の関係）

当会社は、次のいずれかに該当する場合についてのみ保険金を支払います。

① 被保険者が日本国内において行う事業に従事する補償対象者が、日本国内または国外で身体障害を被り、かつ、日本国内または国外で補償対象者に後遺障害が生じた場合

② 被保険者が日本国外において行う事業に派遣された補償対象者が、日本国内または国外で身体障害を被り、かつ、日本国内または国外で補償対象者に後遺障害が生じた場合

第7条（保険金を支払わない場合）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって補償対象者が被った身体障害（注1）については、保険金を支払いません。

① 保険契約者もしくは被保険者（注2）またはこれらの事業場の責任者の故意または重大な過失

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）

③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）これらの事由がなければ発生または拡大しなかった身体障害を含みます。

（注2）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注4）使用済燃料を含みます。

（注5）原子核分裂生成物を含みます。

（2）当会社は、次のいずれかに該当する身体障害については、保険金を支払いません。

① 風土病による身体障害

② 補償対象者の故意、または補償対象者の重大な過失のみによって、その補償対象者本人が被った身体障害

③ 補償対象者の自殺行為によってその補償対象者本人が被った身体障害。ただし、自殺行為の原因を問わず、労災保険法等によって給付が決定された場合には、保険金を支払います。

④ 補償対象者の犯罪行為または闘争行為によってその補償対象者本人が被った身体障害

⑤ 補償対象者が次のいずれかに該当する間にその補償対象者本人が被った身体障害

ア．法令に定められた運転資格（注1）を持たないで自動車（注2）もしくは原動機付自転車またはクレーンを運転している間

イ．道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車（注2）もしくは原動機付自転車またはクレーンを運転している間

ウ．麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車（注２）もしくは原動機付自転車またはクレーンを運転している間

⑥　補償対象者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた身体障害。ただし、次の場合は保険金を支払います。

ア．業務に起因して生じた症状に該当する場合

イ．補償対象者に後遺障害が生じ労災保険法等によって給付が決定された業務上疾病に該当する場合

⑦　補償対象者の妊娠、出産、早産または流産によって生じた身体障害

⑧　補償対象者に対する外科的手術その他の医療処置によって生じた身体障害。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた身体障害が、当会社が保険金を支払うべき身体障害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。

（注１）運転する地における法令によるものをいい、走行以外の操作資格を含みます。

（注２）工作用自動車その他これらに類する自動車を含みます。

（３）当会社は、次のいずれかに該当する事由に対しては、保険金を支払いません。

①　補償対象者が頸部症候群（けいぶしょうこうぐん）（注１）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。この場合において、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

②　補償対象者の入浴中の溺水（注２）。ただし、補償対象者が、当会社が保険金を支払うべき身体障害を被り、その直接の結果として溺水（注２）に至ったことが客観的に確認できる場合は、保険金を支払います。

（注１）いわゆる「むちうち症」をいいます。

（注２）水中に没し、水を吸引したことによる窒息をいいます。

第８条（保険金の支払額）

（１）当会社は、第４条（保険金を支払う場合）（１）に該当する場合は、その後遺障害に対応する保険金額（注）を保険金として被保険者に支払います。

（注）補償対象者が被った身体障害が業務上疾病であって、これを原因として補償対象者に後遺障害が生じ労災保険法等によって給付が決定された場合は、別表に掲げる後遺障害の等級については、労災保険法等による決定に従うものとします。

（２）同一の原因により、２種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、次に掲げる保険金額を保険金として支払います。

①　別表の第１級から第５級までに掲げる後遺障害が２種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の３級上位の等級に対する保険金額

②　①以外の場合で、別表の第１級から第８級までに掲げる後遺障害が２種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の２級上位の等級に対する保険金額

③　①および②以外の場合で、別表の第１級から第13級までに掲げる後遺障害が２種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の１級上位の等級に対する保険金額

④　①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金額

（３）既に後遺障害のある補償対象者が第４条（保険金を支払う場合）（１）の身体障害を被ったことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の額を保険金として支払います。

保険金の額	＝	別表に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金額	－	既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金額

（４）（１）から（３）までの規定に基づいて、当会社が支払うべき保険金の額は、保険期間を通じ、同一の補償対象者に対し別表の第１級に対する保険金額をもって限度とします。

第９条（当会社の責任限度額）

当会社がこの特約に基づき支払うべき保険金の額は、保険期間を通じ、同一の補償対象者に対し保険金額をもって限度とします。

第 10 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注）の合計額が補償対象者に支払われるべき補償金の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

①　他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額（注）

②　他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

補償対象者に支払われるべき補償金の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引い

た残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注）を限度とします。

（注）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第 11 条（他の身体の障害または疾病の影響）

（1）補償対象者が第４条（保険金を支払う場合）（1）の身体障害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または第４条（1）の身体障害を被った後にその原因と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により第４条（1）の身体障害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

（2）正当な理由がなく補償対象者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは被保険者が治療をさせなかったことにより第４条（保険金を支払う場合）（1）の身体障害が重大となった場合も、（1）と同様の方法で支払います。

（3）（1）および（2）の規定は、補償対象者が被った身体障害が業務上疾病であって、これを原因として補償対象者に後遺障害が生じ労災保険法等によって給付が決定された場合には、適用しません。

第 12 条（事故発生時の義務等）

（1）補償対象者が第４条（保険金を支払う場合）（1）の身体障害を被った場合は、保険契約者または被保険者は、身体障害を被った日（注）からその日を含めて 30 日以内に身体障害発生の状況および身体障害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面等による通知もしくは説明を求めたときまたは補償対象者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

（注）補償対象者の被った身体障害が業務上疾病である場合は、補償対象者に後遺障害が生じたとして労災保険法等によって給付が決定された日とします。

（2）補償対象者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または被保険者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて 30 日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面等により通知しなければなりません。

第 13 条（事故発生時の義務を怠った場合の保険金支払への影響）

保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第 12 条（事故発生時の義務等）の義務に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 14 条（保険金請求権の発生時期および時効）

（1）当会社に対する保険金請求権は、次のうちいずれか早い時（注）から発生し、これを行使することができるものとします。

① 補償対象者に後遺障害が生じた時

② 身体障害を被った日からその日を含めて 180 日を経過した時

（注）補償対象者が被った身体障害が業務上疾病である場合は、その後遺障害に対して労災保険法等による給付が決定された時とします。

（2）保険金請求権は、（1）に定める時の翌日から起算して３年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第 15 条（保険金請求の方法および必要な書類等）

（1）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 保険金請求書

② 身体障害を被った者が補償対象者であることを確認できる書類

③ 当会社の定める身体障害状況報告書

④ 業務に従事中に被った身体障害であることを確認できる書類

⑤ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書

⑥ 後遺障害の程度を証明する医師の診断書

⑦ 被保険者の印鑑証明書

⑧ 当会社が補償対象者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書

⑨ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）

⑩ 労災保険法等の給付請求書（写）

（労災保険法等によって給付が決定されることが保険金支払要件である場合）

⑪　労災保険法等の支給決定通知書（写）
（労災保険法等によって給付が決定されることが保険金支払要件である場合）
⑫　①から⑪までのほか、当会社が第 18 条（保険金の支払時期）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面などにおいて定めたもの

（２）当会社は、保険事故の内容、身体障害の程度等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（１）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

第 16 条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

（１）当会社は、第 12 条（事故発生時の義務等）の規定による通知または第 15 条（保険金請求の方法および必要な書類等）の規定による請求を受けた場合は、身体障害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者または被保険者に対し当会社の指定する医師が作成した補償対象者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

（２）（１）の規定による診断または死体の検案（注１）のために要した費用（注２）は、当会社が負担します。
（注１）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
（注２）収入の喪失を含みません。

第 17 条（当会社が求める協力に応じなかった場合または保険金請求書類に偽造等があった場合の保険金支払への影響）

保険契約者または被保険者による次の行為があった場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

①　正当な理由がなく第 15 条（保険金請求の方法および必要な書類等）（２）の規定に違反したこと。
②　第 15 条（１）または（２）の書類に事実と異なる記載をしたこと。
③　第 15 条（１）または（２）の書類もしくは証拠を偽造または変造したこと。

第 18 条（保険金の支払時期）

当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて 30 日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①　保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、保険事故の原因、保険事故発生の状況、身体障害発生の有無、補償対象者に該当する事実
②　保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③　保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害または疾病の程度、保険事故と身体障害との関係、治療の経過および内容
④　保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤　①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害または費用について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注）被保険者が第 15 条（保険金請求の方法および必要な書類等）（１）の規定による手続を完了した日をいいます。

第 19 条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）

第 18 条（保険金の支払時期）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、第 18 条の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注１）からその日を含めて次に掲げる日数（注２）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

照会または調査	日数
①　第 18 条①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注３）	180 日
②　第 18 条①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90 日

照会または調査	日数
③　第 18 条③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120 日
④　災害救助法が適用された災害の被災地域における第 18 条①から⑤までの事項の確認のための調査	60 日
⑤　第 18 条①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180 日

（注１）被保険者が第 15 条（保険金請求の方法および必要な書類等）（１）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注２）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注３）弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

第 20 条（保険金の支払に必要な確認を妨げた場合または協力をしない場合の保険金支払時期への影響）

第 18 条（保険金の支払時期）および第 19 条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、第 18 条または第 19 条の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第 21 条（当会社による第三者に対する権利の取得）

（１）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その賠償または求償により被保険者が取得した債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

①　当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

②　①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（２）（１）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（３）保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（１）または（２）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第 22 条（補償対象者への支払義務）

（１）被保険者は、第４条（保険金を支払う場合）により受領した保険金の全額を、補償対象者に支払わなければなりません。

（２）（１）の規定に違反した場合には、被保険者は、既に受領した保険金のうち補償対象者に支払われなかった部分を当会社に返還しなければなりません。

第 23 条（補償対象者への支払を証する書類）

（１）当会社が保険金を支払う場合は、被保険者は次に掲げる書類のいずれかを、保険金を受領した日からその日を含めて 30 日を経過する日または当会社が書面で承認した猶予期間内に当会社に提出しなければなりません。

①　補償対象者が保険金の請求内容について了知していることが確認できる書類

②　補償対象者が被保険者から金銭を受領したことが確認できる書類

③　被保険者が補償対象者に金銭を支払ったことが確認できる書類

（２）次のいずれかを行った場合は、被保険者は既に受領した保険金を当会社に返還しなければなりません。

①　提出書類（注）に故意に事実と異なる記載をしまたは事実を記載しなかった場合

②　提出書類（注）を偽造しまたは変造した場合

③　（１）の義務に違反した場合

（注）（１）①から③までの書類をいいます。

（３）（１）の規定にかかわらず、当会社が定めた基準を満たす場合で、かつ、当会社が特に承認したときには、当会社が補償対象者に直接行う保険金請求内容についての了知の確認により（１）①の書類の提出に代わるものとすることができます。

第 24 条（普通保険約款等との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を適用します。

別表　後遺障害等級表

等級	後　遺　障　害
第１級	（１）両眼が失明したもの （２）咀しゃく（そしゃく）および言語の機能を廃したもの （３）神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの （４）胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの （５）両上肢をひじ関節以上で失ったもの （６）両上肢の用を全廃したもの （７）両下肢をひざ関節以上で失ったもの （８）両下肢の用を全廃したもの
第２級	（１）１眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が 0.02 以下になったもの （２）両眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの （３）神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの （４）胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの （５）両上肢を手関節以上で失ったもの （６）両下肢を足関節以上で失ったもの
第３級	（１）１眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの （２）咀しゃく（そしゃく）または言語の機能を廃したもの （３）神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの （４）胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの （５）両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）
第４級	（１）両眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの （２）咀しゃく（そしゃく）および言語の機能に著しい障害を残すもの （３）両耳の聴力を全く失ったもの （４）１上肢をひじ関節以上で失ったもの （５）１下肢をひざ関節以上で失ったもの （６）両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） （７）両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第５級	（１）１眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの （２）神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの （３）胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの （４）１上肢を手関節以上で失ったもの （５）１下肢を足関節以上で失ったもの （６）１上肢の用を全廃したもの （７）１下肢の用を全廃したもの （８）両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）

等級	後　遺　障　害
第６級	（１）両眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの （２）咀しゃく（そしゃく）または言語の機能に著しい障害を残すもの （３）両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの （４）１耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの （５）脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの （６）１上肢の３大関節中の２関節の用を廃したもの （７）１下肢の３大関節中の２関節の用を廃したもの （８）１手の５の手指または母指を含み４の手指を失ったもの
第７級	（１）１眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの （２）両耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの （３）１耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が１ｍ以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの （４）神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの （５）胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの （６）１手の母指を含み３の手指または母指以外の４の手指を失ったもの （７）１手の５の手指または母指を含み４の手指の用を廃したもの （８）１足をリスフラン関節以上で失ったもの （９）１上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの （10）１下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの （11）両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第１の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第１の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） （12）外貌に著しい醜状を残すもの （13）両側の睾丸（こうがん）を失ったもの
第８級	（１）１眼が失明し、または１眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの （２）脊柱に運動障害を残すもの （３）１手の母指を含み２の手指または母指以外の３の手指を失ったもの （４）１手の母指を含み３の手指または母指以外の４の手指の用を廃したもの （５）１下肢を５cm 以上短縮したもの （６）１上肢の３大関節中の１関節の用を廃したもの （７）１下肢の３大関節中の１関節の用を廃したもの （８）１上肢に偽関節を残すもの （９）１下肢に偽関節を残すもの （10）１足の足指の全部を失ったもの

等級	後　遺　障　害
第９級	（１）両眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの （２）１眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの （３）両眼に半盲症、視野狭窄（しやきょうさく）または視野変状を残すもの （４）両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの （５）鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの （６）咀しゃく（そしゃく）および言語の機能に障害を残すもの （７）両耳の聴力が１ｍ以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの （８）１耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が１ｍ以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの （９）１耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) １手の母指または母指以外の２の手指を失ったもの (13) １手の母指を含み２の手指または母指以外の３の手指の用を廃したもの (14) １足の第１の足指を含み２以上の足指を失ったもの (15) １足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの
第 10 級	（１）１眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの （２）正面視で複視を残すもの （３）咀しゃく（そしゃく）または言語の機能に障害を残すもの （４）14 歯以上に対し歯科補綴（しかほてつ）を加えたもの （５）両耳の聴力が１ｍ以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの （６）１耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの （７）１手の母指または母指以外の２の手指の用を廃したもの （８）１下肢を３cm 以上短縮したもの （９）１足の第１の足指または他の４の足指を失ったもの (10) １上肢の３大関節中の１関節の機能に著しい障害を残すもの (11) １下肢の３大関節中の１関節の機能に著しい障害を残すもの
第 11 級	（１）両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの （２）両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの （３）１眼のまぶたに著しい欠損を残すもの （４）10 歯以上に対し歯科補綴（しかほてつ）を加えたもの （５）両耳の聴力が１ｍ以上の距離では小声を解することができない程度になったもの （６）１耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの （７）脊柱に変形を残すもの （８）１手の示指、中指または環指を失ったもの （９）１足の第１の足指を含み２以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの

等級	後　遺　障　害
第 12 級	（1）１眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの （2）１眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの （3）７歯以上に対し歯科補綴（しかほてつ）を加えたもの （4）１耳の耳殻の大部分を欠損したもの （5）鎖骨、胸骨、肋骨（ろっこつ）、肩甲骨（けんこうこつ）または骨盤骨に著しい変形を残すもの （6）１上肢の３大関節中の１関節の機能に障害を残すもの （7）１下肢の３大関節中の１関節の機能に障害を残すもの （8）長管骨に変形を残すもの （9）１手の小指を失ったもの (10) １手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) １足の第２の足指を失ったもの、第２の足指を含み２の足指を失ったものまたは第３の足指以下の３の足指を失ったもの (12) １足の第１の足指または他の４の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの
第 13 級	（1）１眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの （2）１眼に半盲症、視野狭窄（しやきょうさく）または視野変状を残すもの （3）正面視以外で複視を残すもの （4）両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの （5）５歯以上に対し歯科補綴（しかほてつ）を加えたもの （6）胸腹部臓器の機能に障害を残すもの （7）１手の小指の用を廃したもの （8）１手の母指の指骨の一部を失ったもの （9）１下肢を１cm 以上短縮したもの (10) １足の第３の足指以下の１または２の足指を失ったもの (11) １足の第２の足指の用を廃したもの、第２の足指を含み２の足指の用を廃したものまたは第３の足指以下の３の足指の用を廃したもの
第 14 級	（1）１眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの （2）３歯以上に対し歯科補綴（しかほてつ）を加えたもの （3）１耳の聴力が１m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの （4）上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの （5）下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの （6）１手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの （7）１手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの （8）１足の第３の足指以下の１または２の足指の用を廃したもの （9）局部に神経症状を残すもの

注１　上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注２　関節等の説明図

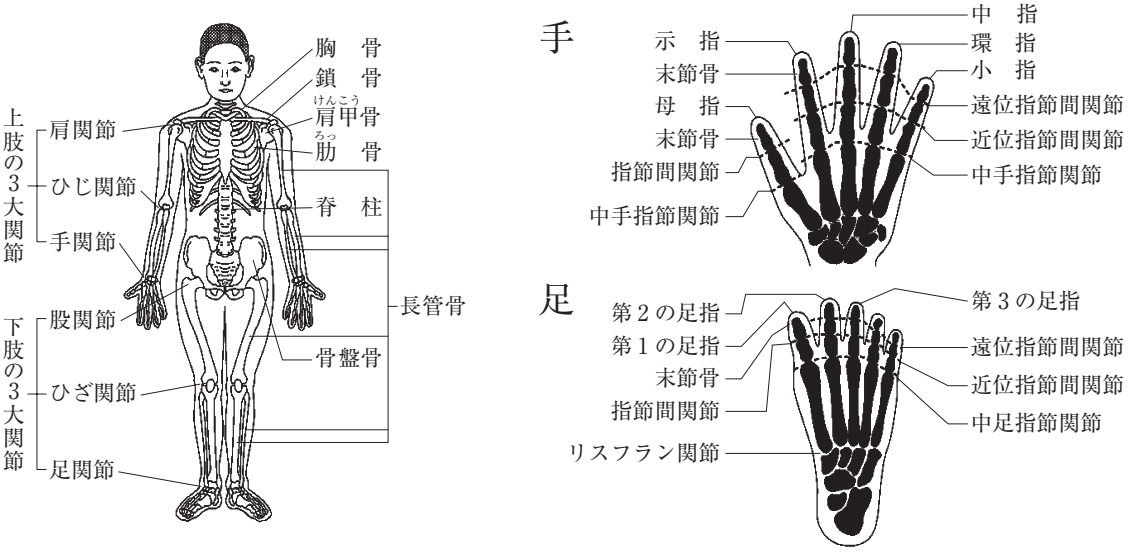

入院補償保険金支払特約

この特約は、総合事業者保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）に付帯され、業務災害補償グループに属するものとします。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
い	医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	医師	被保険者または補償対象者が医師である場合は、被保険者または補償対象者以外の医師をいいます。
き	記名被保険者	保険証券に記名被保険者として記載された者をいいます。
	業務に従事中	次のいずれかに該当している間をいいます。ただし、いずれの場合も、労災保険法等の規定による業務災害または通勤災害に該当する間を含みます。 ア．補償対象者が職務等（注１）に従事している間および補償対象者が住居と被保険者の業務に従事する場所との間を合理的な経路および方法により往復する間 イ．アにかかわらず、補償対象者が被保険者の役員等（注２）である場合における職務等（注１）に従事している間とは、役員等（注２）としての職務に従事している間（注３）で、かつ、次のいずれかに掲げる間をいいます。 （ア）被保険者の就業規則等に定められた正規の就業時間中（注４） （イ）被保険者の業務を行う施設内または業務を行う場所にいる間 （ウ）被保険者の業務を行う場所と被保険者の業務を行う他の場所との間を合理的な経路および方法により往復する間 （エ）取引先との契約、会議（注５）等のために、取引先の施設内にいる間および取引先の施設と住居または被保険者の業務を行う施設との間を合理的な経路および方法により往復する間 （注１）被保険者の行う業務に係る職業または職務をいいます。 （注２）事業主または役員をいいます。 （注３）通勤途上を含みます。 （注４）休暇中を除きます。 （注５）会食を主な目的とするものを除きます。

	用語	定義
け	継続契約	入院補償保険金支払特約付保険契約の保険期間の終了日（注）を保険期間の開始日とする入院補償保険金支払特約付保険契約をいいます。 （注）その入院補償保険金支払特約付保険契約が終了日前に解除または解約されていた場合にはその解除日または解約日をいいます。
こ	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、補償対象者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
し	初年度契約	継続契約以外の入院補償保険金支払特約付保険契約をいいます。
	身体障害	次のいずれかに該当する身体の障害をいいます。 ア．傷害 次のいずれかに該当するものをいいます。 （ア）急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害 （イ）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注１） イ．細菌性食中毒およびウイルス性食中毒（注２） ウ．業務に起因して生じた症状 業務遂行に伴って発生する症状のうち、平成 17 年 10 月 7 日総務省告示第 1147 号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要　ICD － 10（2003 年版）準拠」に記載された分類項目中、次に掲げる基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。 （ア）熱および光線の作用（基本分類コード：T67） （イ）気圧または水圧の作用（基本分類コード：T70） （ウ）低酸素環境への閉じ込め（基本分類コード：W81） （エ）高圧、低圧および気圧の変化への曝露（基本分類コード：W94） エ．業務上疾病 労働基準法施行規則第 35 条に列挙されている疾病（注３）のうち、アからウまでに該当しないものをいいます。ただし、これを原因として現実に労災保険法等による給付対象となる資格を有する補償対象者が入院し労災保険法等による給付の請求が受理された場合に限り、第４条（保険金を支払う場合）（１）に該当する身体障害に含めるものとします。 （注１）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。 （注２）業務に従事中に摂取した食品が原因である場合に限ります。 （注３）石綿による肺がん･中皮腫その他の健康障害および塵肺症（じんぱいしょう）を除きます。
	身体障害を被った時	ア．傷害については、その原因となった事故発生の時 イ．細菌性食中毒およびウイルス性食中毒については、それらの原因となった食品を摂取した時 ウ．業務に起因して生じた症状については、医師の診断による発症または発病の時 エ．業務上疾病については、医師の診断による発症または発病の時
	身体障害を被った日	ア．傷害については、その原因となった事故発生の日 イ．細菌性食中毒およびウイルス性食中毒については、それらの原因となった食品を摂取した日 ウ．業務に起因して生じた症状については、医師の診断による発症または発病の日 エ．業務上疾病については、医師の診断による発症または発病の日
た	他の保険契約等	この補償特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ち	治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
に	入院	自宅等での治療が困難なため、病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
	入院補償保険金支払特約付保険契約	この特約を付帯した普通保険約款に基づく保険契約をいいます。

	用語	定義
ひ	病院等	病院または診療所をいいます。
ほ	保険金	入院補償保険金をいいます。
	保険金日額	保険証券記載の入院補償保険金日額をいいます。
ろ	労災保険法等	労働者災害補償保険法もしくは船員保険法またはその他日本国の労働災害補償法令をいいます。

＜法令＞

この特約における法令は、次のとおりとします。

	法令（法令番号）
さ	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
そ	臓器の移植に関する法律（平成 9 年法律第 104 号）
と	道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
へ	弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）
ろ	労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）

第１条（保険事故の範囲）

この特約において保険事故とは、次のいずれかの事由をいいます。

ア．補償対象者が被った身体障害が傷害である場合は、その原因となった事故

イ．補償対象者が被った身体障害が細菌性食中毒およびウイルス性食中毒である場合は、これらの原因となった食品の摂取

ウ．補償対象者が被った身体障害が業務に起因して生じた症状である場合は、その症状の発症または発病

エ．補償対象者が被った身体障害が、補償対象者が入院し労災保険法等による給付の請求が受理された場合の業務上疾病であるときは、その発症または発病

第２条（被保険者の範囲）

この特約において被保険者とは、記名被保険者をいいます。

第３条（補償対象者の範囲）

この特約において補償対象者とは、被保険者の行う業務に従事する者のうち、保険証券に補償対象者として記載された者をいいます。

第４条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、補償対象者が被保険者の業務に従事中に身体障害を被り、かつ、その直接の結果として、入院した場合は、（２）の金額を、保険金として被保険者に支払います。

（２）保険金として支払う金額は、被保険者が補償対象者に支払うものとしてこの保険契約において定める金額であって、保険証券に記載された金額とします。

第５条（保険期間と支払責任の関係）

（１）当会社は、補償対象者が身体障害を被った時が保険期間中である場合に限り、保険金を支払います。ただし、同一の補償対象者が被った同一の原因から発生した一連の身体障害は、発生の時または発生の場所を問わず、最初の身体障害が発生した時にすべて発生したものとみなします。

（２）（１）の規定にかかわらず、補償対象者が被った身体障害が業務上疾病であって、これを原因として補償対象者が入院し労災保険法等による給付の請求が受理された場合は、当会社は、補償対象者が入院を開始した時が保険期間中であるときに限り、保険金を支払います。ただし、この場合において、この保険契約が初年度契約であって、身体障害を被った時が保険期間の開始時もしくはこの保険契約の補償対象者となった時より前であるとき、または、この保険契約が継続契約であって、身体障害を被った時がこの保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時もしくはこの保険契約の補償対象者となった時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。

第６条（保険適用地域と支払責任の関係）

当会社は、次のいずれかに該当する場合についてのみ保険金を支払います。

① 被保険者が日本国内において行う事業に従事する補償対象者が、日本国内または国外で身体障害を被り、かつ、日本国内または国外で入院した場合

② 被保険者が日本国外において行う事業に派遣された補償対象者が、日本国内または国外で身体障害を被り、かつ、日本国内または国外で入院した場合

第７条（保険金を支払わない場合）

（１）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって補償対象者が被った身体障害（注１）については、保険金を支払いません。

① 保険契約者もしくは被保険者（注２）またはこれらの事業場の責任者の故意または重大な過失

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注３）

③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④ 核燃料物質（注４）もしくは核燃料物質（注４）によって汚染された物（注５）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染

（注１）これらの事由がなければ発生または拡大しなかった身体障害を含みます。

（注２）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注３）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注４）使用済燃料を含みます。

（注５）原子核分裂生成物を含みます。

（２）当会社は、次のいずれかに該当する身体障害については、保険金を支払いません。

① 風土病による身体障害

② 補償対象者の故意、または補償対象者の重大な過失のみによって、その補償対象者本人が被った身体障害

③ 補償対象者の自殺行為によってその補償対象者本人が被った身体障害。ただし、自殺行為の原因を問わず、労災保険法等によって給付が決定された場合には、保険金を支払います。

④ 補償対象者の犯罪行為または闘争行為によってその補償対象者本人が被った身体障害

⑤ 補償対象者が次のいずれかに該当する間にその補償対象者本人が被った身体障害

ア．法令に定められた運転資格（注１）を持たないで自動車（注２）もしくは原動機付自転車またはクレーンを運転している間

イ．道路交通法第 65 条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態で自動車（注２）もしくは原動機付自転車またはクレーンを運転している間

ウ．麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車（注２）もしくは原動機付自転車またはクレーンを運転している間

⑥ 補償対象者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた身体障害。ただし、次の場合は保険金を支払います。

ア．業務に起因して生じた症状に該当する場合

イ．補償対象者が入院し労災保険法等による給付の請求が受理された業務上疾病に該当する場合

⑦ 補償対象者の妊娠、出産、早産または流産によって生じた身体障害

⑧ 補償対象者に対する外科的手術その他の医療処置によって生じた身体障害。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた身体障害が、当会社が保険金を支払うべき身体障害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。

（注１）運転する地における法令によるものをいい、走行以外の操作資格を含みます。

（注２）工作用自動車その他これらに類する自動車を含みます。

（３）当会社は、次のいずれかに該当する事由に対しては、保険金を支払いません。

① 補償対象者が頸部症候群（けいぶしょうこうぐん）（注１）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。この場合において、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

② 補償対象者の入浴中の溺水（注２）。ただし、補償対象者が、当会社が保険金を支払うべき身体障害を被り、その直接の結

果として溺水（注２）に至ったことが客観的に確認できる場合は、保険金を支払います。

（注１）いわゆる「むちうち症」をいいます。

（注２）水中に没し、水を吸引したことによる窒息をいいます。

第８条（保険金の支払額）

（１）当会社は、第４条（保険金を支払う場合）（１）に該当する場合は、その入院期間に対し、次の算式によって算出した額を保険金として被保険者に支払います。

保険金の支払額 ＝ 保険金日額 × 入院した日数(注１)

（注１）180 日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、身体障害を被った日（注２）からその日を含めて 180 日を経過した後の入院期間に対しては、保険金を支払いません。

（注２）補償対象者が被った身体障害が業務上疾病であって、これを原因として補償対象者が入院し労災保険法等による給付の請求が受理された場合は、補償対象者が入院を開始した日とします。

（２）（１）の入院期間には、臓器の移植に関する法律第６条（臓器の摘出）の規定によって、同条第４項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第 11 条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。

（注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

（３）補償対象者が保険金の支払を受けられる期間中にさらに第４条（保険金を支払う場合）（１）の身体障害を被った場合においても、当会社は、重複しては保険金を支払いません。

（４）補償対象者の被った身体障害が業務上疾病である場合において、補償対象者が身体障害を被った時の属する日から保険金を支払うべき入院を開始した日までの間に、この入院補償保険金支払特約付保険契約（注１）の支払条件の変更があったときは、当会社は、この保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、変更前の支払条件により算出された保険金の額（注２）のうち、いずれか低い金額を支払います。

（注１）この保険契約が継続契約である場合は、継続前の保険契約も含みます。

（注２）２回以上の変更があった場合は、各々の変更前の支払条件により算出された保険金の額のうち、最も低い金額とします。

第９条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注）の合計額が補償対象者に支払われるべき補償金の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額（注）

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

補償対象者に支払われるべき補償金の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注）を限度とします。

（注）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第 10 条（他の身体の障害または疾病の影響）

（１）補償対象者が第４条（保険金を支払う場合）（１）の身体障害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または第４条（１）の身体障害を被った後にその原因と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により第４条（１）の身体障害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

（２）正当な理由がなく補償対象者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは被保険者が治療をさせなかったことにより第４条（保険金を支払う場合）（１）の身体障害が重大となった場合も、（１）と同様の方法で支払います。

（３）（１）および（２）の規定は、補償対象者が被った身体障害が業務上疾病であって、これを原因として補償対象者が入院し労災保険法等による給付の請求が受理された場合には、適用しません。

第 11 条（事故発生時の義務等）

（１）補償対象者が第４条（保険金を支払う場合）（１）の身体障害を被った場合は、保険契約者または被保険者は、身体障害を被った日（注）からその日を含めて 30 日以内に身体障害発生の状況および身体障害の程度を当会社に通知しなければなりません。

この場合において、当会社が書面等による通知もしくは説明を求めたときまたは補償対象者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

（注）補償対象者が被った身体障害が業務上疾病である場合は、補償対象者が入院し、かつ、労災保険法等による給付の請求が受理された日とします。

（2）補償対象者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または被保険者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面等により通知しなければなりません。

第12条（事故発生時の義務を怠った場合の保険金支払への影響）

保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第11条（事故発生時の義務等）の義務に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第13条（保険金請求権の発生時期および時効）

（1）当会社に対する保険金請求権は、次の時から発生し、これを行使することができるものとします。

区分	内容
① 補償対象者が被った身体障害が業務上疾病でない場合	次のうちいずれか早い時。 ア．補償対象者が被った第4条（保険金を支払う場合）（1）の身体障害の治療を目的とした入院が終了した時 イ．身体障害を被った日からその日を含めて180日を経過した時
② 補償対象者が被った身体障害が業務上疾病である場合	その入院に対して労災保険法等による給付の請求が受理された時。 ただし、その時以降も入院が継続されている場合は、次のうちいずれか早い時とします。 ア．入院が終了した時 イ．入院を開始した日からその日を含めて180日を経過した時

（2）保険金請求権は、（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第14条（保険金請求の方法および必要な書類等）

（1）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 保険金請求書
② 身体障害を被った者が補償対象者であることを確認できる書類
③ 当会社の定める身体障害状況報告書
④ 業務に従事中に被った身体障害であることを確認できる書類
⑤ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
⑥ 身体障害の程度を証明する医師の診断書
⑦ 入院した日数を記載した病院等の証明書類
⑧ 被保険者の印鑑証明書
⑨ 当会社が補償対象者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
⑩ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
⑪ 労災保険法等の給付請求書（写）
（労災保険法等による給付を請求し受理されることが保険金支払要件である場合）
⑫ ①から⑪までのほか、当会社が第17条（保険金の支払時期）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面などにおいて定めたもの

（2）当会社は、保険事故の内容、身体障害の程度等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（1）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

第15条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

（1）当会社は、第11条（事故発生時の義務等）の規定による通知または第14条（保険金請求の方法および必要な書類等）の規定による請求を受けた場合は、身体障害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者または被

保険者に対し当会社の指定する医師が作成した補償対象者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

（2）（1）の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。

（注1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（注2）収入の喪失を含みません。

第16条（当会社が求める協力に応じなかった場合または保険金請求書類に偽造等があった場合の保険金支払への影響）

保険契約者または被保険者による次の行為があった場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 正当な理由がなく第14条（保険金請求の方法および必要な書類等）（2）の規定に違反したこと。

② 第14条（1）または（2）の書類に事実と異なる記載をしたこと。

③ 第14条（1）または（2）の書類もしくは証拠を偽造または変造したこと。

第17条（保険金の支払時期）

当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、保険事故の原因、保険事故発生の状況、身体障害発生の有無、補償対象者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、身体障害の程度、保険事故と身体障害との関係、治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害または費用について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注）被保険者が第14条（保険金請求の方法および必要な書類等）（1）の規定による手続を完了した日をいいます。

第18条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）

第17条（保険金の支払時期）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、第17条の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

照会または調査	日数
① 第17条①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）	180日
② 第17条①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ 第17条③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法が適用された災害の被災地域における第17条①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ 第17条①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

（注1）被保険者が第14条（保険金請求の方法および必要な書類等）（1）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

第19条（保険金の支払に必要な確認を妨げた場合または協力をしない場合の保険金支払時期への影響）

第17条（保険金の支払時期）および第18条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、こ

れにより確認が遅延した期間については、第17条または第18条の期間に算入しないものとします。
（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第20条（当会社による第三者に対する権利の取得）

（1）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その賠償または求償により被保険者が取得した債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（2）（1）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（3）保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第21条（補償対象者への支払義務）

（1）被保険者は、第4条（保険金を支払う場合）により受領した保険金の全額を、補償対象者に支払わなければなりません。

（2）（1）の規定に違反した場合には、被保険者は、既に受領した保険金のうち補償対象者に支払われなかった部分を当会社に返還しなければなりません。

第22条（補償対象者への支払を証する書類）

（1）当会社が保険金を支払う場合は、被保険者は次に掲げる書類のいずれかを、保険金を受領した日からその日を含めて30日を経過する日または当会社が書面で承認した猶予期間内に当会社に提出しなければなりません。

① 補償対象者が保険金の請求内容について了知していることが確認できる書類
② 補償対象者が被保険者から金銭を受領したことが確認できる書類
③ 被保険者が補償対象者に金銭を支払ったことが確認できる書類

（2）次のいずれかを行った場合は、被保険者は既に受領した保険金を当会社に返還しなければなりません。

① 提出書類（注）に故意に事実と異なる記載をしまたは事実を記載しなかった場合
② 提出書類（注）を偽造しまたは変造した場合
③ （1）の義務に違反した場合

（注）（1）①から③までの書類をいいます。

（3）（1）の規定にかかわらず、当会社が定めた基準を満たす場合で、かつ、当会社が特に承認したときには、当会社が補償対象者に直接行う保険金請求内容についての了知の確認により（1）①の書類の提出に代わるものとすることができます。

第23条（普通保険約款等との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を適用します。

手術補償保険金支払特約

この特約は、総合事業者保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）に付帯され、業務災害補償グループに属するものとします。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
い	医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
	医師	被保険者または補償対象者が医師である場合は、被保険者または補償対象者以外の医師をいいます。
き	記名被保険者	保険証券に記名被保険者として記載された者をいいます。
	業務に従事中	次のいずれかに該当している間をいいます。ただし、いずれの場合も、労災保険法等の規定による業務災害または通勤災害に該当する間を含みます。 ア．補償対象者が職務等（注１）に従事している間および補償対象者が住居と被保険者の業務に従事する場所との間を合理的な経路および方法により往復する間 イ．アにかかわらず、補償対象者が被保険者の役員等（注２）である場合における職務等（注１）に従事している間とは、役員等（注２）としての職務に従事している間（注３）で、かつ、次のいずれかに掲げる間をいいます。 （ア）被保険者の就業規則等に定められた正規の就業時間中（注４） （イ）被保険者の業務を行う施設内または業務を行う場所にいる間 （ウ）被保険者の業務を行う場所と被保険者の業務を行う他の場所との間を合理的な経路および方法により往復する間 （エ）取引先との契約、会議（注５）等のために、取引先の施設内にいる間および取引先の施設と住居または被保険者の業務を行う施設との間を合理的な経路および方法により往復する間 （注１）被保険者の行う業務に係る職業または職務をいいます。 （注２）事業主または役員をいいます。 （注３）通勤途上を含みます。 （注４）休暇中を除きます。 （注５）会食を主な目的とするものを除きます。
け	継続契約	手術補償保険金支払特約付保険契約の保険期間の終了日（注）を保険期間の開始日とする手術補償保険金支払特約付保険契約をいいます。 （注）その手術補償保険金支払特約付保険契約が終了日前に解除または解約されていた場合にはその解除日または解約日をいいます。
こ	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、補償対象者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
	公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法 ② 国民健康保険法 ③ 国家公務員共済組合法 ④ 地方公務員等共済組合法 ⑤ 私立学校教職員共済法 ⑥ 船員保険法 ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律
し	歯科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

	用語	定義
し	手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（注１）。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。 ア．創傷処理 イ．皮膚切開術 ウ．デブリードマン エ．骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ．抜歯手術 ② 先進医療（注２）に該当する診療行為（注３） （注１）歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 （注２）手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限ります。 （注３）治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
	手術補償保険金支払特約付保険契約	この特約を付帯した普通保険約款に基づく保険契約をいいます。
	初年度契約	継続契約以外の手術補償保険金支払特約付保険契約をいいます。
	身体障害	次のいずれかに該当する身体の障害をいいます。 ア．傷害 次のいずれかに該当するものをいいます。 （ア）急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害 （イ）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注１） イ．細菌性食中毒およびウイルス性食中毒（注２） ウ．業務に起因して生じた症状 業務遂行に伴って発生する症状のうち、平成 17 年 10 月 7 日総務省告示第 1147 号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要　ICD － 10（2003 年版）準拠」に記載された分類項目中、次に掲げる基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。 （ア）熱および光線の作用（基本分類コード：T67） （イ）気圧または水圧の作用（基本分類コード：T70） （ウ）低酸素環境への閉じ込め（基本分類コード：W81） （エ）高圧、低圧および気圧の変化への曝露（基本分類コード：W94） エ．業務上疾病 労働基準法施行規則第 35 条に列挙されている疾病（注３）のうち、アからウまでに該当しないものをいいます。ただし、これを原因として現実に労災保険法等による給付対象となる資格を有する補償対象者が手術を受け労災保険法等による給付の請求が受理された場合に限り、第４条（保険金を支払う場合）（１）に該当する身体障害に含めるものとします。 （注１）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。 （注２）業務に従事中に摂取した食品が原因である場合に限ります。 （注３）石綿による肺がん･中皮腫その他の健康障害および塵肺症（じんぱいしょう）を除きます。

	用語	定義
し	身体障害を被った時	ア．傷害については、その原因となった事故発生の時 イ．細菌性食中毒およびウイルス性食中毒については、それらの原因となった食品を摂取した時 ウ．業務に起因して生じた症状については、医師の診断による発症または発病の時 エ．業務上疾病については、医師の診断による発症または発病の時
	身体障害を被った日	ア．傷害については、その原因となった事故発生の日 イ．細菌性食中毒およびウイルス性食中毒については、それらの原因となった食品を摂取した日 ウ．業務に起因して生じた症状については、医師の診断による発症または発病の日 エ．業務上疾病については、医師の診断による発症または発病の日
た	他の保険契約等	この補償特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ち	治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
に	入院	自宅等での治療が困難なため、病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
ひ	病院等	病院または診療所をいいます。
ほ	保険金	手術補償保険金をいいます。
	保険金日額	この保険契約に付帯された入院補償保険金支払特約の、保険証券記載の入院補償保険金日額をいいます。
ろ	労災保険法等	労働者災害補償保険法もしくは船員保険法またはその他日本国の労働災害補償法令をいいます。

＜法令＞

この特約における法令は、次のとおりとします。

	法令（法令番号）
け	健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
こ	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）
	国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）
	国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）
さ	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
し	私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）
ち	地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）
と	道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
へ	弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）
ろ	労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）

第１条（保険事故の範囲）

この特約において保険事故とは、次のいずれかの事由をいいます。

ア．補償対象者が被った身体障害が傷害である場合は、その原因となった事故

イ．補償対象者が被った身体障害が細菌性食中毒およびウイルス性食中毒である場合は、これらの原因となった食品の摂取

ウ．補償対象者が被った身体障害が業務に起因して生じた症状である場合は、その症状の発症または発病

エ．補償対象者が被った身体障害が、補償対象者が手術を受け労災保険法等による給付の請求が受理された場合の業務上疾病であるときは、その発症または発病

第２条（被保険者の範囲）

この特約において被保険者とは、記名被保険者をいいます。

第３条（補償対象者の範囲）

この特約において補償対象者とは、被保険者の行う業務に従事する者のうち、保険証券に補償対象者として記載された者をいいます。

第４条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、補償対象者が被保険者の業務に従事中に身体障害を被り、かつ、その直接の結果として、身体障害を被った日からその日を含めて 180 日以内に病院等において、身体障害の治療を直接の目的として手術を受けた場合（注）は、（２）の金額を、保険金として被保険者に支払います。

（注）補償対象者が被った身体障害が業務上疾病であって、これを原因として補償対象者が手術を受け、労災保険法等による給付の請求が受理された場合は、保険期間中に手術を受けた場合とします。

（２）保険金として支払う金額は、被保険者が補償対象者に支払うものとしてこの保険契約において定める金額であって、保険証券に記載された金額とします。

第５条（保険期間と支払責任の関係）

（１）当会社は、補償対象者が身体障害を被った時が保険期間中である場合に限り、保険金を支払います。ただし、同一の補償対象者が被った同一の原因から発生した一連の身体障害は、発生の時または発生の場所を問わず、最初の身体障害が発生した時にすべて発生したものとみなします。

（２）（１）の規定にかかわらず、補償対象者が被った身体障害が業務上疾病であって、これを原因として補償対象者が手術を受け労災保険法等による給付の請求が受理された場合は、当会社は、補償対象者が手術を受けた時が保険期間中であるときに限り、保険金を支払います。ただし、この場合において、この保険契約が初年度契約であって、身体障害を被った時が保険期間の開始時もしくはこの保険契約の補償対象者となった時より前であるとき、または、この保険契約が継続契約であって、身体障害を被った時がこの保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時もしくはこの保険契約の補償対象者となった時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。

第６条（保険適用地域と支払責任の関係）

当会社は、次のいずれかに該当する場合についてのみ保険金を支払います。

① 被保険者が日本国内において行う事業に従事する補償対象者が、日本国内または国外で身体障害を被り、かつ、日本国内または国外で手術を受けた場合

② 被保険者が日本国外において行う事業に派遣された補償対象者が、日本国内または国外で身体障害を被り、かつ、日本国内または国外で手術を受けた場合

第７条（保険金を支払わない場合）

（１）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって補償対象者が被った身体障害（注１）については、保険金を支払いません。

① 保険契約者もしくは被保険者（注２）またはこれらの事業場の責任者の故意または重大な過失

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注３）

③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④ 核燃料物質（注４）もしくは核燃料物質（注４）によって汚染された物（注５）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染

（注１）これらの事由がなければ発生または拡大しなかった身体障害を含みます。

（注２）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注３）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注４）使用済燃料を含みます。

（注５）原子核分裂生成物を含みます。

（２）当会社は、次のいずれかに該当する身体障害については、保険金を支払いません。

① 風土病による身体障害

② 補償対象者の故意、または補償対象者の重大な過失のみによって、その補償対象者本人が被った身体障害

③ 補償対象者の自殺行為によってその補償対象者本人が被った身体障害。ただし、自殺行為の原因を問わず、労災保険法等によって給付が決定された場合には、保険金を支払います。

④ 補償対象者の犯罪行為または闘争行為によってその補償対象者本人が被った身体障害

⑤ 補償対象者が次のいずれかに該当する間にその補償対象者本人が被った身体障害

ア．法令に定められた運転資格（注１）を持たないで自動車（注２）もしくは原動機付自転車またはクレーンを運転している間

イ．道路交通法第 65 条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態で自動車（注２）もしくは原動機付自転車またはクレーンを運転している間

ウ．麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車（注２）もしくは原動機付自転車またはクレーンを運転している間

⑥ 補償対象者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた身体障害。ただし、次の場合は保険金を支払います。

ア．業務に起因して生じた症状に該当する場合

イ．補償対象者が手術を受け労災保険法等による給付の請求が受理された業務上疾病に該当する場合

⑦ 補償対象者の妊娠、出産、早産または流産によって生じた身体障害

⑧ 補償対象者に対する外科的手術その他の医療処置によって生じた身体障害。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた身体障害が、当会社が保険金を支払うべき身体障害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。

（注１）運転する地における法令によるものをいい、走行以外の操作資格を含みます。

（注２）工作用自動車その他これらに類する自動車を含みます。

（３）当会社は、次のいずれかに該当する事由に対しては、保険金を支払いません。

① 補償対象者が頸部症候群（けいぶしょうこうぐん）（注１）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。この場合において、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

② 補償対象者の入浴中の溺水（注２）。ただし、補償対象者が、当会社が保険金を支払うべき身体障害を被り、その直接の結果として溺水（注２）に至ったことが客観的に確認できる場合は、保険金を支払います。

（注１）いわゆる「むちうち症」をいいます。

（注２）水中に没し、水を吸引したことによる窒息をいいます。

第８条（保険金の支払額）

（１）当会社は、第４条（保険金を支払う場合）（１）に該当する場合は、次の算式によって算出した額を保険金として被保険者に支払います。ただし、同一の原因に基づく身体障害について、同一の補償対象者に対し１回の手術に限ります（注１）。

① 入院中（注２）に受けた手術の場合

保険金の支払額 ＝ 保険金日額 × 10

② ①以外の手術の場合

保険金の支払額 ＝ 保険金日額 × 5

（注１）同一の原因に基づく身体障害に対して①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。

（注２）第４条（１）の身体障害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

（２）補償対象者の被った身体障害が業務上疾病である場合において、補償対象者が身体障害を被った時の属する日から保険金を支払うべき手術を受けた日までの間に、この手術補償保険金支払特約付保険契約（注１）の支払条件の変更があったときは、当会社は、この保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、変更前の支払条件により算出された保険金の額（注２）のうち、いずれか低い金額を支払います。

（注１）この保険契約が継続契約である場合は、継続前の保険契約も含みます。

（注２）２回以上の変更があった場合は、各々の変更前の支払条件により算出された保険金の額のうち、最も低い金額とします。

第９条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注）の合計額が補償対象者に支払われるべき補償金の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額（注）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
補償対象者に支払われるべき補償金の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注）を限度とします。
（注）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第 10 条（他の身体の障害または疾病の影響）

（1）補償対象者が第４条（保険金を支払う場合）（1）の身体障害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または第４条（1）の身体障害を被った後にその原因と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により第４条（1）の身体障害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

（2）正当な理由がなく補償対象者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは被保険者が治療をさせなかったことにより第４条（保険金を支払う場合）（1）の身体障害が重大となった場合も、（1）と同様の方法で支払います。

（3）（1）および（2）の規定は、補償対象者が被った身体障害が業務上疾病であって、これを原因として補償対象者が手術を受け労災保険法等による給付の請求が受理された場合には、適用しません。

第 11 条（事故発生時の義務等）

（1）補償対象者が第４条（保険金を支払う場合）（1）の身体障害を被った場合は、保険契約者または被保険者は、身体障害を被った日（注）からその日を含めて 30 日以内に身体障害発生の状況および身体障害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面等による通知もしくは説明を求めたときまたは補償対象者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
（注）補償対象者が被った身体障害が業務上疾病である場合は、補償対象者が手術を受け、かつ、労災保険法等による給付の請求が受理された日とします。

（2）補償対象者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または被保険者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて 30 日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面等により通知しなければなりません。

第 12 条（事故発生時の義務を怠った場合の保険金支払への影響）

保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第 11 条（事故発生時の義務等）の義務に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 13 条（保険金請求権の発生時期および時効）

（1）当会社に対する保険金請求権は、補償対象者が第４条（保険金を支払う場合）（1）の身体障害の治療を直接の目的とした手術を受けた時（注）から発生し、これを行使することができるものとします。
（注）補償対象者が被った身体障害が業務上疾病である場合は、補償対象者が手術を受け、かつ、労災保険法等による給付の請求が受理された時とします。

（2）保険金請求権は、（1）に定める時の翌日から起算して３年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第 14 条（保険金請求の方法および必要な書類等）

（1）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
① 保険金請求書
② 身体障害を被った者が補償対象者であることを確認できる書類
③ 当会社の定める身体障害状況報告書
④ 業務に従事中に被った身体障害であることを確認できる書類
⑤ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
⑥ 身体障害の程度または手術の内容を証明する医師の診断書
⑦ 入院日数または通院日数を記載した病院等の証明書類
⑧ 被保険者の印鑑証明書

⑨　当会社が補償対象者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
⑩　委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
⑪　労災保険法等の給付請求書（写）
（労災保険法等による給付を請求し受理されることが保険金支払要件である場合）
⑫　①から⑪までのほか、当会社が第17条（保険金の支払時期）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面などにおいて定めたもの

（2）当会社は、保険事故の内容、身体障害の程度等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（1）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

第15条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

（1）当会社は、第11条（事故発生時の義務等）の規定による通知または第14条（保険金請求の方法および必要な書類等）の規定による請求を受けた場合は、身体障害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者または被保険者に対し当会社の指定する医師が作成した補償対象者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

（2）（1）の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。

（注1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（注2）収入の喪失を含みません。

第16条（当会社が求める協力に応じなかった場合または保険金請求書類に偽造等があった場合の保険金支払への影響）

保険契約者または被保険者による次の行為があった場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

①　正当な理由がなく第14条（保険金請求の方法および必要な書類等）（2）の規定に違反したこと。
②　第14条（1）または（2）の書類に事実と異なる記載をしたこと。
③　第14条（1）または（2）の書類もしくは証拠を偽造または変造したこと。

第17条（保険金の支払時期）

当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①　保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、保険事故の原因、保険事故発生の状況、身体障害発生の有無、補償対象者に該当する事実
②　保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③　保険金を算出するための確認に必要な事項として、身体障害の程度、保険事故と身体障害との関係、治療の経過および内容
④　保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤　①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害または費用について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注）被保険者が第14条（保険金請求の方法および必要な書類等）（1）の規定による手続を完了した日をいいます。

第18条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）

第17条（保険金の支払時期）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、第17条の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

照会または調査	日数
①　第17条①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）	180日

照会または調査	日数
② 第17条①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ 第17条③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法が適用された災害の被災地域における第17条①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ 第17条①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

（注1）被保険者が第14条（保険金請求の方法および必要な書類等）（1）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

第19条（保険金の支払に必要な確認を妨げた場合または協力をしない場合の保険金支払時期への影響）

第17条（保険金の支払時期）および第18条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、第17条または第18条の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第20条（当会社による第三者に対する権利の取得）

（1）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その賠償または求償により被保険者が取得した債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
　被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合
　被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（2）（1）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（3）保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第21条（補償対象者への支払義務）

（1）被保険者は、第4条（保険金を支払う場合）により受領した保険金の全額を、補償対象者に支払わなければなりません。

（2）（1）の規定に違反した場合には、被保険者は、既に受領した保険金のうち補償対象者に支払われなかった部分を当会社に返還しなければなりません。

第22条（補償対象者への支払を証する書類）

（1）当会社が保険金を支払う場合は、被保険者は次に掲げる書類のいずれかを、保険金を受領した日からその日を含めて30日を経過する日または当会社が書面で承認した猶予期間内に当会社に提出しなければなりません。

① 補償対象者が保険金の請求内容について了知していることが確認できる書類

② 補償対象者が被保険者から金銭を受領したことが確認できる書類

③ 被保険者が補償対象者に金銭を支払ったことが確認できる書類

（2）次のいずれかを行った場合は、被保険者は既に受領した保険金を当会社に返還しなければなりません。

① 提出書類（注）に故意に事実と異なる記載をしまたは事実を記載しなかった場合

② 提出書類（注）を偽造しまたは変造した場合

③ （1）の義務に違反した場合

（注）（1）①から③までの書類をいいます。

（3）（1）の規定にかかわらず、当会社が定めた基準を満たす場合で、かつ、当会社が特に承認したときには、当会社が補償対象者に直接行う保険金請求内容についての了知の確認により（1）①の書類の提出に代わるものとすることができます。

第 23 条（普通保険約款等との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を適用します。

通院補償保険金支払特約

この特約は、総合事業者保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）に付帯され、業務災害補償グループに属するものとします。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
い	医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	医師	被保険者または補償対象者が医師である場合は、被保険者または補償対象者以外の医師をいいます。
き	記名被保険者	保険証券に記名被保険者として記載された者をいいます。
	業務に従事中	次のいずれかに該当している間をいいます。ただし、いずれの場合も、労災保険法等の規定による業務災害または通勤災害に該当する間を含みます。 ア．補償対象者が職務等（注１）に従事している間および補償対象者が住居と被保険者の業務に従事する場所との間を合理的な経路および方法により往復する間 イ．アにかかわらず、補償対象者が被保険者の役員等（注２）である場合における職務等（注１）に従事している間とは、役員等（注２）としての職務に従事している間（注３）で、かつ、次のいずれかに掲げる間をいいます。 （ア）被保険者の就業規則等に定められた正規の就業時間中（注４） （イ）被保険者の業務を行う施設内または業務を行う場所にいる間 （ウ）被保険者の業務を行う場所と被保険者の業務を行う他の場所との間を合理的な経路および方法により往復する間 （エ）取引先との契約、会議（注５）等のために、取引先の施設内にいる間および取引先の施設と住居または被保険者の業務を行う施設との間を合理的な経路および方法により往復する間 （注１）被保険者の行う業務に係る職業または職務をいいます。 （注２）事業主または役員をいいます。 （注３）通勤途上を含みます。 （注４）休暇中を除きます。 （注５）会食を主な目的とするものを除きます。
こ	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、補償対象者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。

	用語	定義
し	身体障害	次のいずれかに該当する身体の障害をいいます。 ア．傷害 次のいずれかに該当するものをいいます。 （ア）急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害 （イ）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注１） イ．細菌性食中毒およびウイルス性食中毒（注２） ウ．業務に起因して生じた症状 業務遂行に伴って発生する症状のうち、平成 17 年 10 月 7 日総務省告示第 1147 号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要　ICD － 10（2003 年版）準拠」に記載された分類項目中、次に掲げる基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。 （ア）熱および光線の作用（基本分類コード：T67） （イ）気圧または水圧の作用（基本分類コード：T70） （ウ）低酸素環境への閉じ込め（基本分類コード：W81） （エ）高圧、低圧および気圧の変化への曝露（基本分類コード：W94） （注１）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。 （注２）業務に従事中に摂取した食品が原因である場合に限ります。
	身体障害を被った時	ア．傷害については、その原因となった事故発生の時 イ．細菌性食中毒およびウイルス性食中毒については、それらの原因となった食品を摂取した時 ウ．業務に起因して生じた症状については、医師の診断による発症または発病の時
	身体障害を被った日	ア．傷害については、その原因となった事故発生の日 イ．細菌性食中毒およびウイルス性食中毒については、それらの原因となった食品を摂取した日 ウ．業務に起因して生じた症状については、医師の診断による発症または発病の日
た	他の保険契約等	この補償特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ち	治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
つ	通院	病院等に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
ひ	病院等	病院または診療所をいいます。
ほ	保険金	通院補償保険金をいいます。
	保険金日額	保険証券記載の通院補償保険金日額をいいます。
ろ	労災保険法等	労働者災害補償保険法もしくは船員保険法またはその他日本国の労働災害補償法令をいいます。

＜法令＞

この特約における法令は、次のとおりとします。

	法令（法令番号）
さ	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
と	道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
へ	弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）
ろ	労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）

第１条（保険事故の範囲）

この特約において保険事故とは、次のいずれかの事由をいいます。

ア．補償対象者が被った身体障害が傷害である場合は、その原因となった事故

イ．補償対象者が被った身体障害が細菌性食中毒およびウイルス性食中毒である場合は、それらの原因となった食品の摂取

ウ．補償対象者が被った身体障害が業務に起因して生じた症状である場合は、その症状の発症または発病

第２条（被保険者の範囲）

この特約において被保険者とは、記名被保険者をいいます。

第３条（補償対象者の範囲）

この特約において補償対象者とは、被保険者の行う業務に従事する者のうち、保険証券に補償対象者として記載された者をいいます。

第４条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、補償対象者が被保険者の業務に従事中に身体障害を被り、かつ、その直接の結果として、通院した場合は、（２）の金額を、保険金として被保険者に支払います。

（２）保険金として支払う金額は、被保険者が補償対象者に支払うものとしてこの保険契約において定める金額であって、保険証券に記載された金額とします。

第５条（保険期間と支払責任の関係）

当会社は、補償対象者が身体障害を被った時が保険期間中である場合に限り、保険金を支払います。ただし、同一の補償対象者が被った同一の原因から発生した一連の身体障害は、発生の時または発生の場所を問わず、最初の身体障害が発生した時にすべて発生したものとみなします。

第６条（保険適用地域と支払責任の関係）

当会社は、次のいずれかに該当する場合についてのみ保険金を支払います。

① 被保険者が日本国内において行う事業に従事する補償対象者が、日本国内または国外で身体障害を被り、かつ、日本国内または国外で通院した場合

② 被保険者が日本国外において行う事業に派遣された補償対象者が、日本国内または国外で身体障害を被り、かつ、日本国内または国外で通院した場合

第７条（保険金を支払わない場合）

（１）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって補償対象者が被った身体障害（注１）については、保険金を支払いません。

① 保険契約者もしくは被保険者（注２）またはこれらの事業場の責任者の故意または重大な過失

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注３）

③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④ 核燃料物質（注４）もしくは核燃料物質（注４）によって汚染された物（注５）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染

（注１）これらの事由がなければ発生または拡大しなかった身体障害を含みます。

（注２）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注３）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注４）使用済燃料を含みます。

（注５）原子核分裂生成物を含みます。

（２）当会社は、次のいずれかに該当する身体障害については、保険金を支払いません。

① 風土病による身体障害

② 職業性疾病（注１）による身体障害

③ 補償対象者の故意、または補償対象者の重大な過失のみによって、その補償対象者本人が被った身体障害

④ 補償対象者の自殺行為によってその補償対象者本人が被った身体障害。ただし、自殺行為の原因を問わず、労災保険法等

によって給付が決定された場合には、保険金を支払います。

⑤　補償対象者の犯罪行為または闘争行為によってその補償対象者本人が被った身体障害

⑥　補償対象者が次のいずれかに該当する間にその補償対象者本人が被った身体障害

ア．法令に定められた運転資格（注２）を持たないで自動車（注３）もしくは原動機付自転車またはクレーンを運転している間

イ．道路交通法第 65 条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態で自動車（注３）もしくは原動機付自転車またはクレーンを運転している間

ウ．麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車（注３）もしくは原動機付自転車またはクレーンを運転している間

⑦　補償対象者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた身体障害。ただし、業務に起因して生じた症状に該当する場合は保険金を支払います。

⑧　補償対象者の妊娠、出産、早産または流産によって生じた身体障害

⑨　補償対象者に対する外科的手術その他の医療処置によって生じた身体障害。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた身体障害が、当会社が保険金を支払うべき身体障害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。

（注１）労働基準法施行規則第 35 条に列挙されている疾病のうち、従業員等が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発病したことが明白なものをいいます。

（注２）運転する地における法令によるものをいい、走行以外の操作資格を含みます。

（注３）工作用自動車その他これらに類する自動車を含みます。

（３）当会社は、次のいずれかに該当する事由に対しては、保険金を支払いません。

①　補償対象者が頸部症候群（けいぶしょうこうぐん）（注１）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。この場合において、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

②　補償対象者の入浴中の溺水（注２）。ただし、補償対象者が、当会社が保険金を支払うべき身体障害を被り、その直接の結果として溺水（注２）に至ったことが客観的に確認できる場合は、保険金を支払います。

（注１）いわゆる「むちうち症」をいいます。

（注２）水中に没し、水を吸引したことによる窒息をいいます。

第８条（保険金の支払額）

（１）当会社は、第４条（保険金を支払う場合）（１）に該当する場合は、通院した日数に対し、次の算式によって算出した額を保険金として被保険者に支払います。

保険金の支払額 ＝ 保険金日額 × 通院した日数(注)

（注）90 日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、身体障害を被った日からその日を含めて 180 日を経過した後の通院に対しては、保険金を支払いません。

（２）補償対象者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯損傷（じんたいそんしょう）等の身体障害を被った別表に掲げる部位を固定するために医師の指示によりギプス等（注）を常時装着したときは、その日数について、（１）の通院をしたものとみなします。

（注）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、頸椎（けいつい）カラー、鎖骨固定帯、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨（ろっこつ）固定帯、サポーター、テーピング、三角巾その他補償対象者が任意で容易に着脱できるものおよび骨の固定のために体内に挿入された器具は含めません。

（３）当会社は、（１）および（２）の規定にかかわらず、この保険契約に入院補償保険金支払特約が付帯されている場合は、入院補償保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、保険金を支払いません。

（４）補償対象者が保険金の支払を受けられる期間中にさらに第４条（保険金を支払う場合）（１）の身体障害を被った場合においても、当会社は、重複しては保険金を支払いません。

第９条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注）の合計額が補償対象者に支払われるべき補償金の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

①　他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額（注）

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

補償対象者に支払われるべき補償金の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注）を限度とします。

（注）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第 10 条（他の身体の障害または疾病の影響）

（1）補償対象者が第４条（保険金を支払う場合）（1）の身体障害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または第４条（1）の身体障害を被った後にその原因と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により第４条（1）の身体障害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

（2）正当な理由がなく補償対象者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは被保険者が治療をさせなかったことにより第４条（保険金を支払う場合）（1）の身体障害が重大となった場合も、（1）と同様の方法で支払います。

第 11 条（事故発生時の義務等）

（1）補償対象者が第４条（保険金を支払う場合）（1）の身体障害を被った場合は、保険契約者または被保険者は、身体障害を被った日からその日を含めて 30 日以内に身体障害発生の状況および身体障害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面等による通知もしくは説明を求めたときまたは補償対象者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

（2）補償対象者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または被保険者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて 30 日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面等により通知しなければなりません。

第 12 条（事故発生時の義務を怠った場合の保険金支払への影響）

保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第 11 条（事故発生時の義務等）の義務に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 13 条（保険金請求権の発生時期および時効）

（1）当会社に対する保険金請求権は、次のうちいずれか早い時から発生し、これを行使することができるものとします。

① 補償対象者が被った第４条（保険金を支払う場合）（1）の身体障害の治療を目的とした通院が終了した時

② 通院補償保険金の支払われる日数が 90 日に達した時

③ 身体障害を被った日からその日を含めて 180 日を経過した時

（2）保険金請求権は、（1）に定める時の翌日から起算して３年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第 14 条（保険金請求の方法および必要な書類等）

（1）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 保険金請求書

② 身体障害を被った者が補償対象者であることを確認できる書類

③ 当会社の定める身体障害状況報告書

④ 業務に従事中に被った身体障害であることを確認できる書類

⑤ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書

⑥ 身体障害の程度を証明する医師の診断書

⑦ 通院した日数を記載した病院等の証明書類

⑧ 被保険者の印鑑証明書

⑨ 当会社が補償対象者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書

⑩ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）

⑪ ①から⑩までのほか、当会社が第 17 条（保険金の支払時期）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面などにおいて定めたもの

（2）当会社は、保険事故の内容、身体障害の程度等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（1）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証

拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

第 15 条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

（1）当会社は、第 11 条（事故発生時の義務等）の規定による通知または第 14 条（保険金請求の方法および必要な書類等）の規定による請求を受けた場合は、身体障害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者または被保険者に対し当会社の指定する医師が作成した補償対象者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

（2）（1）の規定による診断または死体の検案（注 1）のために要した費用（注 2）は、当会社が負担します。

（注 1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（注 2）収入の喪失を含みません。

第 16 条（当会社が求める協力に応じなかった場合または保険金請求書類に偽造等があった場合の保険金支払への影響）

保険契約者または被保険者による次の行為があった場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 正当な理由がなく第 14 条（保険金請求の方法および必要な書類等）（2）の規定に違反したこと。

② 第 14 条（1）または（2）の書類に事実と異なる記載をしたこと。

③ 第 14 条（1）または（2）の書類もしくは証拠を偽造または変造したこと。

第 17 条（保険金の支払時期）

当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて 30 日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、保険事故の原因、保険事故発生の状況、身体障害発生の有無、補償対象者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、身体障害の程度、保険事故と身体障害との関係、治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害または費用について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注）被保険者が第 14 条（保険金請求の方法および必要な書類等）（1）の規定による手続を完了した日をいいます。

第 18 条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）

第 17 条（保険金の支払時期）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、第 17 条の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注 1）からその日を含めて次に掲げる日数（注 2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

照会または調査	日数
① 第 17 条①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注 3）	180 日
② 第 17 条①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90 日
③ 第 17 条③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120 日
④ 災害救助法が適用された災害の被災地域における第 17 条①から⑤までの事項の確認のための調査	60 日
⑤ 第 17 条①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180 日

（注 1）被保険者が第 14 条（保険金請求の方法および必要な書類等）（1）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注 2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注３）弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

第 19 条（保険金の支払に必要な確認を妨げた場合または協力をしない場合の保険金支払時期への影響）

第 17 条（保険金の支払時期）および第 18 条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、第 17 条または第 18 条の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第 20 条（当会社による第三者に対する権利の取得）

（１）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その賠償または求償により被保険者が取得した債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（２）（１）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（３）保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（１）または（２）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第 21 条（補償対象者への支払義務）

（１）被保険者は、第４条（保険金を支払う場合）により受領した保険金の全額を、補償対象者に支払わなければなりません。

（２）（１）の規定に違反した場合には、被保険者は、既に受領した保険金のうち補償対象者に支払われなかった部分を当会社に返還しなければなりません。

第 22 条（補償対象者への支払を証する書類）

（１）当会社が保険金を支払う場合は、被保険者は次に掲げる書類のいずれかを、保険金を受領した日からその日を含めて 30 日を経過する日または当会社が書面で承認した猶予期間内に当会社に提出しなければなりません。

① 補償対象者が保険金の請求内容について了知していることが確認できる書類

② 補償対象者が被保険者から金銭を受領したことが確認できる書類

③ 被保険者が補償対象者に金銭を支払ったことが確認できる書類

（２）次のいずれかを行った場合は、被保険者は既に受領した保険金を当会社に返還しなければなりません。

① 提出書類（注）に故意に事実と異なる記載をしまたは事実を記載しなかった場合

② 提出書類（注）を偽造しまたは変造した場合

③ （１）の義務に違反した場合

（注）（１）①から③までの書類をいいます。

（３）（１）の規定にかかわらず、当会社が定めた基準を満たす場合で、かつ、当会社が特に承認したときには、当会社が補償対象者に直接行う保険金請求内容についての了知の確認により（１）①の書類の提出に代わるものとすることができます。

第 23 条（普通保険約款等との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を適用します。

別表　骨折、脱臼、靭帯損傷（じんたいそんしょう）等の身体障害を被った部位

１．長管骨または脊柱

２．長管骨に接続する上肢または下肢の３大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス等（注）を装着した場合に限ります。

３．肋骨（ろっこつ）・胸骨。ただし、体幹部にギプス等（注）を装着した場合に限ります。

（注）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、頸椎（けいつい）カラー、鎖骨固定帯、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨（ろっこつ）固定帯、サポーター、テーピング、三角巾その他補償対象者が任意で容易に着脱できるものおよび骨の固定のために体内に挿入された器具は含めません。

注　関節等の説明図

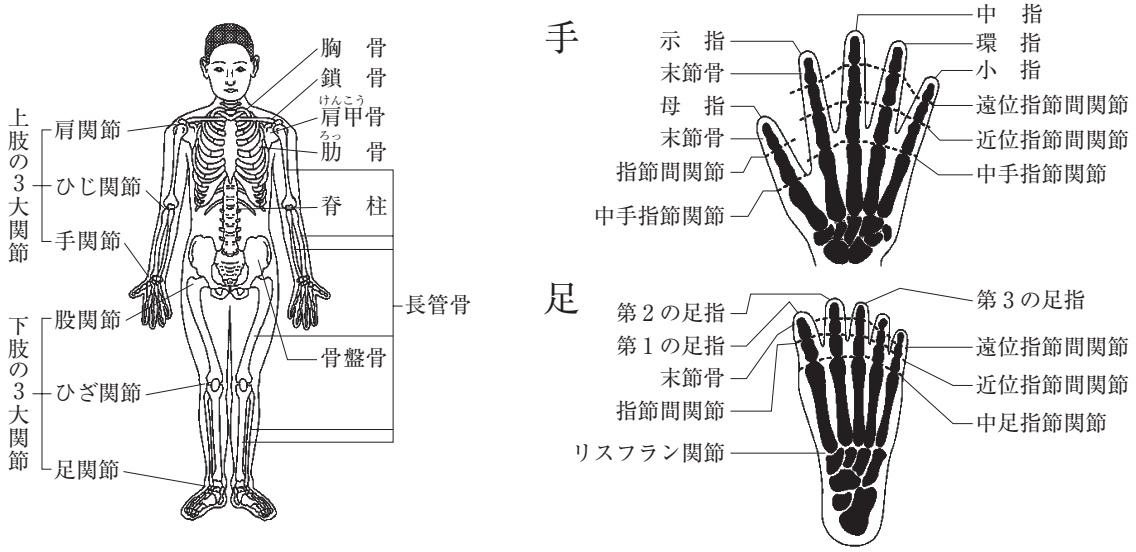

医療費用補償特約

この特約は、総合事業者保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）に付帯され、業務災害補償グループに属するものとします。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
い	医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	医師	被保険者または補償対象者が医師である場合は、被保険者または補償対象者以外の医師をいいます。
	一部負担金	法令等の定める治療料金の一部を補償対象者が負担するものをいいます。
き	記名被保険者	保険証券に記名被保険者として記載された者をいいます。

	用語	定義
き	業務に従事中	次のいずれかに該当している間をいいます。ただし、いずれの場合も、労災保険法等の規定による業務災害または通勤災害に該当する間を含みます。 ア．補償対象者が職務等（注１）に従事している間および補償対象者が住居と被保険者の業務に従事する場所との間を合理的な経路および方法により往復する間 イ．アにかかわらず､補償対象者が被保険者の役員等（注２）である場合における職務等（注１）に従事している間とは、役員等（注２）としての職務に従事している間（注３）で、かつ、次のいずれかに掲げる間をいいます。 （ア）被保険者の就業規則等に定められた正規の就業時間中（注４） （イ）被保険者の業務を行う施設内または業務を行う場所にいる間 （ウ）被保険者の業務を行う場所と被保険者の業務を行う他の場所との間を合理的な経路および方法により往復する間 （エ）取引先との契約、会議（注５）等のために、取引先の施設内にいる間および取引先の施設と住居または被保険者の業務を行う施設との間を合理的な経路および方法により往復する間 （注１）被保険者の行う業務に係る職業または職務をいいます。 （注２）事業主または役員をいいます。 （注３）通勤途上を含みます。 （注４）休暇中を除きます。 （注５）会食を主な目的とするものを除きます。
こ	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、補償対象者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
	公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法 ② 国民健康保険法 ③ 国家公務員共済組合法 ④ 地方公務員等共済組合法 ⑤ 私立学校教職員共済法 ⑥ 船員保険法 ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律
さ	差額ベッド代	医師の指示により、特別の療養環境の病室に入院する場合において負担する一般室との差額をいいます。

	用語	定義
し	身体障害	次のいずれかに該当する身体の障害をいいます。 ア．傷害 次のいずれかに該当するものをいいます。 （ア）急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害 （イ）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注１） イ．細菌性食中毒およびウイルス性食中毒（注２） ウ．業務に起因して生じた症状 業務遂行に伴って発生する症状のうち、平成 17 年 10 月 7 日総務省告示第 1147 号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要　ICD － 10（2003 年版）準拠」に記載された分類項目中、次に掲げる基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。 （ア）熱および光線の作用（基本分類コード：T67） （イ）気圧または水圧の作用（基本分類コード：T70） （ウ）低酸素環境への閉じ込め（基本分類コード：W81） （エ）高圧、低圧および気圧の変化への曝露（基本分類コード：W94） （注１）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。 （注２）業務に従事中に摂取した食品が原因である場合に限ります。
	身体障害を被った時	ア．傷害については、その原因となった事故発生の時 イ．細菌性食中毒およびウイルス性食中毒については、それらの原因となった食品を摂取した時 ウ．業務に起因して生じた症状については、医師の診断による発症または発病の時
	身体障害を被った日	ア．傷害については、その原因となった事故発生の日 イ．細菌性食中毒およびウイルス性食中毒については、それらの原因となった食品を摂取した日 ウ．業務に起因して生じた症状については、医師の診断による発症または発病の日
た	他の保険契約等	この補償特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ち	治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
て	転院	入院している患者が治療・検査を受けるために、医師の指示によって他の病院等に移ることをいいます。
に	入院	自宅等での治療が困難なため、病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
ひ	病院等	病院または診療所をいいます。
ほ	保険金	医療費用補償保険金をいいます。
	保険金額	保険証券記載の医療費用補償保険金額をいいます。
ろ	労災保険法等	労働者災害補償保険法もしくは船員保険法またはその他日本国の労働災害補償法令をいいます。
	労働者災害補償制度	次のいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。 ①　労働者災害補償保険法 ②　国家公務員災害補償法 ③　裁判官の災害補償に関する法律 ④　地方公務員災害補償法 ⑤　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律

＜法令＞

この特約における法令は、次のとおりとします。

	法令（法令番号）
け	健康保険法（大正 11 年法令第 70 号）
こ	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和 32 年法律第 143 号）
	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）
	国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）
	国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）
	国家公務員災害補償法（昭和 26 年法律第 191 号）
さ	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
	裁判官の災害補償に関する法律（昭和 35 年法律第 100 号）
し	私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）
ち	地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）
	地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）
と	道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
へ	弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）
ろ	労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）

第１条（保険事故の範囲）

この特約において保険事故とは、次のいずれかの事由をいいます。

ア．補償対象者が被った身体障害が傷害である場合は、その原因となった事故

イ．補償対象者が被った身体障害が細菌性食中毒およびウイルス性食中毒である場合は、それらの原因となった食品の摂取

ウ．補償対象者が被った身体障害が業務に起因して生じた症状である場合は、その症状の発症または発病

第２条（被保険者の範囲）

この特約において被保険者とは、記名被保険者をいいます。

第３条（補償対象者の範囲）

この特約において補償対象者とは、被保険者の行う業務に従事する者のうち、保険証券に補償対象者として記載された者をいいます。

第４条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、補償対象者が被保険者の業務に従事中に身体障害を被り、かつ、その直接の結果として、治療を受けた場合は、第８条（保険金の支払額）の金額を、保険金として被保険者に支払います。

（２）保険金として支払う金額は、被保険者が補償対象者に支払うものとしてこの保険契約において定める金額を限度とします。

第５条（保険期間と支払責任の関係）

当会社は、補償対象者が身体障害を被った時が保険期間中である場合に限り、保険金を支払います。ただし、同一の補償対象者が被った同一の原因から発生した一連の身体障害は、発生の時または発生の場所を問わず、最初の身体障害が発生した時にすべて発生したものとみなします。

第６条（保険適用地域と支払責任の関係）

当会社は、次のいずれかに該当する場合についてのみ保険金を支払います。

① 被保険者が日本国内において行う事業に従事する補償対象者が、日本国内または国外で身体障害を被り、かつ、日本国内または国外で治療を受けた場合

② 被保険者が日本国外において行う事業に派遣された補償対象者が、日本国内または国外で身体障害を被り、かつ、日本国内または国外で治療を受けた場合

第７条（保険金を支払わない場合）

（１）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって補償対象者が被った身体障害（注１）については、保険金を支払いません。

① 保険契約者もしくは被保険者（注２）またはこれらの事業場の責任者の故意または重大な過失

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注３）

③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④ 核燃料物質（注４）もしくは核燃料物質（注４）によって汚染された物（注５）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染

（注１）これらの事由がなければ発生または拡大しなかった身体障害を含みます。

（注２）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注３）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注４）使用済燃料を含みます。

（注５）原子核分裂生成物を含みます。

（２）当会社は、次のいずれかに該当する身体障害については、保険金を支払いません。

① 風土病による身体障害

② 職業性疾病（注１）による身体障害

③ 補償対象者の故意、または補償対象者の重大な過失のみによって、その補償対象者本人が被った身体障害

④ 補償対象者の自殺行為によってその補償対象者本人が被った身体障害。ただし、自殺行為の原因を問わず、労災保険法等によって給付が決定された場合には、保険金を支払います。

⑤ 補償対象者の犯罪行為または闘争行為によってその補償対象者本人が被った身体障害

⑥ 補償対象者が次のいずれかに該当する間にその補償対象者本人が被った身体障害

ア．法令に定められた運転資格（注２）を持たないで自動車（注３）もしくは原動機付自転車またはクレーンを運転している間

イ．道路交通法第 65 条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態で自動車（注３）もしくは原動機付自転車またはクレーンを運転している間

ウ．麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車（注３）もしくは原動機付自転車またはクレーンを運転している間

⑦ 補償対象者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた身体障害。ただし、業務に起因して生じた症状に該当する場合は保険金を支払います。

⑧ 補償対象者の妊娠、出産、早産または流産によって生じた身体障害

⑨ 補償対象者に対する外科的手術その他の医療処置によって生じた身体障害。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた身体障害が、当会社が保険金を支払うべき身体障害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。

（注１）労働基準法施行規則第 35 条に列挙されている疾病のうち、従業員等が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発病したことが明白なものをいいます。

（注２）運転する地における法令によるものをいい、走行以外の操作資格を含みます。

（注３）工作用自動車その他これらに類する自動車を含みます。

（３）当会社は、次のいずれかに該当する事由に対しては保険金を支払いません。

① 補償対象者が頸部症候群（けいぶしょうこうぐん）（注１）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。この場合において、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

② 補償対象者の入浴中の溺水（注２）。ただし、補償対象者が、当会社が保険金を支払うべき身体障害を被り、その直接の結果として溺水（注２）に至ったことが客観的に確認できる場合は、保険金を支払います。

（注１）いわゆる「むちうち症」をいいます。

（注２）水中に没し、水を吸引したことによる窒息をいいます。

第８条（保険金の支払額）

（１）当会社は、第４条（保険金を支払う場合）（１）に該当する場合は、補償対象者が負担した次に掲げる費用のうち妥当と認められる金額を保険金として被保険者に支払います。ただし、同一の原因に基づく身体障害について、同一の補償対象者に対し、保険金額をもって限度とします。

① 補償対象者が治療のために病院等に支払った費用（注）

② 入院、転院または退院のための補償対象者に係る移送費および交通費

③ 医師の指示により行った治療に関わる費用、医師の指示により購入した治療に関わる薬剤、治療材料、医療器具の費用またはその他医師が必要と認めた費用

（注）公的医療保険制度における一部負担金、差額ベッド代およびその他補償対象者が病院等に支払った費用をいいます。

（２）（１）①から③までの費用は、身体障害を被った日から 365 日以内に負担したものに限ります。

（３）（１）①から③までの費用のうち、次のいずれかの給付等がある場合は、その額を補償対象者が負担した（１）の費用の額から差し引くものとします。

① 公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により補償対象者に対して行われる治療に関する給付（注１）

② 補償対象者が負担した（２）の費用について第三者より支払われた損害賠償金

③ 補償対象者が被った損害を補償するために行われたその他の給付（注２）

（注１）公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った補償対象者に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付（注３）を含みます。

（注２）他の保険契約等により支払われた保険金に相当する額を除きます。

（注３）いわゆる「附加給付」をいいます。

第９条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注）の合計額が補償対象者に支払われるべき補償金の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額（注）

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

補償対象者に支払われるべき補償金の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注）を限度とします。

（注）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第 10 条（他の身体の障害または疾病の影響）

（１）補償対象者が第４条（保険金を支払う場合）（１）の身体障害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または第４条（１）の身体障害を被った後にその原因と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により第４条（１）の身体障害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

（２）正当な理由がなく補償対象者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは被保険者が治療をさせなかったことにより第４条（保険金を支払う場合）（１）の身体障害が重大となった場合も、（１）と同様の方法で支払います。

第 11 条（事故発生時の義務等）

（１）補償対象者が第４条（保険金を支払う場合）（１）の身体障害を被った場合は、保険契約者または被保険者は、身体障害を被った日からその日を含めて 30 日以内に身体障害発生の状況および身体障害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面等による通知もしくは説明を求めたときまたは補償対象者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

（２）補償対象者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または被保険者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて 30 日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面等により通知しなければなりません。

第 12 条（事故発生時の義務を怠った場合の保険金支払への影響）

保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第 11 条（事故発生時の義務等）の義務に違反した場合は、当会社は、それに

よって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 13 条（保険金請求権の発生時期および時効）

（1）当会社に対する保険金請求権は、補償対象者が第 8 条（保険金の支払額）（1）の費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。

（2）保険金請求権は、（1）に定める時の翌日から起算して 3 年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第 14 条（保険金請求の方法および必要な書類等）

（1）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 保険金請求書
② 身体障害を被った者が補償対象者であることを確認できる書類
③ 当会社の定める身体障害状況報告書
④ 業務に従事中に被った身体障害であることを確認できる書類
⑤ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
⑥ 後遺障害もしくは身体障害の程度または手術の内容を証明する医師の診断書
⑦ 被保険者の印鑑証明書
⑧ 費用を支払ったことを示す領収書
⑨ 当会社が補償対象者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
⑩ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
⑪ ①から⑩までのほか、当会社が第 17 条（保険金の支払時期）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面などにおいて定めたもの

（2）当会社は、保険事故の内容、身体障害の程度等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（1）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

第 15 条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

（1）当会社は、第 11 条（事故発生時の義務等）の規定による通知または第 14 条（保険金請求の方法および必要な書類等）の規定による請求を受けた場合は、身体障害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者または被保険者に対し当会社の指定する医師が作成した補償対象者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

（2）（1）の規定による診断または死体の検案（注 1）のために要した費用（注 2）は、当会社が負担します。

（注 1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（注 2）収入の喪失を含みません。

第 16 条（当会社が求める協力に応じなかった場合または保険金請求書類に偽造等があった場合の保険金支払への影響）

保険契約者または被保険者による次の行為があった場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 正当な理由がなく第 14 条（保険金請求の方法および必要な書類等）（2）の規定に違反したこと。
② 第 14 条（1）または（2）の書類に事実と異なる記載をしたこと。
③ 第 14 条（1）または（2）の書類もしくは証拠を偽造または変造したこと。

第 17 条（保険金の支払時期）

当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて 30 日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、保険事故の原因、保険事故発生の状況、身体障害発生の有無、補償対象者に該当する事実
② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、身体障害の程度、保険事故と身体障害との関係、治療の経過および内

容

④　保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤　①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害または費用について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注）被保険者が第 14 条（保険金請求の方法および必要な書類等）（１）の規定による手続を完了した日をいいます。

第 18 条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）

第 17 条（保険金の支払時期）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、第 17 条の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注１）からその日を含めて次に掲げる日数（注２）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

照会または調査	日数
①　第 17 条①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注３）	180 日
②　第 17 条①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90 日
③　第 17 条③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120 日
④　災害救助法が適用された災害の被災地域における第 17 条①から⑤までの事項の確認のための調査	60 日
⑤　第 17 条①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180 日

（注１）被保険者が第 14 条（保険金請求の方法および必要な書類等）（１）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注２）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注３）弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

第 19 条（保険金の支払に必要な確認を妨げた場合または協力をしない場合の保険金支払時期への影響）

第 17 条（保険金の支払時期）および第 18 条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、第 17 条または第 18 条の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第 20 条（当会社による第三者に対する権利の取得）

（１）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その賠償または求償により被保険者が取得した債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

①　当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

②　①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（２）（１）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（３）保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（１）または（２）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第 21 条（補償対象者への支払義務）

（１）被保険者は、第４条（保険金を支払う場合）により受領した保険金の全額を、補償対象者に支払わなければなりません。

（２）（１）の規定に違反した場合には、被保険者は、既に受領した保険金のうち補償対象者に支払われなかった部分を当会社に返

還しなければなりません。

第 22 条（補償対象者への支払を証する書類）

（1）当会社が保険金を支払う場合は、被保険者は次に掲げる書類のいずれかを、保険金を受領した日からその日を含めて 30 日を経過する日または当会社が書面で承認した猶予期間内に当会社に提出しなければなりません。

① 補償対象者が保険金の請求内容について了知していることが確認できる書類

② 補償対象者が被保険者から金銭を受領したことが確認できる書類

③ 被保険者が補償対象者に金銭を支払ったことが確認できる書類

（2）次のいずれかを行った場合は、被保険者は既に受領した保険金を当会社に返還しなければなりません。

① 提出書類（注）に故意に事実と異なる記載をしまたは事実を記載しなかった場合

② 提出書類（注）を偽造しまたは変造した場合

③ （1）の義務に違反した場合

（注）（1）①から③までの書類をいいます。

（3）（1）の規定にかかわらず、当会社が定めた基準を満たす場合で、かつ、当会社が特に承認したときには、当会社が補償対象者に直接行う保険金請求内容についての了知の確認により（1）①の書類の提出に代わるものとすることができます。

第 23 条（普通保険約款等との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を適用します。

入院補償一時金支払特約

この特約は、総合事業者保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）に付帯され、業務災害補償グループに属するものとします。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
い	医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	医師	被保険者または補償対象者が医師である場合は、被保険者または補償対象者以外の医師をいいます。
き	記名被保険者	保険証券に記名被保険者として記載された者をいいます。

	用語	定義
き	業務に従事中	次のいずれかに該当している間をいいます。ただし、いずれの場合も、労災保険法等の規定による業務災害または通勤災害に該当する間を含みます。 ア．補償対象者が職務等（注１）に従事している間および補償対象者が住居と被保険者の業務に従事する場所との間を合理的な経路および方法により往復する間 イ．アにかかわらず､補償対象者が被保険者の役員等（注２）である場合における職務等（注１）に従事している間とは、役員等（注２）としての職務に従事している間（注３）で、かつ、次のいずれかに掲げる間をいいます。 （ア）被保険者の就業規則等に定められた正規の就業時間中（注４） （イ）被保険者の業務を行う施設内または業務を行う場所にいる間 （ウ）被保険者の業務を行う場所と被保険者の業務を行う他の場所との間を合理的な経路および方法により往復する間 （エ）取引先との契約、会議（注５）等のために、取引先の施設内にいる間および取引先の施設と住居または被保険者の業務を行う施設との間を合理的な経路および方法により往復する間 （注１）被保険者の行う業務に係る職業または職務をいいます。 （注２）事業主または役員をいいます。 （注３）通勤途上を含みます。 （注４）休暇中を除きます。 （注５）会食を主な目的とするものを除きます。
け	継続契約	入院補償一時金支払特約付保険契約の保険期間の終了日（注）を保険期間の開始日とする入院補償一時金支払特約付保険契約をいいます。 （注）その入院補償一時金支払特約付保険契約が終了日前に解除または解約されていた場合にはその解除日または解約日をいいます。
こ	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、補償対象者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
し	初年度契約	継続契約以外の入院補償一時金支払特約付保険契約をいいます。

	用語	定義
し	身体障害	次のいずれかに該当する身体の障害をいいます。 ア．傷害 次のいずれかに該当するものをいいます。 （ア）急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害 （イ）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注１） イ．細菌性食中毒およびウイルス性食中毒（注２） ウ．業務に起因して生じた症状 業務遂行に伴って発生する症状のうち、平成 17 年 10 月 7 日総務省告示第 1147 号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要　ICD － 10（2003 年版）準拠」に記載された分類項目中、次に掲げる基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。 （ア）熱および光線の作用（基本分類コード：T67） （イ）気圧または水圧の作用（基本分類コード：T70） （ウ）低酸素環境への閉じ込め（基本分類コード：W81） （エ）高圧、低圧および気圧の変化への曝露（基本分類コード：W94） エ．業務上疾病 労働基準法施行規則第 35 条に列挙されている疾病（注３）のうち、アからウまでに該当しないものをいいます。ただし、これを原因として現実に労災保険法等による給付対象となる資格を有する補償対象者が入院し労災保険法等による給付の請求が受理された場合に限り、第４条（保険金を支払う場合）（１）に該当する身体障害に含めるものとします。 （注１）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。 （注２）業務に従事中に摂取した食品が原因である場合に限ります。 （注３）石綿による肺がん･中皮腫その他の健康障害および塵肺症（じんぱいしょう）を除きます。
	身体障害を被った時	ア．傷害については、その原因となった事故発生の時 イ．細菌性食中毒およびウイルス性食中毒については、それらの原因となった食品を摂取した時 ウ．業務に起因して生じた症状については、医師の診断による発症または発病の時 エ．業務上疾病については、医師の診断による発症または発病の時
	身体障害を被った日	ア．傷害については、その原因となった事故発生の日 イ．細菌性食中毒およびウイルス性食中毒については、それらの原因となった食品を摂取した日 ウ．業務に起因して生じた症状については、医師の診断による発症または発病の日 エ．業務上疾病については、医師の診断による発症または発病の日
た	他の保険契約等	この補償特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ち	治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
に	入院	自宅等での治療が困難なため、病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
	入院補償一時金支払特約付保険契約	この特約を付帯した普通保険約款に基づく保険契約をいいます。
ひ	病院等	病院または診療所をいいます。
ほ	保険金	入院補償一時金をいいます。
	保険金額	保険証券記載の入院補償一時金額をいいます。
ろ	労災保険法等	労働者災害補償保険法もしくは船員保険法またはその他日本国の労働災害補償法令をいいます。

＜法令＞

この特約における法令は、次のとおりとします。

	法令（法令番号）
さ	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
と	道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
へ	弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）
ろ	労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）

第１条（保険事故の範囲）

この特約において保険事故とは、次のいずれかの事由をいいます。

ア．補償対象者が被った身体障害が傷害である場合は、その原因となった事故

イ．補償対象者が被った身体障害が細菌性食中毒およびウイルス性食中毒である場合は、それらの原因となった食品の摂取

ウ．補償対象者が被った身体障害が業務に起因して生じた症状である場合は、その症状の発症または発病

エ．補償対象者が被った身体障害が、補償対象者が入院し労災保険法等による給付の請求が受理された場合の業務上疾病であるときは、その発症または発病

第２条（被保険者の範囲）

この特約において被保険者とは、記名被保険者をいいます。

第３条（補償対象者の範囲）

この特約において補償対象者とは、被保険者の行う業務に従事する者のうち、保険証券に補償対象者として記載された者をいいます。

第４条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、補償対象者が被保険者の業務に従事中に身体障害を被り、かつ、次に掲げる条件をすべて満たす場合は、（３）の金額を、保険金として被保険者に支払います。

① この保険契約に付帯された入院補償保険金支払特約により入院補償保険金が支払われること。

② 実際に入院した日数が保険証券記載の日数を超えていること。

（２）（１）の規定にかかわらず、入院した初日に退院（注）した場合には、保険金を支払いません。

（注）病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念している状態がやんだあと、病院等を出ることをいいます。

（３）保険金として支払う金額は、被保険者が補償対象者に支払うものとしてこの保険契約において定める金額であって、保険証券に記載された金額とします。

第５条（保険期間と支払責任の関係）

（１）当会社は、補償対象者が身体障害を被った時が保険期間中である場合に限り、保険金を支払います。ただし、同一の補償対象者が被った同一の原因から発生した一連の身体障害は、発生の時または発生の場所を問わず、最初の身体障害が発生した時にすべて発生したものとみなします。

（２）（１）の規定にかかわらず、補償対象者が被った身体障害が業務上疾病であって、これを原因として補償対象者が入院し労災保険法等による給付の請求が受理された場合は、当会社は、補償対象者が入院を開始した時が保険期間中であるときに限り、保険金を支払います。ただし、この場合において、この保険契約が初年度契約であって、身体障害を被った時が保険期間の開始時もしくはこの保険契約の補償対象者となった時より前であるとき、または、この保険契約が継続契約であって、身体障害を被った時がこの保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時もしくはこの保険契約の補償対象者となった時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。

第６条（保険適用地域と支払責任の関係）

当会社は、次のいずれかに該当する場合についてのみ保険金を支払います。

① 被保険者が日本国内において行う事業に従事する補償対象者が、日本国内または国外で身体障害を被り、かつ、実際に日本国内または国外で入院した日数が保険証券記載の日数を超えた場合

② 被保険者が日本国外において行う事業に派遣された補償対象者が、日本国内または国外で身体障害を被り、かつ、実際に日本国内または国外で入院した日数が保険証券記載の日数を超えた場合

第７条（保険金を支払わない場合）

（１）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって補償対象者が被った身体障害（注１）については、保険金を支払いません。

① 保険契約者もしくは被保険者（注２）またはこれらの事業場の責任者の故意または重大な過失

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注３）

③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④ 核燃料物質（注４）もしくは核燃料物質（注４）によって汚染された物（注５）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染

（注１）これらの事由がなければ発生または拡大しなかった身体障害を含みます。

（注２）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注３）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注４）使用済燃料を含みます。

（注５）原子核分裂生成物を含みます。

（２）当会社は、次のいずれかに該当する身体障害については、保険金を支払いません。

① 風土病による身体障害

② 補償対象者の故意、または補償対象者の重大な過失のみによって、その補償対象者本人が被った身体障害

③ 補償対象者の自殺行為によってその補償対象者本人が被った身体障害。ただし、自殺行為の原因を問わず、労災保険法等によって給付が決定された場合には、保険金を支払います。

④ 補償対象者の犯罪行為または闘争行為によってその補償対象者本人が被った身体障害

⑤ 補償対象者が次のいずれかに該当する間にその補償対象者本人が被った身体障害

ア．法令に定められた運転資格（注１）を持たないで自動車（注２）もしくは原動機付自転車またはクレーンを運転している間

イ．道路交通法第 65 条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態で自動車（注２）もしくは原動機付自転車またはクレーンを運転している間

ウ．麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車（注２）もしくは原動機付自転車またはクレーンを運転している間

⑥ 補償対象者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた身体障害。ただし、次の場合は保険金を支払います。

ア．業務に起因して生じた症状に該当する場合

イ．補償対象者が入院し労災保険法等による給付の請求が受理された業務上疾病に該当する場合

⑦ 補償対象者の妊娠、出産、早産または流産によって生じた身体障害

⑧ 補償対象者に対する外科的手術その他の医療処置によって生じた身体障害。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた身体障害が、当会社が保険金を支払うべき身体障害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。

（注１）運転する地における法令によるものをいい、走行以外の操作資格を含みます。

（注２）工作用自動車その他これらに類する自動車を含みます。

（３）当会社は、次のいずれかに該当する事由に対しては保険金を支払いません。

① 補償対象者が頸部症候群（けいぶしょうこうぐん）（注１）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。この場合において、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

② 補償対象者の入浴中の溺水（注２）。ただし、補償対象者が、当会社が保険金を支払うべき身体障害を被り、その直接の結果として溺水（注２）に至ったことが客観的に確認できる場合は、保険金を支払います。

（注１）いわゆる「むちうち症」をいいます。

（注２）水中に没し、水を吸引したことによる窒息をいいます。

第８条（保険金の支払額）

（１）当会社は、第４条（保険金を支払う場合）（１）に該当する場合は、保険金額の全額を保険金として被保険者に支払います。ただし、同一の原因に基づく身体障害について、同一の補償対象者に対し１回の支払に限ります。

（２）補償対象者が保険金の支払の対象となる期間中にさらに第４条（保険金を支払う場合）（１）の身体障害を被った場合においても、当会社は、重複しては保険金を支払いません。

（３）補償対象者の被った身体障害が業務上疾病である場合において、補償対象者が身体障害を被った時の属する日から保険金を支払うべき入院を開始した日までの間に、この入院補償一時金支払特約付保険契約（注１）の支払条件の変更があったときは、当会社は、この保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、変更前の支払条件により算出された保険金の額（注２）のうち、いずれか低い金額を支払います。

（注１）この保険契約が継続契約である場合は、継続前の保険契約も含みます。

（注２）２回以上の変更があった場合は、各々の変更前の支払条件により算出された保険金の額のうち、最も低い金額とします。

第９条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注）の合計額が補償対象者に支払われるべき補償金の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額（注）

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

補償対象者に支払われるべき補償金の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注）を限度とします。

（注）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第 10 条（他の身体の障害または疾病の影響）

（１）補償対象者が第４条（保険金を支払う場合）（１）の身体障害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または第４条（１）の身体障害を被った後にその原因と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により第４条（１）の身体障害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

（２）正当な理由がなく補償対象者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは被保険者が治療をさせなかったことにより第４条（保険金を支払う場合）（１）の身体障害が重大となった場合も、（１）と同様の方法で支払います。

（３）（１）および（２）の規定は、補償対象者が被った身体障害が業務上疾病であって、これを原因として補償対象者が入院し労災保険法等による給付の請求が受理された場合には、適用しません。

第 11 条（事故発生時の義務等）

（１）補償対象者が第４条（保険金を支払う場合）（１）の身体障害を被った場合は、保険契約者または被保険者は、身体障害を被った日（注）からその日を含めて 30 日以内に身体障害発生の状況および身体障害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面等による通知もしくは説明を求めたときまたは補償対象者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

（注）補償対象者の被った身体障害が業務上疾病である場合は、補償対象者が入院し、かつ、労災保険法等による給付の請求が受理された日とします。

（２）補償対象者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または被保険者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて 30 日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面等により通知しなければなりません。

第 12 条（事故発生時の義務を怠った場合の保険金支払への影響）

保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第 11 条（事故発生時の義務等）の義務に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 13 条（保険金請求権の発生時期および時効）

（１）当会社に対する保険金請求権は、補償対象者が実際に入院した日数が保険証券記載の日数を超えた時（注）から発生し、これを行使することができるものとします。

（注）補償対象者が被った身体障害が業務上疾病である場合は、補償対象者が入院し労災保険法等による給付の請求が受理され、かつ、実際に入院した日数が保険証券記載の日数を超えた時とします。

（2）保険金請求権は、（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第14条（保険金請求の方法および必要な書類等）

（1）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 保険金請求書

② 身体障害を被った者が補償対象者であることを確認できる書類

③ 当会社の定める身体障害状況報告書

④ 業務に従事中に被った身体障害であることを確認できる書類

⑤ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書

⑥ 後遺障害もしくは身体障害の程度または手術の内容を証明する医師の診断書

⑦ 入院した日数または通院した日数を記載した病院等の証明書類

⑧ 被保険者の印鑑証明書

⑨ 当会社が補償対象者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書

⑩ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）

⑪ 労災保険法等の給付請求書（写）

（労災保険法等による給付の請求が受理されることが保険金支払要件である場合）

⑫ ①から⑪までのほか、当会社が第17条（保険金の支払時期）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面などにおいて定めたもの

（2）当会社は、保険事故の内容、身体障害の程度等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（1）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

第15条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

（1）当会社は、第11条（事故発生時の義務等）の規定による通知または第14条（保険金請求の方法および必要な書類等）の規定による請求を受けた場合は、身体障害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者または被保険者に対し当会社の指定する医師が作成した補償対象者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

（2）（1）の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。

（注1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（注2）収入の喪失を含みません。

第16条（当会社が求める協力に応じなかった場合または保険金請求書類に偽造等があった場合の保険金支払への影響）

保険契約者または被保険者による次の行為があった場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 正当な理由がなく第14条（保険金請求の方法および必要な書類等）（2）の規定に違反したこと。

② 第14条（1）または（2）の書類に事実と異なる記載をしたこと。

③ 第14条（1）または（2）の書類もしくは証拠を偽造または変造したこと。

第17条（保険金の支払時期）

当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、保険事故の原因、保険事故発生の状況、身体障害発生の有無、補償対象者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、身体障害の程度、保険事故と身体障害との関係、治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤　①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害または費用について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注）被保険者が第 14 条（保険金請求の方法および必要な書類等）（１）の規定による手続を完了した日をいいます。

第 18 条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）

第 17 条（保険金の支払時期）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、第 17 条の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注１）からその日を含めて次に掲げる日数（注２）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

照会または調査	日数
①　第 17 条①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注３）	180 日
②　第 17 条①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90 日
③　第 17 条③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120 日
④　災害救助法が適用された災害の被災地域における第 17 条①から⑤までの事項の確認のための調査	60 日
⑤　第 17 条①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180 日

（注１）被保険者が第 14 条（保険金請求の方法および必要な書類等）（１）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注２）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注３）弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

第 19 条（保険金の支払に必要な確認を妨げた場合または協力をしない場合の保険金支払時期への影響）

第 17 条（保険金の支払時期）および第 18 条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、第 17 条または第 18 条の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第 20 条（当会社による第三者に対する権利の取得）

（１）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その賠償または求償により被保険者が取得した債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

①　当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

②　①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（２）（１）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（３）保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（１）または（２）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第 21 条（補償対象者への支払義務）

（１）被保険者は、第４条（保険金を支払う場合）により受領した保険金の全額を、補償対象者に支払わなければなりません。

（２）（１）の規定に違反した場合には、被保険者は、既に受領した保険金のうち補償対象者に支払われなかった部分を当会社に返還しなければなりません。

第 22 条（補償対象者への支払を証する書類）

（1）当会社が保険金を支払う場合は、被保険者は次に掲げる書類のいずれかを、保険金を受領した日からその日を含めて 30 日を経過する日または当会社が書面で承認した猶予期間内に当会社に提出しなければなりません。

① 補償対象者が保険金の請求内容について了知していることが確認できる書類

② 補償対象者が被保険者から金銭を受領したことが確認できる書類

③ 被保険者が補償対象者に金銭を支払ったことが確認できる書類

（2）次のいずれかを行った場合は、被保険者は既に受領した保険金を当会社に返還しなければなりません。

① 提出書類（注）に故意に事実と異なる記載をしまたは事実を記載しなかった場合

② 提出書類（注）を偽造しまたは変造した場合

③ （1）の義務に違反した場合

（注）（1）①から③までの書類をいいます。

（3）（1）の規定にかかわらず、当会社が定めた基準を満たす場合で、かつ、当会社が特に承認したときには、当会社が補償対象者に直接行う保険金請求内容についての了知の確認により（1）①の書類の提出に代わるものとすることができます。

第 23 条（普通保険約款等との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を適用します。

休業補償保険金支払特約

この特約は、総合事業者保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）に付帯され、業務災害補償グループに属するものとします。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
い	医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	医師	被保険者または補償対象者が医師である場合は、被保険者または補償対象者以外の医師をいいます。
き	記名被保険者	保険証券に記名被保険者として記載された者をいいます。

	用語	定義
き	業務に従事中	次のいずれかに該当している間をいいます。ただし、いずれの場合も、労災保険法等の規定による業務災害または通勤災害に該当する間を含みます。 ア．補償対象者が職務等（注１）に従事している間および補償対象者が住居と被保険者の業務に従事する場所との間を合理的な経路および方法により往復する間 イ．アにかかわらず､補償対象者が被保険者の役員等（注２）である場合における職務等（注１）に従事している間とは、役員等（注２）としての職務に従事している間（注３）で、かつ、次のいずれかに掲げる間をいいます。 （ア）被保険者の就業規則等に定められた正規の就業時間中（注４） （イ）被保険者の業務を行う施設内または業務を行う場所にいる間 （ウ）被保険者の業務を行う場所と被保険者の業務を行う他の場所との間を合理的な経路および方法により往復する間 （エ）取引先との契約、会議（注５）等のために、取引先の施設内にいる間および取引先の施設と住居または被保険者の業務を行う施設との間を合理的な経路および方法により往復する間 （注１）被保険者の行う業務に係る職業または職務をいいます。 （注２）事業主または役員をいいます。 （注３）通勤途上を含みます。 （注４）休暇中を除きます。 （注５）会食を主な目的とするものを除きます。
	休業補償保険金支払特約付保険契約	この特約を付帯した普通保険約款に基づく保険契約をいいます。
け	継続契約	休業補償保険金支払特約付保険契約の保険期間の終了日（注）を保険期間の開始日とする休業補償保険金支払特約付保険契約をいいます。 （注）その休業補償保険金支払特約付保険契約が終了日前に解除または解約されていた場合にはその解除日または解約日をいいます。
こ	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、補償対象者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
し	就業不能	補償対象者が第４条（保険金を支払う場合）（１）の身体障害を被った時に就いていた業務または職務を果たす能力をまったく失っていると認められる状態をいいます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、就業不能とはみなしません。 ア．補償対象者の就業不能の原因となった身体障害が治癒したと医師の診断に基づき認められた日の翌日以降 イ．補償対象者が死亡した日以降
	初年度契約	継続契約以外の休業補償保険金支払特約付保険契約をいいます。

	用語	定義
し	身体障害	次のいずれかに該当する身体の障害をいいます。 ア．傷害 次のいずれかに該当するものをいいます。 （ア）急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害 （イ）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注１） イ．細菌性食中毒およびウイルス性食中毒（注２） ウ．業務に起因して生じた症状 業務遂行に伴って発生する症状のうち、平成 17 年 10 月 7 日総務省告示第 1147 号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要　ICD － 10（2003 年版）準拠」に記載された分類項目中、次に掲げる基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。 （ア）熱および光線の作用（基本分類コード：T67） （イ）気圧または水圧の作用（基本分類コード：T70） （ウ）低酸素環境への閉じ込め（基本分類コード：W81） （エ）高圧、低圧および気圧の変化への曝露（基本分類コード：W94） （注１）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。 （注２）業務に従事中に摂取した食品が原因である場合に限ります。
	身体障害を被った時	ア．傷害については、その原因となった事故発生の時 イ．細菌性食中毒およびウイルス性食中毒については、それらの原因となった食品を摂取した時 ウ．業務に起因して生じた症状については、医師の診断による発症または発病の時
	身体障害を被った日	ア．傷害については、その原因となった事故発生の日 イ．細菌性食中毒およびウイルス性食中毒については、それらの原因となった食品を摂取した日 ウ．業務に起因して生じた症状については、医師の診断による発症または発病の日
た	他の保険契約等	この補償特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ち	治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
て	てん補期間	当会社が保険金を支払う限度日数で、免責期間終了日の翌日から起算して保険証券記載の期間をいいます。
ほ	保険金	休業補償保険金をいいます。
	保険金日額	保険証券記載の休業補償保険金日額をいいます。
め	免責期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である保険証券記載の日数をいい、この期間に対しては保険金を支払いません。
ろ	労災保険法等	労働者災害補償保険法もしくは船員保険法またはその他日本国の労働災害補償法令をいいます。

＜法令＞

この特約における法令は、次のとおりとします。

	法令（法令番号）
さ	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
と	道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
へ	弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）
ろ	労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）

第１条（保険事故の範囲）

この特約において保険事故とは、次のいずれかの事由をいいます。

ア．補償対象者が被った身体障害が傷害である場合は、その原因となった事故
イ．補償対象者が被った身体障害が細菌性食中毒およびウイルス性食中毒である場合は、それらの原因となった食品の摂取
ウ．補償対象者が被った身体障害が業務に起因して生じた症状である場合は、その症状の発症または発病

第２条（被保険者の範囲）

この特約において被保険者とは、記名被保険者をいいます。

第３条（補償対象者の範囲）

この特約において補償対象者とは、被保険者の行う業務に従事する者のうち、保険証券に補償対象者として記載された者をいいます。

第４条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、補償対象者が被保険者の業務に従事中に身体障害を被り、かつ、その直接の結果として、身体障害を被った日からその日を含めて 180 日以内に就業不能となった場合は、（２）の金額を、保険金として被保険者に支払います。
（２）保険金として支払う金額は、被保険者が補償対象者に支払うものとしてこの保険契約において定める金額であって、保険証券に記載された金額とします。

第５条（保険責任の始期および終期の特則）

普通保険約款第 35 条（保険責任の始期および終期）の規定にかかわらず、保険期間が始まった後でも、当会社は、次のいずれかに該当する就業不能については保険金を支払いません。

① この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に被った身体障害による就業不能
② この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に始まった就業不能
③ 補償対象者が、休業補償保険金支払特約付保険契約の保険期間の開始時から、その保険契約の保険料を領収した時までの期間中に身体障害を被った場合において、その身体障害によって、その保険契約の継続契約の保険期間中に始まった就業不能

第６条（保険期間と支払責任の関係）

（１）当会社は、補償対象者が保険期間中に就業不能となった場合に限り、保険金を支払います。
（２）（１）の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、就業不能の原因となった身体障害を被った時が保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。
（３）（１）の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、就業不能の原因となった身体障害を被った時が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。

第７条（保険適用地域と支払責任の関係）

当会社は、次のいずれかに該当する場合についてのみ保険金を支払います。

① 被保険者が日本国内において行う事業に従事する補償対象者が、日本国内または国外で身体障害を被り、かつ、日本国内または国外で就業不能となった場合
② 被保険者が日本国外において行う事業に派遣された補償対象者が、日本国内または国外で身体障害を被り、かつ、日本国内または国外で就業不能となった場合

第８条（保険金を支払わない場合）

（１）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって補償対象者が被った身体障害（注１）については、保険金を支払いません。

① 保険契約者もしくは被保険者（注２）またはこれらの事業場の責任者の故意または重大な過失
② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注３）
③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④ 核燃料物質（注４）もしくは核燃料物質（注４）によって汚染された物（注５）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染

（注１）これらの事由がなければ発生または拡大しなかった身体障害を含みます。
（注２）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注３）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注４）使用済燃料を含みます。
（注５）原子核分裂生成物を含みます。

（２）当会社は、次のいずれかに該当する身体障害については、保険金を支払いません。
① 風土病による身体障害
② 職業性疾病（注１）による身体障害
③ 補償対象者の故意、または補償対象者の重大な過失のみによって、その補償対象者本人が被った身体障害
④ 補償対象者の自殺行為によってその補償対象者本人が被った身体障害。ただし、自殺行為の原因を問わず、労災保険法等によって給付が決定された場合には、保険金を支払います。
⑤ 補償対象者の犯罪行為または闘争行為によってその補償対象者本人が被った身体障害
⑥ 補償対象者が次のいずれかに該当する間にその補償対象者本人が被った身体障害
ア．法令に定められた運転資格（注２）を持たないで自動車（注３）もしくは原動機付自転車またはクレーンを運転している間
イ．道路交通法第 65 条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態で自動車（注３）もしくは原動機付自転車またはクレーンを運転している間
ウ．麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車（注３）もしくは原動機付自転車またはクレーンを運転している間
⑦ 補償対象者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた身体障害。ただし、業務に起因して生じた症状に該当する場合は保険金を支払います。
⑧ 補償対象者の妊娠、出産、早産または流産によって生じた身体障害
⑨ 補償対象者に対する外科的手術その他の医療処置によって生じた身体障害。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた身体障害が、当会社が保険金を支払うべき身体障害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
（注１）労働基準法施行規則第 35 条に列挙されている疾病のうち、従業員等が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発病したことが明白なものをいいます。
（注２）運転する地における法令によるものをいい、走行以外の操作資格を含みます。
（注３）工作用自動車その他これらに類する自動車を含みます。

（３）当会社は、次のいずれかに該当する事由に対しては保険金を支払いません。
① 補償対象者が頸部症候群（けいぶしょうこうぐん）（注１）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。この場合において、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。
② 補償対象者の入浴中の溺水（注２）。ただし、補償対象者が、当会社が保険金を支払うべき身体障害を被り、その直接の結果として溺水（注２）に至ったことが客観的に確認できる場合は、保険金を支払います。
（注１）いわゆる「むちうち症」をいいます。
（注２）水中に没し、水を吸引したことによる窒息をいいます。

第９条（保険金の支払額）

（１）当会社は、第４条（保険金を支払う場合）（１）に該当する場合は、免責期間を超えた就業不能期間に対し、次の算式によって算出した額を保険金として被保険者に支払います。

保険金の支払額 ＝ 保険金日額 × 就業不能期間(注)の日数

（注）てん補期間中に限ります。

（２）補償対象者が保険金の支払を受けられる期間中さらに第４条（保険金を支払う場合）（１）の身体障害を被った場合においても、当会社は、重複しては保険金を支払いません。この場合において、後の身体障害についてはその身体障害を被った日に就業不能となったものとみなし、新たに免責期間およびてん補期間を適用します。

第 10 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注）の合計額が補償対象者に支払われるべき補償金の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額（注）

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

補償対象者に支払われるべき補償金の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注）を限度とします。

（注）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第 11 条（他の身体の障害または疾病の影響）

（1）補償対象者が第 4 条（保険金を支払う場合）（1）の身体障害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または第 4 条（1）の身体障害を被った後にその原因と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により第 4 条（1）の身体障害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

（2）正当な理由がなく補償対象者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは被保険者が治療をさせなかったことにより第 4 条（保険金を支払う場合）（1）の身体障害が重大となった場合も、（1）と同様の方法で支払います。

第 12 条（就業不能の取扱い）

（1）免責期間を超える就業不能が終了した後、補償対象者が、その就業不能の原因となった身体障害によって再び就業不能となった場合は、当会社は、再発した就業不能に対しても保険金を支払います。ただし、再発した就業不能に対しては、新たに免責期間およびてん補期間を適用しません。

（2）（1）の規定にかかわらず、免責期間を超える就業不能が終了した日からその日を含めて 30 日を経過した日の翌日以降に、補償対象者が、その就業不能の原因となった身体障害によって再び就業不能となった場合は、当会社は、再発した就業不能に対しては保険金を支払いません。

第 13 条（事故発生時の義務等）

（1）補償対象者が第 4 条（保険金を支払う場合）（1）の身体障害を被った場合は、保険契約者または被保険者は、身体障害を被った日からその日を含めて 30 日以内に身体障害発生の状況および身体障害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面等による通知もしくは説明を求めたときまたは補償対象者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

（2）補償対象者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または被保険者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて 30 日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面等により通知しなければなりません。

第 14 条（事故発生時の義務を怠った場合の保険金支払への影響）

保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第 13 条（事故発生時の義務等）の義務に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 15 条（保険金請求権の発生時期および時効）

（1）当会社に対する保険金請求権は、補償対象者が就業不能となった時から発生し、これを行使することができるものとします。

（2）就業不能が 1 か月以上継続した場合には、当会社は、被保険者の申し出に基づいて、保険金を内払することができます。

（3）保険金請求権は、（1）に定める時の翌日から起算して 3 年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第 16 条（保険金請求の方法および必要な書類等）

（1）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 保険金請求書

② 身体障害を被った者が補償対象者であることを確認できる書類

③ 当会社の定める身体障害状況報告書

④　業務に従事中に被った身体障害であることを確認できる書類
⑤　公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
⑥　就業不能を証明する医師の診断書
⑦　被保険者の印鑑証明書
⑧　当会社が補償対象者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
⑨　委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
⑩　①から⑨までのほか、当会社が第19条（保険金の支払時期）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面などにおいて定めたもの

（2）当会社は、保険事故の内容、身体障害の程度等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（1）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

第17条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

（1）当会社は、第13条（事故発生時の義務等）の規定による通知または第16条（保険金請求の方法および必要な書類等）の規定による請求を受けた場合は、身体障害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者または被保険者に対し当会社の指定する医師が作成した補償対象者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

（2）（1）の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。

（注1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（注2）収入の喪失を含みません。

第18条（当会社が求める協力に応じなかった場合または保険金請求書類に偽造等があった場合の保険金支払への影響）

保険契約者または被保険者による次の行為があった場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

①　正当な理由がなく第16条（保険金請求の方法および必要な書類等）（2）の規定に違反したこと。
②　第16条（1）または（2）の書類に事実と異なる記載をしたこと。
③　第16条（1）または（2）の書類もしくは証拠を偽造または変造したこと。

第19条（保険金の支払時期）

当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①　保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、保険事故の原因、保険事故発生の状況、身体障害発生の有無、補償対象者に該当する事実
②　保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③　保険金を算出するための確認に必要な事項として、身体障害の程度、保険事故と身体障害との関係、治療の経過および内容
④　保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤　①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害または費用について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注）被保険者が第16条（保険金請求の方法および必要な書類等）（1）の規定による手続を完了した日をいいます。

第20条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）

第19条（保険金の支払時期）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、第19条の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

照会または調査	日数
①　第19条①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注３）	180日
②　第19条①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③　第19条③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④　災害救助法が適用された災害の被災地域における第19条①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤　第19条①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

（注１）被保険者が第16条（保険金請求の方法および必要な書類等）（１）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注２）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注３）弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

第21条（保険金の支払に必要な確認を妨げた場合または協力をしない場合の保険金支払時期への影響）

第19条（保険金の支払時期）および第20条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、第19条または第20条の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第22条（当会社による第三者に対する権利の取得）

（１）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その賠償または求償により被保険者が取得した債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

①　当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

②　①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（２）（１）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（３）保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（１）または（２）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第23条（補償対象者への支払義務）

（１）被保険者は、第４条（保険金を支払う場合）により受領した保険金の全額を、補償対象者に支払わなければなりません。

（２）（１）の規定に違反した場合には、被保険者は、既に受領した保険金のうち補償対象者に支払われなかった部分を当会社に返還しなければなりません。

第24条（補償対象者への支払を証する書類）

（１）当会社が保険金を支払う場合は、被保険者は次に掲げる書類のいずれかを、保険金を受領した日からその日を含めて30日を経過する日または当会社が書面で承認した猶予期間内に当会社に提出しなければなりません。

①　補償対象者が保険金の請求内容について了知していることが確認できる書類

②　補償対象者が被保険者から金銭を受領したことが確認できる書類

③　被保険者が補償対象者に金銭を支払ったことが確認できる書類

（２）次のいずれかを行った場合は、被保険者は既に受領した保険金を当会社に返還しなければなりません。

①　提出書類（注）に故意に事実と異なる記載をしまたは事実を記載しなかった場合

② 提出書類（注）を偽造しまたは変造した場合

③ （1）の義務に違反した場合

（注）（1）①から③までの書類をいいます。

（3）（1）の規定にかかわらず、当会社が定めた基準を満たす場合で、かつ、当会社が特に承認したときには、当会社が補償対象者に直接行う保険金請求内容についての了知の確認により（1）①の書類の提出に代わるものとすることができます。

第 25 条（普通保険約款等との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を適用します。

葬祭見舞金支払特約

この特約は、総合事業者保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）に付帯され、業務災害補償グループに属するものとします。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
い	医師	被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
き	記名被保険者	保険証券の被保険者欄に記載された者をいいます。
た	他の保険契約等	この補償特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ほ	保険金	葬祭見舞金をいいます。
	保険金額	保険証券記載の葬祭見舞金額をいいます。

＜法令＞

この特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。

	法令（法令番号）
さ	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
と	道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
へ	弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）

第１条（保険事故の範囲）

この特約において保険事故とは、補償対象者が死亡することをいいます。

第２条（被保険者の範囲）

この特約において被保険者とは、記名被保険者をいいます。

第３条（補償対象者の範囲）

この特約において補償対象者とは、被保険者の行う業務に従事する者のうち、保険証券に補償対象者として記載された者をいいます。

第４条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が、補償対象者との間であらかじめ、補償対象者が死亡し、葬祭が行われることに対して見舞金を支払う旨の約定を災害補償規定等により行っている場合に、被保険者がその約定を履行することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第５条（保険期間と支払責任との関係）

当会社は、保険期間中に補償対象者が死亡した場合に限り、保険金を支払います。

第６条（保険適用地域と支払責任の関係）

当会社は、日本国内または国外で補償対象者が死亡し、かつ、日本国内または国外で葬祭が行われた場合に限り、保険金を支払います。

第７条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者または被保険者（注１）の故意または重大な過失

② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注２）の故意または重大な過失。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

③ 補償対象者の犯罪行為または闘争行為

④ 補償対象者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

ア．法令に定められた運転資格（注３）を持たないで自動車等（注４）を運転している間

イ．道路交通法第 65 条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態で自動車等（注４）を運転している間

ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等（注４）を運転している間

⑤ 補償対象者に対する刑の執行

⑥ 第４条（保険金を支払う場合）の約定に基づく金銭等の支払の不履行による賠償責任を負担することによって被る損害

⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注５）

⑧ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑨ 核燃料物質（注６）もしくは核燃料物質（注６）によって汚染された物（注７）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑩ ⑦から⑨までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑪ ⑨以外の放射線照射または放射能汚染

（注１）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注２）その者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注３）運転する地における法令によるものをいい、走行以外の操作資格を含みます。

（注４）自動車（クレーン車等の工作用自動車その他これらに類する自動車を含みます。）または原動機付自転車をいいます。

（注５）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注６）使用済燃料を含みます。

（注７）原子核分裂生成物を含みます。

第８条（保険金の支払額）

当会社が支払う保険金の額は、災害補償規定等に基づき補償対象者に支払われた額とします。ただし、保険金額を限度とします。

第９条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注）の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額（注）

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注）を限度とします。

（注）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第 10 条（事故発生時の義務等）

補償対象者が死亡した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、これを当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面等による通知もしくは説明を求めたときまたは補償対象者の死亡診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

第 11 条（事故発生時の義務を怠った場合の保険金支払への影響）

保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第 10 条（事故発生時の義務等）の義務に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 12 条（保険金請求権の発生時期および時効）

（1）当会社に対する保険金請求権は、補償対象者が死亡した時から発生し、これを行使することができるものとします。

（2）保険金請求権は、（1）に定める時の翌日から起算して 3 年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第 13 条（保険金請求の方法および必要な書類等）

（1）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 保険金請求書

② 死亡した者が補償対象者であることを確認できる書類

③ 当会社の定める支給状況報告書

④ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書

⑤ 被保険者が、災害補償規定等により補償金を補償対象者に支払ったことを証明する書類

⑥ 死亡診断書または死体検案書

⑦ その他当会社が第 16 条（保険金の支払時期）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面などにおいて定めたもの

（2）（1）の規定にかかわらず、当会社が特に承認した被保険者については、保険金の支払を受けた日からその日を含めて 30 日以内に、被保険者が、災害補償規定等により補償対象者の遺族に対し金銭等を給付したことを証明する書類を提出することができます。

（3）当会社は、保険事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（1）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

第 14 条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

（1）当会社は、第 10 条（事故発生時の義務等）の規定による通知または第 13 条（保険金請求の方法および必要な書類等）の規定による請求を受けた場合は、死亡の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者または被保険者に対し当会社の指定する医師が作成した補償対象者の死亡診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

（2）（1）の規定による死体の診断または検案（注 1）のために要した費用（注 2）は、当会社が負担します。

（注 1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（注 2）収入の喪失を含みません。

第 15 条（当会社が求める協力に応じなかった場合または保険金請求書類に偽造等があった場合の保険金支払への影響）

保険契約者または被保険者による次の行為があった場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 正当な理由がなく第 13 条（保険金請求の方法および必要な書類等）（3）の規定に違反したこと。

② 第 13 条（1）から（3）までの書類に事実と異なる記載をしたこと。

③ 第 13 条（1）から（3）までの書類もしくは証拠を偽造または変造したこと。

第 16 条（保険金の支払時期）

当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて 30 日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、保険事故の原因、保険事故発生の状況および補償対象者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、保険事故と損害との関係

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容または損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注）被保険者が第13条（保険金請求の方法および必要な書類等）（1）の規定による手続を完了した日をいいます。

第17条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）

第16条（保険金の支払時期）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、第16条の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

照会または調査	日数
① 第16条①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）	180日
② 第16条①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における第16条①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④ 第16条①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

（注1）保険契約者または被保険者が第13条（保険金請求の方法および必要な書類等）（1）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

第18条（保険金の支払に必要な確認を妨げた場合または協力をしない場合の保険金支払時期への影響）

第16条（保険金の支払時期）および第17条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、第16条または第17条の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第19条（当会社による第三者に対する権利の取得）

（1）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その賠償または求償により被保険者が取得した債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（2）（1）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（3）保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第 20 条（補償対象者の遺族への支払義務）

（1）被保険者は、第４条（保険金を支払う場合）により受領した保険金の全額を、補償対象者の遺族に支払わなければなりません。

（2）（1）の規定に違反した場合には、被保険者は、既に受領した保険金のうち補償対象者の遺族に支払われなかった部分を当会社に返還しなければなりません。

第 21 条（補償対象者の遺族への支払を証する書類）

（1）当会社が保険金を支払う場合は、被保険者は次に掲げる書類のいずれかを、保険金を受領した日からその日を含めて 30 日を経過する日または当会社が書面で承認した猶予期間内に当会社に提出しなければなりません。

① 補償対象者の遺族が保険金の請求内容について了知していることが確認できる書類

② 補償対象者の遺族が被保険者から金銭を受領したことが確認できる書類

③ 被保険者が補償対象者の遺族に金銭を支払ったことが確認できる書類

（2）（1）①から③までの書類に故意に事実と異なる記載をし、もしくは事実を記載しなかった場合、その書類を偽造しもしくは変造した場合、または（1）の義務に違反した場合は、被保険者は既に受領した保険金を当会社に返還しなければなりません。

第 22 条（普通保険約款等との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を適用します。

災害付帯費用補償特約

この特約は、総合事業者保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）に付帯され、業務災害補償グループに属するものとします。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
た	他の保険契約等	この補償特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ほ	保険金	災害付帯費用補償保険金をいいます。
	保険金額	保険証券記載の災害付帯費用補償保険金額をいいます。

第１条（保険金を支払う場合）

当会社は、次のいずれかに該当する場合は、保険金を被保険者に支払います。

① この保険契約に付帯された死亡補償保険金支払特約の保険金が支払われるべき場合

② この保険契約に付帯された後遺障害補償保険金支払特約により、後遺障害等級第１級から第３級までのいずれかに対する保険金が支払われるべき場合

第２条（保険金の支払額）

当会社は、第１条（保険金を支払う場合）に該当する場合は、保険金額の全額を保険金として被保険者に支払います。

第３条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注）の合計額がこの特約の保険金額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額（注）

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

この特約の保険金額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注）を限度とします。

（注）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第４条（普通保険約款等との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、死亡補償保険金支払特約および後遺障害補償保険金支払特約の規定を適用します。

使用者賠償責任補償特約

この特約は、総合事業者保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）に付帯され、賠償責任補償グループに属するものとします。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
い	遺族	労働基準法施行規則第 42 条から第 45 条までにいう遺族補償を受けるべき者をいいます。ただし、これに該当する者がいない場合は、補償対象者の法定相続人とします。
	１災害	発生の日時、場所を問わず、同一の原因から発生した一連の保険事故をいいます。この場合、最初の保険事故が発生した時にすべての保険事故が発生したものとします。
き	記名被保険者	保険証券に記名被保険者として記載された者をいいます。
け	建設業	建設業法第１章第２条第２項にいう元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。
	建設工事	建設業法第１章第２条第１項にいう土木建築に関する工事をいいます。
こ	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、補償対象者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
し	下請負人	建設業法第１章第２条第５項の下請負人をいい、建設業を営む記名被保険者と締結された下請契約（注）に基づき、建設工事を遂行する請負人をいいます。 （注）数次の請負を含みます。
	職業性疾病	労働基準法施行規則第 35 条に規定された疾病のうち、補償対象者が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発病したことが明白なものをいいます。
	身体障害	負傷または疾病（注）をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。 （注）職業性疾病の場合は、石綿による肺がん・中皮腫その他の健康障害、塵肺症（じんぱいしょう）を除きます。
そ	損害賠償請求権者	補償対象者の身体障害について、被保険者に対する損害賠償請求の権利を有する者をいいます。
	損害賠償責任額	被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって支払うべき損害賠償金に相当する額をいい、裁判所により支払を命じられた訴訟費用および判決日までの遅延損害金を含みます。
た	他の保険契約等	この補償特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ほ	法定外補償規定	補償対象者に対し、労災保険法等の給付のほかに一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規程等をいいます。
ろ	労災保険法等	労働者災害補償保険法もしくは船員保険法またはその他日本国の労働災害補償法令をいいます。

＜法令＞

この特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。

	法令（法令番号）
か	会社法（平成 17 年法律第 86 号）
け	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
さ	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
し	自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）
せ	船員法（昭和 22 年法律第 100 号）
た	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）
へ	弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）
ほ	法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）
ろ	労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
	労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）
	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）

第１条（保険事故の範囲）

この特約において保険事故とは、次の①または②により第３条（補償対象者の範囲）に規定する補償対象者が被った身体障害をいいます。

① 業務上の事由

② 通勤

第２条（被保険者の範囲）

（１）この特約において被保険者とは、次の者をいいます。

① 記名被保険者

② 建設業における記名被保険者の下請負人

③ ①および②の役員等（注１）

④ ①の従業員。ただし、派遣社員（注２）およびパート・アルバイト（注３）は除きます。

（注１）役員等とは、次のいずれかに該当する役員をいいます。

ア．会社法上の取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人およびその他これらに準ずる地位にある者

イ．ア．以外で、法人の経営に従事している執行役員など法人税法上の役員の地位にある者

（注２）派遣社員とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に規定する派遣労働者をいいます。

（注３）パート・アルバイトとは、従業員が短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律で規定する短期労働者をいい、常勤の者を除きます。なお、常勤とは、補償対象者が負傷または疾病を被った時の直前６か月間を超える勤務実績があり、その週あたりの平均労働日数が３日以上かつ週あたりの平均労働時間が 15 時間以上の場合をいいます。

（２）この特約の規定は、（１）に規定する者ごとに個別に適用します。ただし、保険契約者または記名被保険者が法人である場合において、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関の故意によって生じ、第８条（保険金を支払わない場合）（１）①の規定に該当する保険事故の場合を除きます。

（３）（２）の規定によって、第９条（保険金の支払額）に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第３条（補償対象者の範囲）

この特約において補償対象者とは、被保険者の行う業務に従事し、かつ、保険証券に業務災害補償グループの補償対象者として記載された者のうち、次の①または②に該当する者をいいます。

① 現実に労災保険法等による給付対象となる資格を有し、記名被保険者の業務に従事する者

② もっぱら記名被保険者が業務のために所有もしくは使用する施設（注１）内または記名被保険者が直接業務を行う現場内において、記名被保険者と直接締結された契約（注２）（注３）に基づき、被保険者に使用され、記名被保険者の業務に従事する、①以外の者

（注１）事務所、営業所、工場等をいいます。

（注２）請負契約、業務委託契約等をいいます。

（注３）記名被保険者の業務が建設業である場合は、記名被保険者の下請負人と締結された数次の請負による場合の下請契約を記名被保険者と直接締結された契約とみなします。

第４条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、保険事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

（２）（１）のほか、当会社は、被保険者が、第７条（損害の範囲）（１）②から⑧までの費用を支出することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第５条（保険期間と保険の対象となる事故の関係）

当会社は、保険事故が保険期間中に発生した（注）場合に限り、保険金を支払います。

（注）補償対象者の被った身体障害が後遺障害もしくは死亡または職業性疾病の場合は、これらの原因となった負傷の発生時または疾病の発症時に身体障害が発生したものとします。なお、その身体障害について労災保険法等によって給付が決定された場合は、労災保険法等によって負傷日または発症日と認定された日に身体障害が発生したものとします。

第６条（保険適用地域と支払責任の関係）

当会社は、次のいずれかに該当する場合についてのみ保険金を支払います。

①　第３条（補償対象者の範囲）①に該当する補償対象者については、保険事故が日本国内または国外で発生した場合

②　第３条②に該当する補償対象者については、保険事故が日本国内で発生した場合

第７条（損害の範囲）

（１）当会社が保険金を支払うべき第４条（保険金を支払う場合）に規定する損害は、次の損害をいいます。なお、被保険者が支出した費用につき、②から⑧までの各費用の項目中、２つ以上の項目に重複して該当すると解釈できる場合は、それら重複する項目のうち、より個別具体的に規定している費用で支払うものとします。

損害	損害の内容
①　正味損害賠償金	保険事故について、次の算式によって算出した額をいいます。ただし、その算式によって算出した額が零未満の場合は零とします。 損害賠償責任額 － ア．からウ．までの金額の合計額 ア．労災保険法等により給付されるべき金額（注１） イ．自動車損害賠償保障法に基づく責任保険もしくは責任共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額 ウ．次の金額の合計額 （ア）被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、被保険者が法定外補償規定に基づき補償対象者またはその遺族に支払うべき金額 （イ）被保険者が法定外補償規定を定めていない場合で、この保険契約に業務災害補償グループに属する特約が付帯されているときは、その規定により支払われる金額のうち、補償対象者またはその遺族に支払われるべき金額 （ウ）（ア）または（イ）のほか、一定の災害補償を補償対象者に対して行うことを目的とする保険契約（注２）、または労働協約、就業規則、災害補償規程等に基づき補償対象者またはその遺族に支払われる金額がある場合は、その金額のうち、補償対象者またはその遺族に支払われる（注３）ことにより被保険者が法律上の損害賠償責任を免れる金額
②　損害防止費用	第 11 条（事故発生時の義務等）（１）①に規定する損害の発生および拡大の防止のために被保険者が支出した必要または有益であった費用をいいます。
③　求償権保全費用	第 11 条（１）②に規定する他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合において、その権利の保全または行使のために被保険者が支出した必要または有益であった費用をいいます。

損害	損害の内容
④　緊急措置費用	保険事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生または拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、応急手当、応急措置、護送、搬出、治療その他被害者に対する緊急で必要な措置を行うために被保険者が支出した費用、およびあらかじめ当会社の承認を得て支出した費用をいいます。
⑤　争訟費用	損害賠償責任に関する争訟（注４）につき、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用（注５）をいいます。ただし、訴訟対応費用を除きます。
⑥　協力費用	第 13 条（当会社による解決の援助およびその協力義務）に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために当会社の求めに応じて、被保険者が支出した費用をいいます。ただし、争訟費用および訴訟対応費用を除きます。
⑦　訴訟対応費用	裁判所において被保険者に対して提起された損害賠償金の支払を求める訴訟に対応するために、被保険者が当会社の同意を得て支出した社会通念上その額および使途が妥当な次の費用をいいます。 ア．訴訟のために提供する文書作成に必要な費用 イ．意見書、鑑定書作成のために必要な費用 ウ．被保険者によりまたは被保険者の委託を受けた外部の実験機関により行われる保険事故の再現実験費用、保険事故原因を調査するための費用 エ．増設コピー機のリース費用 オ．被保険者の従業員の超過勤務手当、交通費、宿泊費、臨時雇用費用
⑧　事業主が徴収される金額	事業主である被保険者の重大な過失により生じた補償対象者の身体障害（注６）について、被保険者が労働者災害補償保険の保険者から保険給付に要した費用に相当する金額の全部または一部を徴収される場合における、その費用をいいます。ただし、補償対象者が療養を開始した日または死亡した日のいずれか早い日の翌日から起算して３年以内に生じた費用に限るものとします。

（注１）この金額には「特別支給金」を含みません。

（注２）共済契約を含みます。

（注３）どのような名目または名称で支払われるかを問いません。

（注４）損害賠償責任に関する争訟とは、訴訟、仲裁、調停または和解等をいいます。

（注５）被保険者の役員または従業員の報酬、給与または賞与等を除きます。

（注６）労働者災害補償保険法第 31 条第１項第３号に規定する事故のうち、事業主である被保険者が重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故による補償対象者の身体障害をいい、いかなる場合も故意により生じさせた業務災害の原因である事故による補償対象者の身体障害を除きます。

（２）（１）①の正味損害賠償金の支払は、次に掲げる場合に限るものとします。

①　第３条（補償対象者の範囲）①に該当する補償対象者が被った身体障害については、労災保険法等によって給付が決定された場合。ただし、業務災害または通勤災害に該当しないことを理由として、補償対象者の身体障害（注１）にかかる労災保険法等に基づく給付請求（注２）の不支給が決定された場合であっても、その補償対象者の身体障害（注１）について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担するときは、保険金を支払います。

②　第３条②に該当する補償対象者が被った身体障害については、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合。ただし、業務上外の判定にあたっては、労災保険法等における業務上外の判定に準じるものとします。

（注１）労働基準法施行規則第 35 条別表第一の二第７号に列挙されている、がん原性物質もしくはがん原性因子またはがん原性工程における業務による疾病を除きます。

（注２）当会社が労災保険法等に基づく審査請求または再審査請求を行うことを求めた場合は、その審査請求または再審査請求等の手続を含みます。

（３）被保険者が（１）④から⑦までの費用を支出した後に被保険者に賠償責任がないことが判明した場合においても、当会社は、これらの費用に対して保険金を支払います。なお、④の緊急措置費用については、被保険者に賠償責任がない場合に限り、当会社は、保険金を支払います。

（4）労災保険法等により給付される額が年金をもって定められている場合は、その年金部分については、次に掲げるいずれかの額をもって、（1）①アの金額とします。ただし、労災保険法等の受給権者が受給すべき年金の総額から次に掲げるいずれかの額を控除した残額の全部または一部が被保険者の損害賠償の履行にあたり考慮された場合には、その考慮された部分に相当する年金の額を次に掲げるいずれかの額に加算した額をもって（1）①アの金額とします。

① 労災保険法等の受給権者が前払一時金（注）の給付を請求することができる場合には、被保険者の損害賠償責任額が確定した時に、労災保険法等により被保険者が損害賠償の履行を猶予されている金額および年金または前払一時金（注）の支給により損害賠償の責めを免れた金額の合計額

② ①以外の場合においては、労災保険法等の受給権者が、被保険者の損害賠償責任額が確定した時までに既に受領した年金の総額

（注）労災保険法等の受給権者が受給すべき年金に係る前払一時金をいいます。

第８条（保険金を支払わない場合）

（1）当会社は、次の事由によって生じた補償対象者の身体障害（注１）については、保険金を支払いません。

① 保険契約者または被保険者（注２）の故意

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注３）

③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④ 核燃料物質（注４）もしくは核燃料物質（注４）によって汚染された物（注５）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性

⑤ ④以外の放射線照射または放射能汚染

⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた保険事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた保険事故

⑦ 石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品の発がん性およびその他の有毒な特性

（注１）これらの事由がなければ発生または拡大しなかった身体障害を含みます。

（注２）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

（注３）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注４）使用済燃料を含みます。

（注５）原子核分裂生成物を含みます。

（2）当会社は、次の身体障害については、保険金を支払いません。

① 風土病による身体障害

② 労災保険法等における暫定任意適用事業に該当する事業で、労災保険法等の加入手続を行っていない事業において発生した身体障害

③ 労災保険法等による給付の請求が受理されていないまたは労災保険法等により不支給が決定された、労働基準法施行規則35条別表第一の二第7号に列挙されている、がん原性物質もしくはがん原性因子またはがん原性工程における業務による疾病

（3）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害については、保険金を支払いません。

① 被保険者と補償対象者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合または法定外補償規定がある場合、その契約または規定がなければ被保険者が負担しない賠償責任

② 被保険者が個人の場合には、その被保険者と住居および生計をともにする親族が被った身体障害に対して負担する賠償責任

③ 労働者災害補償保険法第33条第6号および第7号に該当する者のうち、特別加入を行っていない者が被った身体障害に対して被保険者が負担する賠償責任

（4）当会社は、労働基準法第76条第1項または船員法第91条第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金については、保険金を支払いません。

（5）当会社は、労災保険法等によって給付を行った保険者が費用の徴収をすることにより、被保険者が負担する金額に対しては、保険金を支払いません。ただし、その費用が第7条（損害の範囲）（1）⑧に該当する場合には、この規定を適用しません。

（6）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、日本国外の裁判所に提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

（7）当会社は、保険期間終了の日より３年経過した後に補償対象者またはその遺族より被保険者に対してなされた損害賠償請求の原因となった職業性疾病については、保険金を支払いません。

第９条（保険金の支払額）

（1）当会社が１災害につき支払うべき保険金の額は、次の①および②の算式によって算出した額の合計額とします。ただし、①については、その算式によって算出した額が零未満の場合は零とします。

① （正味損害賠償金 ＋ 損害防止費用 ＋ 求償権保全費用）－ 免責金額(注)

② 緊急措置費用 ＋ 争訟費用 ＋ 協力費用 ＋ 訴訟対応費用 ＋ 事業主が徴収される金額

（注）保険証券に記載がある場合は、この特約の免責金額を適用します。

（2）当会社が支払うべき（1）の保険金の額は、保険証券に記載されたこの特約の保険金額を限度とします。

（3）（2）のほか、（1）の損害に対しては、次表で規定する固有の支払限度額を適用します。また、この固有の支払限度額は、（2）のこの特約の保険金額に含まれるものとします。なお、その他の損害については、その損害のみに適用する固有の支払限度額はありません。

損害	固有の支払限度額
訴訟対応費用	１災害につき 300 万円を限度とします。

第 10 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

（1）他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注１）の合計額が、損害の額の合算額（注２）を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約（注３）の支払責任額（注１）

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額の合算額（注２）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約（注３）の支払責任額（注１）を限度とします。

（注１）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注２）それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

（注３）この保険契約に、この補償特約以外の補償特約が付帯されている場合は、この補償特約のみをいいます。

（2）（1）の規定にかかわらず、この特約により当会社が支払うべき損害にかかる他の保険契約等のうち、被保険者が契約する施設所有（管理）者賠償責任保険、請負業者賠償責任保険等の賠償責任保険契約（注）がある場合には、当会社は、この特約から優先して保険金を支払います。

（注）労働災害総合保険の使用者賠償責任条項等、補償対象者の業務上の身体障害に起因する法律上の損害賠償責任を対象とするものを除きます。

第 11 条（事故発生時の義務等）

（1）保険契約者または被保険者は、次のことを行うものとし、かつ、そのために必要なすべての手段を講じなければなりません。

① 保険事故が発生した場合は、これによる損害の発生および拡大の防止に努めること。

② 他人に損害賠償の請求（注）または求償をすることができる場合には、権利の保全または行使について必要な手続をすること。

③ あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認しないこと。ただし、応急手当または護送その他緊急措置を行う場合は、この規定を適用しません。

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（2）保険契約者または被保険者は、保険事故が発生したことを知った場合は、次のことを、遅滞なく、当会社に書面等により通知しなければなりません。

① 保険事故について次のア．およびイ．の事項

ア．保険事故発生の日時・場所およびその状況ならびに被害者がある場合は被害者の住所・氏名等

イ．ア．について、証人となる者がある場合は、その者の住所・氏名等

② 損害賠償の請求を受けた場合はその内容
③ 他の保険契約等の有無および内容（注１）
④ 労災保険法等に基づく給付に必要な手続（注２）を行うこと。
（注１）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
（注２）労災保険法等に基づく給付請求が不支給となった場合で当会社が労災保険法等に基づく審査請求または再審査請求等を求めたときは、その審査請求または再審査請求等の手続を含みます。

（３）保険契約者または被保険者が損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合には、ただちに当会社に通知のうえ、書面による当会社の承認を得なければならないものとし、損害賠償責任に関する訴訟を提起された場合には、ただちに当会社に通知しなければなりません。損害賠償責任に関する仲裁、和解もしくは調停に付そうとする場合またはこれらの申出を受けた場合も同様とします。

（４）（１）から（３）までのほか、保険契約者または被保険者は、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また、当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

第 12 条（事故発生時の義務を怠った場合の保険金支払への影響）

（１）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第 11 条（事故発生時の義務等）（１）から（４）までの規定に違反した場合には、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
① 第 11 条（１）①の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 第 11 条（１）②の規定に違反した場合は、他人に損害の賠償請求（注）または求償をすることによって取得することができたと認められる額
③ 第 11 条（１）③の規定に違反した場合は、被保険者に損害賠償責任がないと認められる額
④ 第 11 条（２）から（４）までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（２）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第 11 条（事故発生時の義務等）（２）①もしくは②または（４）の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 13 条（当会社による解決の援助およびその協力義務）

当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被保険者に対する損害賠償請求の解決にあたることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第 14 条（当会社が求める協力に応じなかった場合の保険金支払への影響）

被保険者が、正当な理由がなく第 13 条（当会社による解決の援助およびその協力義務）の協力に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 15 条（保険金請求権の発生時期および時効）

（１）当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
① 第７条（損害の範囲）（１）①の規定による正味損害賠償金に対する保険金については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
② 第７条（損害の範囲）（１）②から⑧までの規定による費用に対する保険金については、その損害が発生した時

（２）保険金請求権は、（１）に定める時の翌日から起算して３年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第 16 条（保険金請求の方法および必要な書類等）

（１）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。
① 保険金請求書
② 身体障害を被った者が補償対象者であることを確認できる書類
③ 労災保険法等の給付請求書（写）
④ 労災保険法等の支給決定通知書（写）または不支給決定通知書（写）その他労災保険法等による給付対象外であることを

証明する書類

⑤　補償対象者の死亡に伴う保険金請求の場合には、死亡診断書または死体検案書

⑥　補償対象者の後遺障害に伴う保険金請求の場合には、障害の程度を証明する医師の診断書

⑦　補償対象者の休業に伴う保険金請求の場合には、被保険者の休業証明書（賃金不払を証するもの）

⑧　被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、その法定外補償規定（写）

⑨　第７条（損害の範囲）（１）①の規定による正味損害賠償金に対する保険金の請求については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任およびその額を示す書類、ならびに損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類

⑩　第７条（損害の範囲）（１）②から⑧までの規定による費用に対する保険金の請求については、損害およびその額を証明する書類

⑪　①から⑩までのほか、当会社が第 18 条（保険金の支払時期）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面などにおいて定めたもの

（２）当会社は、保険事故の内容、損害の額、傷害または疾病の程度等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（１）以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（３）（１）の規定により、記名被保険者以外の被保険者が保険金の支払を請求する場合は、記名被保険者の同意を得なければなりません。

（４）記名被保険者に加えて、第２条（被保険者の範囲）（１）②から④に規定する被保険者に被保険利益がある場合でも、当会社は記名被保険者に対して第２条（１）②から④に規定する被保険者に優先して保険金を支払うものとします。

（５）記名被保険者が（４）の規定によらずに保険金の支払を受けようとする場合には、当会社は、記名被保険者の指示に従い保険金を支払います。ただし、第２条（被保険者の範囲）（１）③に規定する被保険者への保険金の支払については、利益相反取引と認められない場合または利益相反取引につき正当な手続がなされている場合に限ります。

（６）記名被保険者は、いつでも当会社に対する通知をもって、（５）の指示を取り消すことができます。この場合に、取消しは将来になされる保険金請求についてのみ効力を有します。

（７）保険金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または差し押さえることはできません。ただし、第 21 条（保険金の支払方法および先取特権）（１）①または③の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

第 17 条（当会社が求める協力に応じなかった場合または保険金請求書類に偽造等があった場合の保険金支払への影響）

保険契約者または被保険者による次の行為があった場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

①　正当な理由がなく第 16 条（保険金請求の方法および必要な書類等）（２）の規定に違反したこと。

②　第 16 条（１）または（２）の書類に事実と異なる記載をしたこと。

③　第 16 条（１）または（２）の書類もしくは証拠を偽造または変造したこと。

第 18 条（保険金の支払時期）

当会社は、請求完了日（注１）からその日を含めて 30 日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①　保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、保険事故の原因、保険事故発生の状況、損害発生の有無および補償対象者に該当する事実

②　保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約（注２）において定める事由に該当する事実の有無

③　保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および保険事故と損害との関係

④　保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約（注２）において定める解除、解約、無効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤　①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注１）請求完了日とは、被保険者が第 16 条（保険金請求の方法および必要な書類等）（１）の規定による手続を完了した日を

いいます。

（注２）この保険契約に、この補償特約以外の補償特約が付帯されている場合は、この補償特約のみをいいます。

第 19 条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）

第 18 条（保険金の支払時期）の確認をするため、次の特別な照会または調査が不可欠な場合には、第 18 条の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注１）からその日を含めて次の日数（注２）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

照会または調査	日数
①　第 18 条①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注３）	180 日
②　第 18 条①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90 日
③　第 18 条③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120 日
④　災害救助法が適用された災害の被災地域における第 18 条①から⑤までの事項の確認のための調査	60 日
⑤　第 18 条①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180 日

（注１）請求完了日とは、被保険者が第 16 条（保険金請求の方法および必要な書類等）（１）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注２）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注３）弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

第 20 条（保険金の支払に必要な確認を妨げた場合または協力をしない場合の保険金支払時期への影響）

第 18 条（保険金の支払時期）および第 19 条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）に記載の必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、第 18 条および第 19 条に記載の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第 21 条（保険金の支払方法および先取特権）

（１）第７条（損害の範囲）（１）①で支払対象となる正味損害賠償金について、当会社は、次の規定に従い、保険金を支払います。

①　被保険者から損害賠償請求権者に対する損害の賠償が既に行われている場合は、当会社から被保険者に支払います。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。

②　被保険者から損害賠償請求権者に対する損害の賠償が行われていない場合で、被保険者から指図があるときは、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払います。

③　被保険者から損害賠償請求権者に対する損害の賠償が行われていない場合で、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したときは、当会社から被保険者に支払います。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

（２）（１）の規定にかかわらず、損害賠償請求権者は、正味損害賠償金に関する被保険者の保険金請求権について先取特権を有するものとし、これが行使された場合は、次の規定に従い、保険金を支払います。

①　被保険者から損害賠償請求権者に対する損害の賠償が行われていない場合で、損害賠償請求権者が先取特権を行使したときは、当会社は、直接、損害賠償請求権者に保険金を支払います。

②　損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と第７条（損害の範囲）（１）②から⑧までで支払対象となる費用について被保険者が当会社に対して請求することができる保険金の合計額が、第９条（保険金の支払額）（２）に規定する保険金額を超える場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第 22 条（当会社による第三者に対する権利の取得）

（１）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険

金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（2）（1）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（3）保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第 23 条（被保険者の地位の喪失）

第 2 条（被保険者の範囲）（1）の規定に関わらず、被保険者の故意により生じた補償対象者の身体障害について、その身体障害の原因である故意の行為を行った被保険者（以下「被保険者地位喪失者」といいます。）は、その故意の行為により身体障害が発生した時点で、被保険者の地位を失うものとします。また、その身体障害の発生の後に、故意の行為が原因であると判明した場合は、その故意の行為を行った時点に遡って、被保険者の地位を失うものとします。なお、当会社が被保険者地位喪失者に対して、第 5 条（損害の範囲）（1）の損害に対する保険金を一部であると全部であるとを問わず、既に支払っていた場合には、被保険者地位喪失者は、その保険金の全額を当会社に返還しなければなりません。

第 24 条（普通保険約款等との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を適用します。

事業主相談費用等補償特約

この特約は、総合事業者保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）に付帯され、賠償責任補償グループに属するものとします。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
き	記名被保険者	保険証券に記名被保険者として記載された者をいいます。
け	継続契約	事業主相談費用等補償特約付保険契約の保険期間の終了日（注）を保険期間の開始日とする事業主相談費用等補償特約付保険契約をいいます。 （注）その事業主相談費用等補償特約付保険契約が終了日前に解除または解約されていた場合にはその解除日または解約日をいいます。
	建設業	建設業法第 1 章第 2 条（定義）第 2 項にいう元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。
	建設工事	建設業法第 1 章第 2 条第 1 項にいう土木建築に関する工事をいいます。
こ	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、補償対象者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
し	事業主相談費用等補償特約付保険契約	この特約を付帯した普通保険約款に基づく保険契約をいいます。
	下請負人	建設業法第 1 章第 2 条第 5 項の下請負人をいい、建設業を営む被保険者と締結された下請契約（注）に基づき、建設工事を遂行する請負人をいいます。 （注）数次の請負を含みます。

	用語	定義
し	初年度契約	継続契約以外の事業主相談費用等補償特約付保険契約をいいます。
	身体障害	負傷または疾病（注）をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。 （注）石綿による肺がん・中皮腫その他の健康障害および塵肺症（じんぱいしょう）を除きます。
た	他の保険契約等	この補償特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
へ	弁護士	弁護士法の規定により日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録された弁護士をいいます。ただし、業務停止処分等によって弁護士としての活動を制限されている期間に該当する弁護士は、その制限期間中は、この特約における弁護士には含みません。
ほ	保険金	事業主相談費用等保険金をいいます。
ろ	労災保険法等	労働者災害補償保険法もしくは船員保険法またはその他日本国の労働災害補償法令をいいます。

＜法令＞

この特約における法令は、次のとおりとします。

	法令（法令番号）
け	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
さ	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
へ	弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）

第１条（保険事故の範囲）

この特約において保険事故とは、業務遂行に起因すると疑われる補償対象者が被った身体障害をいいます。

第２条（被保険者の範囲）

この特約において被保険者とは、記名被保険者をいいます。

第３条（補償対象者の範囲）

この特約において補償対象者とは、被保険者の行う業務に従事し、かつ、保険証券に業務災害補償グループの補償対象者として記載された者のうち、次の①または②に該当する者をいいます。

① 現実に労災保険法等による給付対象となる資格を有し、記名被保険者の業務に従事する者

② 専ら、記名被保険者が業務のために所有もしくは使用する施設（注１）内または記名被保険者が直接業務を行う現場内において、記名被保険者と直接締結された契約（注２）（注３）に基づき、被保険者に使用され（注４）、記名被保険者の業務に従事する、①以外の者

（注１）事務所、営業所、工場等をいいます。

（注２）請負契約、委託契約等をいいます。

（注３）記名被保険者の業務が建設業である場合は、記名被保険者の下請負人と締結された数次の請負による場合の下請契約を含みます。

（注４）被保険者の業務が建設業である場合は、被保険者の下請負人が使用する者を含みます。

第４条（保険金を支払う場合）

当会社は、業務遂行（注）に起因すると疑われる補償対象者が被った身体障害について、被保険者が行った弁護士への相談により第７条（事業主相談費用等の範囲）の事業主相談費用等を負担したことによって被った損害に対して、保険金を被保険者に支払います。

（注）被保険者の業務の遂行をいい、そのための通勤を含みます。

第５条（保険期間と支払責任の関係）

（１）当会社は、保険期間中に被保険者が弁護士に相談したことにより生じた事業主相談費用等に限り、保険金を支払います。

（２）（１）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業主相談費用等については、被保険者が保険期間中に行った相談によ

り生じたものであっても、当会社は、保険金を支払いません。

① この保険契約が初年度契約である場合において、保険期間の開始時より前に行った相談と同一の原因から生じた一連の相談（注１）にかかる事業主相談費用等

② この保険契約が初年度契約である場合において、保険期間の開始時より前に被った身体障害（注２）について、被保険者が行った相談にかかる事業主相談費用等

③ この保険契約の補償対象者となった時より前に被った身体障害（注３）について、被保険者が行った相談にかかる事業主相談費用等

④ この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時より前に行った相談と同一の原因から生じた一連の相談（注１）にかかる事業主相談費用等

（注１）同一の原因から生じた複数の補償対象者に関する相談は、一連の相談とします。

（注２）保険期間の開始時より前に被保険者が発生を知っていた身体障害に限ります。

（注３）この保険契約の補償対象者となった時より前に被保険者が発生を知っていた身体障害に限ります。

第６条（保険適用地域と支払責任の関係）

当会社は、保険事故が日本国内または国外で発生し、かつ、被保険者が日本国内で弁護士に相談したことにより生じた事業主相談費用等に限り、保険金を支払います。

第７条（事業主相談費用等の範囲）

この特約において事業主相談費用等とは、補償対象者の身体障害の発生を受けて、被保険者が負担する可能性のある責任について被保険者が行う法的な相談およびこれに伴い生じた交渉等に要する費用として、あらかじめ当会社の同意を得て弁護士に対して支出した費用（注１）をいいます。ただし、顧問料（注２）を除きます。

（注１）相談費用、着手金、報酬金等を含みます。

（注２）弁護士が契約によって継続的に行う一定のサービスの対価をいいます。

第８条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって補償対象者が被った身体障害（注１）を受けて生じた事業主相談費用等については、保険金を支払いません。

① 保険契約者もしくは被保険者（注２）またはこれらの事業場の責任者の故意

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注３）

③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④ 核燃料物質（注４）もしくは核燃料物質（注４）によって汚染された物（注５）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた事由またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事由

⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染

（注１）これらの事由がなければ発生または拡大しなかった身体障害を含みます。

（注２）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注３）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注４）使用済燃料を含みます。

（注５）原子核分裂生成物を含みます。

第９条（保険金の支払額）

（１）この特約により当会社が保険金として支払うべき金額は、第４条（保険金を支払う場合）の事業主相談費用等の額とします。ただし、身体障害を受けた補償対象者の人数に関わりなく、１災害につき、100 万円を限度とします。

（２）（１）にいう「１災害」とは、発生の日時、場所を問わず、同一の原因から発生した一連の身体障害をいいます。この場合、最初の保険事故が発生した時にすべての身体障害が発生したものとします。

（３）当会社は、第４条（保険金を支払う場合）の事業主相談費用等に該当する費用のうちこの保険契約に付帯された使用者賠償

責任補償特約の規定により支払われるべき費用については、保険金を支払いません。

第 10 条（支払保険金の返還）

当会社は、弁護士への委任の取消等により被保険者が支払った着手金の返還を受けた場合は、被保険者に支払った保険金の返還を求めることができます。ただし、当会社が返還を求める保険金の額は、返還された着手金の金額に相当する金額であり、第４条（保険金を支払う場合）の規定により支払われた保険金のうち、着手金に相当する金額を限度とします。

第 11 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注）の合計額が、被保険者が負担した事業主相談費用等の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
　この保険契約の支払責任額（注）

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
　被保険者が負担した事業主相談費用等の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この特約の支払責任額（注）を限度とします。

（注）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第 12 条（事故発生時の義務等）

第４条（保険金を支払う場合）の弁護士への相談が必要になった場合は、保険契約者または被保険者は、あらかじめ、その相談の原因となった補償対象者の身体障害発生の状況および身体障害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面等による通知もしくは説明を求めたときまたは補償対象者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

第 13 条（事故発生時の義務を怠った場合の保険金支払への影響）

保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第 12 条（事故発生時の義務等）の義務に違反した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 14 条（保険金請求権の発生時期および時効）

（１）当会社に対する保険金請求権は、被保険者が第４条（保険金を支払う場合）の事業主相談費用等を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。

（２）保険金請求権は、（１）に定める時の翌日から起算して３年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第 15 条（保険金請求の方法および必要な書類等）

（１）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 保険金請求書
② 身体障害を被った者が補償対象者であることを確認できる書類
③ 当会社の定める身体障害状況報告書
④ 補償対象者以外の医師の診断書
⑤ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
⑥ 死亡診断書または死体検案書
⑦ 被保険者の印鑑証明書
⑧ 補償対象者の戸籍謄本
⑨ 被保険者が負担した事業主相談費用等の支出を証明する書類
⑩ 当会社が補償対象者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
⑪ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
⑫ ①から⑪までのほか、当会社が第 17 条（保険金の支払時期）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面などにおいて定めたもの

（２）当会社は、保険事故の内容、身体障害の程度等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（１）に掲げるもの以外の書類

もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

第 16 条（当会社が求める協力に応じなかった場合または保険金請求書類に偽造等があった場合の保険金支払への影響）

保険契約者または被保険者による次の行為があった場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 正当な理由がなく第 15 条（保険金請求の方法および必要な書類等）（２）の規定に違反したこと。

② 第 15 条（１）または（２）の書類に事実と異なる記載をしたこと。

③ 第 15 条（１）または（２）の書類もしくは証拠を偽造または変造したこと。

第 17 条（保険金の支払時期）

当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて 30 日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、保険事故の原因、保険事故発生の状況、損害発生の有無、補償対象者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および保険事故と損害との関係

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注）被保険者が第 15 条（保険金請求の方法および必要な書類等）（１）の規定による手続を完了した日をいいます。

第 18 条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）

第 17 条（保険金の支払時期）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、第 17 条の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注１）からその日を含めて次に掲げる日数（注２）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

照会または調査	日数
① 第 17 条①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注３）	180 日
② 第 17 条①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90 日
③ 第 17 条③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120 日
④ 災害救助法が適用された災害の被災地域における第 17 条①から⑤までの事項の確認のための調査	60 日
⑤ 第 17 条①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180 日

（注１）被保険者が第 15 条（保険金請求の方法および必要な書類等）（１）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注２）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注３）弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

第 19 条（保険金の支払に必要な確認を妨げた場合または協力をしない場合の保険金支払時期への影響）

第 17 条（保険金の支払時期）および第 18 条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、第 17 条または第 18 条の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第 20 条（当会社による第三者に対する権利の取得）

（1）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その賠償または求償により被保険者が取得した債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（2）（1）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（3）保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第 21 条（普通保険約款等との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を適用します。

フルタイム補償特約

この特約は、業務災害補償グループに属し、業務災害補償グループに属する各特約に付帯され、適用されます。

第１条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、業務災害補償グループに属する各特約の（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、補償対象者が被保険者の業務に従事中以外の間に被った傷害ならびに細菌性食中毒およびウイルス性食中毒に対しても、それらの特約の規定により保険金を支払います。

第２条（普通保険約款等との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、業務災害補償グループに属する各特約の規定を適用します。

事業主・役員フルタイム補償特約

この特約は、業務災害補償グループに属し、業務災害補償グループに属する各特約に付帯され、適用されます。

第１条（保険金を支払う場合）

当会社は、業務災害補償グループに属する各特約の（保険金を支払う場合）の補償対象者が事業主または役員である場合は、この特約により、業務災害補償グループに属する各特約の（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、補償対象者が被保険者の業務に従事中以外の間に被った傷害ならびに細菌性食中毒およびウイルス性食中毒に対しても、それらの特約の規定により保険金を支払います。

第２条（普通保険約款等との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、業務災害補償グループに属する各特約の規定を適用します。

地震・噴火・津波危険補償特約

＜法令＞

この特約における法令は、次のとおりとします。

	法令（法令番号）
さ	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）

第１章　業務災害補償グループ条項

この特約のうち本章は、業務災害補償グループに属し、業務災害補償グループに属する特約に付帯され、適用されます。

第１条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、業務災害補償グループに属する各特約の（保険金を支払わない場合）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって生じた身体障害または損害についても、それらの特約の規定により保険金を支払います。

①　地震もしくは噴火またはこれらによる津波

②　①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第２条（保険金の支払時期に関する特則）

第１条（保険金を支払う場合）の規定により保険金を支払う場合で、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、業務災害補償グループに属する各特約の（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）に掲げる特別な照会または調査および日数の規定（注）に次の区分を追加して、それらの規定を適用します。

（注）普通保険約款に付帯された他の特約において、特別な照会または調査および日数が規定されている場合は、その規定を含みます。

照会または調査	日数
災害対策基本法に基づき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生した場合における、業務災害補償グループに属する各特約の（保険金の支払時期）に規定する事項の確認のための調査	365 日

第３条（普通保険約款等との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、業務災害補償グループに属する各特約の規定を適用します。

第２章　賠償責任補償グループ条項

この特約のうち本章は、賠償責任補償グループに属し、賠償責任補償グループに属する使用者賠償責任補償特約および事業主相談費用等補償特約に付帯され、適用されます。

第１条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、この特約により、賠償責任補償グループに属する使用者賠償責任補償特約の（保険金を支払わない場合）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって生じた身体障害についても、使用者賠償責任補償特約の規定により保険金を支払います。

①　地震もしくは噴火またはこれらによる津波

②　①の事由に随伴して生じた災害またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた災害

（２）当会社は、この特約により、賠償責任補償グループに属する事業主相談費用等補償特約の（保険金を支払わない場合）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって補償対象者が被った身体障害を受けて生じた事業主相談費用等についても、事業主相談費用等補償特約の規定により保険金を支払います。

①　地震もしくは噴火またはこれらによる津波

②　①の事由に随伴して生じた事由またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事由

第２条（保険金の支払時期に関する特則）

（１）第１条（保険金を支払う場合）（１）の規定により保険金を支払う場合で、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、賠償責任補償グループに属する使用者賠償責任補償特約の（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）に掲げる特別な照会または調査および日数の規定（注）に次の区分を追加して、使用者賠償責任補償特約の規定を適用します。

（注）普通保険約款に付帯された他の特約において、特別な照会または調査および日数が規定されている場合は、その規定を含みます。

照会または調査	日数
災害対策基本法に基づき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生した場合における、賠償責任補償グループに属する使用者賠償責任補償特約の（保険金の支払時期）に規定する事項の確認のための調査	365 日

（２）第１条（保険金を支払う場合）（２）の規定により保険金を支払う場合で、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、賠償責任補償グループに属する事業主相談費用等補償特約の（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）に掲げる特別な照会または調査および日数の規定（注）に次の区分を追加して、事業主相談費用等補償特約の規定を適用します。

（注）普通保険約款に付帯された他の特約において、特別な照会または調査および日数が規定されている場合は、その規定を含みます。

照会または調査	日数
災害対策基本法に基づき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生した場合における、賠償責任補償グループに属する事業主相談費用等補償特約の（保険金の支払時期）に規定する事項の確認のための調査	365 日

第３条（使用者賠償責任補償特約の支払限度額の特則）

当会社が第１条（保険金を支払う場合）（１）の規定に基づき支払うべき保険金については、保険期間を通じて、保険金額を支払の限度とします。

第４条（普通保険約款等との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、賠償責任補償グループに属する使用者賠償責任補償特約および事業主相談費用等補償特約の規定を適用します。

入院補償保険金等支払条件変更特約
（入院延長 1200 日用・通院起算点変更）

この特約は、業務災害補償グループに属し、業務災害補償グループに属する入院補償保険金支払特約、手術補償保険金支払特約および通院補償保険金支払特約に付帯され、適用されます。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
つ	通院補償保険金支払事由	通院補償保険金支払特約第４条（保険金を支払う場合）（１）に規定する通院補償保険金の支払事由をいいます。
に	入院補償保険金支払事由	入院補償保険金支払特約第４条（保険金を支払う場合）（１）に規定する入院補償保険金の支払事由をいいます。

第１条（入院補償保険金の支払限度日数および支払対象期間の変更）

（１）当会社は、この特約により、補償対象者が入院補償保険金支払特約第４条（保険金を支払う場合）（１）の身体障害を被り、

次のいずれかに該当することとなった場合には、その入院期間に対し、入院補償保険金を支払います。

① 補償対象者が被った身体障害が業務上疾病でない場合において、その身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に入院補償保険金支払事由に該当するとき。

② 補償対象者が被った身体障害が業務上疾病である場合において、保険期間中に入院補償保険金支払事由に該当するとき。

（2）入院補償保険金支払特約第8条（保険金の支払額）（1）の規定にかかわらず、当会社は、（1）の入院期間に対し、次の算式によって算出した額を保険金として被保険者に支払います。

入院補償保険金の額 ＝ 入院補償保険金日額 × 入院した日数(注1)

（注1）1200日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、身体障害を被った日（注2）からその日を含めて1200日を経過した後の入院期間に対しては、保険金を支払いません。

（注2）補償対象者が被った身体障害が業務上疾病であって、これを原因として補償対象者が入院し労災保険法等による給付の請求が受理された場合は、補償対象者が入院を開始した日とします。

第2条（手術補償保険金の支払対象期間の変更）

（1）当会社は、この特約により、補償対象者が手術補償保険金支払特約第4条（保険金を支払う場合）（1）の身体障害を被り、次のいずれかに該当することとなった場合において、手術補償保険金支払特約第4条（1）に規定する手術を受けたときに、手術補償保険金を支払います。ただし、同一の原因に基づく身体障害について、同一の補償対象者に対し1回の手術に限ります。

① 第1条（入院補償保険金の支払限度日数および支払対象期間の変更）（1）①または②に該当する場合

② 通院補償保険金支払事由に該当する場合。この場合において、通院補償保険金がこの特約が付帯された保険契約の補償の対象であるか否かを問いません。

（2）手術補償保険金支払特約第4条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、当会社は、補償対象者が、身体障害を被った日からその日を含めて1200日以内に受けた手術に対して、手術補償保険金を支払います。

第3条（通院補償保険金の支払対象期間の変更）

通院補償保険金支払特約第8条（保険金の支払額）（1）の規定にかかわらず、同一の原因に基づく身体障害について入院補償保険金支払特約の入院補償保険金が支払われるべき期間があるときは、通院補償保険金の支払対象となる通院は、次の①および②の間の期間におけるものとします。

① 身体障害を被った日

② 入院補償保険金が支払われるべき期間の終了日の翌日よりその日を含めて180日目

第4条（保険金請求権の発生時期）

（1）入院補償保険金の保険金請求権については、入院補償保険金支払特約第13条（保険金請求権の発生時期および時効）（1）の規定中「180日」とあるのは「1200日」と読み替えて適用します。

（2）通院補償保険金の保険金請求権については、通院補償保険金支払特約第13条（保険金請求権の発生時期および時効）（1）③の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「③ 身体障害を被った日からその日を含めて180日を経過した時。ただし、入院補償保険金支払特約の入院補償保険金が支払われるべき期間がある場合は、その期間の終了日の翌日よりその日を含めて180日を経過した時。 」

第5条（普通保険約款等との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、入院補償保険金支払特約、手術補償保険金支払特約および通院補償保険金支払特約の規定を適用します。

通院補償保険金支払条件変更特約
（通院延長180日用・通院起算点変更）

この特約は、業務災害補償グループに属し、業務災害補償グループに属する通院補償保険金支払特約に付帯され、適用されます。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

	用語	定義
つ	通院補償保険金支払事由	通院補償保険金支払特約第４条（保険金を支払う場合）（１）に規定する通院補償保険金の支払事由をいいます。

第１条（通院補償保険金の支払限度日数の変更）

当会社は、この特約により、補償対象者が通院補償保険金支払特約第４条（保険金を支払う場合）（１）の身体障害を被り、その身体障害が通院補償保険金支払事由に該当することとなった場合には、通院補償保険金支払特約第８条（保険金の支払額）（１）の規定にかかわらず、通院した日数に対し、180 日を限度として、通院補償保険金を支払います。

第２条（通院補償保険金の支払対象期間の変更）

通院補償保険金支払特約第８条（保険金の支払額）（１）の規定にかかわらず、同一の原因に基づく身体障害について、この保険契約に付帯された入院補償保険金支払特約の入院補償保険金が支払われるべき期間がある場合は、通院補償保険金の支払対象となる通院は、次の①および②の間の期間におけるものとします。

① 身体障害を被った日

② 入院補償保険金が支払われるべき期間の終了日の翌日よりその日を含めて 180 日目

第３条（保険金請求権の発生時期）

通院補償保険金の保険金請求権については、通院補償保険金支払特約第 13 条（保険金請求権の発生時期および時効）（１）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「（１）当会社に対する保険金請求権は、次のうちいずれか早い時から発生し、これを行使することができるものとします。

① 補償対象者が被った第４条（保険金を支払う場合）（１）の身体障害の治療を目的とした通院が終了した時

② 通院補償保険金の支払われる日数が 180 日に達した時

③ 身体障害を被った日からその日を含めて 180 日を経過した時。ただし、入院補償保険金支払特約の入院補償保険金が支払われるべき期間がある場合は、その期間の終了日の翌日よりその日を含めて 180 日を経過した時　　」

第４条（普通保険約款等との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、通院補償保険金支払特約の規定を適用します。

疾病入院療養一時金支払特約

この特約は、総合事業者保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）に付帯され、従業員等の傷害・疾病補償グループに属するものとします。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
い	医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	医師	被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
け	継続契約	疾病入院療養一時金支払特約付保険契約の保険期間の終了日（注）を保険期間の開始日とする疾病入院療養一時金支払特約付保険契約をいいます。 （注）その疾病入院療養一時金支払特約付保険契約が終了日前に解除または解約されていた場合には、その解除日または解約日をいいます。

	用語	定義
こ	公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ア．健康保険法 イ．国民健康保険法 ウ．国家公務員共済組合法 エ．地方公務員等共済組合法 オ．私立学校教職員共済法 カ．船員保険法 キ．高齢者の医療の確保に関する法律
し	疾病	被保険者が被った傷害以外の身体の障害をいいます。
	疾病入院療養一時金支払特約付保険契約	この特約を付帯した普通保険約款に基づく保険契約をいいます。
	疾病を被った時	診断による発病の時をいいます。ただし、先天性異常については、診断により初めて発見された時をいいます。
	支払事由	被保険者が被った疾病を原因として当会社が保険金を支払うべき事由をいいます。
	傷害	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害のうち、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に治療を開始したものをいい、この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入､吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 （注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
	初年度契約	継続契約以外の疾病入院療養一時金支払特約付保険契約をいいます。
	親族	６親等内の血族、配偶者または３親等内の姻族をいいます。
	診断	医師による診断をいいます。
ち	治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
と	同一の疾病	医学上重要な関係にある一連の疾病（注）のことをいいます。 （注）病名が異なる場合を含みます。
に	入院	自宅等での治療が困難なため、病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
	入院日数	入院を開始した日から入院を終了した日（注）までの期間中の延日数をいいます。 （注）いずれもその日を含みます。
は	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係（注）と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。 ただし、婚姻の届出をしている者がいる場合は、婚姻の届出をしている者とします。 （注）社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいいます。
ひ	病院等	次のいずれかに該当するものをいいます。 ア．医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。 イ．骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、当会社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所 ウ．上記アまたはイと同等と認められる日本国外にある医療施設
ほ	保険金	疾病入院療養一時金をいいます。
	保険金額	保険証券記載の疾病入院療養一時金額をいいます。
り	「療養の給付」等	公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」､「家族療養費」､「保険外併用療養費」､「入院時食事療養費」､「移送費」および「家族移送費」をいいます。

＜法令＞

この特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。

	法令（公布年／法令番号）
い	医療法（昭和 23 年法律第 205 号）
か	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
け	健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
こ	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）
	国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）
	国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）
さ	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
し	柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）
	私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）
ち	地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）
へ	弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）

第１条（保険事故の範囲）

この特約において保険事故とは、被保険者が疾病を被ったことをいいます。

第２条（被保険者の範囲）

この特約において被保険者とは、保険契約者の事業主、役員、正規従業員またはこれらに準じる者のうち、この特約における被保険者として保険証券に記載された者をいいます。

第３条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が疾病を被り、かつ、その治療のために継続して保険証券記載の入院日数以上の入院が必要であると診断された場合は、被保険者が被った疾病に対して、保険金を被保険者に支払います。

第４条（診断の取扱い）

被保険者が被った疾病に対して診断を受けることができない特別な事情があり、被保険者または保険金を受け取るべき者がその事情を示す書類その他所定の書類を提出し、当会社がこれを認めた場合には、当会社は、他の客観的な所見をもって診断に代えることを認めることがあります。

第５条（保険責任の始期および終期の特則）

普通保険約款第 35 条（保険責任の始期および終期）の規定にかかわらず、保険期間が始まった後でも、当会社は、次のいずれかに該当する場合は保険金を支払いません。

① 被保険者の被った疾病が、次のいずれかに該当するものである場合

ア．この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に被った疾病

イ．被保険者が疾病を被った時が、その疾病を被った時の保険契約の保険期間の開始時から保険料を領収した時までの期間中であった場合は、その疾病

② この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に第３条（保険金を支払う場合）の診断が行われた場合

第６条（保険期間と支払責任の関係）

（1）当会社は、保険期間中に第３条（保険金を支払う場合）の診断が行われた場合に限り、保険金を支払います。

（2）（1）の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、疾病を被った時が保険期間の開始時またはこの保険契約の被保険者となった時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。

（3）（1）の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、疾病を被った時が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時またはこの保険契約の被保険者となった時より前であるときは、当会社は、保険金を支

払いません。

（4）疾病を被った時が保険期間の開始時（注）より前であっても、保険期間の開始時（注）の属する日またはこの保険契約の被保険者となった時の属する日からその日を含めて２年を経過した日の翌日以降に生じた保険金の支払事由については、保険期間の開始時（注）またはこの保険契約の被保険者となった時以後にその原因となった疾病を被ったものとみなし保険金を支払います。

（注）この保険契約が継続契約である場合は、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時とします。

第７条（保険適用地域と支払責任の関係）

当会社は、日本国内または国外で被保険者が疾病を被り、かつ、その直接の結果として日本国内または国外で第３条（保険金を支払う場合）の診断が行われた場合についてのみ保険金を支払います。

第８条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次に掲げる疾病に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者（注１）または被保険者の故意または重大な過失によって被った疾病

② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注２）の故意または重大な過失によって被った疾病。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。

③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った疾病

④ 被保険者の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った疾病。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いたことによるものである場合は、保険金を支払います。

⑤ 被保険者のアルコール依存、薬物依存もしくは薬物乱用またはこれらによって被った疾病。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いたことによるものである場合は、保険金を支払います。

⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注３）によって被った疾病

⑦ 核燃料物質（注４）もしくは核燃料物質（注４）によって汚染された物（注５）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって被った疾病

⑧ ⑥および⑦の疾病の原因となった事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によって被った疾病

⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染によって被った疾病

⑩ 頸部症候群（けいぶしょうこうぐん）（注６）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。この場合において、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

⑪ 被保険者の妊娠または出産。ただし、「療養の給付」等の支払の対象となる場合のその疾病については、保険金を支払います。

（注１）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注２）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注３）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注４）使用済燃料を含みます。

（注５）原子核分裂生成物を含みます。

（注６）いわゆる「むちうち症」をいいます。

第９条（保険金の支払額）

（1）当会社は第３条（保険金を支払う場合）に該当する場合は、保険金額の全額を保険金として被保険者に支払います。

（2）同一の疾病に対する保険金は、保険期間（注）を通じ、１回の支払に限ります。

（注）この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約が継続されてきた各保険契約の保険期間を含みます。

（3）被保険者が同時に２以上の疾病を被った場合には、その加重された状態に対して（1）および（2）の規定を適用します。ただし、第 11 条（疾病の程度の決定）の規定に該当する場合は、第 11 条の規定による方法で保険金を支払います。

（4）既に疾病を被っている被保険者が新たに疾病を被った場合も、（3）と同様とします。

（5）被保険者が疾病を被った時の属する日（注１）から第３条（保険金を支払う場合）の診断を受けた日までの間に、この疾病

入院療養一時金支払特約付保険契約（注２）の支払条件の変更があった場合は、当会社は、この保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、変更前の支払条件により算出された保険金の額（注３）のうち、いずれか低い金額を支払います。

（注１）疾病を被った時の属する日が第３条（保険金を支払う場合）の診断を受けた日の２年前の応当日以前の場合は、その応当日の翌日を起算日とします。

（注２）この保険契約が継続契約である場合は、継続前の保険契約も含みます。

（注３）２回以上の変更があった場合は、各々の変更前の支払条件により算出された保険金の額のうち、最も低い金額とします。

第 10 条（診断の取扱い）

被保険者が被った疾病に対して診断を受けることができない特別な事情があり、被保険者または保険金を受け取るべき者がその事情を示す書類その他所定の書類を提出し、当会社がこれを認めた場合には、当会社は、他の客観的な所見をもって診断に代えることを認めることがあります。

第 11 条（疾病の程度の決定）

（１）保険金支払の対象となっていない疾病または傷害の影響によって、保険金を支払うべき疾病の程度が加重された場合は、当会社は、その影響がなかった場合に相当する疾病の程度を決定して保険金を支払います。

（２）正当な理由がないのに、被保険者が治療を怠り、または、保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者（注）が治療をさせなかったために、保険金を支払うべき疾病の程度が加重された場合も、（１）と同様の方法で支払います。

（注）保険契約者または保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第 12 条（疾病の取扱い）

（１）疾病に対する治療が終了した後、その疾病に対し治療が再び必要となった場合は、後の疾病は前の疾病と同一の疾病とみなし、第３条（保険金を支払う場合）および第９条（保険金の支払額）（２）の規定を適用します。

（２）（１）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、後の疾病は前の疾病とは異なった疾病とみなします。

① 疾病の治療のため入院した場合で、その入院が終了した日からその日を含めて 180 日を経過した日の翌日以降に再びその疾病に関する入院治療が必要となったとき。

② 疾病の治療のための入院をしなかった場合には、その疾病に関して最後に病院等において治療を受けた日からその日を含めて 180 日を経過した日の翌日以降に再びその疾病に関する入院治療が必要となったとき。

第 13 条（被保険者による特約の解約請求）

この特約については、普通保険約款第 31 条（被保険者による特約の解約請求）の規定を、以下のとおり読み替えて適用します。

「（１）被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対し疾病入院療養一時金支払特約（注）を解約することを求めることができます。

① 疾病入院療養一時金支払特約（注）の被保険者となることについての同意をしていなかった場合

② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、普通保険約款第 26 条（重大事由が生じた場合の保険契約の解除）（１）①または②に該当する行為のいずれかがあった場合

③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、普通保険約款第 26 条（１）③アからオまでのいずれかに該当する場合

④ ②および③のほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②および③の場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、疾病入院療養一時金支払特約（注）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

⑤ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、疾病入院療養一時金支払特約（注）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

（２）保険契約者は、（１）①から⑤までの事由がある場合において被保険者から（１）に規定する解約請求があった場合は、当会社に対する通知をもって、疾病入院療養一時金支払特約（注）を解約しなければなりません。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

（３）（１）①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、疾病入院療養一時金支払特約（注）を解約することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

（4）（3）の規定により疾病入院療養一時金支払特約（注）が解約された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

（5）（1）から（3）までの解約は、将来に向かってのみ、その効力を生じます。」

第 14 条（事故発生時の義務等）

被保険者が第３条（保険金を支払う場合）の診断を受けた場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その診断を受けた日からその日を含めて 30 日以内に、疾病の内容およびその程度、入院の状況等の詳細を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面等による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

第 15 条（事故発生時の義務を怠った場合の保険金支払への影響）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく第 14 条（事故発生時の義務等）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 16 条（保険金請求権の発生時期および時効）

（1）当会社に対する保険金請求権は、被保険者が第３条（保険金を支払う場合）の診断を受けた時から発生し、これを行使することができるものとします。

（2）保険金請求権は、（1）に定める時の翌日から起算して３年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第 17 条（保険金請求の方法および必要な書類等）

（1）被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 保険金請求書
② 疾病を被った者が被保険者であることを確認できる書類
③ 当会社の定める疾病状況報告書
④ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
⑤ 疾病の程度を証明する医師の診断書
⑥ 入院日数を記載した病院等の証明書類
⑦ 被保険者の印鑑証明書
⑧ 当会社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
⑨ 被保険者が死亡した場合には、死亡診断書または死体検案書
⑩ 被保険者の戸籍謄本
⑪ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
⑫ ①から⑪までのほか、当会社が第 20 条（保険金の支払時期）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面などにおいて定めたもの

（2）当会社は、保険事故の内容、損害または費用の額、傷害または疾病の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、（1）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（3）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注１）
② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする３親等内の親族（注２）
③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以

外の配偶者（注１）または②以外の３親等内の親族（注２）

（注１）＜用語の定義＞における「配偶者」の定義にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

（注２）＜用語の定義＞における「親族」の定義にかかわらず、法律上の親族に限ります。

（４）（３）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

第 18 条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

（１）当会社は、第 14 条（事故発生時の義務等）の規定による通知または第 17 条（保険金請求の方法および必要な書類等）の規定による請求を受けた場合は、疾病の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

（２）（１）の規定による診断または死体の検案（注１）のために要した費用（注２）は、当会社が負担します。

（注１）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（注２）収入の喪失を含みません。

第 19 条（当会社が求める協力に応じなかった場合または保険金請求書類に偽造等があった場合の保険金支払への影響）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者による次の行為があった場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 正当な理由がなく第 17 条（保険金請求の方法および必要な書類等）（２）の規定に違反したこと。

② 第 17 条（１）または（２）の書類に事実と異なる記載をしたこと。

③ 第 17 条（１）または（２）の書類もしくは証拠を偽造または変造したこと。

第 20 条（保険金の支払時期）

当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて 30 日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、保険事故の原因、保険事故発生の状況、傷害発生または疾病発病の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害または疾病の程度、保険事故と損害、費用、傷害もしくは疾病との関係、治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効または取消しの事由に該当する事実の有無

（注）被保険者または保険金を受け取るべき者が第 17 条（保険金請求の方法および必要な書類等）（１）の規定による手続を完了した日をいいます。

第 21 条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）

第 20 条（保険金の支払時期）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、第 20 条の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注１）からその日を含めて次に掲げる日数（注２）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

照会または調査	日数
① 第 20 条①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注３）	180 日
② 第 20 条①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 （注）＜用語の定義＞における「診断」の定義は適用しません。	90 日
③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における第 20 条①から④までの事項の確認のための調査	60 日

照会または調査	日数
④　第20条①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

（注１）被保険者または保険金を受け取るべき者が第17条（保険金請求の方法および必要な書類等）（１）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注２）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注３）弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

第22条（保険金の支払に必要な確認を妨げた場合または協力をしない場合の保険金支払時期への影響）

第20条（保険金の支払時期）および第21条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、第20条または第21条の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第23条（当会社による第三者に対する権利の取得）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者がその疾病について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第24条（被保険者が複数の場合の特約の適用）

被保険者が２名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの特約の規定を適用します。

第25条（普通保険約款等との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を適用します。

疾病入院医療費用補償特約

この特約は、総合事業者保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）に付帯され、従業員等の傷害・疾病補償グループに属するものとします。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
い	医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	医師	被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
	一部負担金	「療養の給付」等の支払の対象となる療養に要する費用について被保険者が公的医療保険制度を定める法令の規定により負担した一部負担金および一部負担金に相当する費用をいいます。
か	介護施設	介護保険法に規定された介護老人保健施設ならびに老人福祉法に規定された養護老人ホームおよび特別養護老人ホーム等をいいます。
	家事従事者	被保険者の家庭において炊事、掃除、洗濯等の家事を行う親族（注）の中で主たる者をいいます。 （注）被保険者本人を含みます。
け	継続契約	疾病入院医療費用補償特約付保険契約の保険期間の終了日（注）を保険期間の開始日とする疾病入院医療費用補償特約付保険契約をいいます。 （注）その疾病入院医療費用補償特約付保険契約が終了日前に解除または解約されていた場合には、その解除日または解約日をいいます。

	用語	定義
こ	公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ア．健康保険法 イ．国民健康保険法 ウ．国家公務員共済組合法 エ．地方公務員等共済組合法 オ．私立学校教職員共済法 カ．船員保険法 キ．高齢者の医療の確保に関する法律
し	疾病	被保険者が被った傷害以外の身体の障害をいいます。
	疾病入院医療費用補償特約付保険契約	この特約を付帯した普通保険約款に基づく保険契約をいいます。
	疾病を被った時	診断による発病の時をいいます。ただし、先天性異常については、診断により初めて発見された時をいいます。
	支払事由	被保険者が被った疾病を原因として当会社が保険金を支払うべき事由をいいます。
	傷害	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害のうち、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に治療を開始したものをいい、この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入､吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 （注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
	初年度契約	継続契約以外の疾病入院医療費用補償特約付保険契約をいいます。
	親族	６親等内の血族、配偶者または３親等内の姻族をいいます。
	診断	医師による診断をいいます。
せ	先進医療	評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する保険医療機関において行われるものに限ります。なお、先進医療に係る費用のうち、診察、検査、入院料等の基礎的療養部分に係る費用は保険外併用療養費として公的医療保険制度の給付対象となりますが、先進医療の技術に係る費用は自己負担となります。
	選定療養	被保険者の選択に係る特別の病室の提供その他の厚生労働大臣が定める療養をいいます。
た	他の保険契約等	この補償特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ち	治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
て	転院	入院している患者が治療･検査を受けるために､医師の指示によって他の病院等に移ることをいいます。
と	同一の疾病	医学上重要な関係にある一連の疾病（注）のことをいいます。 （注）病名が異なる場合を含みます。
に	入院	自宅等での治療が困難なため、病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
	入院日数	入院を開始した日から入院を終了した日（注）までの期間中の延日数をいいます。 （注）いずれもその日を含みます。
は	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係（注）と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。 ただし、婚姻の届出をしている者がいる場合は、婚姻の届出をしている者とします。 （注）社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいいます。

	用語	定義
ひ	病院等	次のいずれかに該当するものをいいます。 ア．医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。 イ．骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、当会社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所
	評価療養	厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養をいいます。
ほ	保育所	次のいずれかに該当するものをいいます。 ア．認可保育施設（注） イ．認可保育施設（注）と同様の業務を目的とする施設であると認められる施設 （注）保護者の委託を受けて、乳児または幼児を保育することを目的とする児童福祉法に基づく施設をいいます。
	ホームヘルパー等	ホームヘルパー（注１）、ベビーシッター（注２）および清掃代行サービス業者（注３）をいいます。 （注１）炊事、掃除、洗濯およびこどもの世話等を行うことを職業とする者をいいます。 （注２）子守等のこどもの世話を行うことを職業とする者をいいます。 （注３）家庭の掃除を家事従事者に代わり行うことを職業とする者をいいます。
	保険金	疾病入院医療費用保険金をいいます。
	保険金額	保険証券記載の疾病入院医療費用保険金額をいいます。
め	免責金額	被保険者の自己負担額で、保険証券記載の免責金額をいいます。
り	「療養の給付」等	公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。
ろ	労働者災害補償制度	次のいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。 ア．労働者災害補償保険法 イ．国家公務員災害補償法 ウ．裁判官の災害補償に関する法律 エ．地方公務員災害補償法 オ．公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律

＜法令＞

この特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。

	法令（公布年／法令番号）
い	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）
	医療法（昭和 23 年法律第 205 号）
か	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
け	健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
こ	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和 32 年法律第 143 号）
	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）
	国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）
	国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）
	国家公務員災害補償法（昭和 26 年法律第 191 号）
さ	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
	裁判官の災害補償に関する法律（昭和 35 年法律第 100 号）
し	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
	私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）

	法令（公布年／法令番号）
ち	地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）
	地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）
へ	弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）
ろ	老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）

第１条（保険事故の範囲）

この特約において保険事故とは、被保険者が疾病を被ったことをいいます。

第２条（被保険者の範囲）

この特約において被保険者とは、保険契約者の事業主、役員、正規従業員またはこれらに準じる者のうち、この特約における被保険者として保険証券に記載された者をいいます。

第３条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、被保険者が疾病を被り、その直接の結果として保険期間中に入院（注１）を開始した場合（注２）は、被保険者が公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用し、かつ、日本国内での入院（注１）により第７条（医療費用の範囲）の医療費用を負担したことによって被った損害に対して、保険金を被保険者に支払います。

（注１）美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない検査のための入院等は含みません。

（注２）保険証券に免責入院日数の記載がある場合は、その日数を超えて入院が継続したときに限ります。

（２）当会社は、（１）の医療費用を負担したことによって被った損害のほか、（１）の疾病の直接の結果として被保険者が次のいずれかに該当する先進医療を受けた場合には、被保険者が（１）の医療費用の対象とならない第７条（医療費用の範囲）②の先進医療費用を負担したことによって被った損害に対しても、保険金を被保険者に支払います。

① （１）（注２）の免責入院日数がある場合において、保険期間中に開始し、その免責入院日数を超えて継続しなかった入院中に受けた先進医療

② 保険期間中に、入院せずに受けた先進医療

（３）（１）および（２）の費用は、１回の入院（注）につき、次のいずれか早い日からその日を含めて 365 日目の属する月の末日の午後 12 時までに負担した費用に限ります。

① （１）または（２）①の入院を開始した日

② （２）②の先進医療を受けた日

（注）（２）②の先進医療を含むものとし、第 12 条（入院等の取扱い）の規定に従います。

（４）次のいずれかの給付等がある場合は、その額を被保険者が負担した（１）および（２）の費用の額から差し引くものとします。

① 公的医療保険制度を定める法令の規定により支払われるべき高額療養費

② 公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により被保険者に対して行われる治療に関する給付（注１）

③ 被保険者が負担した（１）および（２）の費用について第三者により支払われた損害賠償金

④ （１）および（２）の費用を被保険者が負担することによって被った損害を補償するために行われたその他の給付（注２）

（注１）公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った被保険者に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付（注３）を含みます。

（注２）他の保険契約等により支払われたこの特約で支払う保険金に相当する保険金を除きます。

（注３）いわゆる「附加給付」をいいます。

第４条（保険責任の始期および終期の特則）

普通保険約款第 35 条（保険責任の始期および終期）の規定にかかわらず、保険期間が始まった後でも、当会社は、次のいずれかに該当する場合は保険金を支払いません。

① 被保険者の被った疾病が、次のいずれかに該当するものである場合

ア．この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に被った疾病

イ．被保険者が疾病を被った時が、その疾病を被った時の保険契約の保険期間の開始時から保険料を領収した時までの期間中であった場合は、その疾病

② 被保険者の負担した医療費用が、次のいずれかに該当する疾病を原因とするものである場合

ア．この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に被った疾病

イ．被保険者が疾病を被った時が、その疾病を被った時の保険契約の保険期間の開始時から保険料を領収した時までの期間中であった場合は、その疾病

③　この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に、被保険者が被った疾病を直接の原因として第３条（保険金を支払う場合）（１）もしくは（２）①の入院を開始した場合または第３条（２）②の先進医療を受けた場合

第５条（保険期間と支払責任の関係）

（１）当会社は、保険期間中に被保険者が被った疾病を直接の原因として第３条（保険金を支払う場合）（１）もしくは（２）①の入院を開始（注）した場合または第３条（２）②の先進医療を受けた（注）場合に限り、保険金を支払います。

（注）第 12 条（入院等の取扱い）（１）および（３）の規定により１回の入院とみなした２回以上の入院および先進医療については、この保険契約の保険期間との関係にかかわらず、最初の入院の開始時または先進医療を受けた時に開始したものとみなします。

（２）（１）の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、疾病を被った時が保険期間の開始時またはこの保険契約の被保険者となった時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。

（３）（１）の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、疾病を被った時が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時またはこの保険契約の被保険者となった時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。

（４）疾病を被った時が保険期間の開始時（注）より前であっても、保険期間の開始時（注）の属する日またはこの保険契約の被保険者となった時の属する日からその日を含めて２年を経過した日の翌日以降に生じた保険金の支払事由については、保険期間の開始時（注）またはこの保険契約の被保険者となった時以後にその原因となった疾病を被ったものとみなし保険金を支払います。

（注）この保険契約が継続契約である場合は、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時とします。

第６条（保険適用地域と支払責任の関係）

当会社は、日本国内または国外で被保険者が疾病を被り、かつ、その直接の結果として日本国内で第３条（保険金を支払う場合）（１）もしくは（２）①の入院を開始した場合または第３条（２）②の先進医療を受けた場合に限り、保険金を支払います。

第７条（医療費用の範囲）

この特約において医療費用とは、次に掲げる費用をいいます。

医療費用	
①治療費用	被保険者が負担した一部負担金をいいます。
②先進医療費用	次に掲げるものをいいます。 ア．先進医療の技術に係る費用（注１） イ．先進医療を受けるために必要とした保険医療機関までの交通費（注２）、医師が必要と認めた保険医療機関への転院のために必要とした交通費（注２）、およびこれらの保険医療機関からの退院または帰宅のために必要とした保険医療機関から住居までの交通費（注２） （注１）次の（ア）から（オ）までに掲げる費用等、先進医療の技術に係る費用以外の費用は含まれません。 （ア）＜用語の定義＞における「公的医療保険制度」に掲げる法律に基づき給付の対象となる費用（自己負担分を含みます。） （イ）先進医療以外の評価療養のための費用 （ウ）選定療養のための費用 （エ）食事療養のための費用 （オ）生活療養のための費用 （注２）移送費を含みます。

医療費用	
③入院時室料差額費用	ア．病院等の承認を得て使用された場合のベッドまたは病室の使用料（注）をいいます。 （注）イおよびウの規定を適用した後の額について、１回の入院につき、入院日数に1万円を乗じた金額を限度とします。ただし、イおよびウの規定を適用した後の額が1万円を超える入院日がある場合で、医師が治療上の必要性を認めたときは、その入院日については、その額を算入するものとします。 イ．アの費用は、被保険者が、公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用した期間中に負担した費用に限ります。 ウ．アの費用に次の費用が含まれる場合にはその費用を除きます。 （ア）「療養の給付」等の支払の対象となる費用 （イ）労働者災害補償制度の下で給付の対象となる費用
④その他の選定療養費用および評価療養費用	次のアおよびイならびに別表１に掲げる選定療養または評価療養に要する費用をいいます。ただし、基礎的療養部分に対し給付される保険外併用療養（注）を除きます。 ア．厚生労働大臣が定める方法により計算した入院期間が180日を超えた日以後の入院およびその療養に伴う世話その他の看護 イ．その他当会社が特に認めた選定療養または評価療養 （注）保険外併用療養に相当する家族療養費を含みます。

医療費用	
⑤入院諸費用	ア．次に掲げるものをいいます。 （ア）被保険者が別表２に掲げるいずれかの状態に該当し、かつ医師が付添を必要と認めた期間において、親族が被保険者の付添をした場合の次に掲げる費用 ａ．親族付添費 ｂ．交通費 ｃ．寝具等の使用料 （イ）被保険者の家庭において次に掲げるいずれかの期間中に雇い入れたホームヘルパー等の雇入費用（注１）または被保険者と同居の親族を一時的に保育所へ預け入れるための費用（注２） ａ．医師が付添を必要と認めた期間 ｂ．家事従事者である被保険者が入院している期間 （ウ）被保険者の療養に必要かつ有益な諸雑費 （エ）入院のために必要とした病院等までの交通費（注３）、医師が必要と認めた転院のために必要とした交通費（注３）、および退院のために必要とした病院等から住居までの交通費（注３）。ただし、②に規定された先進医療に係る交通費を除きます。 （オ）被保険者が入院時の療養の給付と併せて受けた食事療養または生活療養のうち食事の提供である療養に要する費用 （カ）被保険者と同居の親族が介護保険法第19条（市町村の認定）第１項に規定する「要介護認定」を受けた場合または同条第２項に規定する「要支援認定」を受けた場合（注４）の、被保険者が入院している期間中における次に掲げる費用 ａ．介護従事者（注５）の雇入費用（注６） ｂ．被介護者または被要支援者を収容する介護施設への預入費用 （注１）ホームヘルパー等の紹介料および交通費を含みます。 （注２）保育園への預け入れに要した交通費を含みます。 （注３）移送費を含みます。 （注４）認定を受けていなくても、要介護状態または要支援状態である場合を含みます。 （注５）介護を主たる職業とする者をいいます。 （注６）介護従事者（注５）の紹介料および交通費を含みます。 イ．ア（ア）から（ウ）までならびに（オ）および（カ）の費用は、被保険者が、公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用した期間中に負担した費用に限ります。 ウ．ア（エ）の費用は、入院した期間の全部または一部において、公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用した場合に限ります。 エ．ア（ア）から（カ）までの費用に次の費用が含まれる場合にはその費用を除きます。 ａ．「療養の給付」等の支払の対象となる費用 ｂ．労働者災害補償制度の下で給付の対象となる費用 オ．ア（ア）の費用については、いずれも１日につき１名分の費用に限ります。 カ．ア（ア）ａおよびア（ウ）の費用の額は、主務官庁の認可を得た所定の方法により計算された額とします。

第８条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次に掲げる疾病およびこれらの疾病を原因とする費用に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者（注１）または被保険者の故意または重大な過失によって被った疾病

② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注２）の故意または重大な過失によって被った疾病。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。

③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った疾病

④ 被保険者の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った疾病。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いたことによるものである場合は、保険金を支払います。

⑤ 被保険者のアルコール依存、薬物依存もしくは薬物乱用またはこれらによって被った疾病。ただし、治療を目的として医

師がこれらの物を用いたことによるものである場合は、保険金を支払います。

⑥　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注３）によって被った疾病

⑦　核燃料物質（注４）もしくは核燃料物質（注４）によって汚染された物（注５）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって被った疾病

⑧　⑥および⑦の疾病の原因となった事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によって被った疾病

⑨　⑦以外の放射線照射または放射能汚染によって被った疾病

⑩　頸部症候群（けいぶしょうこうぐん）（注６）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。この場合において、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

⑪　被保険者の妊娠または出産。ただし、「療養の給付」等の支払の対象となる場合のその疾病については、保険金を支払います。

（注１）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注２）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注３）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注４）使用済燃料を含みます。

（注５）原子核分裂生成物を含みます。

（注６）いわゆる「むちうち症」をいいます。

第９条（保険金の支払額）

（１）当会社は、第３条（保険金を支払う場合）（１）または（２）に該当する場合は、１回の入院（注）につき、次の算式によって算出した額を保険金として被保険者に支払います。ただし、１回の入院（注）につき、保険金額をもって限度とします。

保険金の支払額 ＝ 第７条（医療費用の範囲）の医療費用の総額 － 免責金額

（注）第３条（２）②の先進医療を含むものとし、第12条（入院等の取扱い）の規定に従います。

（２）被保険者が疾病を被った時の属する日（注１）から保険金を支払うべき入院を開始した日または先進医療を受けた日のいずれか早い日までの間に、この疾病入院医療費用補償特約付保険契約（注２）の支払条件の変更があった場合は、当会社は、この保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、変更前の支払条件により算出された保険金の額（注３）のうち、いずれか低い金額を支払います。

（注１）疾病を被った時の属する日が、入院を開始した日または先進医療を受けた日のいずれか早い日の２年前の応当日以前の場合は、その応当日の翌日を起算日とします。

（注２）この保険契約が継続契約である場合は、継続前の保険契約も含みます。

（注３）２回以上の変更があった場合は、各々の変更前の支払条件により算出された保険金の額のうち、最も低い金額とします。

第10条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注１）の合計額が、被保険者が負担した医療費用の額（注２）（注３）を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

①　他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額（注１）

②　他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

被保険者が負担した医療費用の額（注２）（注３）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注１）を限度とします。

（注１）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注２）当会社が保険金を支払うべき第３条（保険金を支払う場合）の費用の額のうち、被保険者が実際に負担すべき医療費用の額をいいます。ただし、第７条（医療費用の範囲）⑤ア（ア）ａおよびア（ウ）については、重複する保険契約の数にかかわらず、１日につき第７条⑤カの額とします。

（注３）それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第 11 条（疾病の程度の決定）

（1）保険金支払の対象となっていない疾病または傷害の影響によって、保険金を支払うべき疾病の程度が加重された場合は、当会社は、その影響がなかった場合に相当する疾病の程度を決定して保険金を支払います。

（2）正当な理由がないのに、被保険者が治療を怠り、または、保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者（注）が治療をさせなかったために、保険金を支払うべき疾病の程度が加重された場合も、（1）と同様の方法で支払います。

（注）保険契約者または保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第 12 条（入院等の取扱い）

（1）入院が終了した後、被保険者が、その入院の原因となった疾病と同一の疾病により再入院した場合は、後の入院と前の入院とを合わせて１回の入院とみなします。

（2）（1）の規定にかかわらず、入院が終了した日からその日を含めて 180 日を経過した日の翌日以降に被保険者が再入院した場合は、後の入院は前の入院とは異なった入院とみなします。この場合において、後の入院について保険金を支払うべきときは、新たに第３条（保険金を支払う場合）（1）から（3）までおよび第９条（保険金の支払額）（1）の規定を適用します。

（3）（1）および（2）の規定において、第３条（保険金を支払う場合）（2）②の先進医療については、その治療の都度「入院」または「再入院」があったものとみなして取り扱います。

（4）被保険者が、保険金を支払うべき入院中に、保険金を支払うべき他の疾病を被った場合は、当初の保険金を支払うべき入院とその後の保険金を支払うべき他の疾病による入院とを合わせて１回の入院とみなします。

（5）被保険者が、保険金支払の対象となっていない入院中に、保険金を支払うべき他の疾病を被った場合は、その疾病を被った時に入院したものとみなし、第３条（保険金を支払う場合）（1）から（3）までおよび第９条（保険金の支払額）（1）の規定を適用します。

第 13 条（事故発生時の義務等）

被保険者が第３条（保険金を支払う場合）（1）もしくは（2）①の入院を開始した場合または第３条（2）②の先進医療を受けた場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その入院が開始した日またはその先進医療を受けた日からその日を含めて 30 日以内に、疾病の内容およびその程度、入院の状況、費用の内容等の詳細を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面等による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

第 14 条（事故発生時の義務を怠った場合の保険金支払への影響）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく第 13 条（事故発生時の義務等）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 15 条（保険金請求権の発生時期および時効）

（1）当会社に対する保険金請求権は、次のうちいずれか早い時から発生し、これを行使することができるものとします。

① 入院および先進医療による療養が終了した時

② 最初に入院を開始した日または先進医療を受けた日のいずれか早い日からその日を含めて 365 日に到達した日の属する月の末日の午後 12 時

（2）保険金請求権は、（1）に定める時の翌日から起算して３年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第 16 条（保険金請求の方法および必要な書類等）

（1）被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 保険金請求書

② 疾病を被った者が被保険者であることを確認できる書類

③ 当会社の定める疾病状況報告書

④ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書

⑤　疾病の程度を証明する医師の診断書
⑥　診療明細書
⑦　費用を支払ったことを示す領収書
⑧　公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用したことを示す書類
⑨　被保険者の印鑑証明書
⑩　入院日および入院日数を記載した病院等の証明書
⑪　先進医療を受けた場合は、その先進医療を受けた日を記載した病院等の証明書
⑫　当会社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
⑬　被保険者が死亡した場合には、死亡診断書または死体検案書
⑭　被保険者の戸籍謄本
⑮　委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
⑯　①から⑮までのほか、当会社が第19条（保険金の支払時期）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面などにおいて定めたもの

（2）当会社は、保険事故の内容、損害または費用の額、傷害または疾病の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、（1）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（3）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

①　被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注1）
②　①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族（注2）
③　①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注1）または②以外の3親等内の親族（注2）

（注1）＜用語の定義＞における「配偶者」の定義にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
（注2）＜用語の定義＞における「親族」の定義にかかわらず、法律上の親族に限ります。

（4）（3）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

第17条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

（1）当会社は、第13条（事故発生時の義務等）の規定による通知または第16条（保険金請求の方法および必要な書類等）の規定による請求を受けた場合は、疾病の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

（2）（1）の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。

（注1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
（注2）収入の喪失を含みません。

第18条（当会社が求める協力に応じなかった場合または保険金請求書類に偽造等があった場合の保険金支払への影響）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者による次の行為があった場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

①　正当な理由がなく第16条（保険金請求の方法および必要な書類等）（2）の規定に違反したこと。
②　第16条（1）または（2）の書類に事実と異なる記載をしたこと。
③　第16条（1）または（2）の書類もしくは証拠を偽造または変造したこと。

第19条（保険金の支払時期）

当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、保険事故の原因、保険事故発生の状況、傷害発生または疾病発病の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害または疾病の程度、保険事故と損害、費用、傷害もしくは疾病との関係、治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害または費用について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注）被保険者または保険金を受け取るべき者が第16条（保険金請求の方法および必要な書類等）（1）の規定による手続を完了した日をいいます。

第20条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）

第19条（保険金の支払時期）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、第19条の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

照会または調査	日数
① 第19条①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）	180日
② 第19条①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 （注）＜用語の定義＞における「診断」の定義は適用しません。	90日
③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における第19条①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④ 第19条①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

（注1）被保険者または保険金を受け取るべき者が第16条（保険金請求の方法および必要な書類等）（1）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

第21条（保険金の支払に必要な確認を妨げた場合または協力をしない場合の保険金支払時期への影響）

第19条（保険金の支払時期）および第20条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、第19条または第20条の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第22条（当会社による第三者に対する権利の取得）

（1）第3条（保険金を支払う場合）（1）または（2）の費用が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が医療費用の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない医療費用の額を差し引いた額

（2）（1）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（3）保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第 23 条（被保険者が複数の場合の特約の適用）

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの特約の規定を適用します。

第 24 条（普通保険約款等との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を適用します。

別表1　第7条（医療費用の範囲）④の選定療養および評価療養

① 病床数が 200 以上の病院について受けた初診
② 予約に基づく診察
③ 病院等が表示する診療時間以外の診療
④ 病床数が 200 以上の病院について受けた再診
⑤ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 14 条（医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売の承認）第1項（注1）または第 19 条の2（外国製造医薬品等の製造販売の承認）第1項の規定による承認を受けた者が製造販売したその承認に係る医薬品（注2）の投与

（注1）同法第 23 条（政令への委任）において準用する場合を含みます。
（注2）人体に直接使用されるものに限るものとし、別に厚生労働大臣が定めるものを除きます。

別表2　第7条（医療費用の範囲）⑤ア（ア）の状態

① 病状が重篤であって、絶対安静を必要とし、看護人の常時監視を要し、随時適切な処置を講ずる必要がある場合
② 病状は必ずしも重篤ではないが、手術のため術前・術後の一定期間にわたり、看護人の常時監視を要し、随時適切な処置を講ずる必要がある場合
③ 病状から判断し、常態として次のいずれかに該当する場合
ア．体位変換または床上起座が不可または不能であること。
イ．食事および用便につき介助を要すること。
④ 被保険者の年齢、体質や病状等の影響により①から③までに準ずる状態にあり、常時監視や介護が必要不可欠な場合

疾病入院医療保険金支払特約

この特約は、総合事業者保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）に付帯され、従業員等の傷害・疾病補償グループに属するものとします。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
い	医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	医師	被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
け	継続契約	疾病入院医療保険金支払特約付保険契約の保険期間の終了日（注）を保険期間の開始日とする疾病入院医療保険金支払特約付保険契約をいいます。 （注）その疾病入院医療保険金支払特約付保険契約が終了日前に解除または解約されていた場合には、その解除日または解約日をいいます。

	用語	定義
こ	公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ア．健康保険法 イ．国民健康保険法 ウ．国家公務員共済組合法 エ．地方公務員等共済組合法 オ．私立学校教職員共済法 カ．船員保険法 キ．高齢者の医療の確保に関する法律
し	疾病	被保険者が被った傷害以外の身体の障害をいいます。
	疾病入院医療保険金支払特約付保険契約	この特約を付帯した普通保険約款に基づく保険契約をいいます。
	疾病を被った時	診断による発病の時をいいます。ただし、先天性異常については、診断により初めて発見された時をいいます。
	支払事由	被保険者が被った疾病を原因として当会社が保険金を支払うべき事由をいいます。
	傷害	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害のうち、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に治療を開始したものをいい、この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入､吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 （注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
	初年度契約	継続契約以外の疾病入院医療保険金支払特約付保険契約をいいます。
	親族	６親等内の血族、配偶者または３親等内の姻族をいいます。
	診断	医師による診断をいいます。
ち	治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
と	同一の疾病	医学上重要な関係にある一連の疾病（注）のことをいいます。 （注）病名が異なる場合を含みます。
に	入院	自宅等での治療が困難なため、病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
	入院日数	入院を開始した日から入院を終了した日（注）までの期間中の延日数をいいます。 （注）いずれもその日を含みます。
は	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係（注）と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。 ただし、婚姻の届出をしている者がいる場合は、婚姻の届出をしている者とします。 （注）社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいいます。
ひ	病院等	次のいずれかに該当するものをいいます。 ア．医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。 イ．骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、当会社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所 ウ．上記アまたはイと同等と認められる日本国外にある医療施設
ほ	保険金	疾病入院医療保険金をいいます。
	保険金日額	保険証券記載の疾病入院医療保険金日額をいいます。
り	「療養の給付」等	公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」､「家族療養費」､「保険外併用療養費」､「入院時食事療養費」､「移送費」および「家族移送費」をいいます。

＜法令＞

この特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。

	法令（公布年／法令番号）
い	医療法（昭和 23 年法律第 205 号）
か	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
け	健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
こ	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）
	国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）
	国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）
さ	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
し	柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）
	私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）
そ	臓器の移植に関する法律（平成 9 年法律第 104 号）
ち	地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）
へ	弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）

第１条（保険事故の範囲）

この特約において保険事故とは、被保険者が疾病を被ったことをいいます。

第２条（被保険者の範囲）

この特約において被保険者とは、保険契約者の事業主、役員、正規従業員またはこれらに準じる者のうち、この特約における被保険者として保険証券に記載された者をいいます。

第３条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が疾病を被り、その直接の結果として保険期間中に入院（注１）を開始した場合（注２）に保険金を被保険者に支払います。

（注１）美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない検査のための入院等は含みません。

（注２）保険証券に免責入院日数の記載がある場合は、その日数を超えて入院が継続したときに限ります。

第４条（保険責任の始期および終期の特則）

普通保険約款第 35 条（保険責任の始期および終期）の規定にかかわらず、保険期間が始まった後でも、当会社は、次のいずれかに該当する場合は保険金を支払いません。

① 被保険者の被った疾病が、次のいずれかに該当するものである場合

ア．この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に被った疾病

イ．被保険者が疾病を被った時が、その疾病を被った時の保険契約の保険期間の開始時から保険料を領収した時までの期間中であった場合は、その疾病

② この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に第３条（保険金を支払う場合）の入院を開始した場合

第５条（保険期間と支払責任の関係）

（１）当会社は、保険期間中に被保険者が第３条（保険金を支払う場合）の入院を開始（注）した場合に限り、保険金を支払います。

（注）第８条（保険金の支払額）（３）の規定により１回の入院とみなした２回以上の入院については、この保険契約の保険期間との関係にかかわらず、最初の入院の開始時に開始したものとみなします。

（２）（１）の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、疾病を被った時が保険期間の開始時またはこの保険契約の被保険者となった時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。

（３）（１）の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、疾病を被った時が、この保険契約が継続されてき

た最初の保険契約の保険期間の開始時またはこの保険契約の被保険者となった時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。

（４）疾病を被った時が保険期間の開始時（注）より前であっても、保険期間の開始時（注）の属する日またはこの保険契約の被保険者となった時の属する日からその日を含めて２年を経過した日の翌日以降に生じた保険金の支払事由については、保険期間の開始時（注）またはこの保険契約の被保険者となった時以後にその原因となった疾病を被ったものとみなし保険金を支払います。

（注）この保険契約が継続契約である場合は、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時とします。

第６条（保険適用地域と支払責任の関係）

当会社は、日本国内または国外で被保険者が疾病を被り、かつ、その直接の結果として日本国内または国外で第３条（保険金を支払う場合）の入院を開始した場合についてのみ保険金を支払います。

第７条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次に掲げる疾病に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者（注１）または被保険者の故意または重大な過失によって被った疾病

② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注２）の故意または重大な過失によって被った疾病。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。

③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った疾病

④ 被保険者の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った疾病。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いたことによるものである場合は、保険金を支払います。

⑤ 被保険者のアルコール依存、薬物依存もしくは薬物乱用またはこれらによって被った疾病。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いたことによるものである場合は、保険金を支払います。

⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注３）によって被った疾病

⑦ 核燃料物質（注４）もしくは核燃料物質（注４）によって汚染された物（注５）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって被った疾病

⑧ ⑥および⑦の疾病の原因となった事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によって被った疾病

⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染によって被った疾病

⑩ 頸部症候群（けいぶしょうこうぐん）（注６）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。この場合において、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

⑪ 被保険者の妊娠または出産。ただし、「療養の給付」等の支払の対象となる場合のその疾病については、保険金を支払います。

（注１）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注２）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注３）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注４）使用済燃料を含みます。

（注５）原子核分裂生成物を含みます。

（注６）いわゆる「むちうち症」をいいます。

第８条（保険金の支払額）

（１）当会社は第３条（保険金を支払う場合）に該当する場合は、その入院期間に対し、次の算式によって算出した額を保険金として被保険者に支払います。ただし、保険金を支払う日数は、１回の入院について、保険証券記載の支払限度日数を限度とします。

保険金の支払額 ＝ 保険金日額 × 入院日数

（２）（１）の期間には、臓器の移植に関する法律第６条（臓器の摘出）の規定によって、同条第４項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関

係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。

（注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

（3）被保険者が同一の疾病の治療を目的として入院を２回以上した場合には、１回の入院とみなして（1）および（2）の規定を適用します。ただし、同一の疾病による入院でも、保険金の支払われることとなった最終の入院の退院日からその日を含めて 180 日を経過した日の翌日以降に開始した入院については、新たな疾病による入院として（1）および（2）の規定を適用します。

（4）被保険者が保険金の支払を受けられる期間中新たに他の疾病を被ったとしても、当会社は、重複しては保険金を支払いません。

（5）被保険者が、保険金支払の対象となっていない入院中に、保険金を支払うべき疾病を被った場合には、その疾病を被った時に入院したものとみなして（1）から（4）までの規定を適用します。

（6）被保険者が疾病を被った時の属する日（注１）から保険金を支払うべき入院を開始した日までの間に、この疾病入院医療保険金支払特約付保険契約（注２）の支払条件の変更があった場合は、当会社は、この保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、変更前の支払条件により算出された保険金の額（注３）のうち、いずれか低い金額を支払います。

（注１）疾病を被った時の属する日が入院を開始した日の２年前の応当日以前の場合は、その応当日の翌日を起算日とします。

（注２）この保険契約が継続契約である場合は、継続前の保険契約も含みます。

（注３）２回以上の変更があった場合は、各々の変更前の支払条件により算出された保険金の額のうち、最も低い金額とします。

第９条（疾病の程度の決定）

（1）保険金支払の対象となっていない疾病または傷害の影響によって、保険金を支払うべき疾病の程度が加重された場合は、当会社は、その影響がなかった場合に相当する疾病の程度を決定して保険金を支払います。

（2）正当な理由がないのに、被保険者が治療を怠り、または、保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者（注）が治療をさせなかったために、保険金を支払うべき疾病の程度が加重された場合も、（1）と同様の方法で支払います。

（注）保険契約者または保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第 10 条（被保険者による特約の解約請求）

この特約については、普通保険約款第 31 条（被保険者による特約の解約請求）の規定を、以下のとおり読み替えて適用します。

「（1）被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対し疾病入院医療保険金支払特約（注）を解約することを求めることができます。

① 疾病入院医療保険金支払特約（注）の被保険者となることについての同意をしていなかった場合

② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、普通保険約款第 26 条（重大事由が生じた場合の保険契約の解除）（1）①または②に該当する行為のいずれかがあった場合

③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、普通保険約款第 26 条（1）③アからオまでのいずれかに該当する場合

④ ②および③のほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②および③の場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、疾病入院医療保険金支払特約（注）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

⑤ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、疾病入院医療保険金支払特約（注）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

（2）保険契約者は、（1）①から⑤までの事由がある場合において被保険者から（1）に規定する解約請求があった場合は、当会社に対する通知をもって、疾病入院医療保険金支払特約（注）を解約しなければなりません。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

（3）（1）①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、疾病入院医療保険金支払特約（注）を解約することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

（4）（3）の規定により疾病入院医療保険金支払特約（注）が解約された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

（5）（1）から（3）までの解約は、将来に向かってのみ、その効力を生じます。　」

第 11 条（事故発生時の義務等）

被保険者が第３条（保険金を支払う場合）の入院を開始した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その入院を開始した日からその日を含めて 30 日以内に、疾病の内容およびその程度、入院の状況等の詳細を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面等による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

第 12 条（事故発生時の義務を怠った場合の保険金支払への影響）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく第 11 条（事故発生時の義務等）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 13 条（保険金請求権の発生時期および時効）

（1）当会社に対する保険金請求権は、次のうちいずれか早い時から発生し、これを行使することができるものとします。

① 入院が終了した時

② 入院日数が保険証券記載の支払限度日数に到達した時

（2）保険金請求権は、（1）に定める時の翌日から起算して３年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第 14 条（保険金請求の方法および必要な書類等）

（1）被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 保険金請求書

② 疾病を被った者が被保険者であることを確認できる書類

③ 当会社の定める疾病状況報告書

④ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書

⑤ 疾病の程度を証明する医師の診断書

⑥ 入院日数を記載した病院等の証明書類

⑦ 被保険者の印鑑証明書

⑧ 当会社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書

⑨ 被保険者が死亡した場合には、死亡診断書または死体検案書

⑩ 被保険者の戸籍謄本

⑪ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）

⑫ ①から⑪までのほか、当会社が第 17 条（保険金の支払時期）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面などにおいて定めたもの

（2）当会社は、保険事故の内容、損害または費用の額、傷害または疾病の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、（1）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（3）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注１）

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする３親等内の親族（注２）

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注１）または②以外の３親等内の親族（注２）

（注１）＜用語の定義＞における「配偶者」の定義にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

（注２）＜用語の定義＞における「親族」の定義にかかわらず、法律上の親族に限ります。

（4）（3）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

第 15 条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

（1）当会社は、第 11 条（事故発生時の義務等）の規定による通知または第 14 条（保険金請求の方法および必要な書類等）の規定による請求を受けた場合は、疾病の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

（2）（1）の規定による診断または死体の検案（注 1）のために要した費用（注 2）は、当会社が負担します。

（注 1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（注 2）収入の喪失を含みません。

第 16 条（当会社が求める協力に応じなかった場合または保険金請求書類に偽造等があった場合の保険金支払への影響）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者による次の行為があった場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 正当な理由がなく第 14 条（保険金請求の方法および必要な書類等）（2）の規定に違反したこと。

② 第 14 条（1）または（2）の書類に事実と異なる記載をしたこと。

③ 第 14 条（1）または（2）の書類もしくは証拠を偽造または変造したこと。

第 17 条（保険金の支払時期）

当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて 30 日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、保険事故の原因、保険事故発生の状況、傷害発生または疾病発病の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害または疾病の程度、保険事故と損害、費用、傷害もしくは疾病との関係、治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効または取消しの事由に該当する事実の有無

（注）被保険者または保険金を受け取るべき者が第 14 条（保険金請求の方法および必要な書類等）（1）の規定による手続を完了した日をいいます。

第 18 条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）

第 17 条（保険金の支払時期）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、第 17 条の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注 1）からその日を含めて次に掲げる日数（注 2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

照会または調査	日数
① 第 17 条①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注 3）	180 日
② 第 17 条①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 （注）＜用語の定義＞における「診断」の定義は適用しません。	90 日
③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における第 17 条①から④までの事項の確認のための調査	60 日
④ 第 17 条①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180 日

（注 1）被保険者または保険金を受け取るべき者が第 14 条（保険金請求の方法および必要な書類等）（1）の規定による手続を

完了した日をいいます。

（注２）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注３）弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

第 19 条（保険金の支払に必要な確認を妨げた場合または協力をしない場合の保険金支払時期への影響）

第 17 条（保険金の支払時期）および第 18 条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、第 17 条または第 18 条の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第 20 条（当会社による第三者に対する権利の取得）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者がその疾病について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第 21 条（被保険者が複数の場合の特約の適用）

被保険者が２名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの特約の規定を適用します。

第 22 条（普通保険約款等との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を適用します。

がん通院治療費用支援特約

この特約は、総合事業者保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）に付帯され、従業員等の傷害・疾病補償グループに属するものとします。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
い	医師	被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
	一部負担金	「療養の給付」等の支払の対象となる療養に要する費用について被保険者が公的医療保険制度を定める法令の規定により負担した一部負担金および一部負担金に相当する費用をいいます。
か	がん	別表１の悪性新生物および上皮内新生物をいいます。
	がん通院治療費用支援特約付保険契約	この特約を付帯した普通保険約款に基づく保険契約をいいます。
	がんを被った時	診断によるがんの発病の時をいいます。
け	継続契約	がん通院治療費用支援特約付保険契約の保険期間の終了日（注）を保険期間の開始日とするがん通院治療費用支援特約付保険契約をいいます。 （注）そのがん通院治療費用支援特約付保険契約が終了日前に解除または解約されていた場合には、その解除日または解約日をいいます。
	原発性がん	次のアからウのいずれにも該当しないがんをいいます。 ア．再発して生じたがん イ．転移して生じたがん（注） ウ．新たながんであることが不明ながん （注）原発巣が特定されずに診断確定されたがんを除きます。

	用語	定義
こ	公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ア．健康保険法 イ．国民健康保険法 ウ．国家公務員共済組合法 エ．地方公務員等共済組合法 オ．私立学校教職員共済法 カ．船員保険法 キ．高齢者の医療の確保に関する法律
し	支払事由	被保険者が被ったがんを原因として当会社が保険金を支払うべき事由をいいます。
	支払対象期間	次に掲げる期間をいいます。 ア．原発性がんが診断確定（注）された日の前日からその日を含めて30日を遡った日までの期間 イ．原発性がんが診断確定（注）された日からその日を含めて730日目の属する月の末日午後12時までの期間 （注）同一のがんに対して、複数の診断確定がなされた場合は、最も早くなされた診断確定をいいます。
	初年度契約	継続契約以外のがん通院治療費用支援特約付保険契約をいいます。
	診断	医師による診断をいいます。
	診断確定	医師が、病理組織学的所見（剖検・生検）により、被保険者ががんであると確定することをいいます。ただし、別表1の悪性新生物の場合に限り、病理組織学的所見（剖検・生検）が得られないときは、医師が、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見および手術の全部またはいずれかにより、被保険者ががんであると確定することをいいます。
せ	先進医療	評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する保険医療機関において行われるものに限ります。 なお、先進医療に係る費用のうち、診察、検査、入院料等の基礎的療養部分に係る費用は保険外併用療養費として公的医療保険制度の給付対象となりますが、先進医療の技術に係る費用は自己負担となります。
	選定療養	被保険者の選択に係る特別の病室の提供その他の厚生労働大臣が定める療養をいいます。
た	他の保険契約等	この補償特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ち	治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
つ	通院	病院等に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術または治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のための通院は含みません。
て	転院	入院している患者が治療・検査を受けるために、医師の指示によって他の病院等に移ることをいいます。
に	入院	自宅等での治療が困難なため、病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
ひ	病院等	医療法に定める日本国内にある病院または診療所。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。
	評価療養	厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養をいいます。
ほ	保険金	がん通院治療費用支援保険金をいいます。
	保険金額	保険証券記載のがん通院治療費用支援保険金額をいいます。
め	免責金額	被保険者の自己負担額で、保険証券記載の免責金額をいいます。

	用語	定義
り	「療養の給付」等	公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。
ろ	労働者災害補償制度	次のいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。 ア．労働者災害補償保険法 イ．国家公務員災害補償法 ウ．裁判官の災害補償に関する法律 エ．地方公務員災害補償法 オ．公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律

＜法令＞

この特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。

	法令（公布年／法令番号）
い	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）
	医療法（昭和 23 年法律第 205 号）
か	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
け	健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
こ	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和 32 年法律第 143 号）
	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）
	国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）
	国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）
	国家公務員災害補償法（昭和 26 年法律第 191 号）
さ	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
	裁判官の災害補償に関する法律（昭和 35 年法律第 100 号）
し	私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）
ち	地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）
	地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）
へ	弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）

第１条（保険事故の範囲）

この特約において保険事故とは、被保険者ががんを被ったことをいいます。

第２条（被保険者の範囲）

この特約において被保険者とは、保険契約者の事業主、役員、正規従業員またはこれらに準じる者のうち、この特約における被保険者として保険証券に記載された者をいいます。

第３条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、被保険者ががん（注）の診断確定をされ、その治療を直接の目的として通院をした場合は、被保険者が公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用し、かつ、日本国内での通院により第７条（医療費用の範囲）の医療費用を負担したことによって被った損害に対して、保険金を被保険者に支払います。

（注）原発性がんおよびその原発性がんの再発または転移により生じたがんをいいます。

（２）当会社は、（１）の医療費用を負担したことによって被った損害のほか、（１）のがんの治療を直接の目的として、被保険者が先進医療を受けた場合には、被保険者が（１）の医療費用の対象とならない第７条（医療費用の範囲）②の先進医療費用を負担したことによって被った損害に対しても、保険金を被保険者に支払います。

（３）（１）および（２）の費用は、支払対象期間中に負担した費用に限ります。

（4）次のいずれかの給付等がある場合は、その額を被保険者が負担した（1）および（2）の費用の額から差し引くものとします。

① 公的医療保険制度を定める法令の規定により支払われるべき高額療養費

② 公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により被保険者に対して行われる治療に関する給付（注1）

③ 被保険者が負担した（1）および（2）の費用について第三者により支払われた損害賠償金

④ （1）および（2）の費用を被保険者が負担することによって被った損害を補償するために行われたその他の給付（注2）

（注1）公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った被保険者に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付（注3）を含みます。

（注2）他の保険契約等により支払われたこの特約で支払う保険金に相当する保険金を除きます。

（注3）いわゆる「附加給付」をいいます。

第4条（保険責任の始期および終期の特則）

（1）普通保険約款第35条（保険責任の始期および終期）の規定にかかわらず、保険期間が始まった後でも、当会社は、次のいずれかに該当する場合は保険金を支払いません。

① 被保険者の被った原発性がんが、次のいずれかに該当するものである場合

ア．この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に被った原発性がん

イ．被保険者が原発性がんを被った時が、その原発性がんを被った時の保険契約の保険期間の開始時から保険料を領収した時までの期間中であった場合は、その原発性がん

② 被保険者の負担した医療費用が、次のいずれかに該当する原発性がんを原因とするものである場合

ア．この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に被った原発性がん

イ．被保険者が原発性がんを被った時が、その原発性がんを被った時の保険契約の保険期間の開始時から保険料を領収した時までの期間中であった場合は、その原発性がん

③ この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に、被保険者が診断確定（注）された原発性がんの治療を直接の目的として第3条（保険金を支払う場合）（1）の通院をした場合または第3条（2）の先進医療を受けた場合

（注）同一のがんに対して、複数の診断確定がなされた場合は、最も早くなされた診断確定をいいます。

（2）（1）の規定により保険金の支払の対象とならない原発性がんの再発または転移により生じたがんに対しても、保険金を支払いません。

第5条（保険期間と支払責任の関係）

（1）当会社は、保険期間中に被保険者が原発性がんと診断確定（注）された場合に限り、保険金を支払います。

（注）同一のがんに対して、複数の診断確定がなされた場合は、最も早くなされた診断確定をいいます。

（2）（1）の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、原発性がんを被った時が保険期間の開始時またはこの保険契約の被保険者となった時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。

（3）（1）の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、原発性がんを被った時が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時またはこの保険契約の被保険者となった時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。

（4）原発性がんを被った時が保険期間の開始時（注1）より前であっても、その被った原発性がんが次の①または②のいずれかに該当する場合は、保険期間の開始時（注1）またはこの保険契約の被保険者となった時以後にその原発性がんを被ったものとみなし保険金を支払います。

① 保険期間の開始時（注1）の属する日またはこの保険契約の被保険者となった時の属する日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以降に原発性がんと診断確定（注2）された場合

② 次のアおよびイのいずれにも該当し、かつ、保険期間の開始時（注1）またはこの保険契約の被保険者となった時より前に、被保険者の身体に生じた症状について被保険者の認識および自覚がなかったことが明らかな場合

ア．保険期間の開始時（注1）またはこの保険契約の被保険者となった時より前に、被保険者が医師の診察を受けたことがない。

イ．保険期間の開始時（注1）またはこの保険契約の被保険者となった時より前に受けた健康診断等（注3）により、被保険者が異常の指摘を受けたことがない。

（注1）この保険契約が継続契約である場合は、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時とします。

（注２）同一のがんに対して、複数の診断確定がなされた場合は、最も早くなされた診断確定をいいます。
（注３）定期健康診断、人間ドック、がん検診等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。

第６条（保険適用地域と支払責任の関係）

当会社は、日本国内または国外で被保険者ががんを被り、かつ、その治療を直接の目的として日本国内で第３条（保険金を支払う場合）（１）の通院をした場合または第３条（２）の先進医療を受けた場合に限り、保険金を支払います。

第７条（医療費用の範囲）

この特約において医療費用とは、次に掲げる費用をいいます。

医療費用	
①治療費用	被保険者が負担した一部負担金をいいます。
②先進医療費用	次に掲げるものをいいます。 ア．先進医療の技術に係る費用（注１） イ．先進医療を受けるために必要とした保険医療機関までの交通費（注２）、医師が必要と認めた保険医療機関への転院のために必要とした交通費（注２）、およびこれらの保険医療機関からの退院または帰宅のために必要とした保険医療機関から住居までの交通費（注２） （注１）次の（ア）から（オ）までに掲げる費用等、先進医療の技術に係る費用以外の費用は含まれません。 （ア）＜用語の定義＞における「公的医療保険制度」に掲げる法律に基づき給付の対象となる費用（自己負担分を含みます。） （イ）先進医療以外の評価療養のための費用 （ウ）選定療養のための費用 （エ）食事療養のための費用 （オ）生活療養のための費用 （注２）移送費を含みます。
③その他の選定療養費用および評価療養費用	別表２に掲げる選定療養または評価療養およびその他当会社が特に認めた選定療養または評価療養に要する費用をいいます。ただし、基礎的療養部分に対し給付される保険外併用療養(注)を除きます。 （注）保険外併用療養に相当する家族療養費を含みます。

第８条（保険金の支払額）

（１）当会社は、第３条（保険金を支払う場合）（１）または（２）に該当する場合は、１回の支払対象期間につき、次の算式によって算出した額を保険金として被保険者に支払います。ただし、１回の支払対象期間につき、保険金額をもって限度とします。

保険金の支払額 ＝ 第７条（医療費用の範囲）の医療費用の総額 － 免責金額

（２）被保険者が原発性がんを被った時の属する日（注１）からその原発性がんが診断確定（注２）された日までの間に、このがん通院治療費用支援特約付保険契約（注３）の支払条件の変更があった場合は、当会社は、この保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、変更前の支払条件により算出された保険金の額（注４）のうち、いずれか低い金額を支払います。
（注１）原発性がんを被った時の属する日が、その原発性がんが診断確定（注２）された日の２年前の応当日以前の場合は、その応当日の翌日を起算日とします。
（注２）同一のがんに対して、複数の診断確定がなされた場合は、最も早くなされた診断確定をいいます。
（注３）この保険契約が継続契約である場合は、継続前の保険契約も含みます。
（注４）２回以上の変更があった場合は、各々の変更前の支払条件により算出された保険金の額のうち、最も低い金額とします。

第９条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注１）の合計額が、被保険者が負担した医療費用の額（注２）（注３）を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
①　他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額（注１）

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

被保険者が負担した医療費用の額（注２）（注３）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注１）を限度とします。

（注１）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注２）当会社が保険金を支払うべき第３条（保険金を支払う場合）の費用の額のうち、被保険者が実際に負担すべき医療費用の額をいいます。

（注３）それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第 10 条（他の身体障害の影響）

（１）保険金支払の対象となっていない疾病または傷害の影響によって、保険金を支払うべきがんの程度が加重された場合は、当会社は、その影響がなかった場合に相当するがんの程度を決定して保険金を支払います。

（２）正当な理由がないのに、被保険者が治療を怠り、または、保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者（注）が治療をさせなかったために、保険金を支払うべきがんの程度が加重された場合も、（１）と同様の方法で支払います。

（注）保険契約者または保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第 11 条（先進医療費用に関する特則）

（１）当会社は、この特約により保険金が支払われるべき第７条（医療費用の範囲）②の先進医療費用に対しては、疾病入院医療費用補償特約による保険金を支払いません。

（２）（１）の規定は、支払対象期間中の医療費用の総額ががん通院治療費用支援保険金額を超える場合は適用しません。

第 12 条（事故発生時の義務等）

被保険者が第３条（保険金を支払う場合）（１）の通院をした場合または第３条（２）の先進医療を受けた場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その通院をした日またはその先進医療を受けた日からその日を含めて 30 日以内に、がんの診断確定の内容およびその程度、通院の状況、費用の内容等の詳細を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面等による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

第 13 条（事故発生時の義務を怠った場合の保険金支払への影響）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく第 12 条（事故発生時の義務等）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 14 条（保険金請求権の発生時期および時効）

（１）当会社に対する保険金請求権は、次のうちいずれか早い時から発生し、これを行使することができるものとします。

① 通院および先進医療による療養が終了した時

② 支払対象期間が終了した時

（２）保険金請求権は、（１）に定める時の翌日から起算して３年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第 15 条（保険金請求の方法および必要な書類等）

（１）被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 保険金請求書

② 疾病を被った者が被保険者であることを確認できる書類

③ 当会社の定める疾病状況報告書

④ がんの診断確定の内容を証明する医師の診断書

⑤　診療明細書
⑥　費用を支払ったことを示す領収書
⑦　公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用したことを示す書類
⑧　被保険者の印鑑証明書
⑨　通院日を記載した病院等の証明書
⑩　先進医療を受けた場合は、その先進医療を受けた日を記載した病院等の証明書
⑪　当会社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
⑫　被保険者が死亡した場合には、死亡診断書または死体検案書
⑬　被保険者の戸籍謄本
⑭　委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
⑮　①から⑭までのほか、当会社が第18条（保険金の支払時期）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面などにおいて定めたもの

（2）当会社は、保険事故の内容、損害または費用の額、傷害または疾病の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、（1）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（3）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

①　被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注1）
②　①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族（注2）
③　①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注1）または②以外の3親等内の親族（注2）

（注1）法律上の配偶者に限ります。
（注2）法律上の親族に限ります。

（4）（3）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

第16条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

（1）当会社は、第12条（事故発生時の義務等）の規定による通知または第15条（保険金請求の方法および必要な書類等）の規定による請求を受けた場合は、疾病の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

（2）（1）の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。

（注1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
（注2）収入の喪失を含みません。

第17条（当会社が求める協力に応じなかった場合または保険金請求書類に偽造等があった場合の保険金支払への影響）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者による次の行為があった場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

①　正当な理由がなく第15条（保険金請求の方法および必要な書類等）（2）の規定に違反したこと。
②　第15条（1）または（2）の書類に事実と異なる記載をしたこと。
③　第15条（1）または（2）の書類もしくは証拠を偽造または変造したこと。

第18条（保険金の支払時期）

当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①　保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、保険事故の原因、保険事故発生の状況、傷害発生または疾病発

病の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害または疾病の程度、保険事故と損害、費用、傷害もしくは疾病との関係、治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害または費用について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注）被保険者または保険金を受け取るべき者が第15条（保険金請求の方法および必要な書類等）（1）の規定による手続を完了した日をいいます。

第19条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）

第18条（保険金の支払時期）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、第18条の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

照会または調査	日数
① 第18条①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）	180日
② 第18条①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 （注）＜用語の定義＞における「診断」の定義は適用しません。	90日
③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における第18条①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④ 第18条①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

（注1）被保険者または保険金を受け取るべき者が第15条（保険金請求の方法および必要な書類等）（1）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

第20条（保険金の支払に必要な確認を妨げた場合または協力をしない場合の保険金支払時期への影響）

第18条（保険金の支払時期）および第19条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、第18条または第19条の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第21条（当会社による第三者に対する権利の取得）

（1）第3条（保険金を支払う場合）（1）または（2）の費用が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が医療費用の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない医療費用の額を差し引いた額

（2）（1）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（3）保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使な

らびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第 22 条（被保険者が複数の場合の特約の適用）

被保険者が２名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの特約の規定を適用します。

第 23 条（普通保険約款等との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を適用します。

別表１　対象となる悪性新生物および上皮内新生物

対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成 17 年 10 月 7 日総務省告示第 1147 号に定められた分類項目中次に掲げるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ＩＣＤ－ 10（2003 年版）準拠」によるものとします。

１．悪性新生物

分類項目	基本分類コード
口唇，口腔及び咽頭の悪性新生物	C 00 － C 14
消化器の悪性新生物	C 15 － C 26
呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物	C 30 － C 39
骨及び関節軟骨の悪性新生物	C 40 － C 41
皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物	C 43 － C 44
中皮及び軟部組織の悪性新生物	C 45 － C 49
乳房の悪性新生物	C 50 －
女性生殖器の悪性新生物	C 51 － C 58
男性生殖器の悪性新生物	C 60 － C 63
腎尿路の悪性新生物	C 64 － C 68
眼，脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C 69 － C 72
甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物	C 73 － C 75
部位不明確，続発部位及び部位不明の悪性新生物	C 76 － C 80
リンパ組織，造血組織及び関連組織の悪性新生物	C 81 － C 96
独立した原発性多部位の悪性新生物	C 97 －
性状不詳または不明の新生物（D 37 － D 48）のうち ・真正赤血球増加症＜多血症＞ ・骨髄異形成症候群 ・リンパ組織，造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物（D 47）のうち ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性 (出血性) 血小板血症	 D 45 D 46 D 47.1 D 47.3

注　悪性新生物には、上皮内新生物（基本分類コードD 00 － D 09）を含みません。

２．上皮内新生物

分類項目	基本分類コード
上皮内新生物	D 00 － D 09

別表２　第７条（医療費用の範囲）③の選定療養および評価療養

① 病床数が 200 以上の病院について受けた初診
② 予約に基づく診察
③ 病院等が表示する診療時間以外の診療
④ 病床数が 200 以上の病院について受けた再診

⑤　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条（医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売の承認）第１項（注１）または第19条の２（外国製造医薬品等の製造販売の承認）第１項の規定による承認を受けた者が製造販売したその承認に係る医薬品（注２）の投与

（注１）同法第23条（政令への委任）において準用する場合を含みます。

（注２）人体に直接使用されるものに限るものとし、別に厚生労働大臣が定めるものを除きます。

疾病補償契約からの切替に関する特約

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
し	始期前発病等	保険期間の開始時より前に被った傷害または発病した疾病をいいます。
	疾病補償	被保険者が被った疾病に対して一定の保険金を支払うこと、または被保険者が被った疾病によって生じる損害に対して保険金を支払うことをいいます。
せ	前契約	次に掲げるすべての条件を満たす保険契約をいいます。 ①　この保険契約（注１）と同一の被保険者について、当会社との間で締結された保険契約であること。 ②　疾病補償を目的とする保険契約であること。 ③　保険期間の終了日（注２）が、この保険契約（注１）の保険期間の開始日である保険契約であること。 （注１）この特約が付帯された普通保険約款に基づき当会社との間で締結されているこの保険契約をいいます。 （注２）その保険契約が終了日前に保険契約者または被保険者によって解約されていた場合には、その解約日をいいます。

第１条（保険期間と支払責任の関係における特則）

（１）当会社は、この特約が付帯された普通保険約款またはこれに付帯された他の特約が、継続されてきた保険契約の保険期間中に被った傷害または疾病に対して保険金を支払うものである場合は、この特約により、始期前発病等に対しても保険金を支払います。ただし、傷害を被った時または疾病を発病した時が、前契約（注）の保険期間の開始時より前である場合を除きます。

（注）前契約が継続されてきた保険契約である場合は、その継続されてきた最初の保険契約とします。

（２）免責期間（注１）中に発病した疾病に対して保険金を支払わないとする特約においては、この特約により、疾病を発病した時が前契約（注２）の保険期間の免責期間（注１）中である場合は、当会社は、保険金を支払いません。

（注１）その期間中に発病した疾病に対して保険金を支払わないとする期間であって、保険期間の初日から一定期間をいいます。

（注２）前契約が継続されてきた保険契約である場合は、その継続されてきた最初の保険契約とします。

第２条（被保険者が複数の場合の取扱い）

被保険者が２名以上である場合は、前契約と同一の被保険者についてのみ、この特約の規定を適用します。

業務遂行・施設危険補償特約

この特約は、総合事業者保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）に付帯され、賠償責任補償グループに属するものとします。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
い	１事故	発生時間または発生場所を問わず、同一の原因から発生した一連の保険事故をいいます。この場合、最初の保険事故が発生した時にすべての保険事故が発生したものとします。
お	汚染物質	固体状、液体状もしくは気体状のまたは熱を帯びた刺激物質または汚濁物質をいい、煙、蒸気、すす、酸、アルカリ、化学物質、石油物質および廃棄物等を含みます。また、廃棄物には再生利用される物質を含みます。
	汚染物質の処理費用	環境汚染が発生した場合において、流出、溢出もしくは漏出し、または排出された汚染物質の調査、拡散防止、捕収回収、焼却処理、沈降処理、覆土処理、客土処理、密閉処理、乳化分散処理または中和処理等に要する費用をいいます。
か	環境汚染	流出、溢出もしくは漏出し、または排出された汚染物質が、地表もしくは土壌中、大気中または海・河川・湖沼・地下水等の水面もしくは水中に存在し、かつ他人の身体障害または財物損壊が発生したまたは発生するおそれがある状態をいいます。
き	記名被保険者	保険証券に記名被保険者として記載された者をいいます。
け	建設工事	仕事のうち、建設業法第２条第１項に規定する、土木建築に関する工事をいいます。
こ	公共水域	海、河川、湖沼、運河その他の公共の水流および水面をいいます。
さ	財物	有体物をいい、電気、熱、プログラム、ソフトウエア、データ等の無体物、漁業権および特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権等を含みません。
	作業場	不特定多数の人が出入りすることを禁止されている次の場所をいいます。 ア．被保険者が建設工事を行っている場所 イ．アのほか、被保険者が建設工事を行ううえで必要不可欠なものとして臨時に設置し使用する場所
し	仕事	記名被保険者が遂行するすべての仕事をいいます。
	施設	記名被保険者が所有、使用または管理する不動産および動産をいいます。ただし、もっぱら記名被保険者の居住の用に供される住宅（注）を除きます。 （注）その住宅と同一敷地内の動産および不動産を含みます。
	施設作業用車	次の自動車（注１）または車両をいいます。 ア．建設工事を行うことを主たる用途または機能とする自動車で、作業場内または施設内にある自動車 イ．施設内のみで使用することを主たる目的とした自動車で、建設工事以外の仕事を遂行するために施設内にある自動車 ウ．取引先の所有、使用または管理する敷地（注２）内で、被保険者が、建設工事以外の仕事に付随して一時的に積込み・積卸し等の作業を行う際にその取引先から借用した自動車 エ．除雪作業車 （注１）車両登録をしているダンプカーを除きます。 （注２）その敷地内にある構築物を含みます。

	用語	定義
し	下請負人	次の請負人をいいます（注１）。 ア．もっぱら仕事のための施設内において、記名被保険者と直接締結された請負契約または業務委託契約に基づき、仕事を遂行する者 イ．記名被保険者と締結された下請契約（注２）に基づき、仕事を遂行する請負人 ウ．記名被保険者と直接締結された請負契約または業務委託契約に基づき、継続的に記名被保険者が製造、販売、取扱いまたは供給する財物の配送または運搬を行う者 エ．記名被保険者と締結された請負契約または業務委託契約（注２）に基づき、記名被保険者が製造、販売、取扱いまたは供給する財物の取付け、設置、保守、調整、修理もしくは交換を行う者または除雪作業を行う者 （注１）次の者を含みません。 ア．生産物に使用される材料、資材、装置、部品その他販売促進用景品類を製造、販売、取扱いまたは供給する者 イ．警備、交通誘導を主たる業務とする者 （注２）請負契約または下請契約の場合は数次の請負を、業務委託契約の場合は数次の業務委託を含みます。
	自動車	原動機を用い、かつ軌道または架線を用いないで運行する車（注）をいい、原動機付自転車を含みます。ただし、身体障害者用の車いすおよび歩行補助車を除きます。 （注）これに付属する機械または装置を含みます。
	車両	次のものを除く車両をいいます。 ア．自動車 イ．身体障害者用の車いす ウ．歩行補助車
	従業員	仕事に従事する者で、被保険者から賃金の支払を受ける者をいいます。また、被保険者の指揮命令に基づき仕事を遂行する派遣労働者および受入れした出向者を含みます。
	除雪作業	記名被保険者が請け負うまたは委託を受けて行う、除雪にかかわる作業および雪堆積場内で行なわれる雪の積卸しその他の作業をいいます。
	除雪作業車	除雪作業に使用される自力走行が可能な自動車または車両をいいます（注１）（注２）。 （注１）車両登録をしているダンプカーを除きます。 （注２）これに付属する機械または装置を含みます。
	身体障害	人の身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
せ	生産物	記名被保険者が製造、販売、取扱いまたは供給し、被保険者の占有を離れたすべての財物をいいます。
	石油物質	次のものをいいます。 ア．原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、ピッチ、タール等の石油類 イ．アに掲げる石油類より誘導される化成品類 ウ．アまたはイの物質を含む混合物、廃棄物および残渣
	専門職業務	次の業務をいいます。 ア．人または動物に対する診療、治療、看護、介護、疾病の予防、助産または死体の検案など イ．医薬品もしくは医療用具の調剤、調整、鑑定、授与または授与の指示など ウ．身体の理容、美容、エステティックその他これらと類似の行為 エ．あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師等がその資格に基づいて行う仕事 オ．弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、行政書士、弁理士、建築士、土地家屋調査士、測量士等がその資格に基づいて行う仕事 カ．所定の資格を有しない者が行うアからオまでに規定する業務
そ	損壊	滅失、損傷または汚損をいい、紛失および盗取・詐取を含みません。
	損害賠償請求権者	保険事故について、被保険者に対する損害賠償請求の権利を有する者をいいます。

	用語	定義
た	他人	被保険者以外の者をいいます。
	他の保険契約等	この補償特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
は	発注者	記名被保険者が元請負人となる場合における仕事の発注者をいいます。この場合において、発注者が国、地方公共団体もしくはこれらの機関またはこれらに準ずる法人であるときは、発注業務を担当する者を含みます。
ひ	被害者	保険事故により被保険者によって損害を被った者または損害を被った物の所有者をいいます。
や	役員	理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

＜法令＞

この特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。

	法令（法令番号）
け	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
さ	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
し	自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）
へ	弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）

第１条（保険事故の範囲）

（１）この特約において保険事故とは、次の①または②に起因する偶然な事故により、日本国内において発生した他人の身体障害または財物損壊をいいます。

① 仕事の遂行

② 施設

（２）（１）に規定するほか、第２条（被保険者の範囲および被保険者間相互の関係）（１）①または②の者が、仕事に付随して一時的に日本国外で行う商談等の営業業務の遂行（注）に起因する偶然な事故により、日本国外において発生した他人の身体障害または財物損壊も、保険事故に含みます。

（注）建設工事、実質的に対価を取って行う据付け、取付け、設置、保守、調整、修理、交換または撮影・取材、運送、配送もしくは展示会等のイベント運営に関する業務の遂行を除きます。

第２条（被保険者の範囲および被保険者間相互の関係）

（１）この特約において被保険者とは、次の者をいいます。

① 記名被保険者

② 記名被保険者の役員および従業員

③ 記名被保険者の下請負人

④ 記名被保険者の下請負人の役員および従業員

⑤ 記名被保険者の発注者

⑥ 保険証券に追加被保険者として記載された者

（２）この特約において、被保険者（（１）各号に属する個々の被保険者を含みます。）間相互の関係は、この保険契約（注）に適用される他の規定に反しないかぎり、それぞれの被保険者を他人とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、保険事故のうち他人の身体障害の事故については、（１）⑤の身体障害を除き、この規定を適用しません。

（注）この保険契約に、この補償特約以外の補償特約が付帯されている場合は、この補償特約のみをいいます。

第３条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、保険事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

（２）（１）のほか、当会社は、被保険者が、第５条（損害の範囲）（１）の②から⑫までの費用を支出することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第４条（保険期間と保険の対象となる事故の関係）

当会社は、保険事故が保険期間中に発生した場合に限り、保険金を支払います。

第５条（損害の範囲）

（１）当会社が保険金を支払うべき第３条（保険金を支払う場合）に規定する損害は、次の損害をいいます。なお、被保険者が支出した費用につき、②から⑫までの各費用の項目中、２つ以上の項目に重複して該当すると解釈できる場合は、それら重複する項目のうち、より個別具体的に規定している費用で支払うものとします。

損害	損害の内容
① 損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に対して支払うべき損害賠償金（注１）（注２）をいいます。
② 損害防止費用	第 14 条（事故発生時の義務等）（１）①に規定する損害の発生および拡大の防止のために被保険者が支出した必要または有益であった費用をいいます。
③ 求償権保全費用	第 14 条（１）②に規定する他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合において、その権利の保全または行使のために被保険者が支出した必要または有益であった費用をいいます。
④ 緊急措置費用	保険事故が発生した場合において、被保険者が損害の発生または拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生または拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、応急手当、応急措置、護送、搬出、治療その他の被害者に対する緊急で必要な措置を行うために被保険者が支出した費用、およびあらかじめ当会社の承認を得て支出した費用をいいます。
⑤ 争訟費用	損害賠償責任に関する争訟（注３）につき、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。
⑥ 協力費用	第 16 条（当会社による解決の援助およびその協力義務）に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために当会社の求めに応じて、被保険者が支出した費用をいいます。
⑦ 緊急対応費用	保険事故が発生した場合において、その対応のために被保険者が当会社の同意を得て支出した次の費用をいいます。 ア．被害者（注４）が現地（注５）またはその他被保険者が指定する場所に行くために必要な交通費、宿泊費または渡航手続費用 イ．被保険者（注６）が現地（注５）または被害者（注４）の居住地に行くために必要な交通費、宿泊費または渡航手続費用 ウ．通信に要した費用 エ．被保険者が被害者（注４）との交渉等のために一時的に事務所等を賃借するための費用 オ．被害者の捜索または捜索に伴う救助もしくは移送するために要した費用
⑧ 被害者見舞・臨時費用	保険事故が発生した場合において、被保険者が当会社の同意を得て支出した次の費用をいいます。 ア．見舞金、見舞品購入費用その他被害者に対して支払われる社会通念上その額および使途が妥当な費用 イ．第１条（保険事故の範囲）に規定する他人の財物損壊について、当会社は、上記アのほか、次の費用を支払います。ただし、この費用の支払いは、損害賠償請求権者が損壊した財物を修理または再取得（注７）したことを当会社が確認できる場合に限ります。 （ア）損壊した他人の財物の修理が可能な場合は、その財物の修理費からその財物の時価額を差し引いた額に、被保険者の責任割合（過失割合）を乗じた額。ただし、修理費は再取得（注７）するためにかかる費用を超えないものとします。 （イ）損壊した他人の財物が修理不能な場合は、その財物を再取得（注７）するためにかかる費用からその財物の時価額を差し引いた額に、被保険者の責任割合（過失割合）を乗じた額。この場合において、「修理不能」とは、財物を復旧できない合理的な理由がある場合をいいます。

損害	損害の内容
⑨　訴訟対応費用	裁判所において被保険者に対して提起された損害賠償金の支払を求める訴訟に対応するために、被保険者が当会社の同意を得て支出した、社会通念上その額および使途が妥当な次の費用をいいます。 ア．相手方当事者または裁判所に提供する文書作成のために必要な費用 イ．意見書、鑑定書作成のために必要な費用 ウ．被保険者によりまたは被保険者の委託を受けた外部の実験機関により行われる事故の再現実験費用、事故原因を調査するための費用 エ．増設コピー機のリース費用 オ．被保険者の従業員の超過勤務手当、交通費、宿泊費、臨時雇用費用（注８）
⑩　原因調査費用	保険事故が発生した場合または保険事故の発生が切迫している場合において、これらの保険事故の原因を直接調査または確認するために、被保険者が当会社の同意を得て支出した必要かつ有益であった費用をいいます。ただし、いかなる場合も原因の調査または確認が行われることによる収入の喪失または使用不能による損害を含みません。
⑪　汚染浄化費用	不測かつ突発的な事由により、環境汚染が発生した場合において、必要または有益であった汚染物質の処理費用をいいます。ただし、その環境汚染の発生により他人の身体障害もしくは財物損壊が発生したまたは発生が切迫している場合に限ります。
⑫　被害者治療等費用	被保険者が当会社の同意を得て支出した次の費用をいいます。ただし、保険事故の日からその日を含めて１年以内に生じた費用に限ります。 ア．被害者の治療、検査、緊急移送および職業看護師雇入れのために現実に支出した通常要する費用およびこれらに伴う交通費 イ．葬儀費用、香典、花代および弔電費用等の葬祭費用

（注１）裁判所により支払を命じられた訴訟費用および判決日までの遅延損害金を含みます。

（注２）被保険者が損害賠償金の支払により代位取得するものがある場合には、その価額を控除します。ただし、（６）の規定により、当会社が取得した権利を行使しない場合には、その価額を控除しません。

（注３）損害賠償責任に関する争訟とは、訴訟、仲裁、調停または和解等をいいます。

（注４）被害者の法定相続人またはその代理人を含みます。

（注５）現地とは、保険事故の発生地または被害者の収容地をいいます。

（注６）代理人を含みます。

（注７）損壊が生じた財物と構造、性能、用途等が同等のものを再取得することをいいます。

（注８）派遣受入れ費用を含みます。

（２）被保険者が（１）⑤から⑫までの費用を支出した後に被保険者に賠償責任がないことが判明した場合においても、当会社は、これらの費用に対して保険金を支払います。また、④の緊急措置費用については、被保険者に賠償責任がない場合に限り、当会社は、保険金を支払います。

（３）当会社が支払うべき（１）⑪の汚染浄化費用は、汚染物質が不測かつ突発的に流出、溢出もしくは漏出し、または排出されたことによって生じた損害（注）に限ります。

（注）被保険者が支出したかどうかを問いません。

（４）当会社が支払うべき（１）⑫の被害者治療等費用は、第１条（保険事故の範囲）（１）に規定する保険事故のうち、次の事故に起因する他人の身体障害が発生した場合における費用に限ります。

①　仕事の遂行による事故

②　施設内および作業場内またはこれらの出入口に隣接する場所における事故

（５）当会社が（１）⑫の被害者治療等費用に対して保険金を支払った後に、被保険者が賠償責任を負担する場合は、支払われたその保険金（注）については、（１）①の損害賠償金として支払われるべき損害に充当します。

（注）保険金のうち、被保険者が負担すべき法律上の損害賠償責任部分に相当する額とします。

（６）当会社が（１）⑫の被害者治療等費用に対して保険金を支払った後に、第 25 条（当会社による第三者に対する権利の取得）の規定により、被保険者が他人に対して有する権利を当会社が取得した場合は、当会社は、これを行使しないものとします。ただし、その者の故意もしくは重大な過失または債務不履行によって生じた損害に対して保険金を支払った場合は、この規定を適用しません。

第６条（他人の身体障害および財物損壊の事故に共通して適用する保険金を支払わない場合）

（１）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者または被保険者（注１）の故意。なお、この規定は、記名被保険者またはその役員の故意によって生じた損害の場合を除き、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注２）

③ 地震、噴火、洪水、津波または高潮

④ 核燃料物質（注３）もしくは核燃料物質（注３）によって汚染された物（注４）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性

⑤ ④以外の放射線照射または放射能汚染

⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑦ 石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品の発がん性およびその他の有害な特性

⑧ この保険契約（注５）が初年度契約である場合、保険契約締結時点において、保険契約者または被保険者（注１）のいずれかが、保険事故発生の原因が既に存在していることを知っていた場合もしくは知ることができたと合理的に推定できる場合における、その原因に起因する保険事故

⑨ 環境汚染。ただし、汚染物質が不測かつ突発的に流出、溢出もしくは漏出し、または排出された場合は、この規定を適用しません。

⑩ 専門職業務の遂行

⑪ 日本国外の裁判所に提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟（注６）

（注１）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その役員とします。

（注２）暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注３）使用済燃料を含みます。

（注４）原子核分裂生成物を含みます。

（注５）この保険契約に、この補償特約以外の補償特約が付帯されている場合は、この補償特約のみをいいます。

（注６）第１条（保険事故の範囲）（２）に規定する保険事故の場合は、この規定を適用しません。

（２）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者と他人の間に損害賠償に関する特別の約定または合意がある場合において、その約定または合意によって加重された賠償責任

② 被保険者がその父母、配偶者、子その他親族に対して負担する賠償責任

③ 排水または排気（注１）に起因する賠償責任。ただし、不測かつ突発的に発生した事故による損害については、この規定を適用しません。

④ 航空機、自動車（注２）または銃器の所有、使用または管理に起因する賠償責任

⑤ 施設外における船舶（注３）、車両（注４）または動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任

⑥ 塵埃（じんあい）または騒音に起因する賠償責任

⑦ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任

⑧ 仕事の終了後（注５）または放棄の後の仕事の結果に起因する賠償責任（注６）

（注１）煙を含みます。

（注２）施設作業用車を除きます。ただし、ここでいう施設作業用車には、原動力がもっぱら人力である車両は含みません。

（注３）船舶には、原動力がもっぱら人力であるものを含みません。また、航行を伴わず、建設工事に使用されている間または建設工事のために繋留中もしくは施設に接岸中の船舶を除きます。

（注４）車両のうち、原動力がもっぱら人力であるものおよび除雪作業車を除きます。

（注５）仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後とします。

（注６）被保険者が、仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は仕事の結果とはみなしません。

（３）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①または②に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① ＬＰガス販売業務（注）の遂行

② 白蟻防除業者の業務の遂行

（注）ＬＰガスの供給およびこれに伴うＬＰガスの製造、販売、貯蔵、充てん、移動などの業務をいい、器具の販売、貸与なら

びに配管、器具の取付け・取替え、器具・導管の点検・修理などの作業を含みます。また、器具とは、ＬＰガスの容器その他のガス器具をいいます。

第７条（他人の身体障害の事故に適用する保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が、記名被保険者の業務に従事中に被保険者の使用人（注）が被った身体障害に起因する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

（注）被保険者との間に使用従属関係がある者に限ります。

第８条（他人の身体障害以外の事故に適用する保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 屋根、扉、窓、通風筒、壁面等の欠陥により、これらから入る雨または雪等による財物損壊

② 被保険者が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事（注１）に伴って生じた次に掲げる財物損壊または事由

ア．土地の沈下・隆起・移動・振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物・その収容物もしくは付属物・植物または土地の損壊

イ．土地の軟弱化もしくは土地の流出・流入に起因する地上の構築物（注２）・その収容物もしくは土地の損壊

ウ．地下水の増減

③ 公共水域への石油物質の流出による漁獲高の減少または漁獲物の品質の低下

（注１）他の工事の一部としてまたは他の工事に付随して行われるこれらの工事を含みます。

（注２）基礎および付属物を含みます。

第９条（被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊の事故に適用する保険金を支払わない場合）

（１）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、記名被保険者以外の被保険者の役員または従業員が、その属する被保険者の所有する財物の損壊に起因して、賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

（２）次の者が所有する財物（注）の損壊に起因して、被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。

① 記名被保険者

② 記名被保険者の下請負人、発注者および保険証券に追加被保険者として記載された者

③ ①または②の役員または従業員

（注）②または③の者が所有する財物については、その財物を所有する被保険者以外の被保険者が賠償責任を負担する場合を除いて、この規定を適用します。

（３）（１）および（２）のほか、次の財物の損壊に起因して、被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。

① 記名被保険者が借用（注１）または保管（注２）する財物。

② 記名被保険者以外の被保険者が借用（注１）または保管（注２）する財物。ただし、その被保険者自身またはその役員もしくは従業員が賠償責任を負担する場合に限ります。

③ 被保険者によって、または記名被保険者のために行われる仕事に使用される材料、資材、装置その他部品類（注３）

④ 被保険者の仕事の対象物のうち、損害発生時に直接作業が加えられていた部分

⑤ 記名被保険者の仕事の目的物

（注１）リースを含みます。

（注２）現実にもしくは実質的に占有する状態を含みます。

（注３）生産物または仕事の結果を構成するものをいい、仕掛中のものを含みます。

第 10 条（保険金を支払わない損害）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、汚染物質の処理費用を支払うことによって被る損害（注）に対しては、保険金を支払いません。ただし、汚染物質が不測かつ突発的に流出、溢出もしくは漏出し、または排出された場合は、この規定を適用しません。

（注）被保険者が支出したかどうかを問いません。

第 11 条（被害者治療等費用にのみ適用する保険金を支払わない場合）

（1）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の事由によって生じた他人の身体障害について被害者治療等費用を支払うことによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被害者治療等費用を受け取るべき者（注）の故意

② 保険契約者、被保険者または被害者治療等費用を受け取るべき者（注）の闘争行為または犯罪行為

③ 被害者の心神喪失または自殺行為

④ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打

⑤ 被害者の父母、配偶者、子その他親族の行為

⑥ 被害者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療措置。ただし、当会社が保険金を支払うべき身体障害を治療する場合を除きます。

（注）被害者を含みます。

（2）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の者が被った身体障害について被害者治療等費用を支払うことによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者

② 被保険者

③ 記名被保険者の業務に従事中の者

④ 被保険者の父母、配偶者、子その他親族

⑤ 被保険者が所有、使用または管理する敷地（注１）を継続的に占有している者（注２）

⑥ 次の場所において、保守、保安、点検、警備、交通誘導、消防、清掃その他これらに類似の業務または新築、改築、改造、修理、取壊しその他の工事に従事中の者

ア．被保険者が所有、使用または管理する敷地（注１）

イ．アに隣接する道路上

ウ．アに隣接し建設工事が行われている場所

⑦ 被保険者が行う競技会、運動会その他の催物において運動または競技を行っている者

⑧ 被保険者が開催する演劇、興行その他の催物の主催者、その業務の補助者および出演者（注３）

（注１）その敷地内にある構築物を含みます。

（注２）その役員および使用人を含みます。

（注３）出演者の関係者を含みます。

第 12 条（保険金の支払額）

（1）当会社が１事故について支払うべき保険金の額は、次の①および②の算式によって算出した額の合計額とします。ただし、①については、その算式によって算出した額が零未満の場合は零とします。

① $\left\{\left(\boxed{\text{損害賠償金}}+\boxed{\begin{array}{c}\text{損害防止}\\\text{費　用}\end{array}}+\boxed{\begin{array}{c}\text{求 償 権}\\\text{保全費用}\end{array}}+\boxed{\begin{array}{c}\text{緊急措置}\\\text{費　用}\end{array}}\right)-\boxed{\begin{array}{c}\text{免責金額}\\\text{（注）}\end{array}}\right\}\times\boxed{\begin{array}{c}\text{縮小支払割合}\\\text{（注）}\end{array}}$

② $\boxed{\text{争訟費用}}+\boxed{\text{協力費用}}+\boxed{\begin{array}{c}\text{緊急対応}\\\text{費　用}\end{array}}+\boxed{\begin{array}{c}\text{被害者見舞・}\\\text{臨 時 費 用}\end{array}}+\boxed{\begin{array}{c}\text{訴訟対応}\\\text{費　用}\end{array}}+\boxed{\begin{array}{c}\text{原因調査}\\\text{費　用}\end{array}}+\boxed{\begin{array}{c}\text{汚染浄化}\\\text{費　用}\end{array}}+\boxed{\begin{array}{c}\text{被害者治療等}\\\text{費　用}\end{array}}$

（注）保険証券に記載がある場合は、この特約の免責金額および縮小支払割合を適用します。

（2）当会社が支払うべき（1）の保険金の額は、次の①から③までに掲げるものの数にかかわらず、保険証券に記載されたこの特約の保険金額を限度とします。

① 被保険者の数

② 提起された損害賠償請求または訴訟の数

③ 損害賠償請求または訴訟を提起する者の数

（3）（2）のほか、（1）の損害に対しては、次表で規定する固有の支払限度額を適用します。また、この固有の支払限度額は、（2）のこの特約の保険金額に含まれるものとします。なお、損害防止費用、求償権保全費用、緊急措置費用、争訟費用および協力費用の各損害については、その損害のみに適用される固有の支払限度額はありません。

損害	固有の支払限度額
損害賠償金	損害賠償金のうち第１条（保険事故の範囲）（２）の保険事故による損害については、１事故および保険期間中につき 500 万円を限度とします。
緊急対応費用	１事故につき 300 万円を限度とします。
被害者見舞・臨時費用	被害者１名につき 10 万円、１事故につき 300 万円をそれぞれ限度とします（注）。
訴訟対応費用	１事故につき 300 万円を限度とします。
原因調査費用	１事故につき 30 万円を限度とします。
汚染浄化費用	１事故および保険期間中につき 500 万円を限度とします。
被害者治療等費用	被害者１名につき 50 万円、１事故につき 300 万円をそれぞれ限度とします。

（注）ア．財物の損壊については、被害者１名につき 10 万円（被害者が法人の場合、１法人につき 10 万円）。ただし、被害者が複数存在し、その被害者が同じ世帯に属する場合は、１世帯につき 10 万円とします。なお、ここでいう世帯とは、住居および生計を共にする者の集まりまたは独立して住居を維持しもしくは独立して生計を営む単身者をいいます。

イ．上記ア以外の保険事故については、被害者１名につき 10 万円

ウ．上記アおよびイを合算して、１事故につき 300 万円

第 13 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

（１）他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注１）の合計額が、損害の額（注２）を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を保険金として支払います。

①　他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約（注３）の支払責任額（注１）

②　他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額（注２）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約（注３）の支払責任額（注１）を限度とします。

（注１）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注２）それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち、最も低い免責金額を差し引いた額とし、この保険契約（注３）に縮小支払割合の適用がある場合は、その割合を乗じて得た額とします。

（注３）この保険契約に、この補償特約以外の補償特約が付帯されている場合は、この補償特約のみをいいます。

（２）（１）の規定にかかわらず、施設作業用車の所有、使用または管理に起因して当会社が保険金を支払うべき損害が発生した場合において、その施設作業用車について自賠責保険契約（注１）を締結すべきときもしくは締結しているとき、または自動車保険契約（注２）を締結しているときは、当会社は、損害の額が自動車保険等保険金（注３）を超過する場合に限り、その超過額に対して保険金を支払います。

（注１）自動車損害賠償保障法に基づく責任保険契約をいい、責任共済を含みます。

（注２）共済契約を含みます。

（注３）その自賠責保険契約および自動車保険契約により支払われるべき金額をいい、自動車保険契約においては、設定されている免責金額により控除された額を加算した額とします。

（３）（２）の場合において、当会社は、第 12 条（保険金の支払額）（１）の（注）を次表のとおり読み替えて適用します。

読替前	読替後
（注）保険証券に記載がある場合は、この特約の免責金額および縮小支払割合を適用します。	（注）免責金額については、次の額のいずれか大きい額を適用します。また、縮小支払割合については、保険証券に記載がある場合は、この特約の縮小支払割合を適用します。 ア．保険証券に免責金額の記載がある場合はこの特約の免責金額 イ．第 13 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）（２）にある「自動車保険等保険金（注３）」の額

第 14 条（事故発生時の義務等）

（１）保険契約者または被保険者は、次のことを行うものとし、かつ、そのために必要なすべての手段を講じなければなりません。

① 保険事故が発生した場合は、これによる損害の発生および拡大の防止に努めること。

② 他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合には、権利の保全または行使について必要な手続をすること。

③ あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認しないこと。ただし、応急手当または護送その他の緊急措置を行う場合は、当会社の承認を得る必要はありません。

（2）保険契約者または被保険者は、保険事故が発生したことを知った場合は、次のことを、遅滞なく、当会社に書面等により通知しなければなりません。

① 保険事故について次のアおよびイの事項

ア．保険事故発生の日時・場所およびその状況ならびに被害者がある場合は被害者の住所・氏名等

イ．アについて、証人となる者がある場合は、その者の住所・氏名等

② 損害賠償の請求を受けた場合はその内容

③ 他の保険契約等の有無および内容（注）

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

（3）保険契約者または被保険者が損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合には、ただちに当会社に通知のうえ、書面による当会社の承認を得なければならないものとし、損害賠償責任に関する訴訟を提起された場合には、ただちに当会社に通知しなければなりません。損害賠償責任に関する仲裁、和解もしくは調停に付そうとする場合またはそれらの申出を受けた場合も同様とします。

（4）（1）から（3）までのほか、保険契約者または被保険者は、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また、当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

第 15 条（事故発生時の義務を怠った場合の保険金支払への影響）

（1）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第 14 条（事故発生時の義務等）（1）から（4）までの規定に違反した場合には、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

① 第 14 条（1）①の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

② 第 14 条（1）②の規定に違反した場合は、他人に損害の賠償請求または求償をすることによって取得することができたと認められる額

③ 第 14 条（1）③の規定に違反した場合は、被保険者に損害賠償責任がないと認められる額

④ 第 14 条（2）から（4）までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額

（2）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第 14 条（事故発生時の義務等）（2）①もしくは②または（4）の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 16 条（当会社による解決の援助およびその協力義務）

当会社は、必要と認めたときは、被保険者に代わって自己の費用で被保険者に対する損害賠償請求の解決にあたることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第 17 条（当会社が求める協力に応じなかった場合の保険金支払への影響）

被保険者が、正当な理由がなく第 16 条（当会社による解決の援助およびその協力義務）の協力に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 18 条（保険金請求権の発生時期および時効）

（1）当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

① 損害賠償金に対する保険金については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時

② ①以外の保険金については、その損害が発生した時

（2）保険金請求権は、（1）に定める時の翌日から起算して３年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第 19 条（保険金請求の方法および必要な書類等）

（1）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 保険金の請求書

② 損害賠償金に対する保険金の請求については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任およびその額を示す書類、ならびに損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類

③ ②以外の保険金の請求については、損害およびその額を証明する書類

④ ①から③までのほか、当会社が第 21 条（保険金の支払時期）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面などにおいて定めたもの

（2）被保険者が被害者治療等費用に対する保険金の支払を請求する場合は、（1）に規定するほか、次の書類を当会社に提出しなければなりません（注1）。

① 公の機関（注2）の事故証明書

② 医師の診断書

③ 治療等費用の支払を証明する書類

（注1）当会社が承認した場合は、この規定を適用しません。

（注2）やむを得ない場合には、第三者とします。

（3）当会社は、保険事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（1）および（2）以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（4）（1）または（2）の規定により、記名被保険者以外の被保険者が保険金の支払を請求する場合は、記名被保険者の同意を得なければなりません。

（5）保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または差し押さえることはできません。ただし、第 24 条（保険金の支払方法および先取特権）（1）①または③の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注）損害賠償金に対する保険金請求権に限ります。

第 20 条（当会社が求める協力に応じなかった場合または保険金請求書類に偽造等があった場合の保険金支払への影響）

保険契約者または被保険者による次の行為があった場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 正当な理由がなく、第 19 条（保険金請求の方法および必要な書類等）（3）の規定に違反したこと。

② 第 19 条（1）から（3）までの書類に事実と異なる記載をしたこと。

③ 第 19 条（1）から（3）までの書類もしくは証拠を偽造または変造したこと。

第 21 条（保険金の支払時期）

当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて 30 日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、保険事故の原因、保険事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約（注2）において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および保険事故と損害との関係

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約（注2）において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注1）請求完了日とは、被保険者が第 19 条（保険金請求の方法および必要な書類等）（1）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）この保険契約に、この補償特約以外の補償特約が付帯されている場合は、この補償特約のみをいいます。

第 22 条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）

第 21 条（保険金の支払時期）の確認をするため、次の特別な照会または調査が不可欠な場合には、第 21 条の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注１）からその日を含めて次の日数（注２）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

照会または調査	日数
①　第 21 条①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注３）	180 日
②　第 21 条①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90 日
③　災害救助法が適用された災害の被災地域における第 21 条①から⑤までの事項の確認のための調査	60 日
④　第 21 条①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180 日

（注１）請求完了日とは、被保険者が第 19 条（保険金請求の方法および必要な書類等）（１）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注２）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注３）弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

第 23 条（保険金の支払に必要な確認を妨げた場合または協力をしない場合の保険金支払時期への影響）

第 21 条（保険金の支払時期）および第 22 条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）に記載の必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、第 21 条および第 22 条に記載の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第 24 条（保険金の支払方法および先取特権）

（１）第５条（損害の範囲）（１）①で支払対象となる損害賠償金について、当会社は、次の規定に従い、保険金を支払います。

①　被保険者から損害賠償請求権者に対する損害の賠償が既に行われている場合は、当会社から被保険者に支払います。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。

②　被保険者から損害賠償請求権者に対する損害の賠償が行われていない場合で、被保険者から指図があるときは、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払います。

③　被保険者から損害賠償請求権者に対する損害の賠償が行われていない場合で、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したときは、当会社から被保険者に支払います。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

（２）（１）の規定にかかわらず、損害賠償請求権者は、損害賠償金に関する被保険者の保険金請求権について先取特権を有するものとし、これが行使された場合は、次の規定に従い、保険金を支払います。

①　被保険者から損害賠償請求権者に対する損害の賠償が行われていない場合で、損害賠償請求権者が先取特権を行使したときは、当会社は、直接、損害賠償請求権者に保険金を支払います。

②　損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と第５条（損害の範囲）（１）②から⑫までで支払対象となる費用について被保険者が当会社に対して請求することができる保険金の合計額が、第 12 条（保険金の支払額）（２）に規定する保険金額を超える場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第 25 条（当会社による第三者に対する権利の取得）

（１）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

①　当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

②　①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（２）（１）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済

されるものとします。

（3）保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第 26 条（普通保険約款等との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を適用します。

生産物・完成作業危険補償特約

この特約は、総合事業者保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）に付帯され、賠償責任補償グループに属するものとします。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
い	1事故	発生時間または発生場所を問わず、同一の原因から発生した一連の保険事故をいいます。この場合、最初の保険事故が発生した時にすべての保険事故が発生したものとします。
お	汚染物質	固体状、液体状もしくは気体状のまたは熱を帯びた刺激物質または汚濁物質をいい、煙、蒸気、すす、酸、アルカリ、化学物質、石油物質および廃棄物等を含みます。また、廃棄物には再生利用される物質を含みます。
	汚染物質の処理費用	環境汚染が発生した場合において、流出、溢出もしくは漏出し、または排出された汚染物質の調査、拡散防止、捕収回収、焼却処理、沈降処理、覆土処理、客土処理、密閉処理、乳化分散処理または中和処理等に要する費用をいいます。
か	回収措置	保険事故が発生した場合またはそのおそれがある場合において、保険事故の拡大または同種の原因による他の身体障害もしくは財物損壊の発生を防止するために行う生産物または仕事の目的物の回収、検査、修理、交換、調整、取外し、廃棄もしくはその他の適切な措置をいいます。
	環境汚染	流出、溢出もしくは漏出し、または排出された汚染物質が、地表もしくは土壌中、大気中または海・河川・湖沼・地下水等の水面もしくは水中に存在し、かつ他人の身体障害または財物損壊が発生したまたは発生するおそれがある状態をいいます。
き	記名被保険者	保険証券に記名被保険者として記載された者をいいます。
け	建設工事	仕事のうち、建設業法第2条第1項に規定する、土木建築に関する工事をいいます。
さ	財物	有体物をいい、電気、熱、プログラム、ソフトウエア、データ等の無体物、漁業権および特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権等を含みません。
し	仕事	記名被保険者が遂行するすべての仕事をいいます。
	仕事の結果	被保険者が行った仕事の終了後（注）または放棄の後の仕事の結果をいいます。 （注）仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後とします。
	施設	記名被保険者が所有、使用または管理する不動産および動産をいいます。ただし、もっぱら記名被保険者の居住の用に供される住宅（注）を除きます。 （注）その住宅と同一敷地内の動産および不動産を含みます。

	用語	定義
し	下請負人	次の請負人をいいます（注１）。 ア．もっぱら仕事のための施設内において、記名被保険者と直接締結された請負契約または業務委託契約に基づき、仕事を遂行する者 イ．記名被保険者と締結された下請契約（注２）に基づき、仕事を遂行する請負人 ウ．記名被保険者と直接締結された請負契約または業務委託契約に基づき、継続的に記名被保険者が製造、販売、取扱いまたは供給する財物の配送または運搬を行う者 エ．記名被保険者と締結された請負契約または業務委託契約（注２）に基づき、記名被保険者が製造、販売、取扱いまたは供給する財物の取付け、設置、保守、調整、修理もしくは交換を行う者または除雪作業を行う者 （注１）次の者を含みません。 ア．生産物に使用される材料、資材、装置、部品その他販売促進用景品類を製造、販売、取扱いまたは供給する者 イ．警備、交通誘導を主たる業務とする者 （注２）請負契約または下請契約の場合は数次の請負を、業務委託契約の場合は数次の業務委託を含みます。
	従業員	仕事に従事する者で、被保険者から賃金の支払を受ける者をいいます。また、被保険者の指揮命令に基づき仕事を遂行する派遣労働者および受入れした出向者を含みます。
	除雪作業	記名被保険者が請け負うまたは委託を受けて行う、除雪にかかわる作業および雪堆積場内で行なわれる雪の積卸しその他の作業をいいます。
	身体障害	人の身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
せ	生産物	記名被保険者が製造、販売、取扱いまたは供給し、被保険者の占有を離れたすべての財物をいいます。
	石油物質	次のものをいいます。 ア．原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、ピッチ、タール等の石油類 イ．アに掲げる石油類より誘導される化成品類 ウ．アまたはイの物質を含む混合物、廃棄物および残渣
	専門職業務	次の業務をいいます。 ア．人または動物に対する診療、治療、看護、介護、疾病の予防、助産または死体の検案など イ．医薬品もしくは医療用具の調剤、調整、鑑定、授与または授与の指示など ウ．身体の理容、美容、エステティックその他これらと類似の行為 エ．あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師等がその資格に基づいて行う仕事 オ．弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、行政書士、弁理士、建築士、土地家屋調査士、測量士等がその資格に基づいて行う仕事 カ．所定の資格を有しない者が行うアからオまでに規定する業務
そ	損壊	滅失、損傷または汚損をいい、紛失および盗取・詐取を含みません。
	損害賠償請求権者	保険事故について、被保険者に対する損害賠償請求の権利を有する者をいいます。
た	他人	被保険者以外の者をいいます。
	他の保険契約等	この補償特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
は	発注者	記名被保険者が元請負人となる場合における仕事の発注者をいいます。この場合において、発注者が国、地方公共団体もしくはこれらの機関またはこれらに準ずる法人であるときは、発注業務を担当する者を含みます。
	販売人	生産物の通常の供給または販売を行う者のうち、記名被保険者との間で販売委託契約または売買契約を直接締結している者をいいます。
ひ	被害者	保険事故により被保険者によって損害を被った者または損害を被った物の所有者をいいます。

	用語	定義
や	役員	理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

＜法令＞

この特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。

	法令（法令番号）
け	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
さ	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
へ	弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）

第１条（保険事故の範囲）

（１）この特約において保険事故とは、次の①または②に起因する偶然な事故により、日本国内において発生した他人の身体障害または財物損壊をいいます。

① 生産物

② 仕事の結果

（２）（１）に規定するほか、日本国内に住所を有する他人が自己使用の目的をもって一時的に日本国外へ持ち出した生産物に起因する偶然な事故により、日本国外において発生した他人の身体障害または財物損壊も、保険事故に含みます。

第２条（被保険者の範囲および被保険者間相互の関係）

（１）この特約において被保険者とは、次の者をいいます。

① 記名被保険者

② 記名被保険者の役員および従業員

③ 記名被保険者の下請負人

④ 記名被保険者の下請負人の役員および従業員

⑤ 記名被保険者の発注者

⑥ 記名被保険者の販売人

⑦ 保険証券に追加被保険者として記載された者

（２）この特約において、被保険者間相互の関係は、この保険契約（注）に適用される他の規定に反しないかぎり、それぞれの被保険者を他人とみなしてこの特約の規定を適用します。

（注）この保険契約に、この補償特約以外の補償特約が付帯されている場合は、この補償特約のみをいいます。

第３条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、保険事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

（２）（１）のほか、当会社は、被保険者が、第５条（損害の範囲）（１）の②から⑪までの費用を支出することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第４条（保険期間と保険の対象となる事故の関係）

当会社は、保険事故が保険期間中に発生した場合に限り、保険金を支払います。

第５条（損害の範囲）

（１）当会社が保険金を支払うべき第３条（保険金を支払う場合）に規定する損害は、次の損害をいいます。なお、被保険者が支出した費用につき、②から⑪までの各費用の項目中、２つ以上の項目に重複して該当すると解釈できる場合は、それら重複する項目のうち、より個別具体的に規定している費用で支払うものとします。

損害	損害の内容
① 損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に対して支払うべき損害賠償金（注１）をいいます。

損害	損害の内容
② 損害防止費用	第 11 条（事故発生時の義務等）（１）①に規定する損害の発生および拡大の防止のために被保険者が支出した必要または有益であった費用をいいます。
③ 求償権保全費用	第 11 条（１）②に規定する他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合において、その権利の保全または行使のために被保険者が支出した必要または有益であった費用をいいます。
④ 緊急措置費用	保険事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合に、被保険者が損害の発生または拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、応急手当、応急措置、護送、搬出、治療その他の被害者に対する緊急で必要な措置を行うために被保険者が支出した費用、およびあらかじめ当会社の承認を得て支出した費用をいいます。
⑤ 争訟費用	損害賠償責任に関する争訟（注２）につき、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。
⑥ 協力費用	第 13 条（当会社による解決の援助およびその協力義務）に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために当会社の求めに応じて、被保険者が支出した費用をいいます。
⑦ 緊急対応費用	保険事故が発生した場合において、その対応のために被保険者が当会社の同意を得て支出した次の費用をいいます。 ア．被害者（注３）が現地（注４）またはその他被保険者が指定する場所に行くために必要な交通費、宿泊費または渡航手続費用 イ．被保険者（注５）が現地（注４）または被害者（注３）の居住地に行くために必要な交通費、宿泊費または渡航手続費用 ウ．通信に要した費用 エ．被保険者が被害者（注３）との交渉等のために一時的に事務所等を賃借するための費用 オ．被害者の捜索または捜索に伴う救助もしくは移送するために要した費用
⑧ 被害者見舞・臨時費用	保険事故が発生した場合において、被保険者が当会社の同意を得て支出した次の費用をいいます。 ア．見舞金、見舞品購入費用その他被害者に対して支払われる社会通念上その額および使途が妥当な費用 イ．第１条（保険事故の範囲）に規定する他人の財物損壊について、当会社は、上記アのほか、次の費用を支払います。ただし、この費用の支払いは、損害賠償請求権者が損壊した財物を修理または再取得（注６）したことを当会社が確認できる場合に限ります。 （ア）損壊した他人の財物の修理が可能な場合は、その財物の修理費からその財物の時価額を差し引いた額に、被保険者の責任割合（過失割合）を乗じた額。ただし、修理費は再取得（注６）するためにかかる費用を超えないものとします。 （イ）損壊した他人の財物が修理不能な場合は、その財物を再取得（注６）するためにかかる費用からその財物の時価額を差し引いた額に、被保険者の責任割合（過失割合）を乗じた額。この場合において、「修理不能」とは、財物を復旧できない合理的な理由がある場合をいいます。
⑨ 訴訟対応費用	裁判所において被保険者に対して提起された損害賠償金の支払を求める訴訟に対応するために、被保険者が当会社の同意を得て支出した、社会通念上その額および使途が妥当な次の費用をいいます。 ア．相手方当事者または裁判所に提供する文書作成のために必要な費用 イ．意見書、鑑定書作成のために必要な費用 ウ．被保険者によりまたは被保険者の委託を受けた外部の実験機関により行われる事故の再現実験費用、事故原因を調査するための費用 エ．増設コピー機のリース費用 オ．被保険者の従業員の超過勤務手当、交通費、宿泊費、臨時雇用費用（注７）

損害	損害の内容
⑩　原因調査費用	保険事故が発生した場合または保険事故の発生が切迫している場合において、これらの保険事故の原因を直接調査または確認するために、被保険者が当会社の同意を得て支出した必要かつ有益であった費用をいいます。ただし、いかなる場合も原因の調査または確認が行われることによる収入の喪失または使用不能による損害を含みません。
⑪　汚染浄化費用	不測かつ突発的な事由により、環境汚染が発生した場合において、必要または有益であった汚染物質の処理費用をいいます。ただし、その環境汚染の発生により他人の身体障害または財物損壊が発生したまたは発生が切迫している場合に限ります。

（注１）裁判所により支払を命じられた訴訟費用および判決日までの遅延損害金を含み、被保険者が損害賠償金の支払により代位取得するものがある場合には、その価額を控除したものを損害賠償金とします。

（注２）損害賠償責任に関する争訟とは、訴訟、仲裁、調停または和解等をいいます。

（注３）被害者の法定相続人またはその代理人を含みます。

（注４）現地とは、保険事故の発生地または被害者の収容地をいいます。

（注５）代理人を含みます。

（注６）損壊が生じた財物と構造、性能、用途等が同等のものを再取得することをいいます。

（注７）派遣受入れ費用を含みます。

（２）被保険者が（１）⑤から⑪までの費用を支出した後に被保険者に賠償責任がないことが判明した場合においても、当会社は、これらの費用に対して保険金を支払います。また、④の緊急措置費用については、被保険者に賠償責任がない場合に限り、当会社は、保険金を支払います。

（３）当会社が支払うべき（１）⑪の汚染浄化費用は、汚染物質が不測かつ突発的に流出、溢出もしくは漏出し、または排出されたことによって生じた損害（注）に限ります。

（注）被保険者が支出したかどうかを問いません。

第６条（保険金を支払わない場合）

（１）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①　保険契約者または被保険者（注１）の故意。なお、この規定は、記名被保険者またはその役員の故意によって生じた損害の場合を除き、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

②　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注２）

③　地震、噴火、洪水、津波または高潮

④　核燃料物質（注３）もしくは核燃料物質（注３）によって汚染された物（注４）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性

⑤　④以外の放射線照射または放射能汚染

⑥　②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑦　石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品の発がん性およびその他の有害な特性

⑧　この保険契約（注５）が初年度契約である場合、保険契約締結時点において、保険契約者または被保険者（注１）のいずれかが、保険事故発生の原因が既に存在していることを知っていた場合もしくは知ることができたと合理的に推定できる場合における、その原因に起因する保険事故

⑨　環境汚染。ただし、汚染物質が不測かつ突発的に流出、溢出もしくは漏出し、または排出された場合は、この規定を適用しません。

⑩　専門職業務の遂行

⑪　日本国外の裁判所に提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟（注６）

（注１）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その役員とします。

（注２）暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注３）使用済燃料を含みます。

（注４）原子核分裂生成物を含みます。

（注５）この保険契約に、この補償特約以外の補償特約が付帯されている場合は、この補償特約のみをいいます。

（注６）第１条（保険事故の範囲）（２）に規定する保険事故の場合は、この規定を適用しません。

（2）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者と他人の間に損害賠償に関する特別の約定または合意がある場合において、その約定または合意によって加重された賠償責任

② 被保険者がその父母、配偶者、子その他親族に対して負担する賠償責任

③ 排水または排気（注）に起因する賠償責任。ただし、不測かつ突発的に発生した事故による損害については、この規定を適用しません。

④ 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売、取扱い、供給もしくは処分した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任

⑤ 生産物または仕事の欠陥に起因するその生産物または仕事の目的物自体に発生した財物損壊に対して負担する賠償責任

⑥ 生産物または仕事の結果が被保険者の意図する効能または性能を発揮できないことに起因する賠償責任

⑦ 被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する賠償責任

（注）煙を含みます。

（3）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①または②に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① ＬＰガス販売業務（注）の結果

② 白蟻防除業者の業務の結果

（注）ＬＰガスの供給およびこれに伴うＬＰガスの製造、販売、貯蔵、充てん、移動などの業務をいい、器具の販売、貸与ならびに配管、器具の取付け・取替え、器具・導管の点検・修理などの作業を含みます。また、器具とは、ＬＰガスの容器その他のガス器具をいいます。

（4）当会社は、次の財物が生産物に該当する場合、直接であると間接であるとを問わず、次の財物に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 医療用機械器具、医療用資材、医薬品またはこれらに使用される原材料、部品もしくは成分

② 農薬

③ サプリメント

④ シリカ

⑤ 動物用飼料

⑥ 航空機、鉄道車両、船舶またはこれらに使用される材料、資材、装置もしくは部品類

⑦ 自動車（注１）またはこれに使用される材料、資材、装置もしくは部品類（注２）

⑧ 生コンクリート

⑨ たばこ

（注１）自動二輪または原動機付自転車を含みます。

（注２）自動車（注１）の駆動、走行、制御、計器類または安全装置に関連する財物の場合に限ります。

第７条（保険金を支払わない損害）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の費用を支払うことによって被る損害（注）に対しては、保険金を支払いません。

① 回収措置を講じるために要した費用。ただし、回収措置を講じるべき生産物または仕事の目的物が他の財物の一部を構成している場合には、その財物全体の回収に要した費用を含みます。

② 汚染物質の処理費用。ただし、汚染物質が不測かつ突発的に流出、溢出もしくは漏出し、または排出された場合は、この規定を適用しません。

（注）被保険者が支出したかどうかを問いません。

第８条（販売人による事故に適用する保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、第２条（被保険者の範囲および被保険者間相互の関係）（１）⑥の被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 販売人が生産物に組立、加工、修理、点検、洗浄等の作業を加えたことに起因する賠償責任

② 販売人が生産物の適合性、品質、耐久性、性能または効用を維持できなかったことに起因する賠償責任

③ 販売人が生産物の販売、取扱いまたは供給について通常行われる検査、調整その他の役務を提供したことまたは提供しな

かったことに起因する賠償責任

④　販売人が作成したラベルまたは販売人が貼り付けしたラベルに起因する賠償責任

⑤　販売人によって、または販売人のために生産物が他のものの容器、材料、資材、装置その他部品類として使用されたことに起因する賠償責任

⑥　販売人が所有、使用または管理する敷地（注）内で生じた身体障害または財物損壊に対して負担する賠償責任

（注）その敷地内にある構築物を含みます。

第９条（保険金の支払額）

（１）当会社が１事故について支払うべき保険金の額は、次の①および②の算式によって算出した額の合計額とします。ただし、①については、その算式によって算出した額が零未満の場合は零とします。

①　$\left\{\left(\boxed{\text{損害賠償金}}+\boxed{\begin{array}{c}\text{損害防止}\\\text{費　用}\end{array}}+\boxed{\begin{array}{c}\text{求 償 権}\\\text{保全費用}\end{array}}+\boxed{\begin{array}{c}\text{緊急措置}\\\text{費　用}\end{array}}\right)-\boxed{\begin{array}{c}\text{免責金額}\\\text{（注）}\end{array}}\right\}\times\boxed{\begin{array}{c}\text{縮小支払割合}\\\text{（注）}\end{array}}$

②　$\boxed{\text{争訟費用}}+\boxed{\text{協力費用}}+\boxed{\begin{array}{c}\text{緊急対応}\\\text{費　用}\end{array}}+\boxed{\begin{array}{c}\text{被害者見舞・}\\\text{臨 時 費 用}\end{array}}+\boxed{\begin{array}{c}\text{訴訟対応}\\\text{費　用}\end{array}}+\boxed{\begin{array}{c}\text{原因調査}\\\text{費　用}\end{array}}+\boxed{\begin{array}{c}\text{汚染浄化}\\\text{費　用}\end{array}}$

（注）保険証券に記載がある場合は、この特約の免責金額および縮小支払割合を適用します。

（２）当会社が支払うべき（１）の保険金の額は、次の①から③までに掲げるものの数にかかわらず、保険証券に記載されたこの特約の保険金額を限度とします。

①　被保険者の数

②　提起された損害賠償請求または訴訟の数

③　損害賠償請求または訴訟を提起する者の数

（３）（２）のほか、（１）の損害に対しては、次表で規定する固有の支払限度額を適用します。また、この固有の支払限度額は、（２）のこの特約の保険金額に含まれるものとします。なお、損害防止費用、求償権保全費用、緊急措置費用、争訟費用および協力費用の各損害については、その損害のみに適用される固有の支払限度額はありません。

損害	固有の支払限度額
損害賠償金	損害賠償金のうち第１条（保険事故の範囲）（２）の保険事故による損害については、１事故および保険期間中につき 500 万円を限度とします。
緊急対応費用	１事故につき 300 万円を限度とします。
被害者見舞・臨時費用	被害者１名につき 10 万円、１事故につき 300 万円をそれぞれ限度とします（注）。
訴訟対応費用	１事故につき 300 万円を限度とします。
原因調査費用	１事故につき 30 万円を限度とします。
汚染浄化費用	１事故および保険期間中につき 500 万円を限度とします。

（注）ア．財物の損壊については、被害者１名につき 10 万円（被害者が法人の場合、１法人につき 10 万円）。ただし、被害者が複数存在し、その被害者が同じ世帯に属する場合は、１世帯につき 10 万円とします。なお、ここでいう世帯とは、住居および生計を共にする者の集まりまたは独立して住居を維持しもしくは独立して生計を営む単身者をいいます。

イ．上記ア以外の保険事故については、被害者１名につき 10 万円

ウ．上記アおよびイを合算して、１事故につき 300 万円

第 10 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注１）の合計額が、損害の額（注２）を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を保険金として支払います。

①　他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約（注３）の支払責任額（注１）

②　他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額（注２）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約（注３）の支払責任額（注１）を限度とします。

（注１）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注２）それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち、最も低い免責金額を差し引いた額と

し、この保険契約（注３）に縮小支払割合の適用がある場合は、その割合を乗じて得た額とします。

（注３）この保険契約に、この補償特約以外の補償特約が付帯されている場合は、この補償特約のみをいいます。

第 11 条（事故発生時の義務等）

（１）保険契約者または被保険者は、次のことを行うものとし、かつ、そのために必要なすべての手段を講じなければなりません。

① 保険事故が発生した場合は、これによる損害の発生および拡大の防止に努めること。

② 他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合には、権利の保全または行使について必要な手続をすること。

③ あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認しないこと。ただし、応急手当または護送その他の緊急措置を行う場合は、当会社の承認を得る必要はありません。

（２）保険契約者または被保険者は、保険事故が発生したことを知った場合は、次のことを、遅滞なく、当会社に書面等により通知しなければなりません。

① 保険事故について次のアおよびイの事項

ア．保険事故発生の日時・場所およびその状況ならびに被害者がある場合は被害者の住所・氏名等

イ．アについて、証人となる者がある場合は、その者の住所・氏名等

② 損害賠償の請求を受けた場合はその内容

③ 他の保険契約等の有無および内容（注）

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

（３）保険契約者または被保険者が損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合には、ただちに当会社に通知のうえ、書面による当会社の承認を得なければならないものとし、損害賠償責任に関する訴訟を提起された場合には、ただちに当会社に通知しなければなりません。損害賠償責任に関する仲裁、和解もしくは調停に付そうとする場合またはそれらの申出を受けた場合も同様とします。

（４）被保険者は、生産物または仕事の結果に起因して保険事故が発生した場合またはそのおそれがある場合は、遅滞なく、回収措置を講じなければなりません。

（５）（１）から（４）までのほか、保険契約者または被保険者は、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また、当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

第 12 条（事故発生時の義務を怠った場合の保険金支払への影響）

（１）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第 11 条（事故発生時の義務等）（１）から（５）までの規定に違反した場合には、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

① 第 11 条（１）①の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

② 第 11 条（１）②の規定に違反した場合は、他人に損害の賠償請求または求償をすることによって取得することができたと認められる額

③ 第 11 条（１）③の規定に違反した場合は、被保険者に損害賠償責任がないと認められる額

④ 第 11 条（２）から（５）までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額

（２）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第 11 条（事故発生時の義務等）（２）①もしくは②または（５）の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 13 条（当会社による解決の援助およびその協力義務）

当会社は、必要と認めたときは、被保険者に代わって自己の費用で被保険者に対する損害賠償請求の解決にあたることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第 14 条（当会社が求める協力に応じなかった場合の保険金支払への影響）

被保険者が、正当な理由がなく第 13 条（当会社による解決の援助およびその協力義務）の協力に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 15 条（保険金請求権の発生時期および時効）

（１）当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

① 損害賠償金に対する保険金については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時

② ①以外の保険金については、その損害が発生した時

（2）保険金請求権は、（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第16条（保険金請求の方法および必要な書類等）

（1）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 保険金の請求書

② 損害賠償金に対する保険金の請求については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任およびその額を示す書類、ならびに損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類

③ ②以外の保険金の請求については、損害およびその額を証明する書類

④ ①から③までのほか、当会社が第18条（保険金の支払時期）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面などにおいて定めたもの

（2）当会社は、保険事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（1）以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（3）（1）の規定により、記名被保険者以外の被保険者が保険金の支払を請求する場合は、記名被保険者の同意を得なければなりません。

（4）保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または差し押さえることはできません。ただし、第21条（保険金の支払方法および先取特権）（1）①または③の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注）損害賠償金に対する保険金請求権に限ります。

第17条（当会社が求める協力に応じなかった場合または保険金請求書類に偽造等があった場合の保険金支払への影響）

保険契約者または被保険者による次の行為があった場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 正当な理由がなく、第16条（保険金請求の方法および必要な書類等）（2）の規定に違反したこと。

② 第16条（1）または（2）の書類に事実と異なる記載をしたこと。

③ 第16条（1）または（2）の書類もしくは証拠を偽造または変造したこと。

第18条（保険金の支払時期）

当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、保険事故の原因、保険事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約（注2）において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および保険事故と損害との関係

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約（注2）において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注1）請求完了日とは、被保険者が第16条（保険金請求の方法および必要な書類等）（1）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）この保険契約に、この補償特約以外の補償特約が付帯されている場合は、この補償特約のみをいいます。

第 19 条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）

第 18 条（保険金の支払時期）の確認をするため、次の特別な照会または調査が不可欠な場合には、第 18 条の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注１）からその日を含めて次の日数（注２）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

照会または調査	日数
①　第 18 条①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注３）	180 日
②　第 18 条①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90 日
③　災害救助法が適用された災害の被災地域における第 18 条①から⑤までの事項の確認のための調査	60 日
④　第 18 条①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180 日

（注１）請求完了日とは、被保険者が第 16 条（保険金請求の方法および必要な書類等）（１）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注２）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注３）弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

第 20 条（保険金の支払に必要な確認を妨げた場合または協力をしない場合の保険金支払時期への影響）

第 18 条（保険金の支払時期）および第 19 条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）に記載の必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、第 18 条および第 19 条に記載の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第 21 条（保険金の支払方法および先取特権）

（１）第５条（損害の範囲）（１）①で支払対象となる損害賠償金について、当会社は、次の規定に従い、保険金を支払います。

①　被保険者から損害賠償請求権者に対する損害の賠償が既に行われている場合は、当会社から被保険者に支払います。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。

②　被保険者から損害賠償請求権者に対する損害の賠償が行われていない場合で、被保険者から指図があるときは、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払います。

③　被保険者から損害賠償請求権者に対する損害の賠償が行われていない場合で、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したときは、当会社から被保険者に支払います。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

（２）（１）の規定にかかわらず、損害賠償請求権者は、損害賠償金に関する被保険者の保険金請求権について先取特権を有するものとし、これが行使された場合は、次の規定に従い、保険金を支払います。

①　被保険者から損害賠償請求権者に対する損害の賠償が行われていない場合で、損害賠償請求権者が先取特権を行使したときは、当会社は、直接、損害賠償請求権者に保険金を支払います。

②　損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と第５条（損害の範囲）（１）②から⑪までで支払対象となる費用について被保険者が当会社に対して請求することができる保険金の合計額が、第９条（保険金の支払額）（２）に規定する保険金額を超える場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第 22 条（当会社による第三者に対する権利の取得）

（１）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

①　当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

②　①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（２）（１）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済

されるものとします。

（3）保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第 23 条（普通保険約款等との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を適用します。

損壊を伴わない財物の使用不能危険補償特約

この特約は、総合事業者保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）に付帯され、賠償責任補償グループに属するものとします。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
い	1事故	発生時間または発生場所を問わず、同一の原因から発生した一連の保険事故による使用不能をいいます。この場合、最初の保険事故が発生した時にすべての保険事故が発生したものとします。
お	汚染物質	固体状、液体状もしくは気体状のまたは熱を帯びた刺激物質または汚濁物質をいい、煙、蒸気、すす、酸、アルカリ、化学物質、石油物質および廃棄物等を含みます。また、廃棄物には再生利用される物質を含みます。
	汚染物質の処理費用	環境汚染が発生した場合において、流出、溢出もしくは漏出し、または排出された汚染物質の調査、拡散防止、捕収回収、焼却処理、沈降処理、覆土処理、客土処理、密閉処理、乳化分散処理または中和処理等に要する費用をいいます。
か	回収措置	生産物または仕事の結果に起因して保険事故による使用不能が発生した場合またはそのおそれがある場合において、保険事故による使用不能の拡大または同種の原因による他の保険事故による使用不能の発生を防止するために行う生産物または仕事の目的物の回収、検査、修理、交換、調整、取外し、廃棄またはその他の適切な措置をいいます。
	環境汚染	流出、溢出もしくは漏出し、または排出された汚染物質が、地表もしくは土壌中、大気中または海・河川・湖沼・地下水等の水面もしくは水中に存在し、かつ他人の財物の使用不能が発生したまたは発生するおそれがある状態をいいます。
き	記名被保険者	保険証券に記名被保険者として記載された者をいいます。
け	建設工事	仕事のうち、建設業法第2条第1項に規定する、土木建築に関する工事をいいます。
こ	公共水域	海、河川、湖沼、運河その他の公共の水流および水面をいいます。
さ	財物	有体物をいい、電気、熱、プログラム、ソフトウエア、データ等の無体物、漁業権および特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権等を含みません。
	作業場	不特定多数の人が出入りすることを禁止されている次の場所をいいます。 ア．被保険者が建設工事を行っている場所 イ．アのほか、被保険者が建設工事を行ううえで必要不可欠なものとして臨時に設置し使用する場所
し	仕事	記名被保険者が遂行するすべての仕事をいいます。
	仕事の結果	被保険者が行った仕事の終了後（注）または放棄の後の仕事の結果をいいます。 （注）仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後とします。

	用語	定義
し	施設	記名被保険者が所有、使用または管理する不動産および動産をいいます。ただし、もっぱら記名被保険者の居住の用に供される住宅（注）を除きます。 （注）その住宅と同一敷地内の動産および不動産を含みます。
	施設作業用車	次の自動車（注１）または車両をいいます。 ア．建設工事を行うことを主たる用途または機能とする自動車で、作業場内または施設内にある自動車 イ．施設内のみで使用することを主たる目的とした自動車で、建設工事以外の仕事を遂行するために施設内にある自動車 ウ．取引先の所有、使用または管理する敷地（注２）内で、被保険者が、建設工事以外の仕事に付随して一時的に積込み・積卸し等の作業を行う際にその取引先から借用した自動車 エ．除雪作業車 （注１）車両登録をしているダンプカーを除きます。 （注２）その敷地内にある構築物を含みます。
	自動車	原動機を用い、かつ軌道または架線を用いないで運行する車（注）をいい、原動機付自転車を含みます。ただし、身体障害者用の車いすおよび歩行補助車を除きます。 （注）これに付属する機械または装置を含みます。
	車両	次のものを除く車両をいいます。 ア．自動車 イ．身体障害者用の車いす ウ．歩行補助車
	従業員	仕事に従事する者で、被保険者から賃金の支払を受ける者をいいます。また、被保険者の指揮命令に基づき仕事を遂行する派遣労働者および受入れした出向者を含みます。
	除雪作業	記名被保険者が請け負うまたは委託を受けて行う、除雪にかかわる作業および雪堆積場内で行なわれる雪の積卸しその他の作業をいいます。
	除雪作業車	除雪作業に使用される自力走行が可能な自動車または車両をいいます（注１）（注２）。 （注１）車両登録をしているダンプカーを除きます。 （注２）これに付属する機械または装置を含みます。
	使用不能	財物が通常有している機能、用途または利用価値が阻害された状態にあることをいいます。
せ	生産物	記名被保険者が製造、販売、取扱いまたは供給し、被保険者の占有を離れたすべての財物をいいます。
	石油物質	次のものをいいます。 ア．原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、ピッチ、タール等の石油類 イ．アに掲げる石油類より誘導される化成品類 ウ．アまたはイの物質を含む混合物、廃棄物および残渣
	専門職業務	次の業務をいいます。 ア．人または動物に対する診療、治療、看護、介護、疾病の予防、助産または死体の検案など イ．医薬品もしくは医療用具の調剤、調整、鑑定、授与または授与の指示など ウ．身体の理容、美容、エステティックその他これらと類似の行為 エ．あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師等がその資格に基づいて行う仕事 オ．弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、行政書士、弁理士、建築士、土地家屋調査士、測量士等がその資格に基づいて行う仕事 カ．所定の資格を有しない者が行うアからオまでに規定する業務
そ	損壊	滅失、損傷または汚損をいい、紛失および盗取・詐取を含みません。
	損害賠償請求権者	保険事故による使用不能について、被保険者に対する損害賠償請求の権利を有する者をいいます。
た	他人	被保険者以外の者をいいます。

	用語	定義
た	他の保険契約等	この補償特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ひ	被害者	保険事故による使用不能により被保険者によって損害を被った者または損害を被った物の所有者をいいます。
や	役員	理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

＜法令＞

この特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。

	法令（法令番号）
け	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
さ	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
し	自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）
へ	弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）

第１条（保険事故の範囲）

（１）この特約において保険事故とは、日本国内において発生した偶然な事故により、他人の財物を損壊させることなく使用不能にした場合において、その使用不能の原因となった偶然な事故をいいます。

（２）この保険契約に業務遂行・施設危険補償特約（以下「業務遂行・施設特約」といいます。）または生産物・完成作業危険補償特約（以下「生産物特約」といいます。）が付帯されている場合、（１）における「偶然な事故」とは、それぞれ付帯されている特約ごとに規定する次の①または②に起因する偶然な事故に限ります。

① この保険契約に業務遂行・施設特約が付帯されている場合
　仕事の遂行または施設

② この保険契約に生産物特約が付帯されている場合
　生産物または仕事の結果

（３）（１）または（２）②における生産物または仕事の結果に起因する財物の使用不能は、いかなる場合も生産物が被保険者の占有を離れた後または仕事の終了後（注）もしくは放棄の後にその生産物または仕事の目的物自体に損壊が発生した場合に限ります。

（注）仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後とします。

第２条（被保険者の範囲）

この特約において被保険者とは、次の者をいいます。

① 記名被保険者

② 記名被保険者の役員および従業員

第３条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、保険事故を原因として発生した使用不能から生じる逸失利益または事業の中断に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

（２）（１）のほか、当会社は、被保険者が、第５条（損害の範囲）（１）の②から⑩までの費用を支出することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第４条（保険期間と保険の対象となる事故の関係）

当会社は、保険事故が保険期間中に発生した場合に限り、保険金を支払います。

第５条（損害の範囲）

（１）当会社が保険金を支払うべき第３条（保険金を支払う場合）に規定する損害は、次の損害をいいます。なお、被保険者が支出した費用につき、②から⑩までの各費用の項目中、２つ以上の項目に重複して該当すると解釈できる場合は、それら重複す

る項目のうち、より個別具体的に規定している費用で支払うものとします。

損害	損害の内容
① 損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に対して支払うべき損害賠償金（注１）をいいます。
② 損害防止費用	第 12 条（事故発生時の義務等）（１）①に規定する損害の発生および拡大の防止のために被保険者が支出した必要または有益であった費用をいいます。
③ 求償権保全費用	第 12 条（１）②に規定する他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合において、その権利の保全または行使のために被保険者が支出した必要または有益であった費用をいいます。
④ 緊急措置費用	保険事故による使用不能が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合に、被保険者が損害の発生または拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、応急手当、応急措置、護送、搬出、治療その他の被害者に対する緊急で必要な措置を行うために被保険者が支出した費用、およびあらかじめ当会社の承認を得て支出した費用をいいます。
⑤ 争訟費用	損害賠償責任に関する争訟（注２）につき、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。
⑥ 協力費用	第 14 条（当会社による解決の援助およびその協力義務）に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために当会社の求めに応じて、被保険者が支出した費用をいいます。
⑦ 緊急対応費用	保険事故による使用不能が発生した場合において、その対応のために被保険者が当会社の同意を得て支出した次の費用をいいます。 ア．被害者（注３）が現地（注４）またはその他被保険者が指定する場所に行くために必要な交通費、宿泊費または渡航手続費用 イ．被保険者（注５）が現地（注４）または被害者（注３）の居住地に行くために必要な交通費、宿泊費または渡航手続費用 ウ．通信に要した費用 エ．被保険者が被害者（注３）との交渉等のために一時的に事務所等を賃借するための費用 オ．被害者の捜索または捜索に伴う救助もしくは移送するために要した費用
⑧ 被害者見舞・臨時費用	保険事故による使用不能が発生した場合において、被保険者が当会社の同意を得て支出した見舞金、見舞品購入費用その他被害者に対して支払われる社会通念上その額および使途が妥当な費用をいいます。
⑨ 訴訟対応費用	裁判所において被保険者に対して提起された損害賠償金の支払を求める訴訟に対応するために、被保険者が当会社の同意を得て支出した、社会通念上その額および使途が妥当な次の費用をいいます。 ア．相手方当事者または裁判所に提供する文書作成のために必要な費用 イ．意見書、鑑定書作成のために必要な費用 ウ．被保険者によりまたは被保険者の委託を受けた外部の実験機関により行われる事故の再現実験費用、事故原因を調査するための費用 エ．増設コピー機のリース費用 オ．被保険者の従業員の超過勤務手当、交通費、宿泊費、臨時雇用費用（注６）
⑩ 汚染浄化費用	不測かつ突発的な事由により、環境汚染が発生した場合において、必要または有益であった汚染物質の処理費用をいいます。ただし、その環境汚染の発生により他人の身体障害または財物損壊が発生したまたは発生が切迫している場合に限ります。

（注１）裁判所により支払を命じられた訴訟費用および判決日までの遅延損害金を含み、被保険者が損害賠償金の支払により代位取得するものがある場合には、その価額を控除したものを損害賠償金とします。

（注２）損害賠償責任に関する争訟とは、訴訟、仲裁、調停または和解等をいいます。

（注３）被害者の法定相続人またはその代理人を含みます。

（注４）現地とは、保険事故による使用不能の発生地または被害者の収容地をいいます。

（注５）代理人を含みます。

（注６）派遣受入れ費用を含みます。

（２）被保険者が（１）⑤から⑩までの費用を支出した後に被保険者に賠償責任がないことが判明した場合においても、当会社は、これらの費用に対して保険金を支払います。また、④の緊急措置費用については、被保険者に賠償責任がない場合に限り、当会社は、保険金を支払います。

（３）当会社が支払うべき（１）⑩の汚染浄化費用は、汚染物質が不測かつ突発的に流出、溢出もしくは漏出し、または排出されたことによって生じた損害（注）に限ります。

（注）被保険者が支出したかどうかを問いません。

第６条（保険金を支払わない場合）

（１）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者または被保険者（注１）の故意。なお、この規定は、記名被保険者またはその役員の故意によって生じた損害の場合を除き、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注２）

③ 地震、噴火、洪水、津波または高潮

④ 核燃料物質（注３）もしくは核燃料物質（注３）によって汚染された物（注４）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性

⑤ ④以外の放射線照射または放射能汚染

⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑦ 石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品の発がん性およびその他の有害な特性

⑧ この保険契約（注５）が初年度契約である場合、保険契約締結時点において、保険契約者または被保険者（注１）のいずれかが、保険事故もしくはそれによる使用不能が既に存在していることを知っていた場合または知ることができたと合理的に推定できる場合における、その保険事故もしくはそれによる使用不能

⑨ 環境汚染。ただし、汚染物質が不測かつ突発的に流出、溢出もしくは漏出し、または排出された場合は、この規定を適用しません。

⑩ 専門職業務の遂行

⑪ 他人の財物を損壊もしくは紛失することまたは盗取・詐取されることによる使用不能

⑫ 日本国外において発生した使用不能

⑬ 日本国外の裁判所に提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟

（注１）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その役員とします。

（注２）暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注３）使用済燃料を含みます。

（注４）原子核分裂生成物を含みます。

（注５）この保険契約に、この補償特約以外の補償特約が付帯されている場合は、この補償特約のみをいいます。

（２）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者と他人の間に損害賠償に関する特別の約定または合意がある場合において、その約定または合意によって加重された賠償責任

② 被保険者がその父母、配偶者、子その他親族に対して負担する賠償責任

③ 排水または排気（注１）に起因する賠償責任。ただし、不測かつ突発的に発生した事故による場合は、この規定を適用しません。

④ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によってなされた契約の全部または一部の債務不履行（注２）に起因する賠償責任。ただし、第１条（保険事故の範囲）における、生産物または仕事の結果に起因する財物の使用不能の場合は、この規定を適用しません。

（注１）煙を含みます。

（注２）履行不能、履行遅滞または不完全履行をいいます。

（３）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①または②に起因して他人の財物を使用不能にしたことについて、被保険者が負担する損害に対しては、保険金を支払いません。

① ＬＰガス販売業務（注）の遂行または結果

② 白蟻防除業者の業務の遂行または結果

（注）ＬＰガスの供給およびこれに伴うＬＰガスの製造、販売、貯蔵、充てん、移動などの業務をいい、器具の販売、貸与ならびに配管、器具の取付け・取替え、器具・導管の点検・修理などの作業を含みます。また、器具とは、ＬＰガスの容器その他のガス器具をいいます。

第７条（業務遂行・施設危険に起因する財物の使用不能に適用する保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、第１条（保険事故の範囲）における、仕事の遂行または施設に起因して他人の財物を使用不能にしたことについて、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 航空機、自動車（注１）または銃器の所有、使用または管理に起因する賠償責任

② 施設外における船舶（注２）、車両（注３）または動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任

③ 塵埃（じんあい）または騒音に起因する賠償責任

④ 屋根、扉、窓、通風筒、壁面等の欠陥により、これらから入る雨または雪等による財物の使用不能に対して負担する賠償責任

⑤ 被保険者が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事（注４）に伴って生じた次に掲げる財物の使用不能または事由に対して負担する賠償責任

ア．土地の沈下・隆起・移動・振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物・その収容物もしくは付属物・植物または土地の使用不能

イ．土地の軟弱化もしくは土地の流出・流入に起因する地上の構築物（注５）・その収容物もしくは土地の使用不能

ウ．地下水の増減

⑥ 被保険者または被保険者の業務に従事する者が所有、使用または管理する財物の使用不能に対して負担する賠償責任

⑦ 公共水域への石油物質の流出による漁獲高の減少または漁獲物の品質の低下に対して負担する賠償責任

（注１）施設作業用車を除きます。ただし、ここでいう施設作業用車には、原動力がもっぱら人力である車両は含みません。

（注２）船舶には、原動力がもっぱら人力であるものを含みません。また、航行を伴わず、建設工事に使用されている間または建設工事のために繋留中もしくは施設に接岸中の船舶を除きます。

（注３）車両のうち、原動力がもっぱら人力であるものおよび除雪作業車を除きます。

（注４）他の工事の一部としてまたは他の工事に付随して行われるこれらの工事を含みます。

（注５）基礎および付属物を含みます。

第８条（生産物・完成作業危険に起因する財物の使用不能に適用する保険金を支払わない場合）

（１）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、第１条（保険事故の範囲）における、生産物または仕事の結果に起因して他人の財物を使用不能にしたことについて、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売、取扱い、供給もしくは処分した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任

② 生産物または仕事の欠陥に起因するその生産物または仕事の目的物自体の使用不能に対して負担する賠償責任

③ 生産物または仕事の結果が被保険者の意図する効能または性能を発揮できないことに起因する賠償責任

④ 被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する賠償責任

⑤ 回収措置の実施に伴って発生する財物の使用不能に対して負担する賠償責任

（２）当会社は、次の財物が生産物に該当する場合、直接であると間接であるとを問わず、次の財物に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 医療用機械器具、医療用資材、医薬品またはこれらに使用される原材料、部品もしくは成分

② 農薬

③ サプリメント

④ シリカ

⑤ 動物用飼料

⑥ 航空機、鉄道車両、船舶またはこれらに使用される材料、資材、装置もしくは部品類

⑦ 自動車（注１）またはこれに使用される材料、資材、装置もしくは部品類（注２）

⑧　生コンクリート

⑨　たばこ

（注１）自動二輪または原動機付自転車を含みます。

（注２）自動車（注１）の駆動、走行、制御、計器類または安全装置に関連する財物の場合に限ります。

第９条（保険金を支払わない損害）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の費用を支払うことによって被る損害（注）に対しては、保険金を支払いません。

①　第１条（保険事故の範囲）における、生産物または仕事の結果に起因して他人の財物を使用不能にした場合、回収措置を講じるために要した費用。ただし、回収措置を講じるべき生産物または仕事の目的物が他の財物の一部を構成している場合には、その財物全体の回収に要した費用を含みます。

②　汚染物質の処理費用。ただし、汚染物質が不測かつ突発的に流出、溢出もしくは漏出し、または排出された場合は、この規定を適用しません。

（注）被保険者が支出したかどうかを問いません。

第 10 条（保険金の支払額）

（１）当会社が１事故について支払うべき保険金の額は、次の①および②の算式によって算出した額の合計額とします。ただし、①については、その算式によって算出した額が零未満の場合は零とします。

①　$\left\{\left(\boxed{\text{損害賠償金}}+\boxed{\text{損害防止費用}}+\boxed{\text{求償権保全費用}}+\boxed{\text{緊急措置費用}}\right)-\boxed{\text{免責金額（注）}}\right\}\times\boxed{\text{縮小支払割合（注）}}$

②　$\boxed{\text{争訟費用}}+\boxed{\text{協力費用}}+\boxed{\text{緊急対応費用}}+\boxed{\text{被害者見舞・臨時費用}}+\boxed{\text{訴訟対応費用}}+\boxed{\text{汚染浄化費用}}$

（注）保険証券に記載がある場合は、この特約の免責金額および縮小支払割合を適用します。

（２）当会社が支払うべき（１）の保険金の額は、次の①から③までに掲げるものの数にかかわらず、保険証券に記載されたこの特約の保険金額を限度とします。ただし、保険証券に記載がない場合は、１事故および保険期間中につき 1,000 万円を限度とします。

①　被保険者の数

②　提起された損害賠償請求または訴訟の数

③　損害賠償請求または訴訟を提起する者の数

（３）（２）のほか、（１）の損害に対しては、次表で規定する固有の支払限度額を適用します。また、この固有の支払限度額は、（２）のこの特約の保険金額に含まれるものとします。なお、損害賠償金、損害防止費用、求償権保全費用、緊急措置費用、争訟費用および協力費用の各損害については、その損害のみに適用される固有の支払限度額はありません。

損害	固有の支払限度額
緊急対応費用	１事故につき 300 万円を限度とします。
被害者見舞・臨時費用	被害者１名につき 10 万円、１事故につき 300 万円をそれぞれ限度とします。
訴訟対応費用	１事故につき 300 万円を限度とします。
汚染浄化費用	１事故および保険期間中につき 500 万円を限度とします。

第 11 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注１）の合計額が、損害の額（注２）を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を保険金として支払います。

①　他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約（注３）の支払責任額（注１）

②　他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額（注２）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約（注３）の支払責任額（注１）を限度とします。

（注１）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注２）それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち、最も低い免責金額を差し引いた額と

し、この保険契約（注３）に縮小支払割合の適用がある場合は、その割合を乗じて得た額とします。

（注３）この保険契約に、この補償特約以外の補償特約が付帯されている場合は、この補償特約のみをいいます。

第 12 条（事故発生時の義務等）

（１）保険契約者または被保険者は、次のことを行うものとし、かつ、そのために必要なすべての手段を講じなければなりません。

① 保険事故による使用不能が発生した場合は、これによる損害の発生および拡大の防止に努めること。

② 他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合には、権利の保全または行使について必要な手続をすること。

③ あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認しないこと。ただし、応急手当または護送その他の緊急措置を行う場合は、当会社の承認を得る必要はありません。

（２）保険契約者または被保険者は、保険事故による使用不能が発生したことを知った場合は、次のことを、遅滞なく、当会社に書面等により通知しなければなりません。

① 発生した保険事故による使用不能について次のアおよびイの事項

ア．保険事故による使用不能の発生の日時・場所およびその状況ならびに被害者がある場合は被害者の住所・氏名等

イ．アについて、証人となる者がある場合は、その者の住所・氏名等

② 損害賠償の請求を受けた場合はその内容

③ 他の保険契約等の有無および内容（注）

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

（３）保険契約者または被保険者が損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合には、ただちに当会社に通知のうえ、書面による当会社の承認を得なければならないものとし、損害賠償責任に関する訴訟を提起された場合には、ただちに当会社に通知しなければなりません。損害賠償責任に関する仲裁、和解もしくは調停に付そうとする場合またはそれらの申出を受けた場合も同様とします。

（４）被保険者は、生産物または仕事の結果に起因して保険事故による使用不能が発生した場合またはそのおそれがある場合は、遅滞なく、回収措置を講じなければなりません。

（５）（１）から（４）までのほか、保険契約者または被保険者は、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また、当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

第 13 条（事故発生時の義務を怠った場合の保険金支払への影響）

（１）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第 12 条（事故発生時の義務等）（１）から（５）までの規定に違反した場合には、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

① 第 12 条（１）①の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

② 第 12 条（１）②の規定に違反した場合は、他人に損害の賠償請求または求償をすることによって取得することができたと認められる額

③ 第 12 条（１）③の規定に違反した場合は、被保険者に損害賠償責任がないと認められる額

④ 第 12 条（２）から（５）までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額

（２）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第 12 条（事故発生時の義務等）（２）①もしくは②または（５）の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 14 条（当会社による解決の援助およびその協力義務）

当会社は、必要と認めたときは、被保険者に代わって自己の費用で被保険者に対する損害賠償請求の解決にあたることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第 15 条（当会社が求める協力に応じなかった場合の保険金支払への影響）

被保険者が、正当な理由がなく第 14 条（当会社による解決の援助およびその協力義務）の協力に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 16 条（保険金請求権の発生時期および時効）

（１）当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

① 損害賠償金に対する保険金については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時

② ①以外の保険金については、その損害が発生した時

（2）保険金請求権は、（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第17条（保険金請求の方法および必要な書類等）

（1）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 保険金の請求書

② 損害賠償金に対する保険金の請求については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任およびその額を示す書類、ならびに損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類

③ ②以外の保険金の請求については、損害およびその額を証明する書類

④ ①から③までのほか、当会社が第19条（保険金の支払時期）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面などにおいて定めたもの

（2）当会社は、保険事故もしくは保険事故による使用不能の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（1）以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（3）（1）の規定により、記名被保険者以外の被保険者が保険金の支払を請求する場合は、記名被保険者の同意を得なければなりません。

（4）保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または差し押さえることはできません。ただし、第22条（保険金の支払方法および先取特権）（1）①または③の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注）損害賠償金に対する保険金請求権に限ります。

第18条（当会社が求める協力に応じなかった場合または保険金請求書類に偽造等があった場合の保険金支払への影響）

保険契約者または被保険者による次の行為があった場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 正当な理由がなく、第17条（保険金請求の方法および必要な書類等）（2）の規定に違反したこと。

② 第17条（1）または（2）の書類に事実と異なる記載をしたこと。

③ 第17条（1）または（2）の書類もしくは証拠を偽造または変造したこと。

第19条（保険金の支払時期）

当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、保険事故、保険事故による使用不能の発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約（注2）において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および保険事故による使用不能と損害との関係

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約（注2）において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注1）請求完了日とは、被保険者が第17条（保険金請求の方法および必要な書類等）（1）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）この保険契約に、この補償特約以外の補償特約が付帯されている場合は、この補償特約のみをいいます。

第 20 条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）

第 19 条（保険金の支払時期）の確認をするため、次の特別な照会または調査が不可欠な場合には、第 19 条の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注１）からその日を含めて次の日数（注２）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

照会または調査	日数
①　第 19 条①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注３）	180 日
②　第 19 条①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90 日
③　災害救助法が適用された災害の被災地域における第 19 条①から⑤までの事項の確認のための調査	60 日
④　第 19 条①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180 日

（注１）請求完了日とは、被保険者が第 17 条（保険金請求の方法および必要な書類等）（１）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注２）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注３）弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

第 21 条（保険金の支払に必要な確認を妨げた場合または協力をしない場合の保険金支払時期への影響）

第 19 条（保険金の支払時期）および第 20 条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）に記載の必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、第 19 条および第 20 条に記載の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第 22 条（保険金の支払方法および先取特権）

（１）第５条（損害の範囲）（１）①で支払対象となる損害賠償金について、当会社は、次の規定に従い、保険金を支払います。

①　被保険者から損害賠償請求権者に対する損害の賠償が既に行われている場合は、当会社から被保険者に支払います。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。

②　被保険者から損害賠償請求権者に対する損害の賠償が行われていない場合で、被保険者から指図があるときは、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払います。

③　被保険者から損害賠償請求権者に対する損害の賠償が行われていない場合で、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したときは、当会社から被保険者に支払います。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

（２）（１）の規定にかかわらず、損害賠償請求権者は、損害賠償金に関する被保険者の保険金請求権について先取特権を有するものとし、これが行使された場合は、次の規定に従い、保険金を支払います。

①　被保険者から損害賠償請求権者に対する損害の賠償が行われていない場合で、損害賠償請求権者が先取特権を行使したときは、当会社は、直接、損害賠償請求権者に保険金を支払います。

②　損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と第５条（損害の範囲）（１）②から⑩までで支払対象となる費用について被保険者が当会社に対して請求することができる保険金の合計額が、第 10 条（保険金の支払額）（２）に規定する保険金額を超える場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第 23 条（当会社による第三者に対する権利の取得）

（１）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

①　当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

②　①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（２）（１）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済

されるものとします。

（3）保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第 24 条（普通保険約款等との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を適用します。

人格権の侵害・宣伝による権利侵害危険補償特約

この特約は、総合事業者保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）に付帯され、賠償責任補償グループに属するものとします。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
い	1事故	不当行為がなされた時間もしくは場所を問わず、またはいずれの者に対して不当行為がなされたかを問わず、継続または反復して行われた一連の保険事故をいいます。この場合、最初の保険事故が発生した時にすべての保険事故が発生したものとします。
き	記名被保険者	保険証券に記名被保険者として記載された者をいいます。
さ	財物	有体物をいい、電気、熱、プログラム、ソフトウエア、データ等の無体物、漁業権および特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権等を含みません。
し	仕事	記名被保険者が遂行するすべての仕事をいいます。
	従業員	仕事に従事する者で、被保険者から賃金の支払を受ける者をいいます。また、被保険者の指揮命令に基づき仕事を遂行する派遣労働者および受入れした出向者を含みます。
せ	専門職業務	次の業務をいいます。 ア．人または動物に対する診療、治療、看護、介護、疾病の予防、助産または死体の検案など イ．医薬品もしくは医療用具の調剤、調整、鑑定、授与または授与の指示など ウ．身体の理容、美容、エステティックその他これらと類似の行為 エ．あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師等がその資格に基づいて行う仕事 オ．弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、行政書士、弁理士、建築士、土地家屋調査士、測量士等がその資格に基づいて行う仕事 カ．所定の資格を有しない者が行うアからオまでに規定する業務
そ	損害賠償請求権者	保険事故について、被保険者に対する損害賠償請求の権利を有する者をいいます。
た	他人	被保険者以外の者をいいます。
	他の保険契約等	この補償特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ひ	被害者	保険事故により被保険者によって損害を被った者をいいます。

	用語	定義
ふ	不当行為	仕事に関して行われた次の行為または宣伝活動（注１）をいいます。 ア．他人の自由または名誉を侵害する不当な身体の拘束 イ．他人のプライバシーを侵害する口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為または宣伝活動（注１） ウ．他人を誹謗するまたは他人の商品もしくは役務を中傷する口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為または宣伝活動（注１） エ．他人の著作権、標題または標語（注２）を侵害する宣伝活動（注１） （注１）不特定多数の者に対して記名被保険者の業務、商品、役務等についての情報を提供することをいいます。 （注２）特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権等を含みません。
や	役員	理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

＜法令＞

この特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。

	法令（法令番号）
さ	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
へ	弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）

第１条（保険事故の範囲）

この特約において保険事故とは、日本国内において行われた不当行為をいいます。

第２条（被保険者の範囲）

この特約において被保険者とは、次の者をいいます。

① 記名被保険者

② 記名被保険者の役員および従業員

第３条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、保険事故に起因する権利侵害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

（２）（１）のほか、当会社は、被保険者が、第５条（損害の範囲）（１）の②から⑨までの費用を支出することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第４条（保険期間と保険の対象となる事故の関係）

当会社は、保険事故が保険期間中に発生した場合に限り、保険金を支払います。

第５条（損害の範囲）

（１）当会社が保険金を支払うべき第３条（保険金を支払う場合）に規定する損害は、次の損害をいいます。なお、被保険者が支出した費用につき、②から⑨までの各費用の項目中、２つ以上の項目に重複して該当すると解釈できる場合は、それら重複する項目のうち、より個別具体的に規定している費用で支払うものとします。

損害	損害の内容
① 損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に対して支払うべき損害賠償金（注１）をいいます。
② 損害防止費用	第 10 条（事故発生時の義務等）（１）①に規定する損害の発生および拡大の防止のために被保険者が支出した必要または有益であった費用をいいます。
③ 求償権保全費用	第 10 条（１）②に規定する他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合において、その権利の保全または行使のために被保険者が支出した必要または有益であった費用をいいます。

損害	損害の内容
④　緊急措置費用	保険事故が発生した場合において、被保険者が損害の発生または拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生または拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、応急手当、応急措置、護送、搬出、治療その他の被害者に対する緊急で必要な措置を行うために被保険者が支出した費用、およびあらかじめ当会社の承認を得て支出した費用をいいます。
⑤　争訟費用	損害賠償責任に関する争訟（注２）につき、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。
⑥　協力費用	第 12 条（当会社による解決の援助およびその協力義務）に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために当会社の求めに応じて、被保険者が支出した費用をいいます。
⑦　緊急対応費用	保険事故が発生した場合において、その対応のために被保険者が当会社の同意を得て支出した次の費用をいいます。 ア．被害者（注３）が現地（注４）またはその他被保険者が指定する場所に行くために必要な交通費、宿泊費または渡航手続費用 イ．被保険者（注５）が現地（注４）または被害者（注３）の居住地に行くために必要な交通費、宿泊費または渡航手続費用 ウ．通信に要した費用 エ．被保険者が被害者（注３）との交渉等のために一時的に事務所等を賃借するための費用 オ．被害者の捜索または捜索に伴う救助もしくは移送するために要した費用
⑧　被害者見舞・臨時費用	保険事故が発生した場合において、被保険者が当会社の同意を得て支出した見舞金、見舞品購入費用その他被害者に対して支払われる社会通念上その額および使途が妥当な費用をいいます。
⑨　訴訟対応費用	裁判所において被保険者に対して提起された損害賠償金の支払を求める訴訟に対応するために、被保険者が当会社の同意を得て支出した、社会通念上その額および使途が妥当な次の費用をいいます。 ア．相手方当事者または裁判所に提供する文書作成のために必要な費用 イ．意見書、鑑定書作成のために必要な費用 ウ．被保険者によりまたは被保険者の委託を受けた外部の実験機関により行われる事故の再現実験費用、事故原因を調査するための費用 エ．増設コピー機のリース費用 オ．被保険者の従業員の超過勤務手当、交通費、宿泊費、臨時雇用費用（注６）

（注１）裁判所により支払を命じられた訴訟費用および判決日までの遅延損害金を含み、被保険者が損害賠償金の支払により代位取得するものがある場合には、その価額を控除したものを損害賠償金とします。

（注２）損害賠償責任に関する争訟とは、訴訟、仲裁、調停または和解等をいいます。

（注３）被害者の法定相続人またはその代理人を含みます。

（注４）現地とは、保険事故の発生地または被害者の収容地をいいます。

（注５）代理人を含みます。

（注６）派遣受入れ費用を含みます。

（２）被保険者が（１）⑤から⑨までの費用を支出した後に被保険者に賠償責任がないことが判明した場合においても、当会社は、これらの費用に対して保険金を支払います。また、④の緊急措置費用については、被保険者に賠償責任がない場合に限り、当会社は、保険金を支払います。

第６条（保険金を支払わない場合）

（１）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①　保険契約者または被保険者（注１）の故意。なお、この規定は、記名被保険者またはその役員の故意によって生じた損害の場合を除き、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

②　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注２）

③　地震、噴火、洪水、津波または高潮

④　核燃料物質（注３）もしくは核燃料物質（注３）によって汚染された物（注４）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性

⑤　④以外の放射線照射または放射能汚染

⑥　②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑦　石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品の発がん性およびその他の有害な特性

⑧　この保険契約（注５）が初年度契約である場合、保険契約締結時点において、保険契約者または被保険者（注１）のいずれかが、保険事故発生の原因が既に存在していることを知っていた場合もしくは知ることができたと合理的に推定できる場合における、その原因に起因する保険事故

⑨　専門職業務の遂行

⑩　日本国外の裁判所に提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟

⑪　他人の権利を侵害し、保険事故に起因する権利侵害をもたらす行為またはその疑いがあることを知りながら（注６）、被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図に基づいて被保険者以外の者によって行われた行為

（注１）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その役員とします。

（注２）暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注３）使用済燃料を含みます。

（注４）原子核分裂生成物を含みます。

（注５）この保険契約に、この補償特約以外の補償特約が付帯されている場合は、この補償特約のみをいいます。

（注６）知っていたと合理的に推定できる場合を含みます。

（２）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

①　被保険者と他人の間に損害賠償に関する特別の約定または合意がある場合において、その約定または合意によって加重された賠償責任

②　被保険者の業務に従事する者に対して負担する賠償責任

③　被保険者がその父母、配偶者、子その他親族に対して負担する賠償責任

④　被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（注１）に起因する賠償責任

⑤　被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任

⑥　最初の不当行為が保険期間（注２）開始日より前に行われ、その後においても継続または反復して行われた１事故に相当する不当行為に起因する賠償責任

⑦　事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図に基づいて被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任

⑧　広告、放送、出版またはホームページ等の作成もしくは運営を業とする被保険者によりその業務の遂行として行われた不当行為に起因する賠償責任

⑨　この保険契約（注２）の保険期間終了または解除もしくは解約後、１年以上経過した後に発見された不当行為に起因する賠償責任

⑩　宣伝された品質または性能に対する商品または役務の不適合に起因する賠償責任

⑪　商品または役務の価格表示の誤りに起因する賠償責任

⑫　日本国外で発生した権利侵害に起因する賠償責任

（注１）過失犯を除きます。

（注２）この保険契約に、この補償特約以外の補償特約が付帯されている場合は、この補償特約のみをいいます。

第７条（保険金を支払わない損害）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、不当行為により表示行為がなされた、または宣伝活動により作成、取扱いもしくは使用された財物もしくはデータ等の回収、修正、交換、廃棄その他適切な措置を講じるために要した費用を支払うことによって被る損害（注）に対しては、保険金を支払いません。

（注）被保険者が支出したかどうかを問いません。

第８条（保険金の支払額）

（１）当会社が１事故について支払うべき保険金の額は、次の①および②の算式によって算出した額の合計額とします。ただし、①については、その算式によって算出した額が零未満の場合は零とします。

① $\left\{\left(\boxed{\text{損害賠償金}}+\boxed{\text{損害防止費用}}+\boxed{\text{求償権保全費用}}+\boxed{\text{緊急措置費用}}\right)-\boxed{\text{免責金額（注）}}\right\}\times\boxed{\text{縮小支払割合（注）}}$

② $\boxed{\text{争訟費用}}+\boxed{\text{協力費用}}+\boxed{\text{緊急対応費用}}+\boxed{\text{被害者見舞・臨時費用}}+\boxed{\text{訴訟対応費用}}$

（注）保険証券に記載がある場合は、この特約の免責金額および縮小支払割合を適用します。

（２）当会社が支払うべき（１）の保険金の額は、次の①から③までに掲げるものの数にかかわらず、保険証券に記載されたこの特約の保険金額を限度とします。ただし、保険証券に記載がない場合は、１事故および保険期間中につき 1,000 万円を限度とします。

① 被保険者の数

② 提起された損害賠償請求または訴訟の数

③ 損害賠償請求または訴訟を提起する者の数

（３）（２）のほか、（１）の損害に対しては、次表で規定する固有の支払限度額を適用します。また、この固有の支払限度額は、（２）のこの特約の保険金額に含まれるものとします。なお、損害賠償金、損害防止費用、求償権保全費用、緊急措置費用、争訟費用および協力費用の各損害については、その損害のみに適用される固有の支払限度額はありません。

損害	固有の支払限度額
緊急対応費用	１事故につき 300 万円を限度とします。
被害者見舞・臨時費用	被害者１名につき 10 万円、１事故につき 300 万円をそれぞれ限度とします。
訴訟対応費用	１事故につき 300 万円を限度とします。

第９条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注１）の合計額が、損害の額（注２）を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約（注３）の支払責任額（注１）

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額（注２）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約（注３）の支払責任額（注１）を限度とします。

（注１）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注２）それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち、最も低い免責金額を差し引いた額とし、この保険契約（注３）に縮小支払割合の適用がある場合は、その割合を乗じて得た額とします。

（注３）この保険契約に、この補償特約以外の補償特約が付帯されている場合は、この補償特約のみをいいます。

第 10 条（事故発生時の義務等）

（１）保険契約者または被保険者は、次のことを行うものとし、かつ、そのために必要なすべての手段を講じなければなりません。

① 保険事故が発生したことを知った場合は、これによる損害の発生および拡大の防止に努めること。

② 他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合には、権利の保全または行使について必要な手続をすること。

③ あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認しないこと。ただし、応急手当または護送その他の緊急措置を行う場合は、当会社の承認を得る必要はありません。

（２）保険契約者または被保険者は、保険事故が発生したことを知った場合は、次のことを、遅滞なく、当会社に書面等により通知しなければなりません。

① 保険事故について次のアおよびイの事項

ア．保険事故発生の日時・場所およびその状況ならびに被害者がある場合は被害者の住所・氏名等

イ．アについて、証人となる者がある場合は、その者の住所・氏名等

② 損害賠償の請求を受けた場合はその内容

③　他の保険契約等の有無および内容（注）

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

（3）保険契約者または被保険者が損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合には、ただちに当会社に通知のうえ、書面による当会社の承認を得なければならないものとし、損害賠償責任に関する訴訟を提起された場合には、ただちに当会社に通知しなければなりません。損害賠償責任に関する仲裁、和解もしくは調停に付そうとする場合またはそれらの申出を受けた場合も同様とします。

（4）（1）から（3）までのほか、保険契約者または被保険者は、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また、当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

第 11 条（事故発生時の義務を怠った場合の保険金支払への影響）

（1）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第 10 条（事故発生時の義務等）（1）から（4）までの規定に違反した場合には、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

①　第 10 条（1）①の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

②　第 10 条（1）②の規定に違反した場合は、他人に損害の賠償請求または求償をすることによって取得することができたと認められる額

③　第 10 条（1）③の規定に違反した場合は、被保険者に損害賠償責任がないと認められる額

④　第 10 条（2）から（4）までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額

（2）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第 10 条（事故発生時の義務等）（2）①もしくは②または（4）の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 12 条（当会社による解決の援助およびその協力義務）

当会社は、必要と認めたときは、被保険者に代わって自己の費用で被保険者に対する損害賠償請求の解決にあたることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第 13 条（当会社が求める協力に応じなかった場合の保険金支払への影響）

被保険者が、正当な理由がなく第 12 条（当会社による解決の援助およびその協力義務）の協力に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 14 条（保険金請求権の発生時期および時効）

（1）当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

①　損害賠償金に対する保険金については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時

②　①以外の保険金については、その損害が発生した時

（2）保険金請求権は、（1）に定める時の翌日から起算して 3 年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第 15 条（保険金請求の方法および必要な書類等）

（1）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

①　保険金の請求書

②　損害賠償金に対する保険金の請求については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任およびその額を示す書類、ならびに損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類

③　②以外の保険金の請求については、損害およびその額を証明する書類

④　①から③までのほか、当会社が第 17 条（保険金の支払時期）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面などにおいて定めたもの

（2）当会社は、保険事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（1）以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提

出し、必要な協力をしなければなりません。

（3）（1）の規定により、記名被保険者以外の被保険者が保険金の支払を請求する場合は、記名被保険者の同意を得なければなりません。

（4）保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または差し押さえることはできません。ただし、第20条（保険金の支払方法および先取特権）（1）①または③の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注）損害賠償金に対する保険金請求権に限ります。

第16条（当会社が求める協力に応じなかった場合または保険金請求書類に偽造等があった場合の保険金支払への影響）

保険契約者または被保険者による次の行為があった場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 正当な理由がなく、第15条（保険金請求の方法および必要な書類等）（2）の規定に違反したこと。

② 第15条（1）または（2）の書類に事実と異なる記載をしたこと。

③ 第15条（1）または（2）の書類もしくは証拠を偽造または変造したこと。

第17条（保険金の支払時期）

当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、保険事故の原因、保険事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約（注2）において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および保険事故と損害との関係

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約（注2）において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注1）請求完了日とは、被保険者が第15条（保険金請求の方法および必要な書類等）（1）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）この保険契約に、この補償特約以外の補償特約が付帯されている場合は、この補償特約のみをいいます。

第18条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）

第17条（保険金の支払時期）の確認をするため、次の特別な照会または調査が不可欠な場合には、第17条の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次の日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

照会または調査	日数
① 第17条①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）	180日
② 第17条①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における第17条①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④ 第17条①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

（注1）請求完了日とは、被保険者が第15条（保険金請求の方法および必要な書類等）（1）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

第 19 条（保険金の支払に必要な確認を妨げた場合または協力をしない場合の保険金支払時期への影響）

第 17 条（保険金の支払時期）および第 18 条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）に記載の必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、第 17 条および第 18 条に記載の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第 20 条（保険金の支払方法および先取特権）

（1）第５条（損害の範囲）（1）①で支払対象となる損害賠償金について、当会社は、次の規定に従い、保険金を支払います。

① 被保険者から損害賠償請求権者に対する損害の賠償が既に行われている場合は、当会社から被保険者に支払います。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。

② 被保険者から損害賠償請求権者に対する損害の賠償が行われていない場合で、被保険者から指図があるときは、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払います。

③ 被保険者から損害賠償請求権者に対する損害の賠償が行われていない場合で、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したときは、当会社から被保険者に支払います。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

（2）（1）の規定にかかわらず、損害賠償請求権者は、損害賠償金に関する被保険者の保険金請求権について先取特権を有するものとし、これが行使された場合は、次の規定に従い、保険金を支払います。

① 被保険者から損害賠償請求権者に対する損害の賠償が行われていない場合で、損害賠償請求権者が先取特権を行使したときは、当会社は、直接、損害賠償請求権者に保険金を支払います。

② 損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と第５条（損害の範囲）（1）②から⑨までで支払対象となる費用について被保険者が当会社に対して請求することができる保険金の合計額が、第８条（保険金の支払額）（2）に規定する保険金額を超える場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第 21 条（当会社による第三者に対する権利の取得）

（1）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（2）（1）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（3）保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第 22 条（普通保険約款等との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を適用します。

保険金額に関する特約

この特約は、賠償責任補償グループに属し、次の各特約に付帯され、適用されます。

① 業務遂行・施設危険補償特約

② 生産物・完成作業危険補償特約

③ 損壊を伴わない財物の使用不能危険補償特約

④　人格権の侵害・宣伝による権利侵害危険補償特約
⑤　借家人賠償責任補償特約

第１条（保険金額）

当会社が、賠償責任補償グループに属するそれぞれの補償特約において支払う保険金の合計額は、保険期間を通じて、業務遂行・施設危険補償特約または生産物・完成作業危険補償特約の保険金額として保険証券に記載された金額のうち、いずれか大きい額を限度とします。ただし、次の①から⑤までの補償特約により支払われる保険金については、この規定を適用しません。

①　個人情報漏洩危険補償特約
②　雇用慣行賠償責任補償特約
③　使用者賠償責任補償特約
④　事業主相談費用等補償特約
⑤　借家人賠償責任・修理費用補償特約（個別補償）

第２条（普通保険約款等との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯される賠償責任補償グループに属する各特約の規定を適用します。

作業対象物損壊補償特約

この特約は、賠償責任補償グループに属し、業務遂行・施設危険補償特約（以下「業務遂行・施設特約」といいます。）に付帯され、適用されます。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
さ	作業現場	次の場所をいいます。 ア．被保険者が主たる仕事を行っている場所。ただし、被保険者が所有または借用する場所およびその場所内にある構築物を除きます。 イ．建設工事を行っている場合、建設工事を行ううえで必要不可欠なものとして臨時に設置し使用する場所
	作業対象物	作業現場内における被保険者の仕事の対象物のうち、損害発生時に直接作業が加えられていた部分（注）をいいます。 （注）他人が所有するものに限ります。

第１条（保険事故の範囲）

この特約において保険事故とは、仕事の遂行に起因する偶然な事故により、日本国内において発生した作業対象物の損壊をいいます。

第２条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、第１条（保険事故の範囲）に規定する保険事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害および被保険者が業務遂行・施設特約第５条（損害の範囲）に規定する費用を支出することによって被る損害に対して、保険金を支払います。この場合において、業務遂行・施設危険第９条（被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊の事故に適用する保険金を支払わない場合）（２）②、③および（３）①から⑤までの規定は適用しません。

（２）損壊した作業対象物が、記名被保険者の仕事の目的物であった場合には、請負契約または業務委託契約において記名被保険者より上位に位置する請負人、発注者（施主）、注文者、委任者から支給された財物に限り、保険金を支払います。

第３条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この保険契約で保険金を支払わないものとして記載する規定に該当する場合のほか、直接であると間接であるとを問わず、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者の行う作業によって通常避けることのできない変色、摩耗、縮み、品質劣化等

② 被保険者の行う通常の作業工程上生じた修理、点検もしくは加工の拙劣または仕上不良等

第４条（保険金の支払額）

（１）この特約においては、業務遂行･施設特約第 12 条（保険金の支払額）（１）の（注）を次表のとおり読み替えて適用します。

読替前	読替後
（注）保険証券に記載がある場合は、この特約の免責金額および縮小支払割合を適用します。	（注）保険証券に記載がある場合は、作業対象物損壊補償特約の免責金額および縮小支払割合を適用します。なお、免責金額については、１事故において、作業対象物損壊補償特約に基づき当会社が保険金を支払うべき損害以外に業務遂行・施設特約で保険金を支払うべき損害が発生した場合には、この損害に対して免責金額を優先して適用し、作業対象物損壊補償特約に基づき保険金を支払うべき損害に対して免責金額の重複適用は行いません。

（２）この特約において当会社が支払うべき保険金の額は、業務遂行・施設特約第 12 条（保険金の支払額）（２）の規定にかかわらず、保険証券に記載されたこの特約の保険金額を限度とします。ただし、いかなる場合も業務遂行・施設特約で支払対象となる他の保険金の額と合算して、業務遂行・施設特約の保険金額を限度とします。

（３）（２）のほか、この特約で対象とする損害に対しては、業務遂行・施設特約第 12 条（保険金の支払額）（３）の表で規定する固有の支払限度額を適用します。また、この固有の支払限度額は、（２）のこの特約の保険金額に含まれるものとします。

第５条（普通保険約款等との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、総合事業者保険普通保険約款、業務遂行・施設特約およびこの保険契約に適用される特約の規定を適用します。

生産物・仕事の目的物の損壊補償特約

この特約は、賠償責任補償グループに属し、生産物・完成作業危険補償特約（以下「生産物特約」といいます。）に付帯され、適用されます。

第１条（保険事故の範囲）

この特約において保険事故とは、次の①または②に起因する偶然な事故により、日本国内において他人の身体障害または財物損壊が発生した場合における、生産物特約第６条（保険金を支払わない場合）（２）⑤に規定する生産物または仕事の目的物自体の財物損壊をいいます。

① 生産物

② 仕事の結果

第２条（保険金を支払う場合）

当会社は、第１条（保険事故の範囲）に規定する保険事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（注）および被保険者が生産物特約第５条（損害の範囲）に規定する費用を支出することによって被る損害に対して、保険金を支払います。ただし、同第５条（１）①の損害賠償金に対して当会社が保険金を支払った場合に限ります。

（注）第１条に規定する保険事故と生産物特約第１条（保険事故の範囲）（１）に規定する保険事故が同時に発生した場合に限ります。

第３条（保険期間と保険の対象となる事故の関係）

当会社は、保険事故が保険期間中に発生した（注）場合に限り、保険金を支払います。

（注）生産物特約第５条（損害の範囲）（１）①の損害賠償金を支払うべき保険事故の発生日に、第１条（保険事故の範囲）に規定する生産物または仕事の目的物自体の財物損壊が発生したものとします。

第４条（保険金を支払わない場合）

この特約において、生産物特約第６条（保険金を支払わない場合）から第８条（販売人による事故に適用する保険金を支払わない場合）までで保険金を支払われないものとして記載する規定（注）に該当する場合は、当会社は、保険金を支払いません。

（注）生産物特約第６条（２）⑤および同第７条（保険金を支払わない損害）①の規定を除きます。

第５条（保険金の支払額）

（１）この特約で支払うべき損害に対しては、免責金額を適用しません。

（２）この特約において当会社が支払うべき保険金の額は、生産物特約第９条（保険金の支払額）（２）の規定にかかわらず、１事故および保険期間中につき 1,000 万円を限度とします。ただし、いかなる場合も生産物特約で支払対象となる他の保険金の額と合算して、生産物特約の保険金額を限度とします。

（３）（２）のほか、この特約で対象とする損害に対しては、生産物特約第９条（保険金の支払額）（３）の表で規定する固有の支払限度額を適用します。また、この固有の支払限度額は、（２）のこの特約の保険金額に含まれるものとします。

第６条（普通保険約款等との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、総合事業者保険普通保険約款および生産物特約の規定を適用します。

国外流出生産物危険補償特約

この特約は、賠償責任補償グループに属し、生産物・完成作業危険補償特約（以下「生産物特約」といいます。）に付帯され、適用されます。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
い	１事故	発生時間または発生場所を問わず、同一の原因から発生した一連の保険事故をいいます。この場合、最初の保険事故が発生した時にすべての保険事故が発生したものとします。なお、生産物特約における保険事故とこの特約における保険事故が同一の原因から発生したものである場合は合わせて１事故とし、いずれか最初の保険事故が発生した時にすべての保険事故が発生したものとします。この場合、生産物特約においてもこの規定を適用します。
こ	国外流出生産物	被保険者が日本国内における使用もしくは消費を目的として販売または供給した生産物のうち、他人により日本国外に持ち出された生産物をいいます。ただし、生産物特約第１条（保険事故の範囲）（２）に規定する生産物を除きます。

第１条（保険事故の範囲）

この特約において保険事故とは、国外流出生産物に起因する偶然な事故により、日本国外において発生した他人の身体障害または財物損壊をいいます。

第２条（被保険者の範囲）

この特約において被保険者とは、記名被保険者をいいます。

第３条（保険金を支払う場合）

当会社は、第１条（保険事故の範囲）に規定する保険事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害および被保険者が生産物特約第５条（損害の範囲）に規定する費用を支出することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第４条（保険金を支払わない場合）

（１）当会社は、生産物特約第６条（保険金を支払わない場合）（注１）および第７条（保険金を支払わない損害）で保険金を支払わないものとして記載する規定に該当する場合のほか、直接であると間接であるとを問わず、次の生産物に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者によって、または被保険者の了解、同意または指図に基づいて他人により、輸出された生産物（注２）

② 他人が日本国外へ販売または供給することを目的（注３）として、被保険者がその他人との間で定めた仕様、規格または数量等に基づき、被保険者が製造、販売または供給した生産物（注４）

③ 被保険者が輸出物品販売場等免税品販売を業とする場合において、その業務により販売または供給した生産物

（注１）生産物特約第６条（１）⑪の規定は除きます。

（注２）商社等が被保険者のために生産物を輸出する場合を含みます。

（注３）被保険者がその目的を知ることができたと合理的に推定できる場合を含みます。

（注４）原材料、部品等に使用される場合を含みます。

（２）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、この保険契約（注）の保険期間終了または解除もしくは解約後、１年以上経過した後になされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金を支払いません。

（注）この保険契約に、保険期間が終了または解除もしくは解約したこの補償特約以外の補償特約が付帯されている場合は、この補償特約のみをいいます。

第５条（保険金の支払額）

（１）この特約においては、生産物特約第９条（保険金の支払額）（１）の（注）を次表のとおり読み替えて適用します。

読替前	読替後
（注）保険証券に記載がある場合は、この特約の免責金額および縮小支払割合を適用します。	（注）免責金額および縮小支払割合は、次のとおりとします。 ア．免責金額 （ア）保険証券に国外流出生産物危険補償特約の免責金額の記載がある場合は、その免責金額を適用します。 （イ）生産物特約および国外流出生産物危険補償特約のそれぞれの規定に基づきそれぞれの特約より保険金が支払われる場合は、国外流出生産物危険補償特約の規定に基づき支払われるべき損害に対しては、免責金額を適用しません。 イ．縮小支払割合 保険証券に国外流出生産物危険補償特約の縮小支払割合の記載がある場合は、その縮小支払割合を適用します。

（２）この特約において当会社が支払うべき保険金の額は、生産物特約第９条（保険金の支払額）（２）の規定にかかわらず、１事故および保険期間中につき 1,000 万円を限度とします。ただし、いかなる場合も生産物特約で支払対象となる他の保険金の額と合算して、生産物特約の保険金額を限度とします。

（３）（２）のほか、この特約で対象とする損害賠償金以外の費用に対しては、生産物特約第９条（保険金の支払額）（３）の表で規定する固有の支払限度額を適用します。また、この固有の支払限度額は、（２）のこの特約の保険金額に含まれるものとします。

第６条（普通保険約款等との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、総合事業者保険普通保険約款および生産物特約の規定を適用します。

他の保険契約等への求償に関する特約（業務遂行・施設危険用）

この特約は、賠償責任補償グループに属し、業務遂行・施設危険補償特約（以下「業務遂行・施設特約」といいます。）に付帯され、適用されます。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

	用語	定義
こ	この特約で規定する他の保険契約等	他の保険契約等のうち、元請負人等を保険契約者とする保険契約または共済契約をいいます。
も	元請負人等	次の者をいいます。 ア．記名被保険者が行う建設工事の元請負人 イ．建設工事が数次の請負である場合において、アの元請負人と締結された下請契約に基づき建設工事を遂行する請負人のうち、記名被保険者より上位に位置する者 ウ．業務委託契約に基づき記名被保険者が委託を受けて仕事を行う場合における、その仕事の委託者

第１条（他の保険契約等の不適用）

（１）この特約で規定する他の保険契約等がある場合において、次の①から④までのすべてに該当するときは、当会社は、業務遂行・施設特約第 13 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）（１）の規定を適用しません。

① 保険事故が発生したこと。

② 被保険者および元請負人等に対する損害賠償請求の額が１事故につき 500 万円以下であること。

③ 保険事故について、この特約で規定する他の保険契約等の保険者に対して保険金または共済金の請求をしていないこと。

④ 記名被保険者がこの特約の適用について同意していること。

（２）この保険契約に、作業対象物損壊補償特約が付帯されている場合には、同特約によって支払対象となる損害についても、（１）の規定を適用します。

第２条（求償権の不行使）

第１条（他の保険契約等の不適用）の規定に基づき当会社が保険金を支払った場合、当会社は、この特約で規定する他の保険契約等またはその保険契約もしくは共済契約の被保険者への求償権を行使しないものとします。

第３条（普通保険約款等との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、総合事業者保険普通保険約款、業務遂行・施設特約およびこれに付帯された特約の規定を適用します。

無償預かり品・建設受託物補償特約

この特約は、賠償責任補償グループに属し、業務遂行・施設危険補償特約（以下「業務遂行・施設特約」といいます。）に付帯され、適用されます。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
け	現金・貴重品	貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、徽章、稿本、設計書、雛型その他これらに類する財物をいいます。

	用語	定義
け	建設受託物	次に掲げる財物（注１）をいいます。なお、アおよびイに掲げる財物については、その財物が作業場内にある場合または陸上輸送中である場合に限ります。 ア．被保険者が建設工事で使用するために借用（注２）する次の財物。ただし、もっぱら特定の請負契約に基づく建設工事に使用するために借用（注２）する場合を除き、１年以内の借用（注２）に限ります。 （ア）業務遂行・施設特約の＜用語の定義＞における「施設作業用車」のアのうち、作業場内にある自動車 （イ）建設工事を行うことまたは建設工事を行うために使用することを主たる用途または機能とする機械器具その他道具類。ただし、（ア）を除きます。 （ウ）現場事務所、宿舎、倉庫等の仮設建物およびこれらに通常備え付けられている什器・備品 イ．被保険者が建設工事で使用するために、元請負人等から支給された材料、資材、装置その他部品類（注３） ウ．被保険者が建設工事に付随して一時的に保管する発注者（施主）の家財、設備、什器・備品その他の財物 （注１）現金・貴重品を除きます。 （注２）リースを含みます。 （注３）完成引渡しを要する仕事の目的物を構成するものをいいます。
む	無償預かり品	次の財物をいいます。 ア．仕事の遂行に伴い、被保険者が所有、使用または管理する敷地（注１）内で被保険者が無償で一時的に保管する来訪者の財物（注２） イ．次の財物（注３）の紛失または盗取・詐取について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合は、その財物 （ア）施設のうち建物内で来訪者が所持する財物 （イ）施設のうち建物内に設置され、来訪者に貸与される施錠式ロッカー（注４）内に保管されている来訪者の財物 （注１）その敷地内にある構築物を含みます。 （注２）保管の過程において、一時的に敷地（注１）外で管理されている財物を含みます。 （注３）現金・貴重品を除きます。 （注４）有償・無償の別を問いません。
も	元請負人等	次の者をいいます。 ア．記名被保険者が行う建設工事の発注者（施主） イ．記名被保険者が行う建設工事の元請負人 ウ．建設工事が数次の請負である場合において、イに掲げる元請負人と締結された下請契約に基づき建設工事を遂行する請負人のうち、記名被保険者より上位に位置する者
り	陸上輸送中	次に掲げるいずれかの状態にあることをいいます。ただし、いかなる場合も建設受託物を自走している場合を除きます。 ア．建設工事の目的をもって陸上輸送開始のための積込み作業を開始した時から作業場において荷卸し作業が完了するまでの陸上輸送中。ただし、作業場が複数ある場合におけるその複数作業場間の輸送のときは、その輸送の目的を問いません。 イ．作業場での作業後、作業場にて積込み作業を開始した時からその財物を被保険者の所有、使用または管理する常設の収容場所または建設受託物について貸主または委託者に指定された場所に荷卸し作業が完了するまでの陸上輸送中 ウ．アまたはイの陸上輸送途上における積み替えのための一時保管中

第１条（保険事故の範囲）

この特約において保険事故とは、日本国内において発生した無償預かり品または建設受託物の損壊、紛失または盗取・詐取を

いいます。

第２条（保険金を支払う場合）

当会社は、第１条（保険事故の範囲）で規定する保険事故について、被保険者が無償預かり品または建設受託物につき正当な権利を有する者に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害および被保険者が業務遂行･施設特約第５条（損害の範囲）に規定する費用を支出することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第３条（損害賠償金の範囲）

当会社が保険金を支払うべき損害賠償金の額は、損害が生じた地および時におけるその無償預かり品または建設受託物の価額をそれぞれ限度とします。

第４条（無償預かり品および建設受託物に共通して適用する保険金を支払わない場合）

（１）当会社は、業務遂行･施設特約第６条（他人の身体障害および財物損壊の事故に共通して適用する保険金を支払わない場合）で保険金を支払わないものとして記載する規定に該当する場合のほか、直接であると間接であるとを問わず、無償預かり品または建設受託物について、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 屋根、扉、窓、通風筒、壁面等の欠陥により、これらから入る雨または雪等による損壊

② 被保険者が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事（注１）に伴って生じた次に掲げる財物損壊または事由

ア．土地の沈下・隆起・移動・振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物・その収容物もしくは付属物・植物または土地の損壊

イ．土地の軟弱化もしくは土地の流出・流入に起因する地上の構築物（注２）・その収容物もしくは土地の損壊

ウ．地下水の増減

③ 公共水域への石油物質の流出による漁獲高の減少または漁獲物の品質の低下

④ 保険契約者、被保険者（注３）または被保険者（注３）の代理人もしくは同居の親族が行い、または加担した盗取・詐取

⑤ 原因がいかなる場合であっても、自然発火または自然爆発した無償預かり品または建設受託物自体の損壊

⑥ 自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等による損壊

⑦ 被保険者が、無償預かり品または建設受託物について来訪者、貸主または委託者の承諾なく、これらを使用しまたは第三者に保管させている間に発生した損壊、紛失または盗取・詐取。ただし、損害の発生および拡大の防止のための緊急措置による場合を除きます。

⑧ 無償預かり品または建設受託物について来訪者、貸主または委託者に引き渡された日から 30 日を経過した後に発見された損壊または一部の紛失もしくは盗取・詐取

⑨ 損壊、紛失または盗取・詐取による使用不能

（注１）他の工事の一部としてまたは他の工事に付随して行われるこれらの工事を含みます。

（注２）基礎および付属物を含みます。

（注３）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その役員とします。

（２）当会社は、次の財物が無償預かり品または建設受託物に該当する場合、直接であると間接であるとを問わず、これらの財物の損壊、紛失または盗取・詐取に起因して、被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 不動産、航空機、自動車、銃器または船舶。ただし、不動産、自動車または船舶のうち、＜用語の定義＞における「建設受託物」の定義のアに規定する建設受託物の場合は、この規定を適用しません。

② 動物または植物

（３）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、記名被保険者以外の被保険者の役員または従業員が、その属する被保険者の所有する無償預かり品または建設受託物の損壊、紛失または盗取・詐取に起因して、賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第５条（無償預かり品にのみ適用する保険金を支払わない場合）

（１）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、無償預かり品について、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 無償預かり品がクレジットカード、キャッシュカード等の場合、その無償預かり品の不正使用

② 無償預かり品が保険契約者（注）、被保険者または被保険者の父母、配偶者、子もしくは同居する親族が使用し、または私用に供する財物の場合、その無償預かり品の損壊、紛失または盗取・詐取

（注）役員または従業員を含みます。

（2）次の者が所有する無償預かり品（注）の損壊、紛失または盗取･詐取に起因して、被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。

① 記名被保険者

② 記名被保険者の下請負人、発注者および保険証券に追加被保険者として記載された者

③ ①または②の役員または従業員

（注）②または③の者が所有する財物については、その財物を所有する被保険者以外の被保険者が賠償責任を負担する場合を除いて、この規定を適用します。

（3）当会社は、次の財物が無償預かり品に該当する場合、直接であると間接であるとを問わず、その財物の損壊、紛失または盗取･詐取に起因して、被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 作業（注1）または警備を行うことを目的として保管する財物

② 被保険者によって、または記名被保険者のために販売を行うことを目的として被保険者が所有、使用または管理する敷地（注2）内にある財物（注3）

③ 被保険者によって、または記名被保険者のために行われる仕事に使用される機械、移動・運送用機器、器具その他道具類

④ 被保険者によって、または記名被保険者のために行われる仕事に使用される材料、資材、装置その他部品類（注4）

⑤ 被保険者の仕事の対象物のうち、損害発生時に直接作業が加えられていた部分

（注1）組立、加工、修理、据付け、保守、点検、清掃、洗浄等をいいます。

（注2）その敷地内にある構築物を含みます。

（注3）保管の過程において、一時的に敷地（注2）外で管理されている財物を含みます。

（注4）生産物または仕事の結果を構成するものをいい、仕掛中のものを含みます。

第6条（建設受託物にのみ適用する保険金を支払わない場合）

（1）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、建設受託物について、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 作業（注）を加えることにより生じた損壊

② 次に掲げる損壊、紛失または盗取・詐取。ただし、＜用語の定義＞における「建設受託物」の定義のアに規定する建設受託物に該当する場合に限り、この規定を適用します。

ア．よごれ、しみ、焦げ、かき傷、すり傷、欠け傷、摩損などの外観上の損壊であって、建設受託物が本来有する機能または用途を阻害することのない損壊

イ．偶然な外来の事故によらない電気的または機械的な原因により生じた損壊

ウ．潤滑油・燃料等の運転資材、電球等の管球類、キャタピラ・タイヤ等の移動するための部品などの消耗品または消耗材に単独に生じた損壊

エ．建設受託物を構成する部品の紛失または盗取・詐取

（注）組立、加工、修理、据付け、保守、点検、清掃、洗浄等をいいます。

（2）記名被保険者が所有する建設受託物の損壊、紛失または盗取・詐取に起因して、被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、当会社は保険金を支払いません。

（3）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた陸上輸送中の損害に対しては、保険金を支払いません。

① 荷造りの欠陥

② 運送の遅延

③ 輸送用具、輸送方法または輸送に従事する者が輸送開始（中間地からの輸送開始を含みます。）の当時、貨物を安全に輸送するのに適していなかったこと。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人もしくは使用人がいずれもその事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかった場合は、この規定を適用しません。

第7条（保険金の支払額）

（1）この特約においては、業務遂行･施設特約第12条（保険金の支払額）（1）の（注）を次表のとおり読み替えて適用します。

読替前	読替後
（注）保険証券に記載がある場合は、この特約の免責金額および縮小支払割合を適用します。	（注）免責金額および縮小支払割合は、次のとおりとします。 ア．免責金額 （ア）保険証券に無償預かり品・建設受託物補償特約の免責金額の記載がある場合は、その免責金額を適用します。ただし、建設受託物の損害に対しては、無償預かり品・建設受託物補償特約の免責金額が５万円に満たない場合は５万円を適用します。 （イ）業務遂行・施設特約および無償預かり品・建設受託物補償特約のそれぞれの規定に基づきそれぞれの特約より保険金が支払われる場合は、無償預かり品・建設受託物補償特約の規定に基づき支払われるべき損害に対しては、免責金額を適用しません。ただし、建設受託物の損害に対しては、保険証券に記載された業務遂行・施設特約の免責金額が５万円に満たない場合は、その免責金額と５万円との差額を免責金額として無償預かり品・建設受託物補償特約の規定に基づき支払われるべき損害に対して適用します。 イ．縮小支払割合 保険証券に無償預かり品・建設受託物補償特約の縮小支払割合の記載がある場合は、その縮小支払割合を適用します。

（２）この特約において当会社が支払うべき保険金の額は、業務遂行・施設特約第 12 条（保険金の支払額）（２）の規定にかかわらず、１事故および保険期間中につき 1,000 万円を限度とします。ただし、いかなる場合も業務遂行・施設特約で支払対象となる他の保険金の額と合算して、業務遂行・施設特約の保険金額を限度とします。

（３）（２）のほか、この特約で対象とする損害賠償金以外の費用に対しては、業務遂行･施設特約第 12 条（保険金の支払額）（３）の表で規定する固有の支払限度額を適用します。なお、損害賠償金の固有の支払限度額については、次表のとおり読み替えて適用します。また、これらの固有の支払限度額は、（２）のこの特約の保険金額に含まれるものとします。

読替前	読替後
<table><tr><th>損害</th><th>固有の支払限度額</th></tr><tr><td>損害賠償金</td><td>損害賠償金のうち第１条（保険事故の範囲）（２）の保険事故による損害については、１事故および保険期間中につき 500 万円を限度とします。</td></tr></table>	<table><tr><th>損害</th><th>固有の支払限度額</th></tr><tr><td>損害賠償金</td><td>損害賠償金のうち、現金・貴重品の損壊、紛失または盗取・詐取に対する損害については、被害者１名につき５万円、１事故につき 15 万円をそれぞれ限度とします。</td></tr></table>

第８条（普通保険約款等との関係）

（１）この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、総合事業者保険普通保険約款および業務遂行・施設特約の規定を適用します。

（２）この特約において、業務遂行・施設特約のうち、第７条（他人の身体障害の事故に適用する保険金を支払わない場合）から第 10 条（保険金を支払わない損害）までの規定を適用しません。

（３）この特約で適用する業務遂行・施設特約第６条（他人の身体障害および財物損壊の事故に共通して適用する保険金を支払わない場合）の条見出し中、「財物損壊」とあるのを「財物の損壊、紛失または盗取・詐取」に読み替えて適用します。

（４）この特約において、業務遂行・施設特約第６条（他人の身体障害および財物損壊の事故に共通して適用する保険金を支払わない場合）（２）④の規定は、自動車の所有、使用または管理に起因する建設受託物の損壊、紛失または盗取・詐取については適用しません。

（５）この保険契約に無償預かり品・建設受託物補償特約が付帯されている場合において、この特約が付帯された業務遂行・施設特約および無償預かり品・建設受託物補償特約から重複して保険金を支払うことができる場合は、当会社は、損害の額がこの特約が付帯された業務遂行・施設特約から支払われる金額を超過する場合に限り、その超過額に対して無償預かり品・建設受託物補償特約で保険金を支払います。

リコール費用追加補償特約

この特約は、賠償責任補償グループに属し、生産物・完成作業危険補償特約（以下「生産物特約」といいます。）に付帯され、適用されます。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

	用語	定義
か	回収等	保険事故の拡大または同一の原因による他の身体障害もしくは財物損壊の発生を防止するために日本国内で行われる生産物の回収、検査、修理、交換、調整、取外し、廃棄またはその他の適切な措置をいいます。

第１条（保険事故の範囲）

この特約において保険事故とは、生産物の欠陥に起因する偶然な事故により、日本国内において発生した他人の身体障害または財物損壊（注）をいいます。

（注）財物損壊については、その生産物以外の財物に損壊が発生した場合に限ります。

第２条（被保険者の範囲）

この特約において被保険者とは、記名被保険者をいいます。

第３条（保険金を支払う場合および損害の範囲）

（１）生産物特約第３条（保険金を支払う場合）（２）のほか、当会社は、第１条（保険事故の範囲）に規定する保険事故が発生した場合において、被保険者が、回収等を行ったことにより負担する次の①または②の損害に対して、保険金を支払います。なお、生産物特約第７条（保険金を支払わない損害）①の規定は適用しません。

① 被保険者が生産物について回収等を行ったことにより負担するリコール費用

② 被保険者以外の者が生産物（注）について回収等を行ったことにより生じるリコール費用に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する額

（注）生産物が原材料または部品として財物の一部を構成する場合は、その財物全体とします。

（２）この特約において当会社が保険金を支払うべき損害は、次の損害をいいます。

損害	損害の内容
リコール費用	生産物の回収等を行うために、当会社が必要かつ有益であったと認めた次の費用をいいます。ただし、回収等が開始された日からその日を含めて１年以内に生じた費用に限ります。 ① 新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用 ② 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用（注１） ③ 回収する生産物または代替品の輸送費用 ④ 回収した生産物の一時的な保管のために臨時に賃借する倉庫等の施設借上費用 ⑤ 回収した生産物の廃棄費用 ⑥ 生産物の回収等を実施するために要する交通費、宿泊費、超過勤務手当、臨時雇用費用（注２）

（注１）文書の作成費および封筒代を含みます。

（注２）派遣受入れ費用を含みます。

第４条（保険金を支払わない場合）

当会社は、生産物特約第６条（保険金を支払わない場合）（１）、（３）または（４）で保険金を支払わないものとして記載する規定に該当する場合のほか、直接であると間接であるとを問わず、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者または被保険者（注１）の故意もしくは重大な過失

② 保険契約者または被保険者（注１）の故意もしくは重大な過失による法令違反または各種義務違反

③ この保険契約（注２）が初年度契約である場合、保険契約締結時点において、保険契約者または被保険者（注１）のいずれかが、保険事故発生の原因が既に存在していることを知っていた場合もしくは知ることができたと合理的に推定できる場合における、その原因に起因する保険事故

④ 生産物と同種の、または類似した第三者の製品により生じた身体障害または財物損壊

⑤ 生産物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他類似の事由

⑥ 遺伝子組換処理、生化学的処理、ホルモン処理、放射線処理、牛海綿状脳症（狂牛病）または鳥インフルエンザ

⑦ 保存期間または有効期間を限定して製造・販売等を行った生産物の同期間経過後の品質劣化等

⑧ 生産物が被保険者の占有を離れた後に、被保険者以外の者によって行われた生産物の不適正な使用または不適切な維持・管理

⑨ 回収等を行った生産物の修理、再製造もしくは再加工上または代替品の瑕疵（かし）

⑩ 被保険者が意図する生産物の効能または性能の不発揮

（注１）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その役員とします。

（注２）この保険契約に、この補償特約以外の補償特約が付帯されている場合は、この補償特約のみをいいます。

第５条（保険金を支払わない損害）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

① 回収等の方法の誤りまたは拙劣等により、合理的かつ妥当な額以上に要したリコール費用

② 回収等を行う生産物の修理、交換、再製造もしくは再加工に要した費用または代替品の製造もしくは購入に要した費用

③ 回収等に伴い、その生産物の対価として返還する額

④ 生産物の回収等に関する争訟または行政手続に要する費用

⑤ 生産物の回収等に関して、特別の約定がある場合において、その約定によって合理的かつ妥当な額以上に要したリコール費用

第６条（保険金の支払額）

（１）この特約において当会社が１事故について支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、その算式によって算出した額が零未満の場合は零とします。

$$\left(\boxed{\text{リコール費用}} - \boxed{\text{免責金額(注)}}\right) \times \boxed{\text{縮小支払割合(注)}}$$

（注）保険証券に記載がある場合は、この特約の免責金額および縮小支払割合を適用します。

（２）この特約において当会社が支払うべき（１）の保険金の額は、次の①から③までに掲げるものの数にかかわらず、保険証券に記載されたこの特約の保険金額を限度とします。ただし、いかなる場合も生産物特約で支払対象となる他の保険金の額と合算して、生産物特約の保険金額を限度とします。

① 被保険者の数

② 提起された損害賠償請求または訴訟の数

③ 損害賠償請求または訴訟を提起する者の数

第７条（事故発生時の義務等）

（１）保険契約者または被保険者は、次のことを行うものとし、かつ、そのために必要なすべての手段を講じなければなりません。

① 保険事故が発生した場合は、これによる損害の発生および拡大の防止に努めること。

② 他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合には、権利の保全または行使について必要な手続をすること。

（２）保険契約者または被保険者は、保険事故が発生したことを知った場合は、次のことを、遅滞なく、当会社に書面等により通知しなければなりません。

① 保険事故について次のアおよびイの事項

ア．保険事故発生の日時・場所およびその状況ならびに被害者がある場合は被害者の住所・氏名等

イ．アについて、証人となる者がある場合は、その者の住所・氏名等

② 他の保険契約等の有無および内容（注）

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

（3）被保険者は、生産物に起因して保険事故が発生した場合またはそのおそれがある場合は、遅滞なく、回収措置を講じなければなりません。

（4）（1）から（3）までのほか、保険契約者または被保険者は、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また、当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

第８条（事故発生時の義務を怠った場合の保険金支払への影響）

（1）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第７条（事故発生時の義務等）（1）から（4）までの規定に違反した場合には、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

① 第７条（1）①の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

② 第７条（1）②の規定に違反した場合は、他人に損害の賠償請求または求償をすることによって取得することができたと認められる額

③ 第７条（2）から（4）までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額

（2）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第７条（事故発生時の義務等）（2）①または（4）の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第９条（保険金請求権の発生時期および時効）

（1）この特約において、当会社に対する保険金請求権は、損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。

（2）保険金請求権は、（1）に定める時の翌日から起算して３年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第 10 条（保険金請求の方法および必要な書類等）

（1）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 保険金の請求書

② 損害およびその額を証明する書類

③ ①および②のほか、当会社が生産物特約第 18 条（保険金の支払時期）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面などにおいて定めたもの

（2）当会社は、保険事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（1）以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

第 11 条（当会社が求める協力に応じなかった場合または保険金請求書類に偽造等があった場合の保険金支払への影響）

保険契約者または被保険者による次の行為があった場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 正当な理由がなく、第 10 条（保険金請求の方法および必要な書類等）（2）の規定に違反したこと。

② 第 10 条（1）または（2）の書類に事実と異なる記載をしたこと。

③ 第 10 条（1）または（2）の書類もしくは証拠を偽造または変造したこと。

第 12 条（請求完了日の読替え）

この特約においては、生産物特約第 18 条（保険金の支払時期）および同特約第 19 条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）の（注１）を次表のとおり読み替えて適用します。

読替前	読替後
（注１）請求完了日とは、被保険者が第 16 条（保険金請求の方法および必要な書類等）（１）の規定による手続を完了した日をいいます。	（注１）請求完了日とは、被保険者がリコール費用追加補償特約第 10 条（保険金請求の方法および必要な書類等）（１）の規定による手続を完了した日をいいます。

第 13 条（普通保険約款等との関係）

（１）この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、総合事業者保険普通保険約款および生産物特約の規定を適用します。

（２）この特約において、生産物特約の次の規定は適用しません。

① 第１条（保険事故の範囲）から第３条（保険金を支払う場合）まで

② 第５条（損害の範囲）

③ 第８条（販売人による事故に適用する保険金を支払わない場合）および第９条（保険金の支払額）

④ 第 11 条(事故発生時の義務等)から第 17 条(当会社が求める協力に応じなかった場合または保険金請求書類に偽造等があった場合の保険金支払への影響）まで

⑤ 第 21 条（保険金の支払方法および先取特権）

借家人賠償責任補償特約

この特約は、総合事業者保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）に付帯され、賠償責任補償グループに属するものとします。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
い	１事故	発生時間または発生場所を問わず､同一の原因から発生した一連の保険事故をいいます。この場合、最初の保険事故が発生した時にすべての保険事故が発生したものとします。
か	貸主	借用戸室の賃貸人をいい、転貸人を含みます。
き	記名被保険者	保険証券に記名被保険者として記載された者をいいます。
し	借用戸室	被保険者が業務に使用する目的で賃借する店舗、事務所等の建物または戸室をいい、次の建物または戸室を除きます。 ア．被保険者の親会社または子会社から借用する建物または戸室 親会社とは、被保険者の総株主の議決権につき、50 パーセント超を直接であると間接であるとを問わず所有する法人をいい、子会社とは、その総株主の議決権につき、被保険者が 50 パーセント超を直接であると間接であるとを問わず所有している法人をいいます。 イ．工場 動力設備 50KW 以上または電力設備 100KW 以上の生産設備または作業場を有する建物または戸室をいいます。 ウ．倉庫 物品の滅失もしくは損傷を防止するための保管の用に供する建物または戸室をいいます。ただし、店舗における保管施設は含みません。 エ．住宅 人の居住の用に供する建物または戸室をいいます。
	修理費用	被保険者が借用戸室の貸主との賃貸借契約に基づき、損壊した借用戸室を損害発生前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。

	用語	定義
そ	損壊	滅失、損傷または汚損をいい、紛失および盗取・詐取を含みません。
	損害賠償請求権者	保険事故について、被保険者に対する損害賠償請求の権利を有する者をいいます。
た	建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置を除きます。
	他人	被保険者ならびにその役員および従業員（注）以外の者をいいます。 （注）被保険者の業務に従事する者で、被保険者から賃金の支払を受ける者をいいます。また、被保険者の指揮命令に基づき被保険者の業務を遂行する派遣労働者を含みます。
	他の保険契約等	この補償特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
や	役員	理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

＜法令＞

この特約における法令は、次のとおりとします。

	法令（法令番号）
さ	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
へ	弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）

第１章　賠償責任補償

第１条（保険事故の範囲）

この章において保険事故とは、次の①から③までの事故により日本国内において発生した借用戸室の損壊をいいます。

① 火災

② 破裂または爆発（注１）

③ 給排水設備（注２）に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水（注３）による水濡れ。ただし、風災、雹災（ひょうさい）、雪災もしくは水災による損害または給排水設備（注２）自体に生じた損害を除きます。

（注１）破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

（注２）スプリンクラー設備・装置を含みます。

（注３）溢水とは、水が溢れることをいいます。

第２条（被保険者の範囲）

この章において被保険者とは、記名被保険者をいいます。

第３条（保険金を支払う場合）

（１）この章において当会社は、保険事故について、被保険者が借用戸室の貸主に対し借主としての法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

（２）（１）のほか、当会社は、被保険者が、第５条（損害の範囲）（１）の②から⑥までの費用を支出することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第４条（保険期間と保険の対象となる事故の関係）

当会社は、保険事故が保険期間中に発生した場合に限り、保険金を支払います。

第５条（損害の範囲）

（１）この章において当会社が保険金を支払うべき第３条（保険金を支払う場合）に規定する損害は、次の損害をいいます。なお、被保険者が支出した費用につき、②から⑥までの各費用の項目中、２つ以上の項目に重複して該当すると解釈できる場合は、それら重複する項目のうち、より個別具体的に規定している費用で支払うものとします。

損害	損害の内容
① 損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に対して支払うべき損害賠償金（注１）をいいます。

損害	損害の内容
②　損害防止費用	第 17 条（事故発生時の義務等）（１）①に規定する損害の発生および拡大の防止のために被保険者が支出した必要または有益であった費用をいいます。
③　求償権保全費用	第 17 条（１）②に規定する他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合において、その権利の保全または行使のために被保険者が支出した必要または有益であった費用をいいます。
④　緊急措置費用	保険事故が発生した場合において、被保険者が損害の発生または拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生または拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、応急手当、応急措置、護送、搬出、治療その他の被害者に対する緊急で必要な措置を行うために被保険者が支出した費用、およびあらかじめ当会社の承認を得て支出した費用をいいます。
⑤　争訟費用	損害賠償責任に関する争訟（注２）につき、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。
⑥　協力費用	第 19 条（当会社による解決の援助およびその協力義務）に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために当会社の求めに応じて、被保険者が支出した費用をいいます。

（注１）裁判所により支払を命じられた訴訟費用および判決日までの遅延損害金を含み、被保険者が損害賠償金の支払により代位取得するものがある場合には、その価額を控除したものを損害賠償金とします。

（注２）損害賠償責任に関する争訟とは、訴訟、仲裁、調停または和解等をいいます。

（２）被保険者が（１）⑤および⑥の費用を支出した後に被保険者に賠償責任がないことが判明した場合においても、当会社は、これらの損害に対して保険金を支払います。また、④の緊急措置費用については、被保険者に賠償責任がない場合に限り、当会社は、保険金を支払います。

第６条（保険金を支払わない場合）

（１）この章において当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①　保険契約者または被保険者（注１）の故意

②　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注２）

③　地震、噴火、洪水、津波または高潮

④　核燃料物質（注３）もしくは核燃料物質（注３）によって汚染された物（注４）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性

⑤　④以外の放射線照射または放射能汚染

⑥　②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑦　石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品の発がん性およびその他の有害な特性

⑧　この保険契約（注５）が初年度契約である場合、保険契約締結時点において、保険契約者または被保険者（注１）のいずれかが、保険事故発生の原因が既に存在していることを知っていた場合もしくは知ることができたと合理的に推定できる場合における、その原因に起因する保険事故

⑨　日本国外の裁判所に提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟

⑩　被保険者の心神喪失

⑪　被保険者またはその役員の指図

⑫　借用戸室の改築、増築、取壊し等の工事。ただし、アおよびイのいずれにも該当する場合は、この規定を適用しません。

ア．工事が被保険者の業務としてなされたものではないこと。

イ．被保険者が自己の労力をもって工事を行ったこと。

（注１）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その役員とします。

（注２）暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注３）使用済燃料を含みます。

（注４）原子核分裂生成物を含みます。

（注５）この保険契約に、この補償特約以外の補償特約が付帯されている場合は、この補償特約のみをいいます。

（２）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者と貸主の間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

② 被保険者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する賠償責任

第７条（保険金の支払額）

（１）この章において当会社が１事故について支払うべき保険金の額は、次の①および②の算式によって算出した額の合計額とします。ただし、①については、その算式によって算出した額が零未満の場合は零とします。

① $\left\{\left(\boxed{\text{損害賠償金}}+\boxed{\begin{array}{c}\text{損害防止}\\ \text{費　　用}\end{array}}+\boxed{\begin{array}{c}\text{求 償 権}\\ \text{保全費用}\end{array}}+\boxed{\begin{array}{c}\text{緊急措置}\\ \text{費　　用}\end{array}}\right)-\boxed{\begin{array}{c}\text{免責金額}\\ \text{（注）}\end{array}}\right\}\times\boxed{\begin{array}{c}\text{縮小支払割合}\\ \text{（注）}\end{array}}$

② $\boxed{\text{争訟費用}}+\boxed{\text{協力費用}}$

（注）保険証券に記載がある場合は、この特約の免責金額および縮小支払割合を適用します。

（２）この章において当会社が支払うべき（１）の保険金の額は、次の①から③までに掲げるものの数にかかわらず、保険証券に記載されたこの特約の保険金額を限度とします。なお、（１）の損害に適用する固有の支払限度額はありません。

① 被保険者の数

② 提起された損害賠償請求または訴訟の数

③ 損害賠償請求または訴訟を提起する者の数

第２章　修理費用補償

第８条（保険事故の範囲）

この章において保険事故とは、偶然な事故により日本国内において発生した借用戸室の損壊をいいます。

第９条（被保険者の範囲）

この章において被保険者とは、記名被保険者をいいます。

第 10 条（保険金を支払う場合）

この章において当会社は、保険事故が生じたことにより、被保険者が貸主との契約に基づき、自己の費用で現実に借用戸室を修理したときは、修理費用を支出することによって被る損害に対して、保険金を支払います。ただし、第１章の規定により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、当会社が保険金を支払う場合は、この章において当会社は保険金を支払いません。

第 11 条（保険期間と保険の対象となる事故の関係）

当会社は、保険事故が保険期間中に発生した場合に限り、保険金を支払います。

第 12 条（修理費用の範囲）

この章において当会社が保険金を支払うべき修理費用は、借用戸室を実際に修理した費用のうち、次のいずれかに該当する部分以外の修理費用とします。

① 壁、柱、床、梁、屋根、階段等の建物の主要構造部

② 玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等の借用戸室入居者の共同の利用に供されるもの

第 13 条（保険金を支払わない場合）

この章において当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者（注１）もしくはこれらの法定代理人または借用戸室の貸主（注１）の故意もしくは重大な過失または法令違反

② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合には、その者（注２）またはその者の法定代理人の故意

もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額は除きます。

③　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注３）

④　地震、噴火、洪水、津波または高潮

⑤　核燃料物質（注４）もしくは核燃料物質（注４）によって汚染された物（注５）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性

⑥　⑤以外の放射線照射または放射能汚染

⑦　③から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑧　石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品の発がん性およびその他の有害な特性

⑨　この保険契約（注６）が初年度契約である場合、保険契約締結時点において、保険契約者または被保険者（注７）のいずれかが、保険事故発生の原因が既に存在していることを知っていた場合もしくは知ることができたと合理的に推定できる場合における、その原因に起因する保険事故

⑩　日本国外の裁判所に提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟

⑪　被保険者の心神喪失

⑫　被保険者またはその役員の指図

⑬　借用戸室の改築、増築、取壊し等の工事。ただし、アおよびイのいずれにも該当する場合は、この規定を適用しません。

ア．工事が被保険者の業務としてなされたものではないこと。

イ．被保険者の自己の労力をもって工事を行ったこと。

（注１）保険契約者、被保険者または借用戸室の貸主が法人である場合は、その役員とします。

（注２）その者が法人である場合は、その役員とします。

（注３）暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注４）使用済燃料を含みます。

（注５）原子核分裂生成物を含みます。

（注６）この保険契約に、この補償特約以外の補償特約が付帯されている場合は、この補償特約のみをいいます。

（注７）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その役員とします。

第 14 条（保険金を支払わない損害）

この章において当会社は、直接であると間接であるとを問わず、借用戸室に生じた次の損害に対しては、保険金を支払いません。

①　差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な措置によって生じた損害を除きます。

②　借用戸室の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。

③　借用戸室の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代って借用戸室を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって生じた損害を除きます。

④　借用戸室の自然の消耗、劣化もしくは性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損害

⑤　借用戸室に対する加工、修理等の作業（注１）中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害

⑥　借用戸室に生じた擦損、かき傷、塗料の剥落その他単なる外観上の損傷または借用戸室の汚損（注２）であって、借用戸室の機能に直接関係のない損害

⑦　借用戸室の電気的事故または機械的事故によって生じた損害。ただし、これらの事故が不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。

⑧　保険契約者、被保険者または貸主が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触によって借用戸室に生じた損害

⑨　詐欺または横領によって借用戸室に生じた損害

⑩　土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害

⑪　電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、借用戸室の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。

⑫　風、雨、雹（ひょう）もしくは砂塵（さじん）の吹込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損害

（注１）借用戸室の建築をいい、増築、改築または一部取壊し等を含みます。

（注２）落書きを含みます。

第 15 条（保険金の支払額）

（１）この章において当会社が１事故について支払うべき保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、その算式によって算出した額が零未満の場合は零とします。

$$\left(\boxed{\text{修理費用}} - \boxed{\text{免責金額(注)}}\right) \times \boxed{\text{縮小支払割合(注)}}$$

（注）保険証券に記載がある場合は、この特約の免責金額および縮小支払割合を適用します。

（２）この章において当会社が支払うべき（１）の保険金の額は、保険期間を通じて 300 万円を限度とします。ただし、いかなる場合も第１章で支払対象となる他の保険金の額と合算して、第７条（保険金の支払額）（２）のこの特約の保険金額を限度とします。

第３章　賠償責任補償および修理費用補償に共通する規定

第 16 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注１）の合計額が、損害の額（注２）を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

①　他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約（注３）の支払責任額（注１）

②　他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額（注２）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約（注３）の支払責任額（注１）を限度とします。

（注１）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注２）それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち、最も低い免責金額を差し引いた額とし、この保険契約（注３）に縮小支払割合の適用がある場合は、その割合を乗じて得た額とします。

（注３）この保険契約に、この補償特約以外の補償特約が付帯されている場合は、この補償特約のみをいいます。

第 17 条（事故発生時の義務等）

（１）保険契約者または被保険者は、次のことを行うものとし、かつ、そのために必要なすべての手段を講じなければなりません。

①　保険事故が発生した場合は、これによる損害の発生および拡大の防止に努めること。

②　他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合には、権利の保全または行使について必要な手続をすること。この場合、被保険者の役員または従業員の故意により保険事故が発生した場合は、その役員または従業員を他人に含みます。

③　あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認しないこと。ただし、応急手当または護送その他の緊急措置については、当会社の承認を得る必要はありません。

（２）保険契約者または被保険者は、保険事故が発生したことを知った場合は、次のことを、遅滞なく、当会社に書面等により通知しなければなりません。

①　保険事故について次のアおよびイの事項

ア．保険事故発生の日時・場所およびその状況ならびに被害者がある場合は被害者の住所・氏名等

イ．アについて、証人となる者がある場合は、その者の住所・氏名等

②　損害賠償の請求を受けた場合はその内容

③　他の保険契約等の有無および内容（注）

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

（３）保険契約者または被保険者が損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合には、ただちに当会社に通知のうえ、書面による当会社の承認を得なければならないものとし、損害賠償責任に関する訴訟を提起された場合には、ただちに当会社に通知しなければなりません。損害賠償責任に関する仲裁、和解もしくは調停に付そうとする場合またはそれらの申出を受けた場合も同様とします。

（４）（１）から（３）までのほか、保険契約者または被保険者は、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また、当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

第 18 条（事故発生時の義務を怠った場合の保険金支払への影響）

（1）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第 17 条（事故発生時の義務等）（1）から（4）までの規定に違反した場合には、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

① 第 17 条（1）①の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

② 第 17 条（1）②の規定に違反した場合は、他人に損害の賠償請求または求償をすることによって取得することができたと認められる額

③ 第 17 条（1）③の規定に違反した場合は、被保険者に損害賠償責任がないと認められる額

④ 第 17 条（2）から（4）までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額

（2）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第 17 条（事故発生時の義務等）（2）①もしくは②または（4）の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 19 条（当会社による解決の援助およびその協力義務）

当会社は、必要と認めたときは、被保険者に代わって自己の費用で被保険者に対する損害賠償請求の解決にあたることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第 20 条（当会社が求める協力に応じなかった場合の保険金支払への影響）

被保険者が、正当な理由がなく第 19 条（当会社による解決の援助およびその協力義務）の協力に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 21 条（保険金請求権の発生時期および時効）

（1）当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

① 第 5 条（損害の範囲）（1）①の損害賠償金に対する保険金については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時

② ①以外の保険金については、その損害が発生した時

（2）保険金請求権は、（1）に定める時の翌日から起算して 3 年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第 22 条（保険金請求の方法および必要な書類等）

（1）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 保険金の請求書

② 第 5 条（損害の範囲）（1）①の損害賠償金に対する保険金の請求については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任およびその額を示す書類、ならびに損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類

③ ②以外の保険金の請求については、損害およびその額を証明する書類

④ ①から③までのほか、当会社が第 24 条（保険金の支払時期）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面などにおいて定めたもの

（2）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、（1）に規定するほか、貸主との借用戸室にかかる賃貸借契約を締結している旨の書類を当会社に提出しなければなりません。

（3）当会社は、保険事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（1）および（2）以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（4）第 5 条（損害の範囲）（1）①の損害賠償金（注）に対する保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または差し押さえることはできません。ただし、第 27 条（保険金の支払方法および先取特権）（1）①または③の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注）損害賠償金に対する保険金請求権に限ります。

第 23 条（当会社が求める協力に応じなかった場合または保険金請求書類に偽造等があった場合の保険金支払への影響）

保険契約者または被保険者による次の行為があった場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 正当な理由がなく、第 22 条（保険金請求の方法および必要な書類等）（３）の規定に違反したこと。

② 第 22 条（１）から（３）までの書類に事実と異なる記載をしたこと。

③ 第 22 条（１）から（３）までの書類もしくは証拠を偽造または変造したこと。

第 24 条（保険金の支払時期）

当会社は、請求完了日（注１）からその日を含めて 30 日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、保険事故の原因、保険事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約（注２）において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および保険事故と損害との関係

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約（注２）において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注１）請求完了日とは、被保険者が第 22 条（保険金請求の方法および必要な書類等）（１）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注２）この保険契約に、この補償特約以外の補償特約が付帯されている場合は、この補償特約のみをいいます。

第 25 条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）

第 24 条（保険金の支払時期）の確認をするため、次の特別な照会または調査が不可欠な場合には、第 24 条の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注１）からその日を含めて次の日数（注２）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

照会または調査	日数
① 第 24 条①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注３）	180 日
② 第 24 条①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90 日
③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における第 24 条①から⑤までの事項の確認のための調査	60 日
④ 第 24 条①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180 日

（注１）請求完了日とは、被保険者が第 22 条（保険金請求の方法および必要な書類等）（１）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注２）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注３）弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

第 26 条（保険金の支払に必要な確認を妨げた場合または協力をしない場合の保険金支払時期への影響）

第 24 条（保険金の支払時期）および第 25 条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）に記載の必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、第 24 条および第 25 条に記載の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第 27 条（保険金の支払方法および先取特権）

（１）第５条（損害の範囲）（１）①で支払対象となる損害賠償金について、当会社は、次の規定に従い、保険金を支払います。

① 被保険者から損害賠償請求権者に対する損害の賠償が既に行われている場合は、当会社から被保険者に支払います。ただ

し、被保険者が賠償した金額を限度とします。

② 被保険者から損害賠償請求権者に対する損害の賠償が行われていない場合で、被保険者から指図があるときは、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払います。

③ 被保険者から損害賠償請求権者に対する損害の賠償が行われていない場合で、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したときは、当会社から被保険者に支払います。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

（2）（1）の規定にかかわらず、損害賠償請求権者は、第5条（損害の範囲）（1）①で支払対象となる損害賠償金に関する被保険者の保険金請求権について先取特権を有するものとし、これが行使された場合は、次の規定に従い、保険金を支払います。

① 被保険者から損害賠償請求権者に対する損害の賠償が行われていない場合で、損害賠償請求権者が先取特権を行使したときは、当会社は、直接、損害賠償請求権者に保険金を支払います。

② 損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と第5条（損害の範囲）（1）②から⑥までおよび第12条（修理費用の範囲）で支払対象となる費用について被保険者が当会社に対して請求することができる保険金の合計額が、第7条（保険金の支払額）（2）に規定する保険金額を超える場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第28条（当会社による第三者に対する権利の取得）

（1）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（2）（1）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（3）保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

（4）被保険者が有する被保険者の役員または従業員に対する債権のうち、これらの者の故意によらずに生じた保険事故について被保険者が有する債権に対しては、（1）から（3）までの規定を適用しません。

第29条（借用戸室の中途追加および中途削除に関する特則）

（1）保険契約締結後、被保険者が借用戸室を新たに借用した場合は、その借用戸室は借用を開始した時からこの特約における借用戸室に含まれるものとします。

（2）保険契約締結後または被保険者がこの特約の対象となる借用戸室の賃貸借契約を解約した場合は、その借用戸室は、解約した日からこの特約における借用戸室から除外されるものとします。

（3）保険期間の中途で、借用戸室から除外された建物または戸室が生じた場合、普通保険約款第13条（保険契約の条件変更および変更に伴う保険料の返還または追加保険料の請求）の規定にかかわらず、当会社は、保険料を返還または請求しません。

（4）告知事項および通知事項（注）を拡大する特約が付帯されている場合でも、借用戸室の中途追加および中途削除については、告知事項および通知事項に該当しません。

（注）告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面などにおいて通知義務に関する条文の適用がある事項として定めたものに関する事実をいいます。ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

第30条（普通保険約款等との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を適用します。

個人情報漏洩危険補償特約

この特約は、総合事業者保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）に付帯され、賠償責任補償グループに属するものとします。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
い	１事故	発生時間または発生場所を問わず、同一の原因（注）から発生した一連の個人情報漏洩をいいます。この場合、最初の個人情報漏洩が発覚した時にすべての個人情報漏洩が発覚したものとします。 （注）原因を特定できない場合は、直前の個人情報漏洩と同一の原因であるとみなします。
き	記名被保険者	保険証券に記名被保険者として記載された者をいいます。
こ	個人識別符号	次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号をいいます。 ア．特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、その特定の個人を識別することができるもの イ．個人に提供される役務の利用もしくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、または個人に発行されるカードその他の書類に記載され、もしくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者もしくは購入者または発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、または記載され、もしくは記録されることにより、特定の利用者もしくは購入者または発行を受ける者を識別することができるもの
	個人情報	個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。 ア．その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（注１）により特定の個人を識別することができるもの（注２） イ．個人識別符号が含まれるもの （注１）文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、個人識別符号を除きます。なお、電磁的記録とは電磁的方式で作られる記録をいいます。 （注２）他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。
	個人情報漏洩	被保険者が日本国内で遂行する仕事のために所有、使用または管理する個人情報の漏洩をいいます。
さ	財物	有体物をいい、電気、熱、プログラム、ソフトウエア、データ等の無体物、漁業権および特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権等を含みません。
し	仕事	記名被保険者が遂行するすべての仕事をいいます。
	従業員	仕事に従事する者で、被保険者から賃金の支払を受ける者をいいます。また、被保険者の指揮命令に基づき仕事を遂行する派遣労働者および受入れした出向者を含みます。
	身体障害	人の身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
そ	損壊	滅失、損傷または汚損をいい、紛失および盗取・詐取を含みません。
	損害賠償請求権者	保険事故について、被保険者に対する損害賠償請求の権利を有する者をいいます。
た	他人	被保険者以外の者をいいます。
	他の保険契約等	この補償特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
て	電磁的方式	電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいいます。
は	発覚	個人情報漏洩について、次のいずれかをいいます。なお、次のいずれかのことが最初になされた時に発覚したまたは発覚があったとみなします。 ア．他人から被保険者に対して通報されたこと。 イ．新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体により報道されたこと。 ウ．インターネット掲示板への書き込み等他人により公表されたこと。 エ．被保険者（注）が個人情報漏洩を認識したこと。 （注）故意または過失により個人情報を漏洩させた者は除きます。
ひ	被害者	自らの個人情報を漏洩された個人をいいます。

	用語	定義
み	見舞金・見舞品費用	被害者に対して、謝罪のために支払う金銭または送付する見舞品（注）にかかる費用をいいます。 （注）被保険者に対してのみ使用可能な商品券、サービス券、割引券、チケット、回数券等や被保険者のみが提供可能なサービス、商品等は除きます。
や	役員	理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

＜法令＞

この特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。

	法令（法令番号）
か	会社法（平成 17 年法律第 86 号）
さ	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
へ	弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）
ろ	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）

第１条（保険事故の範囲）

この特約において保険事故とは、日本国内において発生した個人情報漏洩が発覚したことをいいます。

第２条（被保険者の範囲および被保険者間相互の関係）

（１）この特約において被保険者とは、次の者をいいます。

① 記名被保険者

② 記名被保険者の役員および従業員

（２）この特約において、被保険者間相互の関係は、この保険契約（注）に適用される他の規定に反しないかぎり、それぞれの被保険者を他人とみなしてこの特約の規定を適用します。

（注）この保険契約に、この補償特約以外の補償特約が付帯されている場合は、この補償特約のみをいいます。

第３条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、保険事故について、第１条（保険事故の範囲）における個人情報漏洩を理由とする損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

（２）（１）のほか、当会社は、被保険者が、第５条（損害の範囲）（１）の②から⑦までの費用を支出することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第４条（保険期間と保険の対象となる事故の関係）

（１）当会社は、保険事故が保険期間中に発生した場合に限り、保険金を支払います。

（２）この保険契約（注）と保険契約者および記名被保険者を同一とし、保険期間が連続するこの補償特約が付帯された継続契約がない場合には、当会社は、この保険契約（注）の保険期間終了後 30 日を経過する日までに当会社に対して書面等による保険事故発生の通知がなされた場合に限り、保険金を支払います。

（注）この保険契約に、この補償特約以外の補償特約が付帯されている場合は、この補償特約のみをいいます。

第５条（損害の範囲）

（１）当会社が保険金を支払うべき第３条（保険金を支払う場合）に規定する損害は、次の損害をいいます。なお、被保険者が支出した費用につき、②から⑦までの各費用の項目中、２つ以上の項目に重複して該当すると解釈できる場合は、それら重複する項目のうち、より個別具体的に規定している費用で支払うものとします。

損害	損害の内容
① 損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に対して支払うべき損害賠償金（注１）をいいます。
② 損害防止費用	第 10 条（事故発生時の義務等）（１）①に規定する損害の発生および拡大の防止のために被保険者が支出した必要または有益であった費用をいいます。

損害	損害の内容
③　求償権保全費用	第 10 条（１）②に規定する他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合において、その権利の保全または行使のために被保険者が支出した必要または有益であった費用をいいます。
④　争訟費用	損害賠償責任に関する争訟（注２）につき、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。
⑤　協力費用	第 12 条（当会社による解決の援助およびその協力義務）に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために当会社の求めに応じて、被保険者が支出した費用をいいます。
⑥　訴訟対応費用	裁判所において被保険者に対して提起された損害賠償金の支払を求める訴訟に対応するために、被保険者が当会社の同意を得て支出した、社会通念上その額および使途が妥当な次の費用をいいます。 ア．相手方当事者または裁判所に提供する文書作成のために必要な費用 イ．意見書、鑑定書作成のために必要な費用 ウ．被保険者によりまたは被保険者の委託を受けた外部の実験機関により行われる事故の再現実験費用、事故原因を調査するための費用 エ．増設コピー機のリース費用 オ．被保険者の従業員の超過勤務手当、交通費、宿泊費、臨時雇用費用（注３）
⑦　危機管理実行費用	保険事故の発生による悪影響を管理および最小化するために、被保険者が当会社の書面による同意を得て直接的に支出した次の費用をいいます。ただし、保険事故が発生した日からその日を含めて 180 日以内に生じた費用に限ります。 ア．弁護士から助言を受けたことに対する報酬。ただし、定期報酬および損害賠償請求を提起することまたは提起されることに起因する報酬を除きます。 イ．個人情報漏洩の原因を調査するための費用 ウ．被保険者の従業員の超過勤務手当、交通費、宿泊費、臨時雇用費用（注３） エ．電話回線の増設費用、無料通話電話の使用料もしくは通話料または通信業務をコールセンター会社に委託する費用 オ．お詫び状の作成費用および送付費用 カ．見舞金・見舞品費用。ただし、当会社が妥当かつ必要と認めたものに限ります。 キ．見舞金・見舞品の送付費用 ク．新聞に謝罪広告を掲載する費用 ケ．記者会見の開催に要する費用

（注１）裁判所により支払を命じられた訴訟費用および判決日までの遅延損害金を含み、被保険者が損害賠償金の支払により代位取得するものがある場合には、その価額を控除したものを損害賠償金とします。

（注２）損害賠償責任に関する争訟とは、訴訟、仲裁、調停または和解等をいいます。

（注３）派遣受入れ費用を含みます。

（２）被保険者が（１）④から⑦までの費用を支出した後に被保険者に賠償責任がないことが判明した場合においても、当会社は、これらの費用に対して保険金を支払います。

（３）当会社が支払うべき（１）⑦の危機管理実行費用は、保険事故が発生したことについて、次のいずれかの要件を満たす場合に限ります。

①　公的機関（注）に対して文書により届出または報告されること。

②　新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体により報道されること。

（注）所管する行政機関およびこれらに準じると当会社が認めた機関をいいます。

第６条（保険金を支払わない場合）

（１）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①　保険契約者または被保険者（注１）の故意。なお、この規定は、記名被保険者またはその役員の故意によって生じた損害の場合を除き、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

②　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注２）

③　地震、噴火、洪水、津波または高潮

④　核燃料物質（注３）もしくは核燃料物質（注３）によって汚染された物（注４）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性

⑤　④以外の放射線照射または放射能汚染

⑥　②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑦　石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品の発がん性およびその他の有害な特性

⑧　この保険契約（注５）が初年度契約である場合、保険契約締結時点において、保険契約者または被保険者（注１）のいずれかが、個人情報漏洩発生の原因が既に存在していることを知っていた場合もしくは知ることができたと合理的に推定できる場合における、その原因に起因する情報漏洩

⑨　個人情報以外の情報の漏洩

⑩　記名被保険者またはその役員によって、または記名被保険者もしくはその役員の了解、同意もしくは指図に基づいて記名被保険者もしくはその役員以外の者によって行われた犯罪行為

⑪　記名被保険者の役員の個人情報の漏洩

⑫　記名被保険者またはその役員が他人に対して行う個人情報の提供または取扱いの委託。ただし、個人情報の提供先または委託先において発生した個人情報漏洩については、この規定を適用しません。

⑬　被保険者が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律で規定される労働者派遣事業を行っている場合において、派遣労働者が派遣先で発生させた個人情報漏洩

⑭　特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の知的財産権等の使用許諾違反、侵害または不正使用

⑮　被保険者の支払不能、清算、解散、私的整理または破産手続、民事再生手続、会社更生手続もしくは特別清算手続の開始

⑯　この保険契約（注５）と保険契約者および記名被保険者を同一として、保険期間が連続するこの補償特約が付帯された継続契約がない場合で、この保険契約（注５）の保険期間終了後30日を超えて当会社に通知がなされた保険事故

⑰　日本国外の裁判所に提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟

（注１）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その役員とします。

（注２）暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注３）使用済燃料を含みます。

（注４）原子核分裂生成物を含みます。

（注５）この保険契約に、この補償特約以外の補償特約が付帯されている場合は、この補償特約のみをいいます。

（２）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

①　他人の身体障害または財物の損壊、紛失もしくは盗取・詐取に対して負担する賠償責任

②　被保険者と他人の間に損害賠償に関する特別の約定または合意がある場合において、その約定または合意によって加重された賠償責任

③　クレジットカード番号、預金口座番号等の漏洩による不正使用により発生した経済的損失に対して負担する賠償責任

④　金融商品取引（注１）により発生した経済的損失に対して負担する賠償責任

⑤　法人その他あらゆる組織または団体の名誉毀損、信用毀損、風評またはブランド劣化に対して負担する賠償責任

⑥　他人が行う商品の販売もしくは供給または役務の提供の中断、終了もしくは内容変更に対して負担する賠償責任

⑦　仕事における履行遅滞または履行不能に起因して負担する賠償責任

⑧　被保険者がその関連会社（注２）自体に生じた費用に対して負担する賠償責任

⑨　株主代表訴訟により負担する賠償責任

（注１）先物、オプションおよびその他派生商品の取引を含み、金融リスクのヘッジ目的であるかどうかを問いません。

（注２）会社法に規定される親会社または子会社をいいます。

第７条（保険金を支払わない損害）

（１）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、漏洩した個人情報を回収または廃棄したことにより生じる費用を支払うことによって被る損害（注）に対しては、保険金を支払いません。ただし、危機管理実行費用に該当する場合は、この規定を適用しません。

（注）被保険者が支出したかどうかを問いません。

（２）当会社は、保険事故が発生した日からその日を含めて180日を超えて生じた危機管理実行費用に対しては、保険金を支払いません。

第８条（保険金の支払額）

（１）当会社が１事故について支払うべき保険金の額は、次の①および②の算式によって算出した額の合計額とします。ただし、①については、その算式によって算出した額が零未満の場合は零とします。

① $\left\{\left(\boxed{\text{損害賠償金}}+\boxed{\begin{array}{c}\text{損害防止}\\\text{費　　用}\end{array}}+\boxed{\begin{array}{c}\text{求 償 権}\\\text{保全費用}\end{array}}\right)-\boxed{\begin{array}{c}\text{免責金額}\\\text{（注）}\end{array}}\right\}\times\boxed{\begin{array}{c}\text{縮小支払割合}\\\text{（注）}\end{array}}$

② $\boxed{\text{争訟費用}}+\boxed{\text{協力費用}}+\boxed{\text{訴訟対応費用}}+\boxed{\begin{array}{c}\text{危機管理}\\\text{実行費用}\end{array}}$

（注）保険証券に記載がある場合は、この特約の免責金額および縮小支払割合を適用します。

（2）当会社が支払うべき（1）の保険金の額は、次の①から③までに掲げるものの数にかかわらず、保険証券に記載されたこの特約の保険金額を限度とします。

① 被保険者の数

② 提起された損害賠償請求または訴訟の数

③ 損害賠償請求または訴訟を提起する者の数

（3）（2）のほか、（1）の損害に対しては、次表で規定する固有の支払限度額を適用します。また、この固有の支払限度額は、（2）のこの特約の保険金額に含まれるものとします。なお、損害防止費用、求償権保全費用、争訟費用および協力費用の各損害については、その損害のみに適用される固有の支払限度額はありません。

損害	固有の支払限度額
損害賠償金	損害賠償金のうち、他人が見舞金・見舞品費用を支出したことによって、この者からなされる損害賠償請求については、被害者1名につき500円を限度とし、かつ、保険期間を通じて保険証券に記載されたこの特約の保険金額の20%を限度とします。
訴訟対応費用	1事故につき300万円を限度とします。
危機管理実行費用	保険期間を通じて保険証券に記載されたこの特約の保険金額の10%を限度とします。なお、危機管理実行費用のうち見舞金・見舞品費用に対する支払については、被害者1名につき500円を限度とします。

第9条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が、損害の額（注2）を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約（注3）の支払責任額（注1）

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約（注3）の支払責任額（注1）を限度とします。

（注1）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注2）それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち、最も低い免責金額を差し引いた額とし、この保険契約（注3）に縮小支払割合の適用がある場合は、その割合を乗じて得た額とします。

（注3）この保険契約に、この補償特約以外の補償特約が付帯されている場合は、この補償特約のみをいいます。

第10条（事故発生時の義務等）

（1）保険契約者または被保険者は、次のことを行うものとし、かつ、そのために必要なすべての手段を講じなければなりません。

① 保険事故が発生した場合は、これによる損害の発生および拡大の防止に努めること。

② 他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合には、権利の保全または行使について必要な手続をすること。

③ あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認しないこと。

（2）保険契約者または被保険者は、保険事故が発生したことを知った場合は、次のことを、遅滞なく、当会社に書面等により通知しなければなりません。

① 保険事故について次のアおよびイの事項

ア．保険事故発生の日時・場所およびその状況ならびに被害者がある場合は被害者の住所・氏名等

イ．アについて、証人となる者がある場合は、その者の住所・氏名等

② 損害賠償の請求を受けた場合はその内容

③ 他の保険契約等の有無および内容（注）

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

（3）保険契約者または被保険者が損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合には、ただちに当会社に通知のうえ、書面による当会社の承認を得なければならないものとし、損害賠償責任に関する訴訟を提起された場合には、ただちに当会社に通知しなければなりません。損害賠償責任に関する仲裁、和解もしくは調停に付そうとする場合またはそれらの申出を受けた場合も同様とします。

（4）（1）から（3）までのほか、保険契約者または被保険者は、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また、当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

第 11 条（事故発生時の義務を怠った場合の保険金支払への影響）

（1）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第 10 条（事故発生時の義務等）（1）から（4）までの規定に違反した場合には、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

① 第 10 条（1）①の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

② 第 10 条（1）②の規定に違反した場合は、他人に損害の賠償請求または求償をすることによって取得することができたと認められる額

③ 第 10 条（1）③の規定に違反した場合は、被保険者に損害賠償責任がないと認められる額

④ 第 10 条（2）から（4）までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額

（2）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第 10 条（事故発生時の義務等）（2）①もしくは②または（4）の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 12 条（当会社による解決の援助およびその協力義務）

当会社は、必要と認めたときは、被保険者に代わって自己の費用で被保険者に対する損害賠償請求の解決にあたることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第 13 条（当会社が求める協力に応じなかった場合の保険金支払への影響）

被保険者が、正当な理由がなく第 12 条（当会社による解決の援助およびその協力義務）の協力に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 14 条（保険金請求権の発生時期および時効）

（1）当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

① 損害賠償金に対する保険金については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時

② ①以外の保険金については、その損害が発生した時

（2）保険金請求権は、（1）に定める時の翌日から起算して 3 年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第 15 条（保険金請求の方法および必要な書類等）

（1）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 保険金の請求書

② 損害賠償金に対する保険金の請求については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任およびその額を示す書類、ならびに損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類

③ ②以外の保険金の請求については、損害およびその額を証明する書類

④ ①から③までのほか、当会社が第 17 条（保険金の支払時期）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面などにおいて定めたもの

（2）当会社は、保険事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（1）以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（3）（1）の規定により、記名被保険者以外の被保険者が保険金の支払を請求する場合は、記名被保険者の同意を得なければなり

ません。

（4）保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または差し押さえることはできません。ただし、第20条（保険金の支払方法および先取特権）（1）①または③の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注）損害賠償金に対する保険金請求権に限ります。

第16条（当会社が求める協力に応じなかった場合または保険金請求書類に偽造等があった場合の保険金支払への影響）

保険契約者または被保険者による次の行為があった場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 正当な理由がなく、第15条（保険金請求の方法および必要な書類等）（2）の規定に違反したこと。

② 第15条（1）または（2）の書類に事実と異なる記載をしたこと。

③ 第15条（1）または（2）の書類もしくは証拠を偽造または変造したこと。

第17条（保険金の支払時期）

当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、保険事故の原因、保険事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約（注2）において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および保険事故と損害との関係

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約（注2）において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注1）請求完了日とは、被保険者が第15条（保険金請求の方法および必要な書類等）（1）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）この保険契約に、この補償特約以外の補償特約が付帯されている場合は、この補償特約のみをいいます。

第18条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）

第17条（保険金の支払時期）の確認をするため、次の特別な照会または調査が不可欠な場合には、第17条の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次の日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

照会または調査	日数
① 第17条①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）	180日
② 第17条①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における第17条①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④ 第17条①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

（注1）請求完了日とは、被保険者が第15条（保険金請求の方法および必要な書類等）（1）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

第19条（保険金の支払に必要な確認を妨げた場合または協力をしない場合の保険金支払時期への影響）

第17条（保険金の支払時期）および第18条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）に記載の必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、こ

れにより確認が遅延した期間については、第 17 条および第 18 条に記載の期間に算入しないものとします。
（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第 20 条（保険金の支払方法および先取特権）

（1）第５条（損害の範囲）（1）①で支払対象となる損害賠償金について、当会社は、次の規定に従い、保険金を支払います。

① 被保険者から損害賠償請求権者に対する損害の賠償が既に行われている場合は、当会社から被保険者に支払います。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。

② 被保険者から損害賠償請求権者に対する損害の賠償が行われていない場合で、被保険者から指図があるときは、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払います。

③ 被保険者から損害賠償請求権者に対する損害の賠償が行われていない場合で、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したときは、当会社から被保険者に支払います。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

（2）（1）の規定にかかわらず、損害賠償請求権者は、損害賠償金に関する被保険者の保険金請求権について先取特権を有するものとし、これが行使された場合は、次の規定に従い、保険金を支払います。

① 被保険者から損害賠償請求権者に対する損害の賠償が行われていない場合で、損害賠償請求権者が先取特権を行使したときは、当会社は、直接、損害賠償請求権者に保険金を支払います。

② 損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と第５条（損害の範囲）（1）②から⑦までで支払対象となる費用について被保険者が当会社に対して請求することができる保険金の合計額が、第８条（保険金の支払額）（2）に規定する保険金額を超える場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第 21 条（当会社による第三者に対する権利の取得）

（1）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
　被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合
　被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（2）（1）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（3）保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第 22 条（普通保険約款等との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を適用します。

食中毒・特定感染症利益補償特約

この特約は、総合事業者保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）に付帯され、営業損失・経済損害補償グループに属するものとします。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
え	営業	営業収益の計上が可能な被保険者の業務をいいます。

	用語	定義
え	営業収益	「売上高」によって定める営業上の収益をいいます。
	営業損失	営業費用から営業収益を差し引いた額をいいます。
	営業費用	売上原価または製造原価、一般管理費、販売費等営業に要する費用をいいます。
	営業利益	営業収益から営業費用を差し引いた額をいいます。
き	記名被保険者	保険証券に記名被保険者として記載された者をいいます。
け	経常費	保険事故の有無にかかわらず、営業を継続するために支出を要する費用をいいます。
し	施設	被保険者の営業のための施設をいいます。
	収益減少額	標準営業収益から補償期間中の営業収益を差し引いた額をいいます。
	収益減少防止費用	標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するために補償期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち、通常要する費用を超える額をいいます。
そ	喪失利益	保険事故の発生により営業が休止または阻害されたために生じた損失のうち、補償経常費および保険事故が発生しなかったならば計上することができた営業利益の額をいいます。
	損失	喪失利益および収益減少防止費用をいいます。
た	他人	被保険者以外の者をいいます。
	他の保険契約等	この補償特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
と	特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第６条第２項から第４項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。
ね	年間営業収益	保険事故発生直前 12 か月の営業収益をいいます。
ひ	標準営業収益	保険事故発生直前 12 か月のうち、補償期間に応当する期間の営業収益をいいます。
ほ	暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
	保険価額	年間営業収益に利益率を乗じて得られた額をいいます。
	補償期間	保険金支払の対象となる期間をいい、特に定める場合を除き、第１条（保険事故の範囲）①もしくは②に規定する届出または③に規定する処置の行われた時に始まり、保険事故の営業に対する影響が消滅した状態に営業収益が回復した時に終わります。ただし、いかなる場合も保険証券に記載された補償期間を超えないものとします。
	補償経常費	経常費のうち、別表に記載された費用をいいます。
	補償項目の合計金額	営業利益および補償経常費の合計金額をいいます。
り	利益率	直近の会計年度（１年間）において、次の算式により得られた割合をいいます。 $\text{利益率} = \frac{\text{補償項目の合計金額}}{\text{営業収益}}$ ただし、この期間中に営業損失が生じた場合は、次の算式により得られた割合をいいます。 $\text{利益率} = \frac{\text{補償経常費} - \text{営業損失} \times \frac{\text{補償経常費}}{\text{経常費}}}{\text{営業収益}}$

＜法令＞

この特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。

	法令（法令番号）
か	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）
さ	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
し	食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）
へ	弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）

第１条（保険事故の範囲）

この特約において保険事故とは、日本国内において発生した次のいずれかに該当する偶然な事故をいいます。

① 食中毒の発生

施設における食中毒の発生または施設において製造、販売もしくは提供した食品に起因する食中毒の発生。ただし、食品衛生法の規定に基づき所轄保健所長に届出のあったものに限ります。

② 特定感染症の発生

施設における特定感染症の発生。ただし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づき所轄保健所長に届出のあったものに限ります。

③ 病原菌汚染の疑いによる消毒等の処置

施設が食中毒または特定感染症の原因となる病原菌に汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の処置

第２条（被保険者の範囲）

この特約において被保険者とは、記名被保険者をいいます。

第３条（保険金を支払う場合）

当会社は、保険事故により、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、保険金を支払います。

第４条（保険期間と保険の対象となる事故の関係）

当会社は、保険事故が保険期間中に発生した場合に限り、保険金を支払います。

第５条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の事由によって生じた損失に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者または被保険者（注）の故意または重大な過失

② 被保険者の故意または重大な過失による法令違反

③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動または労働争議中の暴力行為、破壊行為その他の違法行為もしくは秩序の混乱

④ 地震、噴火、洪水、津波または高潮

⑤ ③または④の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑥ 脅迫または恐喝等の目的をもって行われる被保険者の営業に対する妨害行為

（注）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第６条（保険金の支払額）

（１）当会社が保険金を支払うべき損失の額は、次の規定に従ってこれを算出します。

① 喪失利益については、次の算式により得られた額とします。

$$\boxed{\text{喪失利益}} = \boxed{\text{収益減少額}} \times \boxed{\text{利益率}} - \boxed{\begin{array}{c}\text{補償期間中に支出を免れた}\\ \text{補償経常費の額}\end{array}}$$

② 収益減少防止費用については、直近の会計年度（１年間）において、次の算式により得られた額とします。ただし、その費用の支出によって減少することを免れた営業収益に利益率を乗じて得られた額を限度とします。

$$\boxed{\text{収益減少防止費用}} = \boxed{\text{収益減少防止費用の額}} \times \frac{\boxed{\text{補償項目の合計金額}}}{\boxed{\text{営業利益}} + \boxed{\text{経常費}}}$$

③ 当会社が１事故について支払うべき保険金の額は、①および②の算式によって算出した額の合計額とします。ただし、次の算式によって算出した額が零未満の場合は零とします。

$$\left\{\left(\boxed{\text{喪失利益}} + \boxed{\begin{array}{c}\text{収益減少}\\ \text{防止費用}\end{array}}\right) - \boxed{\begin{array}{c}\text{免責金額}\\ \text{（注）}\end{array}}\right\} \times \boxed{\begin{array}{c}\text{縮小支払割合}\\ \text{（注）}\end{array}}$$

なお、保険料算出の基礎となる補償項目の合計金額が保険価額より少ない場合は、当会社は、次の算式により得られた額を支払います。

$$\left\{\left(\boxed{\text{喪失利益}}+\boxed{\begin{array}{c}\text{収益減少}\\\text{防止費用}\end{array}}\right)-\boxed{\begin{array}{c}\text{免責金額}\\\text{（注）}\end{array}}\right\}\times\boxed{\begin{array}{c}\text{縮小支払割合}\\\text{（注）}\end{array}}\times\frac{\boxed{\text{補償項目の合計金額}}}{\boxed{\text{保険価額}}}$$

（注）保険証券に記載がある場合は、この特約の免責金額および縮小支払割合を適用します。

（２）当会社が支払うべき（１）の保険金の額は、保険証券に記載されたこの特約の保険金額を限度とします。

（３）営業につき特殊な事情の影響があった場合または営業の趨勢（すうせい）が著しく変化した場合（注）には、当会社は、損失の額の算出にあたり、被保険者と協議による合意に基づき、標準営業収益、年間営業収益および利益率を保険事故がなければ得られたと推定される値等に調整することがあります。

（注）営業につき特殊な事情の影響があった場合または営業の趨勢（すうせい）が著しく変化した場合とは、合併、会社分割、事業の譲渡または譲受け、株式交換、株式移転等の組織変更、自然災害、天候・消費者の嗜好（しこう）の変化、経済情勢の急激な変動等による場合をいいます。

第７条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注１）の合計額が、損失の額（注２）を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

①　他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約（注３）の支払責任額（注１）

②　他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損失の額（注２）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約（注３）の支払責任額（注１）を限度とします。

（注１）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注２）それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち、最も低い免責金額を差し引いた額とし、この保険契約（注３）に縮小支払割合の適用がある場合は、その割合を乗じて得た額とします。

（注３）この保険契約に、この補償特約以外の補償特約が付帯されている場合は、この補償特約のみをいいます。

第８条（事故発生時の義務等）

保険契約者または被保険者は、当会社が保険金を支払うべき損失またはその原因となるべき事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

①　損失の発生および拡大の防止に努めること。この場合において、当会社は、損失の発生および拡大の防止に要した費用を負担しません。

②　他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合には、権利の保全または行使について必要な手続をすること。

③　保険事故発生の日時、場所、保険事故の状況、第１条（保険事故の範囲）①もしくは②に規定する届出または③に規定する処置の行われた日時を、遅滞なく、当会社に書面等で通知すること。

④　当会社が保険金を支払うべき損失の発生を当会社に遅滞なく通知すること。

⑤　他の保険契約等の有無および内容（注）について遅滞なく当会社に通知すること。

⑥　①から⑤までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う調査に協力すること。

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第９条（事故発生時の義務を怠った場合の保険金支払への影響）

（１）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第８条（事故発生時の義務等）①から⑥までの規定に違反した場合には、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

①　第８条①の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損失の額

②　第８条②から⑥までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額

（２）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第８条（事故発生時の義務等）⑥の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 10 条（保険金請求権の発生時期および時効）

（1）当会社に対する保険金請求権は、補償期間が終了した時から発生し、これを行使することができるものとします。

（2）（1）の規定にかかわらず、喪失利益が 1 か月以上継続して生じ、さらに継続して生じる見込みがある場合は、被保険者は、補償期間の終了前であっても、収益減少防止費用を除き保険金の内払を請求することができます。この場合には、第 11 条（保険金請求の方法および必要な書類等）（1）③の書類の提出を要しません。

（3）保険金請求権は、（1）に定める時の翌日から起算して 3 年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第 11 条（保険金請求の方法および必要な書類等）

（1）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 保険金の請求書

② 損失の額を証明する書類

③ 補償期間が終了した事実を確認できる書類

④ ①から③までのほか、当会社が第 13 条（保険金の支払時期）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面などにおいて定めたもの

（2）当会社は、保険事故の内容または損失の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（1）以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

第 12 条（当会社が求める協力に応じなかった場合または保険金請求書類に偽造等があった場合の保険金支払への影響）

保険契約者または被保険者による次の行為があった場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 正当な理由がなく、第 11 条（保険金請求の方法および必要な書類等）（2）の規定に違反したこと。

② 第 11 条（1）または（2）の書類に事実と異なる記載をしたこと。

③ 第 11 条（1）または（2）の書類または証拠を偽造しまたは変造したこと。

第 13 条（保険金の支払時期）

当会社は、請求完了日（注 1）からその日を含めて 30 日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、保険事故の原因、保険事故発生の状況、損失発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約（注 2）において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損失の額（注 3）および保険事故と損失との関係

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約（注 2）において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損失について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注 1）請求完了日とは、被保険者が第 11 条（保険金請求の方法および必要な書類等）（1）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注 2）この保険契約に、この補償特約以外の補償特約が付帯されている場合は、この補償特約のみをいいます。

（注 3）保険価額を含みます。

第 14 条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金の支払時期）

第 13 条（保険金の支払時期）の確認をするため、次の特別な照会または調査が不可欠な場合には、第 13 条の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注 1）からその日を含めて次の日数（注 2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

照会または調査	日数
① 第13条①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注３）	180日
② 第13条①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における第13条①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④ 第13条①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

（注１）請求完了日とは、被保険者が第11条（保険金請求の方法および必要な書類等）（１）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注２）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注３）弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

第15条（保険金の支払に必要な確認を妨げた場合または協力をしない場合の保険金支払時期への影響）

第13条（保険金の支払時期）および第14条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金の支払時期）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、第13条または第14条の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第16条（当会社による第三者に対する権利の取得）

（１）損失が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損失に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が損失の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損失の額を差し引いた額

（２）（１）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（３）保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（１）または（２）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第17条（普通保険約款等との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を適用します。

別表

販売業の場合	製造業の場合	
［損益計算書］	［損益計算書］	［製造原価報告書］
（一般管理費および販売費）	（一般管理費および販売費）	（労　務　費）
１．販売員給料手当	１．販売員給料手当	１．基本給
２．販売員旅費	２．販売員旅費	２．諸手当、福利費
３．広告宣伝費	３．広告宣伝費	（経　　費）
~~４．発送費・配達費~~	~~４．発送費・配達費~~	~~１．電力費~~
５．役員給料手当	５．役員給料手当	~~２．ガス水道費~~
６．事務員給料手当	６．事務員給料手当	~~３．運賃~~
７．減価償却費	７．減価償却費	４．減価償却費
８．地代家賃	８．地代家賃	５．修繕費

9．修繕費	9．修繕費	6．租税公課
10. 事務用消耗品費	10. 事務用消耗品費	7．不動産賃借料
11. 通信交通費	11. 通信交通費	8．保険料
12. 雑費	12. 雑費	9．旅費、交通費、通信費
		10. 雑費

（注）上記項目のうち、取消線が引かれた項目は補償対象外となります。

雇用慣行賠償責任補償特約

この特約は、総合事業者保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）に付帯され、賠償責任補償グループに属するものとします。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
い	一連の相談	同一の不当な行為またはその不当な行為に関連する他の不当な行為に起因して記名被保険者が行ったすべての相談をいいます。なお、一連の相談は、最初の相談が行われた時にすべて行われたものとみなします。
	一連の損害賠償請求	損害賠償請求がなされた時、場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、同一の不当な行為またはその不当な行為に関連する他の不当な行為に起因するすべての損害賠償請求をいいます。なお、一連の損害賠償請求は、最初の損害賠償請求がなされた時にすべてなされたものとみなします。
き	記名被保険者	保険証券に記名被保険者として記載された者をいいます。
け	継続契約	雇用慣行賠償責任補償特約（注１）付保険契約の保険期間の終了日（注２）を保険期間の開始日とする雇用慣行賠償責任補償特約付保険契約をいいます。 （注１）AIG 損害保険株式会社の従業員管理責任特約および雇用慣行賠償責任特約を含みます。 （注２）その雇用慣行賠償責任補償特約付保険契約が終了日前に解除または解約されていた場合にはその解除日または解約日をいいます。
	建設業	建設業法第１章第２条（定義）第２項の元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。
こ	個人	記名被保険者の役員および従業員以外の個人をいいます。
し	事業主相談費用等	第１条（保険事故の範囲）②に規定する申立てを受けて、記名被保険者が負担する可能性のある責任について記名被保険者が行う法的な相談およびこれに伴い生じた交渉等に要する費用（注１）として、弁護士に対して支出した費用であって、当会社があらかじめ書面により妥当かつ必要と認めたものをいいます。ただし、顧問料（注２）および損害賠償請求に関わる交渉等に要する費用を除きます。 （注１）相談費用、着手金、報酬金等を含みます。 （注２）弁護士が契約によって継続的に行う一定のサービスの対価をいいます。
	下請負人	建設業法第１章第２条（定義）第５項の下請負人をいい、建設業を営む記名被保険者と締結された下請契約に基づき、建設工事を遂行する請負人をいいます。なお、下請契約には数次の請負を含みます。
	従業員	記名被保険者の業務のために記名被保険者が雇用し、記名被保険者が賃金、給与その他の報酬を支払い、記名被保険者が職務の遂行に関して管理監督および指揮命令を行う個人をいいます（注）。なお、次のアまたはイに該当する個人を含むものとし、この場合において、この特約における「雇用」の用語は、それぞれ「労働者派遣」または「出向」と読み替えるものとします。 ア．記名被保険者との間で締結された適法な労働者派遣契約のもとに、派遣元事業主から記名被保険者に対して派遣され、記名被保険者の職務の遂行に関して記名被保険者による管理監督および指揮命令を受けて記名被保険者のために労働する派遣労働者 イ．記名被保険者との間で締結された適法な出向契約のもとに、出向元事業主から記名被保険者に対して出向され、記名被保険者の職務の遂行に関して記名被保険者による管理監督および指揮命令を受けて記名被保険者のために労働する出向者 （注）常勤、非常勤または季節的な従業員を含み、コンサルタント、請負人、代理人および記名被保険者の役員を除きます。
	初年度契約	継続契約以外の雇用慣行賠償責任補償特約付保険契約をいいます。

	用語	定義
し	人格権侵害・宣伝障害	記名被保険者の業務に関して行われた次に掲げる行為または宣伝活動（不特定多数の者に対して記名被保険者の業務、商品、役務等の情報を提供することをいい、以下同様とします。）に起因する権利侵害で、身体障害もしくはそれらに伴う精神的苦痛、または財物の損壊もしくは使用不能および工事遅延以外のものをいいます。 ア．他人の自由を侵害するまたは名誉を毀損する不当な身体の拘束 イ．他人のプライバシーを侵害する口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為または宣伝活動 ウ．他人を誹謗するまたは他人の商品もしくは役務を中傷する口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為または宣伝活動 エ．他人の著作権、標題または標語（特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権等を含みません。）を侵害する宣伝活動
	身体障害	人の身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
そ	損害賠償請求	被保険者に対して日本国内でなされた、次に該当するものをいいます。なお、損害賠償請求には、労使間の団体交渉および団体交渉において合意された事項に関する請求を含まないものとします。 ア．金銭的賠償または非金銭的救済を求める訴訟その他一切の法的民事紛争処理手続（注） イ．被保険者の民事責任を追及する書面による要求 （注）反訴、仲裁、調停または和解等を含みます。
	損害賠償請求権者	保険事故について、被保険者に対する損害賠償請求の権利を有する者をいいます。
た	第三者ハラスメント	役員または従業員が、記名被保険者との委任または雇用関係にある間に、記名被保険者の業務の遂行上、または役員または従業員としての地位に関連して、個人に対して行ったハラスメント（パワーハラスメント、セクシャルハラスメントまたはいじめを含むものとし、対価型、環境型またはその他であるかを問いません。）または名誉毀損、誹謗、中傷、侮辱行為もしくはプライバシーの侵害をいいます。
	他の保険契約等	この補償特約の全部または一部に対して支払責任が同じである、この保険契約に付帯される他の補償特約または他の保険契約もしくは共済契約をいいます。
ふ	福利厚生給付	記名被保険者から従業員に対して給付される次の権利、資格その他の給付をいいます。 ア．社用車の支給、旅費の支給、健康保険料、医療保険料または生命保険料の給付、教育手当または研修手当の支給、機器の支給、その他類似の給付を含む、非金銭的給付または従業員の負担分を補償するための給付 イ．株式、新株予約権もしくはこれらと同様の性質を有するエクイティにかかる権利またはこれらの受給資格もしくは受給権利およびこれらの権利の取得プランへの参加権 ウ．退職一時金もしくは解雇手当の支払またはこれらの支払を受ける権利 エ．有給休暇または無給休暇に関する各種の給付、支給または受給資格 オ．報奨金、特別手当、奨励金もしくはインセンティブまたはこれらに基づく受給資格もしくは権利 カ．年金基金、退職年金、またはそれらに類するその他のプラン（注）に関してなされる、給付もしくは拠出 （注）退職時、所定の年齢到達時もしくは所定の事由発生時に、その全部もしくは一部を支給することを目的とするものをいいます。

	用語	定義
ふ	不当雇用慣行	過去、現在または将来における、記名被保険者との雇用関係に関する次の事由をいいます。 ア．不当な解雇または事実上もしくは契約上の不当な雇用関係の終了（注１） イ．ハラスメント（注２）または名誉毀損、誹謗、中傷、侮辱行為もしくはプライバシーの侵害 ウ．不当な差別行為 エ．不当な報復行為 オ．雇用に関してなされた、虚偽または誤解を与える説明 カ．不当に雇用せずもしくは昇進させない行為、就労機会を不当に剥奪する行為、不当に降格させる行為、または従業員を適切に評価しない行為 キ．不当な懲戒行為 （注１）黙示の契約に対する違反行為を含みます。 （注２）パワーハラスメント、セクシャルハラスメントまたはいじめを含むものとし、対価型、環境型またはその他であるかを問いません。
	不当な行為	日本国内でなされた不当雇用慣行および第三者ハラスメントをいいます。
へ	弁護士	弁護士法の規定により日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録された弁護士をいいます。ただし、業務停止処分等によって弁護士としての活動を制限されている期間に該当する弁護士は、その制限期間中は、この特約における弁護士には含みません。
ほ	防御費用	損害賠償請求に関する調査、交渉、争訟（注１）に関して生じた費用（注２）であって、当会社があらかじめ書面により妥当かつ必要と認めたものをいいます。ただし、記名被保険者の役員および従業員に対する賃金、給与、賞与その他の報酬ならびに損害賠償請求がなされる前に発生した費用を除きます。 （注１）訴訟、仲裁、調停または和解等をいいます。 （注２）弁護士費用を含みます。
や	役員	記名被保険者の会社法上の取締役、監査役、執行役、会計参与その他これらに準じる地位にある者をいいます。

＜法令＞

この特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。

	法令（法令番号）
か	会社法（平成 17 年法律第 86 号）
さ	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
へ	弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）

第１条（保険事故の範囲）

この特約において、保険事故とは、次のいずれかをいいます。

① 不当な行為を請求の理由として、日本国内で被保険者に対して損害賠償請求がなされたこと。

なお、第三者ハラスメントを請求の理由とする損害賠償請求については、第三者ハラスメントを受けた個人を当時雇用していた会社等の組織（下請負人またはその会社法上の取締役、監査役、執行役、会計参与その他これらに準じる地位にある者もしくはその従業員（従業員の定義に準じます。）を含みます。）が当該第三者ハラスメントを直接の理由として被保険者（第２条（１）③に規定する被保険者を除きます）に対してなす求償目的の損害賠償請求がなされたことを含むものとします。

② ①に規定する損害賠償請求がなされる前に、記名被保険者が、労働組合（注１）、弁護士、社会保険労務士（注２）、労働局または労働基準監督署から、不当な行為の疑いがあるとの申立てを受け、日本国内で弁護士への相談を行ったこと。

（注１）記名被保険者の労働組合またはこれに類似するその他の社内組織を除きます。

（注２）記名被保険者が顧問契約を締結している弁護士および社会保険労務士を除きます。

第２条（被保険者の範囲）

（１）第１条（保険事故の範囲）①に規定する保険事故については、被保険者とは、次の者をいいます。

① 記名被保険者

② 記名被保険者の役員および従業員（注）

（注）既に退任している役員または既に退職している従業員を含みます。

③ 第三者ハラスメントを請求の理由とする損害賠償請求についてのみ、建設業を営む記名被保険者の下請負人が記名被保険者と共に損害賠償請求を受けた場合に限り、当該下請負人またはその会社法上の取締役、監査役、執行役、会計参与その他これらに準じる地位にある者もしくはその従業員（従業員の定義に準じます。）も被保険者に含むものとします。

（２）第１条（保険事故の範囲）②に規定する保険事故については、被保険者とは、記名被保険者をいいます。

第３条（保険金を支払う場合）

当会社は、保険事故に起因して、被保険者が被る損害に対して、保険金を支払います。

第４条（保険期間と保険の対象となる事故の関係）

当会社は、次の場合に限り、保険金を支払います。

① 第１条（保険事故の範囲）①に規定する保険事故については、不当な行為を請求の理由として、保険期間中に日本国内で被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合

② 第１条(保険事故の範囲)②に規定する保険事故については､保険期間中に記名被保険者が日本国内で弁護士への相談を行った場合

第５条（損害の範囲）

（１）当会社が保険金を支払うべき第３条（保険金を支払う場合）に規定する損害は、次の損害をいいます。

① 第１条（保険事故の範囲）①に規定する保険事故については、次の損害

ア．被保険者に対する判決または裁定（注１）による損害賠償金額

イ．和解金および示談金（注２）

ウ．アの判決または裁定により被保険者が支払うべきとされる訴訟費用または裁定費用

エ．防御費用

② 第１条（保険事故の範囲）②に規定する保険事故については、事業主相談費用等

（注１）その他類似の公的機関による法的拘束力のある命令を含みます。

（注２）当会社があらかじめその内容を書面により認めていた場合に限ります。

（２）損害には、次に掲げるものは含みません。

① 罰金、科料、過料、課徴金、懲罰的損害賠償金または倍額賠償金（注１）の加重された部分、税金、被保険者が法的支払義務を負わないもの、および法律上保険が適用できないとされる事由によるもの

② 福利厚生給付または福利厚生給付に相当する額

③ 労災補償、療養補償、障害者補償、解雇予告手当、解雇手当、失業手当、雇用保険、退職金、退職手当、超過勤務手当、社会保険法上の給付その他これらに類似するものに関し、記名被保険者が従業員または個人に関して負担し、または従業員もしくは個人に対して支払うべきあらゆる法令上または契約上の義務に基づく記名被保険者の負担金

④ 労働の対価として従業員に対して支払うべき賃金、給与、賞与その他の報酬（注２）

⑤ 個人または個人を雇用する法人等の報酬および得べかりし利益

⑥ 障害者に対する建物もしくは施設または提供されるサービスへのアクセスもしくは利便性を向上させるために行われる建物または施設の改修または変更に関し、被保険者が負担する費用

⑦ 不当雇用慣行に関する教育、矯正、啓発等を目的とするプログラム、方針またはセミナーに関し、被保険者が負担する費用

（注１）これに類似するものを含みます。

（注２）不当雇用慣行により支払われなかったものを除きます。

第６条（保険金を支払わない場合）

（１）当会社は、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 次の行為に起因する損害賠償請求または弁護士への相談。なお、この規定の適用の判断において、記名被保険者の役員または従業員による行為は、他の被保険者には影響しません。ただし、記名被保険者の役員による行為は、記名被保険者による行為とみなします。

ア．被保険者による背信行為または犯罪行為（注１）

イ．被保険者が法令または契約（注２）に違反することを認識しながら（注３）行った行為

② 記名被保険者の株主が、株主としての地位に基づき提起する損害賠償請求

③ 次の事由に起因するまたは関連する損害賠償請求または弁護士への相談。なお、イおよびウの適用の判断において、記名被保険者の役員または従業員に関する事由は、他の被保険者には影響しません。ただし、記名被保険者の役員についてこの規定に規定する事由が存在する場合は、その事由は、記名被保険者について存在するものとみなします。

ア．初年度契約の保険期間の開始日前になされた次の行為（注４）

（ア）不当な解雇または事実上もしくは契約上の不当な雇用関係の終了（注５）

（イ）不当に雇用しない行為（注６）

イ．初年度契約の保険期間の開始日前になされたアに掲げる行為以外の不当な行為。ただし、被保険者がかかる不当な行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれがあることを初年度契約の保険期間の開始日以前に知っていた場合（注７）、または第１条（保険事故の範囲）②に規定する申立てが初年度契約の保険期間の開始日以前になされていた場合に限ります。

ウ．有効な保険契約に基づいて、初年度契約の保険期間の開始日前に通知されている（注８）、被保険者が知っている事実または損害賠償請求がなされるおそれのある状況

④ 初年度契約の保険期間の開始日において係争中もしくは既に提起されていた訴訟（注９）に起因もしくは関連する損害賠償請求もしくは弁護士への相談、またはこれらの訴訟（注９）において請求の理由とされた事実と同一もしくは関連する事実に起因する損害賠償請求もしくは弁護士への相談

⑤ 被保険者、子会社（注 10）もしくは親会社（注 11）またはこれらの代理人により提起された損害賠償請求。ただし、この規定は、次の損害賠償請求には適用しません。

ア．不当雇用慣行を請求の理由とする損害賠償請求

イ．第三者ハラスメントを請求の理由とする損害賠償請求

ウ．記名被保険者の役員または従業員がこの保険契約の対象となる損害賠償請求に関する損害分担を求めて提起した損害賠償請求

⑥ 直接であると間接であるとを問わず、汚染物質（注 12）の排出、流出、溢出もしくは漏出（注 13）に起因する損害賠償請求もしくは弁護士への相談、または汚染物質（注 12）、核物質もしくは核廃棄物質の検査、監視、浄化、除去、隔離、処理、無毒化もしくは中和化の指示もしくは要請に起因する損害賠償請求もしくは弁護士への相談

⑦ 身体障害もしくはそれらに伴う精神的苦痛、または財物の損壊もしくは使用不能を請求の理由とする損害賠償請求またはこれらに起因する弁護士への相談

⑧ 特許権、著作権、商標権その他の知的財産権または営業秘密および個人情報に関する、不正流用、侵害、漏洩または違法行為に起因する損害賠償請求または弁護士への相談

⑨ 直接であると間接であるとを問わず、記名被保険者の支払不能、解散、清算または破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続その他の倒産手続の開始に起因する損害賠償請求または弁護士への相談

（注１）時効の完成等によって刑を科されなかった行為を含みます。

（注２）雇用契約および雇用契約に付随する義務を含みます。

（注３）認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

（注４）その行為と同一のまたは関連もしくは継続するすべての行為は、最初に行為がなされた時にすべてなされたものとみなします。

（注５）黙示の契約に対する違反行為を含みます。

（注６）派遣社員に対する雇い止めを含みます。

（注７）知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

（注８）通知されるべきであったと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

（注９）民事手続、刑事手続、行政手続、取締法規上の手続、公的な調査、和解手続、調停手続、仲裁手続等を含むものとします。

（注 10）記名被保険者の会社法上の子会社の地位にある法人をいいます。

（注 11）記名被保険者の会社法上の親会社の地位にある法人をいいます。

（注 12）固体状、液体状、気体状もしくは熱による刺激物質または汚染物質等をいい、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学物質、アスベスト、鉛、放射性物質および廃棄物質を含みます。廃棄物質には、再利用、再生または再生利用される、核廃棄物質および核物質等を含みます。

（注 13）それらの危険性がある場合を含みます。

（２）当会社は、初年度契約の保険期間の開始日以降に次のいずれかに該当する取引が行われた場合には、これらの取引の発効日の後に行われた不当な行為に起因する損害賠償請求または弁護士への相談がなされたことにより、被保険者が被る損害に対し

ては、保険金を支払いません。なお、この場合においても当会社は保険料を返還しません。ただし、保険契約者または被保険者が、これらの取引が行われた事実を、遅滞なく、当会社に書面等により通知し、中途更改等の手続を行った場合は、この規定を適用しません。

① 記名被保険者が、他の法人または個人と合併または統合すること。

② 記名被保険者が他の法人の子会社になること。

（3）当会社は、日本国外においてなされた損害賠償請求、日本国外で既になされた損害賠償請求に対する判決等の承認もしくは執行について日本国内で提起された損害賠償請求、または日本国外においてなされた弁護士への相談に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

（4）当会社は、第１条（保険事故の範囲）②に規定する申立てが2014年8月29日以前になされていたことに起因する事業主相談費用等に対しては、保険金を支払いません。

第７条（保険金の支払額）

（1）当会社は、損害の額の合計額が、一連の損害賠償請求につき保険証券に記載されたこの特約の免責金額を超過する場合に限り、その超過額を保険金として支払います。ただし、防御費用および事業主相談費用等については、免責金額を適用しません。

（2）当会社が支払うべき（1）の保険金の額は、すべての被保険者に対して支払う保険金の額の合計で、保険証券に記載されたこの特約の保険金額を限度とします。また、第９条（事故発生時の義務等）（3）の規定に従い、この保険契約の保険期間中になされたものとみなされる損害賠償請求についても、保険証券に記載されたこの特約の保険金額が適用されるものとします。ただし、事業主相談費用等に対して当会社が支払うべき保険金の額は、一連の相談につき、100万円を限度とします。

（3）当会社は、防御費用および事業主相談費用等を保険証券に記載されたこの特約の保険金額に加算して支払うものではありません。防御費用および事業主相談費用等は損害の一部であり、（1）および（2）の規定が適用されるものとします。

第８条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

当会社は、他の保険契約等がある場合においては、損害の額が他の保険契約等により保険金または共済金を支払う対象となる金額とその免責金額の合計額、またはこの特約において適用される免責金額のいずれか大きい金額を超過する場合に限り、その超過額についてのみ保険金を支払います。ただし、他の保険契約等が、この補償特約の支払責任限度額の超過額に対して適用されると規定している場合において、それぞれの支払責任額（注１）の合計額が、損害の額（注２）を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約（注３）の支払責任額（注１）

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額（注２）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約（注３）の支払責任額（注１）を限度とします。

（注１）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注２）それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち、最も低い免責金額を差し引いた額とします。

（注３）この保険契約に、この補償特約以外の補償特約が付帯されている場合は、この補償特約のみをいいます。

第９条（事故発生時の義務等）

（1）保険契約者または被保険者は、次のことを行うものとし、かつ、そのために必要なすべての手段を講じなければなりません。

① 被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合または第１条（保険事故の範囲）②に規定する申立てがなされた場合は、これによる損害の発生および拡大の防止に努めること。

② 他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合には、権利の保全または行使について必要な手続をすること。このために必要な費用のうち、当会社が妥当かつ必要と認めたものについては、当会社の負担とします。

③ あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認し、または防御費用もしくは事業主相談費用等の支払を行わないこと。

（2）保険契約者または被保険者は、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合または第１条（保険事故の範囲）②に規定する弁護士への相談を行う場合は、次のことを、遅滞なく（注１）、当会社に書面等により通知しなければなりません。

① 被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合は、被保険者に対してなされた損害賠償請求の内容（注２）および被保険者が最初にその請求を知った時の状況

② 第１条（保険事故の範囲）②に規定する弁護士への相談を行う場合は、同号に規定する申立ての内容（注３）および記名

被保険者が最初にその申立てを知った時の状況

③　他の保険契約等の有無および内容（注４）

（注１）第１条（保険事故の範囲）②に規定する弁護士への相談を行う場合は、あらかじめ

（注２）損害賠償請求者の氏名、申し立てられている不当な行為および原因となる事実に関する情報をいいます。

（注３）申立人の氏名、申し立てられている不当な行為の疑いおよびその根拠となる事実に関する情報をいいます。

（注４）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

（３）保険契約者または被保険者が、保険期間中に、被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況（注）を知った場合には、その状況ならびにその原因となる事実および行為について、発生日および関係者等に関する詳細な内容を添えて、遅滞なく、当会社に書面等により通知しなければなりません。この場合において、通知された事実または行為に起因して、被保険者に対してなされた損害賠償請求は、通知の時をもってなされたものとみなします。

（注）損害賠償請求がなされることが合理的に予想される状況に限ります。

（４）（１）から（３）までのほか、保険契約者または被保険者は、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また、当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

第 10 条（事故発生時の義務を怠った場合の保険金支払への影響）

（１）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第９条（事故発生時の義務等）（１）から（４）までの規定に違反した場合には、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

①　第９条（１）①の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

②　第９条（１）②の規定に違反した場合は、他人に損害の賠償請求または求償をすることによって取得することができたと認められる額

③　第９条（１）③の規定に違反した場合は、被保険者に損害賠償責任がないと認められる額、または当会社が承認していない防御費用もしくは事業主相談費用等の額

④　第９条（２）から（４）の規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額

（２）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第９条（事故発生時の義務等）（２）①、②もしくは③または（４）の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 11 条（当会社による解決の援助およびその協力義務）

当会社は、必要と認めたときは、被保険者に代わって自己の費用で被保険者に対する損害賠償請求の解決にあたることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第 12 条（当会社が求める協力に応じなかった場合の保険金支払への影響）

被保険者が、正当な理由がなく第 11 条（当会社による解決の援助およびその協力義務）の協力に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 13 条（争訟）

当会社は、この保険契約の対象となる損害賠償請求が被保険者に対してなされた場合に、防御の義務を負わないものとします。

第 14 条（保険金請求権の発生時期および時効）

（１）当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

①　損害賠償金に対する保険金については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時

②　①以外の保険金については、その損害が発生した時

（２）保険金請求権は、（１）に定める時の翌日から起算して３年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第 15 条（保険金請求の方法および必要な書類等）

（１）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 保険金の請求書
② 損害賠償金に対する保険金の請求については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任およびその額を示す書類、ならびに損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
③ ②以外の保険金の請求については、損害およびその額を証明する書類
④ ①から③までのほか、当会社が第17条（保険金の支払時期）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面などにおいて定めたもの

（2）当会社は、損害賠償請求の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（1）以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（3）（1）の規定により、記名被保険者以外の被保険者が保険金の支払を請求する場合は、記名被保険者の同意を得なければなりません。

（4）保険金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または差し押さえることはできません。ただし、第20条（保険金の支払方法および先取特権）（1）①または③の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

第16条（当会社が求める協力に応じなかった場合または保険金請求書類に偽造等があった場合の保険金支払への影響）

保険契約者または被保険者による次の行為があった場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 正当な理由がなく、第15条（保険金請求の方法および必要な書類等）（2）の規定に違反したこと。
② 第15条（1）または（2）の書類に事実と異なる記載をしたこと。
③ 第15条（1）または（2）の書類もしくは証拠を偽造または変造したこと。

第17条（保険金の支払時期）

当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、保険事故の原因、保険事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約（注2）において定める事由に該当する事実の有無
③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および保険事故と損害との関係
④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約（注2）において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注1）請求完了日とは、被保険者が第15条（保険金請求の方法および必要な書類等）（1）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）この保険契約に、この補償特約以外の補償特約が付帯されている場合は、この補償特約のみをいいます。

第18条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）

第17条（保険金の支払時期）の確認をするため、次の特別な照会または調査が不可欠な場合には、第17条の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次の日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

照会または調査	日数
① 第17条①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）	180日
② 第17条①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における第17条①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④ 第17条①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

（注１）請求完了日とは、被保険者が第 15 条（保険金請求の方法および必要な書類等）（１）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注２）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注３）弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

第 19 条（保険金の支払に必要な確認を妨げた場合または協力をしない場合の保険金支払時期への影響）

第 17 条（保険金の支払時期）および第 18 条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）に記載の必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、第 17 条および第 18 条に記載の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第 20 条（保険金の支払方法および先取特権）

（１）第５条（損害の範囲）（１）で支払対象となる損害賠償金について、当会社は、次の規定に従い、保険金を支払います。

① 被保険者から損害賠償請求権者に対する損害の賠償が既に行われている場合は、当会社から被保険者に支払います。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。

② 被保険者から損害賠償請求権者に対する損害の賠償が行われていない場合で、被保険者から指図があるときは、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払います。

③ 被保険者から損害賠償請求権者に対する損害の賠償が行われていない場合で、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したときは、当会社から被保険者に支払います。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

（２）（１）の規定にかかわらず、損害賠償請求権者は、損害賠償金に関する被保険者の保険金請求権について先取特権を有するものとし、これが行使された場合は、次の規定に従い、保険金を支払います。

① 被保険者から損害賠償請求権者に対する損害の賠償が行われていない場合で、損害賠償請求権者が先取特権を行使したときは、当会社は、直接、損害賠償請求権者に保険金を支払います。

② 損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と第５条（損害の範囲）（１）で支払対象となる費用について被保険者が当会社に対して請求することができる保険金の合計額が、第７条（保険金の支払額）（２）に規定する保険金額を超える場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第 21 条（当会社による第三者に対する権利の取得）

（１）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（２）（１）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（３）保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（１）または（２）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第 22 条（人格権侵害・宣伝障害を補償する他の保険契約がある場合の支払額）

事業総合賠償責任保険等の人格権侵害・宣伝障害を請求の理由とする損害賠償請求を補償する他の保険契約がある場合には、この保険契約は他の保険契約に優先して、保険金を支払います。

第 23 条（普通保険約款等との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を適用します。

財物損害補償特約

この特約は、総合事業者保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）に付帯され、物の損害補償グループに属するものとします。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
お	屋外設備・装置	建物の外部にあって、地面等に固着されている設備、装置、機械等をいいます。ただし、この補償特約においては、第２条（保険の対象の範囲）（３）①に掲げる物は除きます。
	汚染物質または混入物	煙、蒸気、すす、ガス、酸、アルカリ、化学物質および廃棄物（注１）を含むあらゆる固体、液体、気体または熱による刺激物または混入物であって、排出後に人の健康もしくは厚生を害する原因となりうるかもしくはそのおそれがあるものまたは保険の対象についての損害、劣化、経済的価値もしくは商品性の低下もしくは使用不能損害の原因となるかもしくはそのおそれがあるものをいいます（注２）。 （注１）廃棄物には、リサイクル品、中古品または再生品となるべき物質を含みます。 （注２）細菌、ウィルスまたは有害物質を含みます。
さ	再調達価額	損害が生じた地および時において、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。ただし、保険の対象が貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董（こっとう）、彫刻物その他の美術品の場合は、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいい、保険の対象が商品・製品等の場合は、その保険の対象の再仕入価額（注）をいいます。 （注）死蔵品については市場価額を考慮した減額を行います。
	残存物取片づけ費用	保険事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
し	敷地内	特別の約定がない限り、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
	支払限度額	保険証券記載の支払限度額をいいます。
	商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
	親族	６親等内の血族、配偶者または３親等内の姻族をいいます。
す	水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等をいいます。
せ	雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩（なだれ）をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
	設備・什器（じゅうき）等	設備、装置、機械、器具、工具、什器（じゅうき）または備品をいい、屋外設備･装置を除きます。
そ	騒擾（そうじょう）およびこれに類似の集団行動	群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害されるかまたは被害を生ずる状態であって、暴動に至らないものをいいます。
	損害	保険事故によって保険の対象について生じた損害をいい、事故の際に消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
た	建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置を除きます。
	他の保険契約等	この補償特約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または建物以外のものについて締結された第３条（保険金を支払う場合）の損害または費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。また、どのような名称であるかを問いません。
と	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
	土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。

	用語	定義
は	破裂もしくは爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
ふ	風災	台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。
	復旧期間	保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間（注）をいいます。 （注）保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。
ほ	暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
	保険金	次の保険金をいいます。 ア．損害保険金 イ．残存物取片づけ費用保険金 ウ．修理付帯費用保険金 エ．地震火災費用保険金 オ．損害防止費用保険金
	保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
め	免責金額	損害の額のうち保険契約者または被保険者の自己負担額で、保険証券記載の免責金額をいいます。ただし、保険証券に記載のない場合、免責金額は適用されません。
や	約定補償割合	保険証券記載の約定補償割合をいいます。
よ	預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

＜法令＞

この特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。

	法令（法令番号）
こ	航空法（昭和 27 年法律第 231 号）
さ	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
へ	弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）

第１条（保険事故の範囲）

この特約において保険事故とは、次のいずれかに該当する事故をいいます。

① 火災、落雷または破裂もしくは爆発

② 風災、雹災（ひょうさい）または雪災

③ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触（注１）

④ 次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水（いっすい）（注３）

ア．給排水設備（注４）に生じた事故（注５）

イ．被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故

⑤ 騒擾（そうじょう）およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

⑥ 盗難

⑦ 設備・什器（じゅうき）等が保険の対象である場合において、保険証券記載の建物内における業務用通貨または預貯金証書の盗難

（注１）直接か間接か、全体的か部分的であるかまたはこの条の事故の影響を受けもしくはそれが悪化したものであるかを問わず、汚染物質または混入物の放射、放出、漏れまたは飛散（注２）を除きます。

（注２）これらに類するものまたはこれらの疑いもしくはおそれを含みます。

（注３）水が溢（あふ）れることをいいます。

（注４）スプリンクラー設備・装置を含みます。

（注５）給排水設備（注４）に生じた事故によって給排水設備（注４）自体に損害が生じた場合、その給排水設備（注４）自体についての事故は除きます。

第２条（保険の対象の範囲）

（１）この特約における保険の対象は、日本国内に所在する次に掲げる物とします。

① 保険証券記載の建物

② ①に収容される保険証券記載の設備・什器（じゅうき）等（注）

③ ①に収容される保険証券記載の商品・製品等（注）

（注）物置、車庫その他の付属建物を保険証券に明記して保険の対象に含めた場合には、これに収容される設備・什器（じゅうき）等または商品・製品等を含みます。

（２）次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。

① 自動車（注１）

② 船舶（注２）

③ 航空機（注３）

④ 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物

⑤ 家財

⑥ 建築中の建物および増築中の建物の増築部分

⑦ 動物または植物

⑧ 野積みの動産

⑨ 屋外設備・装置

⑩ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

⑪ データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物

（注１）自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が 125cc 以下の原動機付自転車を除きます。

（注２）ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。

（注３）航空法における航空機をいいます。

（３）次に掲げる物は、保険証券に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。

① 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物

② 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董（こっとう）、彫刻物その他の美術品で、１個または１組の価額が 30 万円を超えるもの

（４）建物が保険の対象である場合には、次に掲げる物のうち、被保険者の所有するものは、特別の約定がない限り、保険の対象に含まれます。

① 畳、建具その他これらに類する物

② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの

③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの

（５）設備・什器（じゅうき）等が保険の対象である場合には、軒、庇（ひさし）等の下に設置された自動販売機、看板その他これらに類する物は、特別の約定がない限り、保険の対象に含まれます。この場合において、軒、庇（ひさし）等の下は、屋外とはみなしません。

（６）建物と設備･什器（じゅうき）等の所有者が異なる場合において､設備･什器（じゅうき）等が保険の対象であるときは､（４）に掲げる物で被保険者の所有する業務用のものは、特別の約定がない限り、保険の対象に含まれます。

（７）設備･什器（じゅうき）等が保険の対象である場合において、業務用の通貨または預貯金証書に、第１条（保険事故の範囲）⑦の盗難による損害が生じたときは、（２）の規定にかかわらず、これらを保険の対象として取り扱います。この場合であっても、これらの保険の対象は、この補償特約にいう再調達価額および保険金額ならびに保険証券記載の設備・什器（じゅうき）等の保険金額に含めないものとします。

（８）（３）②の規定にかかわらず、設備・什器（じゅうき）等が保険の対象である場合には、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董（こっとう）、彫刻物その他の美術品で、１個または１組の価額が 30 万円を超えるものは、特別の約定がない限り、保険の対象に含まれます。ただし、この場合において、その物の価額は、この補償特約にいう再調達価額および保険金額ならびに保険証券記載の設備・什器（じゅうき）等の保険金額に含めないものとします。

第３条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、第１条（保険事故の範囲）の保険事故によって保険の対象について生じた（２）に規定する損害に対して、損害保険金を支払います。

（２）（１）に規定する保険事故によって保険の対象について生じた損害とは、それぞれ次の表に規定するものとします。

	保険事故	損害
①	火災、落雷または破裂もしくは爆発	火災、落雷または破裂もしくは爆発によって保険の対象について生じた損害をいいます。
②	風災、雹災（ひょうさい）または雪災	風災、雹災（ひょうさい）または雪災によって保険の対象について生じた損害（注１）（注３）をいいます。この場合において、損害の額の認定は、敷地内ごとに保険の対象の全てについて、一括して行うものとし、次のアからカまでの物の損害の額は除きます。 ア．仮設の建物（注４）（注５） イ．ゴルフネット（注６） ウ．建築中の屋外設備・装置 エ．桟橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備・装置 オ．海上に所在する建物（注５）および設備・装置 カ．屋外にある商品・製品等
③	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって保険の対象について生じた損害をいいます（注７）。
④	次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水(いっすい)(注８) ア．給排水設備（注９）に生じた事故 イ．被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故	左の欄のアまたはイのいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水（いっすい）（注８）によって保険の対象について生じた損害をいいます（注10)。
⑤	騒擾（そうじょう）およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為	騒擾（そうじょう）およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象について生じた損害をいいます。
⑥	盗難	盗難によって保険の対象について生じた盗取、損傷または汚損の損害をいいます。
⑦	設備・什器（じゅうき）等が保険の対象である場合において、保険証券記載の建物内における業務用通貨または預貯金証書の盗難	設備・什器（じゅうき）等が保険の対象である場合において、保険証券記載の建物内における業務用の通貨または預貯金証書の盗難によって生じた損害をいいます。ただし、預貯金証書の盗難による損害については、次に掲げる事実がすべてあったことを条件とします。 ア．保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先宛に被害の届出をしたこと。 イ．盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出された（注11）こと。

（注１）風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物の外側の部分（注２）が風災、雹災（ひょうさい）または雪災によって破損し、その破損部分から建物の内部に吹き込むことによって生じた損害に限ります。

（注２）建物の外側の部分とは、外壁、屋根、開口部等をいいます。

（注３）雪災による損害が１回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが第 14 条（保険金の支払時期）および第 15 条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、１回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、第９条（事故発生時の義務等）の規定に基づく義務を負うものとします。

（注４）年間の使用期間が３か月以下のものに限ります。

（注５）建物に収容される設備・什器（じゅうき）等および商品・製品等を含みます。

（注６）ポールを含みます。

（注７）雨、雪、あられ、砂塵（さじん）、粉塵（ふんじん）、煤煙（ばいえん）その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは②の保険事故もしくは水災による損害を除きます。

（注８）水が溢（あふ）れることをいいます。
（注９）スプリンクラー設備・装置を含みます。
（注10）②の保険事故もしくは水災による損害または給排水設備（注９）自体に生じた損害を除きます。
（注11）現金自動支払機用カードに付帯されるデビットカード機能を第三者に不正に利用され、預貯金口座から利用代金が引き落とされた場合を含みます。

（３）当会社は、第１条（保険事故の範囲）①から⑥までの保険事故によって、この条（２）①から⑥までに規定する損害に対して損害保険金が支払われる場合において、生じた残存物取片づけ費用に対して、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

（４）当会社は、第１条（保険事故の範囲）①から⑥までの保険事故によって保険の対象に損害が生じた結果、その保険の対象の復旧にあたり次の①から⑦までのいずれかに該当する費用（注１）が発生した場合は、その費用のうち当会社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用（修理付帯費用）に対して、修理付帯費用保険金を支払います。

① 損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用（注２）
② 保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用（注２）。ただし、復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。
③ 損害が生じた保険の対象である設備または装置を再稼働するために要する保険の対象の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。
④ 損害が生じた保険の対象の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の対象の復旧完了時における価額を除きます。
⑤ 損害が生じた保険の対象の代替として使用する物の賃借費用（注３）。ただし、損害が生じた保険の対象をその地において借用する場合に要する賃借費用（注３）を超えるものを除きます。
⑥ 損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用（注４）および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用（注３）
⑦ 損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用

（注１）居住の用に供する部分にかかわる費用を除きます。
（注２）被保険者またはその親族もしくは使用人にかかわる人件費および被保険者が法人である場合に、その理事、取締役、執行役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかわる人件費を除きます。
（注３）敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。
（注４）保険の対象の復旧完了時における仮設物の価額を除きます。

（５）当会社は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象である建物または建物内収容の保険の対象である設備・什器（じゅうき）等もしくは商品・製品等が損害を受け、その損害の状況が次の①または②に該当する場合（注１）には、それによって臨時に生ずる費用に対して、地震火災費用保険金を支払います。
この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が設備･什器（じゅうき）等または商品・製品等であるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、門、塀または垣が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。

① 保険の対象が建物である場合には、その建物が半焼以上となったとき（注２）。
② 保険の対象が設備･什器（じゅうき）等または商品･製品等である場合には、これら設備･什器（じゅうき）等または商品･製品等を収容する建物が半焼以上となったとき（注２）。

（注１）この場合においては、第４条（保険金を支払わない場合）（２）②の規定は適用しません。
（注２）建物の主要構造部の火災による損害の額が、その建物の再調達価額の 20％以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が 20％以上となった場合をいいます。

（６）当会社は、第１条（保険事故の範囲）①の保険事故による損害の発生または拡大の防止のために、保険契約者または被保険者が次に掲げる必要または有益な費用（損害防止費用）を支出した場合は、普通保険約款または特約の規定により保険金が支払われない場合（注１）を除き、損害防止費用保険金を支払います。ただし、（５）の損害の発生または拡大の防止のために支出した費用に対しては、損害防止費用保険金を支払いません。

① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
② 消火活動に使用したことにより損傷した物（注２）の修理費用または再取得費用
③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用（注３）

（注１）免責金額を差し引くことにより保険金が支払われない場合を除きます。
（注２）消火活動に従事した者の着用物を含みます。
（注３）人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。

第４条（保険金を支払わない場合）

（１）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害および費用に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者（注１）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反

② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注２）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

③ 次のいずれかに該当する事故の際における保険の対象の紛失または盗難

ア．第１条（保険事故の範囲）①から⑤までの保険事故

イ．第３条（保険金を支払う場合）（５）に規定する地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災

④ 保険の対象に対する加熱作業または乾燥作業。ただし、これらの作業によって第１条①の保険事故のうち、火災または破裂もしくは爆発の保険事故が生じた場合には、この規定を適用しません。

⑤ 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為

⑥ 保険の対象である設備・什器（じゅうき）等または商品・製品等が屋外にある間に生じた保険事故。ただし、第２条（保険の対象の範囲）（５）に掲げる物を除きます。

⑦ 冷凍・冷蔵物について、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調または機能停止に起因する温度変化

⑧ 保険の対象である美術品の修理等に伴う価値の下落による損害（格落損害）

（注１）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注２）その者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（２）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害および費用（注１）に対しては、保険金を支払いません。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 核燃料物質（注２）もしくは核燃料物質（注２）によって汚染された物（注３）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

（注１）これらの事由によって発生した保険事故が延焼または拡大して生じた損害および費用、ならびに発生原因がいかなる場合でも保険事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害および費用を含みます。

（注２）使用済燃料を含みます。

（注３）原子核分裂生成物を含みます。

（３）当会社は、次のいずれかに該当する損害（注）に対しては、保険事故による場合を除き、保険金を支払いません。

① 電気的事故による炭化または溶融の損害

② 機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散の損害

③ 亀裂、変形その他これらに類似の損害

（注）損害を受けた結果生じた費用を含みます。

（４）当会社は、次のいずれかに該当する損害（注１）および次のいずれかによって生じた損害（注１）（注２）に対しては、保険金を支払いません。

① 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者、保険金受取人（注３）（注４）もしくはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者またはこれらの者の使用人が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。

② 保険の対象に次の事由に起因して、その事由が生じた部分に生じた損害

ア．自然の消耗または劣化（注５）

イ．ボイラスケールの進行

ウ．性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剝がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由

エ．ねずみ食い、虫食い等

（注１）損害を受けた結果生じた費用を含みます。

（注２）保険事故が生じた場合は、①または②のいずれかに該当する損害（注１）に限ります。

（注３）保険契約者、被保険者または保険金受取人が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注４）保険契約者、被保険者または保険金受取人の法定代理人を含みます。

（注５）保険の対象である機械、設備または装置の日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗または劣化を含みます。

（５）当会社は、保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、ゆがみ、たわみ、

へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害（注）に対しては、保険金を支払いません。

（注）損害を受けた結果生じた費用を含みます。

（6）当会社は、第３条（保険金を支払う場合）（２）②アからカまでの物について生じた第１条（保険事故の範囲）②の保険事故による損害（注）に対しては、保険金を支払いません。

（注）損害を受けた結果生じた費用を含みます。

（7）当会社は、保険の対象である商品・製品等に生じた第１条（保険事故の範囲）⑥の保険事故による次のいずれかに該当する損害（注１）に対しては、保険金を支払いません。

① 検品、棚卸しの際に発見された数量の不足による損害（注２）

② 万引きによって生じた損害

③ 保険契約者、被保険者または保険金受取人（注４）（注５）の親族または使用人が自ら行いまたは加担した損害

（注１）損害を受けた結果生じた費用を含みます。

（注２）不法に侵入した第三者の盗取（注３）による損害を除きます。

（注３）強取または窃取をいい、未遂を除きます。

（注４）保険契約者、被保険者または保険金受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注５）保険契約者、被保険者または保険金受取人の法定代理人を含みます。

（8）当会社は、第１条（保険事故の範囲）⑥の保険事故によって、保険の対象である商品・製品等であって次に掲げるものについて生じた損害（注１）に対しては、保険金を支払いません。

① 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董（こっとう）、彫刻物その他の美術品で、１個または１組の価額が 30 万円を超えるもの

② １個あたりの価額が 10 万円を超える時計

③ １個または１組の価額（注２）が 300 万円を超える楽器（注３）

④ 金・銀・白金の地金

（注１）損害を受けた結果生じた費用を含みます。

（注２）弦楽器については本体および弓の合計額とします。

（注３）据付型のものを除きます。

第５条（保険の対象の評価）

（1）この補償特約においては、保険契約締結時に当会社の定める評価基準に基づき算出した評価額を保険証券に記載するものとします。

（2）保険金額は、次の算式により定めるものとします。

保険金額 ＝ （１）に規定する保険証券記載の評価額 × 約定補償割合

第６条（保険金の支払額）

（1）当会社が第３条（保険金を支払う場合）の損害保険金として支払うべき損害の額は、再調達価額によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、再調達価額を限度とし、次の算式（注）によって算出した額とします。

損害の額 ＝ 修 理 費 － 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額

（注）算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

（2）盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、（１）の損害の額に含まれるものとします。ただし、その再調達価額を限度とします。なお、盗取された保険の対象について、当会社が第１条（保険事故の範囲）⑥の保険事故によって第３条（保険金を支払う場合）（２）⑥に規定する損害に対して損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合には、回収のために支出した必要な費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。

（3）当会社は、次の①または②の算式（注１）によって算出した損害保険金を支払います。ただし、①についてその算式によっ

て算出した額が零未満の場合は零とします。

① 第３条（保険金を支払う場合）（２）①から⑥までの損害の場合

損害保険金の額 ＝ （１）および（２）の規定による損害の額。ただし、保険金額を限度とします。 － 免責金額(注２)

② 第３条（２）⑦の損害の場合

損害保険金の額 ＝ （１）の規定による損害の額（注３）

（注１）保険金額が再調達価額を超える場合は、算式の保険金額は、再調達価額とします。

（注２）保険証券に記載がある場合は、保険証券の明細ごとに、この特約の免責金額を適用します。

（注３）事故の種類ごとにそれぞれ次の表の支払限度額を限度とします。

	事故の種類	支払限度額
ⅰ.	業務用の通貨の盗難	１回の事故につき、１敷地内ごとに 30 万円を限度とします。
ⅱ.	業務用の預貯金証書の盗難	１回の事故につき、１敷地内ごとに 300 万円または設備・什器（じゅうき）等の保険金額のいずれか低い額を限度とします。

（４）第２条（保険の対象の範囲）（８）の規定により貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董（こっとう）、彫刻物その他の美術品で、１個または１組の価額が 30 万円を超えるものが保険の対象に含まれる場合において、その物に第１条（保険事故の範囲）①から⑥までの保険事故による損害が生じたときには、当会社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。なお、その物とこれ以外の保険の対象の損害保険金の合計額が保険金額を超えるときでも、損害保険金を支払います。

損害保険金の額 ＝ （１）および（２）の規定による損害の額（注１） － 免責金額（注２）

（注１）ただし、１個または１組ごとに 100 万円、１回の事故につき 300 万円を限度とします。

（注２）保険証券に記載がある場合は、保険証券の明細ごとに、この特約の免責金額を適用します。

（５）当会社は、第３条（保険金を支払う場合）（３）の残存物取片づけ費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、第３条（２）①から⑥までの損害に対する損害保険金の 10％に相当する額を限度とします。

残存物取片づけ費用保険金の額 ＝ 残存物取片づけ費用の額

（６）当会社は、第３条（保険金を支払う場合）（４）の修理付帯費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、１回の事故につき、１敷地内ごとに損害が生じた保険の対象の所在する敷地内に係るこの補償特約の保険金額（注）に 30％を乗じて得た額または 5,000 万円のいずれか低い額を限度とします。

修理付帯費用保険金の額 ＝ 修理付帯費用の額

（注）保険金額が再調達価額を超える場合は、再調達価額とし、また、被保険者が２名以上ある場合は、それぞれの被保険者に属する保険の対象に対して割り当てられるべき保険金額をいいます。

（７）当会社は、第３条（保険金を支払う場合）（５）の地震火災費用保険金として、次の算式（注１）によって算出した額を支払います。ただし、１回の事故（注２）につき、１敷地内ごとに 300 万円を限度とします。

地震火災費用保険金の額 ＝ 保険金額 × 支払割合（５％）

（注１）保険金額が再調達価額を超える場合は、算式の保険金額は、再調達価額とします。

（注２）72 時間以内に生じた２以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して、１回の事故とみなします。

（８）当会社は、第３条（保険金を支払う場合）（６）の損害防止費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、保険金額（注）から第３条（１）の損害保険金の額を差し引いた残額を限度とします。

損害防止費用保険金の額 ＝ 損害防止費用の額

（注）保険金額が再調達価額を超える場合は、再調達価額とします。

（９）（５）または（６）の場合において、当会社は、（５）または（６）の規定によってそれぞれ支払うべき残存物取片づけ費用保険金または修理付帯費用保険金と他の保険金（注）との合計額が保険金額を超えるときでも、これらの費用保険金を支払います。

（注）損害防止費用保険金を除きます。

第７条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

（１）他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注１）の合計額が保険金の種類ごとに次の表の支払限度額を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額（注１）

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注１）を限度とします。

	保険金の種類		支払限度額
ア.	損害保険金		損害の額（注２）
イ.	残存物取片づけ費用保険金		残存物取片づけ費用の額
ウ.	地震火災費用保険金	（ア）それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（注１）の合計額が、１回の事故につき、１敷地内ごとに 300 万円（注４）を超える場合	１回の事故につき、１敷地内ごとに 300 万円（注４）
		（イ）上記（ア）に該当しない場合であって、それぞれの保険契約または共済契約のおのおのの保険の対象についての支払責任額（注１）の合計額が、１回の事故につき、保険の対象ごとに、その保険の対象の再調達価額に５％（注５）を乗じて得た額を超えるとき。	１回の事故につき、保険の対象ごとに、その保険の対象の再調達価額に５％（注５）を乗じて得た額
エ.	修理付帯費用保険金		１回の事故につき、１敷地内ごとに 5,000 万円（注６）または修理付帯費用の額のいずれか低い額
オ.	損害防止費用保険金		損害防止費用の額

（注１）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注２）それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とし、この保険契約（注３）に縮小支払割合の適用がある場合は、その割合を乗じて得た額とします。

（注３）この補償特約以外の補償特約が付帯されている場合を含みます。

（注４）他の保険契約等に、限度額が 300 万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

（注５）他の保険契約等に、支払割合が５％を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。

（注６）他の保険契約等に、限度額が 5,000 万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

（２）その保険の対象について再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金（注１）を支払う旨の約定のない他の保険契約等がある場合には、当会社は、（１）の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を損害保険金（注１）として、支払います。ただし、支払責任額（注２）を限度とします。

損害保険金の額 ＝ 第６条（保険金の支払額）（１）および（２）の規定による損害の額（注３） － 再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金（注１）を支払う旨の約定のない他の保険契約等によって支払われるべき損害保険金（注５）の額

（注１）第３条（保険金を支払う場合）（２）⑦の規定により支払われる損害保険金を除きます。

（注２）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注３）この保険契約（注４）に免責金額の適用がある場合には、その免責金額を差し引いた額とし、縮小支払割合の適用がある場合は、その割合を乗じて得た額とします。

（注４）この補償特約以外の補償特約が付帯されている場合を含みます。

（注５）共済金を含みます。

（３）（１）または（２）の場合において、第３条（保険金を支払う場合）（３）の残存物取片づけ費用保険金につき支払責任額（注）を算出するにあたっては、第３条（１）および（２）の損害保険金の額は、この条（１）または（２）の規定を適用して算出した額とします。

（注）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（４）損害が２種類以上の保険事故によって生じた場合は、同種の保険事故による損害について、（１）および（２）の規定をおのおの別に適用します。

第８条（包括して契約した場合の保険金の支払額）

２以上の保険の対象を１保険金額で契約した場合には、それぞれの再調達価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、第６条（保険金の支払額）（３）、（７）および（８）の規定をおのおの別に適用します。

第９条（事故発生時の義務等）

（１）保険契約者または被保険者は、保険事故または当会社が保険金を支払うべき損害もしくは費用が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

① 損害および費用の発生および拡大の防止に努めること。

② 保険事故または当会社が保険金を支払うべき損害もしくは費用の発生を当会社に遅滞なく通知すること。

③ 他の保険契約等の有無および内容（注）について遅滞なく当会社に通知すること。

④ ①から③までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

（２）保険の対象について盗難が発生したことを知った場合は、保険契約者または被保険者は、（１）のほか、次のことを履行しなければなりません。

① 遅滞なくその旨を所轄警察署に届け出ること。

② 盗取された保険の対象の発見、回収に努めること。

③ 被保険者が第三者から損害の賠償を受け得る場合において、その権利の保全または行使について必要な手続をすること。

（３）保険の対象について損害または費用が生じた場合は、当会社は、保険事故が生じた建物もしくは敷地内を調査することまたはそれらに収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。

第 10 条（事故発生時の義務を怠った場合の保険金支払への影響）

（１）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第９条（事故発生時の義務等）（１）または（２）の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

① 第９条（１）①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害または費用の額

② 第９条（１）②から④までまたは（２）の規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害または費用の額

（２）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第９条（事故発生時の義務等）（１）④の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 11 条（保険金請求権の発生時期および時効）

（１）当会社に対する保険金請求権は、保険事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。

（２）保険金請求権は、（１）に定める時の翌日から起算して３年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第 12 条（保険金請求の方法および必要な書類等）

（１）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 保険金の請求書

② 損害または費用の額を証明する書類

③ 保険の対象の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類

④ ①から③までのほか、当会社が第 14 条（保険金の支払時期）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（２）当会社は、事故の内容または損害または費用の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（１）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

第 13 条（当会社が求める協力に応じなかった場合または保険金請求書類に偽造等があった場合の保険金支払への影響）

保険契約者または被保険者による次の行為があった場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて

保険金を支払います。

① 正当な理由がなく第 12 条（保険金請求の方法および必要な書類等）（２）の規定に違反したこと。

② 第 12 条（１）または（２）の書類に事実と異なる記載をしたこと。

③ 第 12 条（１）または（２）の書類または証拠を偽造しまたは変造したこと。

第 14 条（保険金の支払時期）

当会社は、請求完了日（注１）からその日を含めて 30 日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、保険事故の原因、保険事故発生の状況、損害または費用の発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害または費用の額（注２）および保険事故と損害または費用との関係

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害または費用について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注１）被保険者が第 12 条（保険金請求の方法および必要な書類等）（１）の手続を完了した日をいいます。

（注２）再調達価額を含みます。

第 15 条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）

第 14 条（保険金の支払時期）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、第 14 条の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注１）からその日を含めて次に掲げる日数（注２）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

照会または調査	日数
① 第 14 条①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注３）	180 日
② 第 14 条①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90 日
③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における第 14 条①から⑤までの事項の確認のための調査	60 日
④ 第 14 条①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180 日

（注１）被保険者が第 12 条（保険金請求の方法および必要な書類等）（１）に規定する手続を完了した日をいいます。

（注２）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注３）弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

第 16 条（保険金の支払に必要な確認を妨げた場合または協力をしない場合の保険金支払時期への影響）

第 14 条（保険金の支払時期）および第 15 条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、第 14 条または第 15 条の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第 17 条（当会社による第三者に対する権利の取得）

（１）損害または費用が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害または費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害または費用の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害または費用の額を差し引いた額

（2）（1）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（3）保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第 18 条（残存物）

（1）当会社が第３条（保険金を支払う場合）（1）の損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しない限り、当会社に移転しません。

（2）保険の対象が盗取された場合に、当会社が第３条（保険金を支払う場合）（2）⑥の損害に対する損害保険金を支払ったときは、当会社は、支払った保険金の額の再調達価額に対する割合によって、その盗取された保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。

（3）（2）の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた損害保険金に相当する額（注）を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

（注）第６条（保険金の支払額）（2）の費用に対する損害保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

第 19 条（普通保険約款等との関係）

（1）この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を適用します。

（2）（1）の場合において、普通保険約款の規定中「保険価額」とあるのを「再調達価額」と読み替えるものとします。

その他不測かつ突発的な事故補償特約

この特約は、物の損害補償グループに属し、財物損害補償特約に付帯され、適用されます。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
お	屋外設備・装置	建物の外部にあって、地面等に固着されている設備、装置、機械等をいいます。ただし、この補償特約においては、財物損害補償特約第２条（保険の対象の範囲）（3）①に掲げる物は除きます。
	汚染物質または混入物	煙、蒸気、すす、ガス、酸、アルカリ、化学物質および廃棄物（注１）を含むあらゆる固体、液体、気体または熱による刺激物または混入物であって、排出後に人の健康もしくは厚生を害する原因となりうるかもしくはそのおそれがあるものまたは保険の対象についての損害、劣化、経済的価値もしくは商品性の低下もしくは使用不能損害の原因となるかもしくはそのおそれがあるものをいいます（注２）。 （注１）廃棄物には、リサイクル品、中古品または再生品となるべき物質を含みます。 （注２）細菌、ウィルスまたは有害物質を含みます。
さ	再調達価額	損害が生じた地および時において、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。ただし、保険の対象が商品・製品等の場合は、その保険の対象の再仕入価額（注）をいいます。 （注）死蔵品については市場価額を考慮した減額を行います。
	残存物取片づけ費用	保険事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。

	用語	定義
し	敷地内	特別の約定がない限り、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
	商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
	親族	６親等内の血族、配偶者または３親等内の姻族をいいます。
す	水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等をいいます。
せ	設備・什器（じゅうき）等	設備、装置、機械、器具、工具、什器（じゅうき）または備品をいい、屋外設備･装置を除きます。
そ	損害	保険事故によって保険の対象について生じた損害をいい、事故の際に消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
た	建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置を除きます。
と	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
	土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
ふ	復旧期間	保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間（注）をいいます。 （注）保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。
ほ	保険金	次の保険金をいいます。 ア．損害保険金 イ．残存物取片づけ費用保険金 ウ．修理付帯費用保険金
	保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
め	免責金額	損害の額のうち保険契約者または被保険者の自己負担額で、保険証券記載の免責金額をいいます。ただし、保険証券に記載のない場合、免責金額は適用されません。

第１条（保険事故の範囲）

この特約において保険事故とは、不測かつ突発的な事故（注１）をいいます。ただし、財物損害補償特約第１条（保険事故の範囲）①から⑦までの保険事故は、損害保険金の支払の有無にかかわらず除きます（注３）。

（注１）直接か間接か、全体的か部分的であるかまたはこの条の事故の影響を受けもしくはそれが悪化したものであるかを問わず、汚染物質または混入物の放射、放出、漏れまたは飛散（注２）を除きます。

（注２）これらに類するものまたはこれらの疑いもしくはおそれを含みます。

（注３）給排水設備（注４）に生じた事故によって給排水設備（注４）自体に損害が生じた場合、その給排水設備（注４）自体についての事故はこの特約の保険事故に含みます。

（注４）スプリンクラー設備・装置を含みます。

第２条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、第１条（保険事故の範囲）の保険事故によって保険の対象について生じた（２）に規定する損害に対して、損害保険金を支払います。

（２）（１）に規定する保険事故によって保険の対象について生じた損害とは、次の表に規定するものとします。

保険事故	損害
不測かつ突発的な事故。ただし、財物損害補償特約第１条（保険事故の範囲）①から⑦までの保険事故は、損害保険金の支払の有無にかかわらず除きます。	不測かつ突発的な事故（注１）によって保険の対象について生じた損害をいいます（注２）。

（注１）左の欄のただし書に規定する保険事故を除きます。

（注２）給排水設備（注３）に生じた事故によって給排水設備（注３）自体に生じた損害を含みます。

（注３）スプリンクラー設備・装置を含みます。

（３）当会社は、（１）の損害保険金が支払われる場合において、生じた残存物取片づけ費用に対して、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

（４）当会社は、第１条（保険事故の範囲）の保険事故によって保険の対象に損害が生じた結果、その保険の対象の復旧にあたり次のいずれかに該当する費用（注１）が発生した場合は、その費用のうち当会社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用（修理付帯費用）に対して、修理付帯費用保険金を支払います。

① 損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用（注２）

② 保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用（注２）。ただし、復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。

③ 損害が生じた保険の対象である設備または装置を再稼働するために要する保険の対象の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。

④ 損害が生じた保険の対象の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の対象の復旧完了時における価額を除きます。

⑤ 損害が生じた保険の対象の代替として使用する物の賃借費用（注３）。ただし、損害が生じた保険の対象をその地において借用する場合に要する賃借費用（注３）を超えるものを除きます。

⑥ 損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用（注４）および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用（注３）

⑦ 損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用

（注１）居住の用に供する部分にかかわる費用を除きます。

（注２）被保険者またはその親族もしくは使用人にかかわる人件費および被保険者が法人である場合に、その理事、取締役、執行役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかわる人件費を除きます。

（注３）敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。

（注４）保険の対象の復旧完了時における仮設物の価額を除きます。

第３条（保険金を支払わない場合）

（１）当会社は、この特約においては、財物損害補償特約に掲げる次の費用保険金を支払いません。

① 地震火災費用保険金

② 損害防止費用保険金

（２）当会社は、この特約においては、財物損害補償特約第４条（保険金を支払わない場合）に掲げる事由によって生じた損害および費用のほか、次の（３）から（５）までのいずれかに該当する損害および費用に対しても、保険金を支払いません。

（３）当会社は、保険事故の際における保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害および費用に対しては、保険金を支払いません。

（４）当会社は、次のいずれかに該当する損害（注１）に対しては、保険金を支払いません。

① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使により生じた損害（注２）

② 保険契約者、被保険者または保険金受取人（注３）（注４）の使用人の故意による損害

③ 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は除きます。

④ 保険の対象である動産を加工または製造することに起因して、その動産に生じた損害（注５）

⑤ 保険の対象に対する修理、清掃等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害

⑥ 詐欺または横領によって生じた損害

⑦ 紛失、置き忘れまたは不注意による廃棄によって生じた損害

⑧ 保険の対象である商品・製品等に生じ、検品、棚卸しの際に発見された数量の不足による損害（注６）

⑨ 万引きによって保険の対象である商品・製品等のみに生じた損害

⑩ 保険の対象の受渡しの過誤等、事務的・会計的な間違いによる損害

⑪ 保険契約者、被保険者または保険金受取人（注３）（注４）の使用人もしくは同居の親族が単独で、もしくは第三者と共謀して行った窃盗、強盗、詐欺、横領、背任その他の不誠実行為によって生じた損害

⑫ 保険の対象のうち、楽器について生じた次の損害

ア．弦（注８）の切断または打楽器の打皮の破損（注９）

イ．音色または音質の変化

⑬ 保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合、コンタミネーション、汚染、他物の混入、純度の低下、変質、固形化、

化学変化もしくは品質の低下または分離もしくは復元が不可能もしくは困難となる等の損害

⑭　保険契約者、被保険者または保険金受取人（注３）（注４）の業務に従事中の使用人の破壊行為による損害

⑮　土地の沈下、移動、隆起その他これらに類似の地盤変動によって生じた損害

⑯　水災によって生じた損害

⑰　偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害

⑱　保険の対象のうち、真空管、ブラウン管、電球等の管球類に生じた損害（注９）

⑲　凍結によって保険の対象である建物の給排水設備（注10）について生じた損害。ただし、給排水設備（注10）の損壊を伴う損害は除きます。

⑳　ドローンその他の無人航空機および模型航空機（注11）またはこれらの付属品について生じた損害（注12）

㉑　電力の停止または異常な供給により、保険の対象である商品・製品等のみに生じた損害

（注１）損害を受けた結果生じた費用を含みます。

（注２）消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。

（注３）保険契約者、被保険者または保険金受取人が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注４）保険契約者、被保険者または保険金受取人の法定代理人を含みます。

（注５）加工または製造することに使用された機械、設備または装置等の停止によってその動産に生じた損害を含みます。

（注６）不法に侵入した第三者の盗取（注７）による損害を除きます。

（注７）強取または窃取をいい、未遂を除きます。

（注８）ピアノ線を含みます。

（注９）ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合は除きます。

（注10）スプリンクラー設備・装置を含みます。

（注11）遠隔操作または自動操縦により飛行させることができるものをいいます。

（注12）保険の対象が商品・製品等である場合を除きます。

（５）当会社は、保険事故によって次に掲げるものについて生じた損害（注１）に対しては、保険金を支払いません。

①　貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董（こっとう）、彫刻物その他の美術品で、１個または１組の価額が30万円を超えるもの

②　自転車、総排気量が125cc以下の原動機付自転車

③　工事用仮設建物、工事用仮設物、建設用仮工事の目的物

④　機械、設備または装置の一部を構成している次に掲げるもの

ア．ベルト、ワイヤロープ、チェーンまたはゴムタイヤ

イ．潤滑油、操作油、冷媒、触媒、水処理材料その他の運転に供される資材

ウ．フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布またはろ布枠

⑤　切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃または金型、型ロールその他の型類（注２）

⑥　金・銀・白金の地金（注３）

（注１）損害を受けた結果生じた費用を含みます。

（注２）機械、設備または装置の一部を構成しているものを含みます。

（注３）保険の対象が商品・製品等である場合に限ります。

第４条（保険金の支払額）

（１）当会社が第２条（保険金を支払う場合）（１）の損害保険金として支払うべき損害の額は、再調達価額によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、再調達価額を限度とし、次の算式（注）によって算出した額とします。

損害の額 ＝ 修 理 費 － 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額

（注）算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

（２）当会社は、次の算式（注１）によって算出した損害保険金を支払います。ただし、その算式によって算出した額が零未満の場合は零とします。

損害保険金の額 ＝ （１）の規定による損害の額。ただし、保険金額を限度とします。 － 免責金額（注２）

（注１）保険金額が再調達価額を超える場合は、算式の保険金額は、再調達価額とします。

（注２）保険証券に記載がある場合は、保険証券の明細ごとに、この特約の免責金額を適用します。

（３）当会社は、第２条（保険金を支払う場合）（３）の残存物取片づけ費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、第２条（１）の損害保険金の 10％に相当する額を限度とします。

残存物取片づけ費用保険金の額 ＝ 残存物取片づけ費用の額

（４）当会社は、第２条（保険金を支払う場合）（４）の修理付帯費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、１回の事故につき、１敷地内ごとに損害が生じた保険の対象の所在する敷地内に係るこの保険契約の保険金額（注）に 30％を乗じて得た額または 5,000 万円のいずれか低い額を限度とします。

修理付帯費用保険金の額 ＝ 修理付帯費用の額

（注）保険金額が再調達価額を超える場合は、再調達価額とし、また、被保険者が２名以上ある場合は、それぞれの被保険者に属する保険の対象に対して割り当てられるべき保険金額をいいます。

（５）（３）または（４）の場合において、当会社は、（３）または（４）の規定によってそれぞれ支払うべき残存物取片づけ費用保険金または修理付帯費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、これらの費用保険金を支払います。

第５条（普通保険約款等との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、総合事業者保険普通保険約款、財物損害補償特約およびこれらに付帯された他の特約の規定を適用します。

水災危険補償特約

この特約は、物の損害補償グループに属し、財物損害補償特約に付帯され、適用されます。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
さ	再調達価額	損害が生じた地および時において、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。ただし、保険の対象が貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董（こっとう）、彫刻物その他の美術品の場合は、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいい、保険の対象が商品・製品等の場合は、その保険の対象の再仕入価額（注）をいいます。 （注）死蔵品については市場価額を考慮した減額を行います。
	残存物取片づけ費用	保険事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
し	敷地内	特別の約定がない限り、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
す	水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等をいいます。
そ	損害	保険事故によって保険の対象について生じた損害をいい、事故の際に消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
と	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
	土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。

	用語	定義
ほ	保険金	次の保険金をいいます。 ア．損害保険金 イ．残存物取片づけ費用保険金
	保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
め	免責金額	損害の額のうち保険契約者または被保険者の自己負担額で、保険証券記載の免責金額をいいます。ただし、保険証券に記載のない場合、免責金額は適用されません。

第１条（保険事故の範囲）

この特約において保険事故とは、水災をいいます。

第２条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、第１条（保険事故の範囲）の保険事故によって保険の対象について生じた（２）に規定する損害に対して、損害保険金を支払います。

（２）（１）に規定する保険事故によって保険の対象について生じた損害とは、次の表に規定するものとします。

保険事故	損害
水災	水災によって保険の対象について生じた損害をいいます。

（３）当会社は、（１）の損害保険金が支払われる場合において、生じた残存物取片づけ費用に対して、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第３条（保険金を支払わない場合）

（１）当会社は、この特約においては、財物損害補償特約に掲げる次の費用保険金を支払いません。

① 修理付帯費用保険金

② 地震火災費用保険金

③ 損害防止費用保険金

（２）当会社は、この特約においては、財物損害補償特約第４条（保険金を支払わない場合）に掲げる事由によって生じた損害および費用のほか、次の（３）に該当する損害および費用に対しても、保険金を支払いません。

（３）当会社は、保険事故の際における保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害および費用に対しては、保険金を支払いません。

第４条（保険金の支払額）

（１）当会社が第２条（保険金を支払う場合）（１）の損害保険金として支払うべき損害の額は、再調達価額によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、再調達価額を限度とし、次の算式（注）によって算出した額とします。

損害の額 ＝ 修 理 費 － 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額

（注）算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

（２）当会社は、次の算式（注１）によって算出した損害保険金を支払います。ただし、その算式によって算出した額が零未満の場合は零とします。

損害保険金の額 ＝ ｛（１）の規定による損害の額。ただし、保険金額を限度とします。 － 免責金額（注２）｝ × 縮小支払割合（注２）

（注１）保険金額が再調達価額を超える場合は、算式の保険金額は、再調達価額とします。

（注２）保険証券に記載がある場合は、保険証券の明細ごとに、この特約の免責金額および縮小支払割合を適用します。

（３）当会社は、第２条（保険金を支払う場合）（３）の残存物取片づけ費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、第２条（１）の損害保険金の 10％に相当する額を限度とします。

残存物取片づけ費用保険金の額	=	残存物取片づけ費　用　の　額

（4）（3）の場合において、当会社は、（3）の規定によって支払うべき残存物取片づけ費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第５条（保険契約の終了に関する特則）

この特約においては、総合事業者保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第 22 条（保険契約の終了）（1）に「特約で規定する損害保険金の支払額」とあるのを「水災危険補償特約第４条（保険金の支払額）（2）に規定する損害保険金の額を縮小支払割合で除した額」と読み替えて適用します。

第６条（普通保険約款等との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、財物損害補償特約およびこれらに付帯された他の特約の規定を適用します。

地震・噴火危険補償特約（財物損害補償特約用）

この特約は、物の損害補償グループに属し、財物損害補償特約に付帯され、適用されます。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
さ	再調達価額	損害が生じた地および時において、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。ただし、保険の対象が貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董（こっとう）、彫刻物その他の美術品の場合は、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいい、保険の対象が商品・製品等の場合は、その保険の対象の再仕入価額（注）をいいます。 （注）死蔵品については市場価額を考慮した減額を行います。
	残存物取片づけ費用	保険事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
し	敷地内	特別の約定がない限り、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
	商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
す	水災	地震または噴火による津波、洪水等をいいます。
そ	損害	保険事故によって保険の対象について生じた損害をいい、事故の際に消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
と	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
	土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
は	破裂もしくは爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
ほ	保険金	次の保険金をいいます。 ア．損害保険金 イ．残存物取片づけ費用保険金
	保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
め	免責金額	損害の額のうち保険契約者または被保険者の自己負担額で、保険証券記載の免責金額をいいます。ただし、保険証券に記載のない場合、免責金額は適用されません。

＜法令＞

この特約における法令は、次のとおりとします。

	法令（法令番号）
さ	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）

第１条（保険事故の範囲）

この特約において保険事故とは、次のいずれかに該当する事故をいいます。

① 地震または噴火による火災または破裂もしくは爆発

② 地震または噴火によって生じた損壊、埋没等

③ 地震または噴火による水災

第２条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、第１条（保険事故の範囲）の保険事故によって保険の対象について生じた（２）に規定する損害に対して、損害保険金を支払います。

（２）（１）に規定する保険事故によって保険の対象について生じた損害とは、それぞれ次の表に規定するものとします。

	保険事故	損害
①	地震または噴火による火災または破裂もしくは爆発	地震または噴火による火災または破裂もしくは爆発によって保険の対象について生じた損害をいいます。
②	地震または噴火によって生じた損壊、埋没等	地震または噴火によって生じた損壊、埋没等によって保険の対象について生じた損害をいいます。
③	地震または噴火による水災	地震または噴火による水災によって保険の対象について生じた損害をいいます。

（３）当会社は、（１）の損害保険金が支払われる場合において、生じた残存物取片づけ費用に対して、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第３条（保険金を支払わない場合）

（１）当会社は、この特約においては、財物損害補償特約に掲げる次の費用保険金を支払いません。

① 修理付帯費用保険金

② 地震火災費用保険金

③ 損害防止費用保険金

（２）当会社は、この特約においては、財物損害補償特約第４条（保険金を支払わない場合）に掲げる事由によって生じた損害および費用のほか、次の（３）に該当する損害および費用に対しても、保険金を支払いません。

（３）当会社は、保険事故の際における保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害および費用に対しては、保険金を支払いません。

第４条（保険金の支払額）

（１）当会社が第２条（保険金を支払う場合）（１）の損害保険金として支払うべき損害の額は、再調達価額によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、再調達価額を限度とし、次の算式（注）によって算出した額とします。

損害の額 ＝ 修 理 費 － 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額

（注）算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

（２）当会社は、次の算式（注１）によって算出した損害保険金を支払います。ただし、その算式によって算出した額が零未満の場合は零とします。

損害保険金の額 ＝ （（１）の規定による損害の額。ただし、保険金額を限度とします。 － 免責金額（注２））× 縮小支払割合（注２）

（注１）保険金額が再調達価額を超える場合は、算式の保険金額は、再調達価額とします。

（注２）保険証券に記載がある場合は、保険証券の明細ごとに、この特約の免責金額および縮小支払割合を適用します。

（３）１回の事故につき設定された免責金額について、72時間以内に生じた２以上の地震は、これらを一括して、１回の事故とみなします。

（４）当会社は、第２条（保険金を支払う場合）（３）の残存物取片づけ費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、第２条（１）の損害保険金の10%に相当する額を限度とします。

残存物取片づけ費用保険金の額	＝	残存物取片づけ費　用　の　額

（５）（４）の場合において、当会社は、（４）の規定によって支払うべき残存物取片づけ費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第５条（保険金の支払時期に関する特則）

第２条（保険金を支払う場合）の規定により保険金を支払う場合で、財物損害補償特約第15条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）に掲げる場合のほか、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、財物損害補償特約第14条（保険金の支払時期）の規定にかかわらず、財物損害補償特約第15条に掲げる特別な照会または調査および日数の規定（注）に次の区分を追加して、適用します。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

照会または調査	日数
災害対策基本法に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における財物損害補償特約第14条（保険金の支払時期）の事項の確認のための調査	365日

（注）総合事業者保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）に付帯された他の特約において、特別な照会または調査および日数が規定されている場合は、その規定を含みます。

第６条（保険契約の終了に関する特則）

この特約においては、普通保険約款第22条（保険契約の終了）（１）に「特約で規定する損害保険金の支払額」とあるのを「地震・噴火危険補償特約（財物損害補償特約用）第４条（保険金の支払額）（２）に規定する損害保険金の額を縮小支払割合で除した額」と読み替えて適用します。

第７条（普通保険約款等との関係）

（１）この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、財物損害補償特約およびこれらに付帯された他の特約の規定を適用します。

（２）（１）の規定にかかわらず、財物損害補償特約第４条（保険金を支払わない場合）（２）②の規定は適用しません。

事故時諸費用補償特約（10%型）

この特約は、物の損害補償グループに属し、財物損害補償特約に付帯され、適用されます。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

	用語	定義
た	他の保険契約等	この補償特約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または建物以外のものについて締結された第２条（保険金を支払う場合）の費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。また、どのような名称であるかを問いません。

第１条（保険事故の範囲）

この特約において保険事故とは、次のいずれかに該当する事故をいいます。

①　財物損害補償特約第１条（保険事故の範囲）①から⑥までに規定する事故

② 財物損害補償特約にその他不測かつ突発的な事故補償特約が付帯されている場合は、その他不測かつ突発的な事故補償特約第１条（保険事故の範囲）に規定する事故

③ 財物損害補償特約に水災危険補償特約が付帯されている場合は、水災危険補償特約第１条（保険事故の範囲）に規定する事故

④ 財物損害補償特約に地震･噴火危険補償特約（財物損害補償特約用）が付帯されている場合は、地震･噴火危険補償特約（財物損害補償特約用）第１条（保険事故の範囲）に規定する事故

第２条（保険金を支払う場合）

当会社は、第１条（保険事故の範囲）の保険事故によって損害保険金が支払われる場合において、保険事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、事故時諸費用保険金を支払います。

第３条（保険金の支払額）

（１）当会社は、第２条（保険金を支払う場合）の事故時諸費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、１回の事故につき、１敷地内ごとに 100 万円を限度とします。

事故時諸費用保険金の額 ＝ 第２条の損害保険金 × 支払割合(10%)

（２）（１）の場合において、当会社は、（１）の規定によって支払うべき事故時諸費用保険金と他の保険金（注）との合計額が保険金額を超えるときでも、事故時諸費用保険金を支払います。

（注）損害防止費用保険金を除きます。

第４条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

（１）他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注１）の合計額が保険金の種類ごとに次の表の支払限度額を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額（注１）

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注１）を限度とします。

保険金の種類	支払限度額
事故時諸費用保険金	１回の事故につき、１敷地内ごとに 100 万円（注２）

（注１）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注２）他の保険契約等に、限度額が 100 万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

（２）（１）の場合において、第２条（保険金を支払う場合）の事故時諸費用保険金につき支払責任額（注）を算出するにあたっては、損害保険金の額は、財物損害補償特約第７条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）（１）または（２）の規定を適用して算出した額とします。

（注）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（３）損害が２種類以上の保険事故によって生じた場合は、同種の保険事故による損害について、（１）の規定をおのおの別に適用します。

第５条（普通保険約款等との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、財物損害補償特約およびこれらに付帯された他の特約の規定を適用します。

事故時諸費用補償特約（30%型）

この特約は、物の損害補償グループに属し、財物損害補償特約に付帯され、適用されます。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

	用語	定義
た	他の保険契約等	この補償特約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または建物以外のものについて締結された第２条（保険金を支払う場合）の費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。また、どのような名称であるかを問いません。

第１条（保険事故の範囲）

この特約において保険事故とは、次のいずれかに該当する事故をいいます。

① 財物損害補償特約第１条（保険事故の範囲）①から⑥までに規定する事故

② 財物損害補償特約にその他不測かつ突発的な事故補償特約が付帯されている場合は、その他不測かつ突発的な事故補償特約第１条（保険事故の範囲）に規定する事故

③ 財物損害補償特約に水災危険補償特約が付帯されている場合は、水災危険補償特約第１条（保険事故の範囲）に規定する事故

④ 財物損害補償特約に地震･噴火危険補償特約（財物損害補償特約用）が付帯されている場合は、地震･噴火危険補償特約（財物損害補償特約用）第１条（保険事故の範囲）に規定する事故

第２条（保険金を支払う場合）

当会社は、第１条（保険事故の範囲）の保険事故によって損害保険金が支払われる場合において、保険事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、事故時諸費用保険金を支払います。

第３条（保険金の支払額）

（１）当会社は、第２条（保険金を支払う場合）の事故時諸費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、１回の事故につき、１敷地内ごとに 500 万円を限度とします。

事故時諸費用保険金の額 ＝ 第２条の損害保険金 × 支払割合(30%)

（２）（１）の場合において、当会社は、（１）の規定によって支払うべき事故時諸費用保険金と他の保険金（注）との合計額が保険金額を超えるときでも、事故時諸費用保険金を支払います。

（注）損害防止費用保険金を除きます。

第４条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

（１）他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注１）の合計額が保険金の種類ごとに次の表の支払限度額を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額（注１）

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注１）を限度とします。

保険金の種類	支払限度額
事故時諸費用保険金	１回の事故につき、１敷地内ごとに 500 万円（注２）

（注１）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注２）他の保険契約等に、限度額が 500 万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

（２）（１）の場合において、第２条（保険金を支払う場合）の事故時諸費用保険金につき支払責任額（注）を算出するにあたっては、損害保険金の額は、財物損害補償特約第７条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）（１）または（２）の規定を適用して算出した額とします。

（注）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（３）損害が２種類以上の保険事故によって生じた場合は、同種の保険事故による損害について、（１）の規定をおのおの別に適用します。

第５条（普通保険約款等との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、財物損害補償特約およびこれらに付帯された他の特約の規定を適用します。

屋外設備・装置修復費用補償特約

この特約は、物の損害補償グループに属し、財物損害補償特約に付帯され、適用されます。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
お	屋外設備・装置	建物の外部にあって、地面等に固着されている設備、装置、機械等をいいます。ただし、この補償特約においては、財物損害補償特約第２条（保険の対象の範囲）（３）①に掲げる物は除きます。
	屋外設備・装置修復費用	保険事故によって、第２条（対象屋外設備・装置の範囲）の対象屋外設備・装置が損害を受けた場合に、被保険者が負担したこれを修理するために要した費用をいいます。
	汚染物質または混入物	煙、蒸気、すす、ガス、酸、アルカリ、化学物質および廃棄物（注１）を含むあらゆる固体、液体、気体または熱による刺激物または混入物であって、排出後に人の健康もしくは厚生を害する原因となりうるかもしくはそのおそれがあるものまたは保険の対象についての損害、劣化、経済的価値もしくは商品性の低下もしくは使用不能損害の原因となるかもしくはそのおそれがあるものをいいます（注２）。 （注１）廃棄物には、リサイクル品、中古品または再生品となるべき物質を含みます。 （注２）細菌、ウィルスまたは有害物質を含みます。
さ	再調達価額	損害が生じた地および時において、対象屋外設備・装置と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。ただし、対象屋外設備・装置が商品・製品等の場合は、その対象屋外設備・装置の再仕入価額（注）をいいます。 （注）死蔵品については市場価額を考慮した減額を行います。
	残存物取片づけ費用	保険事故によって損害を受けた対象屋外設備・装置の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
し	敷地内	特別の約定がない限り、囲いの有無を問わず、対象屋外設備・装置の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
	支払限度額	保険証券記載の支払限度額をいいます。
	商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
	親族	６親等内の血族、配偶者または３親等内の姻族をいいます。
す	水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等をいいます。
せ	雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩（なだれ）をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
	設備・什器（じゅうき）等	設備、装置、機械、器具、工具、什器（じゅうき）または備品をいい、屋外設備･装置を除きます。
そ	騒擾（そうじょう）およびこれに類似の集団行動	群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害されるかまたは被害を生ずる状態であって、暴動に至らないものをいいます。
	損害	保険事故によって対象屋外設備・装置について生じた損害をいい、事故の際に消防または避難に必要な処置によって対象屋外設備・装置について生じた損害を含みます。

	用語	定義
た	対象屋外設備・装置	保険証券記載の建物が所在する敷地内の被保険者が所有する全ての屋外設備・装置ならびにこれに収容された設備・什器（じゅうき）等および商品・製品等をいいます。
	建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置を除きます。
	他の保険契約等	この補償特約における対象屋外設備・装置と同一の敷地内に所在する被保険者所有の第２条（対象屋外設備・装置の範囲）の対象屋外設備・装置について締結された第３条（保険金を支払う場合）の費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。また、どのような名称であるかを問いません。
と	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
	土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
は	破裂もしくは爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
ふ	風災	台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。
ほ	暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
	保険金	次の保険金をいいます。 ア．屋外設備・装置修復費用保険金 イ．残存物取片づけ費用保険金
	保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
よ	預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

＜法令＞

この特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。

	法令（法令番号）
こ	航空法（昭和 27 年法律第 231 号）
さ	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
へ	弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）

第１条（保険事故の範囲）

この特約において保険事故とは、次のいずれかに該当する事故をいいます。

① 火災、落雷または破裂もしくは爆発

② 風災、雹災（ひょうさい）または雪災

③ 対象屋外設備・装置の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または対象屋外設備・装置内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触（注１）。ただし、雨、雪、あられ、砂塵（さじん）、粉塵（ふんじん）、煤煙（ばいえん）その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは②の事故もしくは水災を除きます。

④ 次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水（いっすい）（注３）

ア．給排水設備（注４）に生じた事故（注５）

イ．被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故

⑤ 騒擾（そうじょう）およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

⑥ 盗難

⑦ ①から⑥までの保険事故に該当しない不測かつ突発的な事故（注１）（注５）

（注１）直接か間接か、全体的か部分的であるかまたはこの条の事故の影響を受けもしくはそれが悪化したものであるかを問わず、汚染物質または混入物の放射、放出、漏れまたは飛散（注２）を除きます。

（注２）これらに類するものまたはこれらの疑いもしくはおそれを含みます。

（注３）水が溢（あふ）れることをいいます。

（注４）スプリンクラー設備・装置を含みます。

（注５）給排水設備（注４）に生じた事故によって給排水設備（注４）自体に損害が生じた場合、その給排水設備（注４）自体についての事故は⑦に含みます。

第２条（対象屋外設備・装置の範囲）

（１）この特約における保険金支払の対象は、対象屋外設備・装置とします。

（２）次に掲げる物は、対象屋外設備・装置に含まれません。

① 自動車（注１）

② 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物

③ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董（こっとう）、彫刻物その他の美術品で、１個または１組の価額が30万円を超えるもの

④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

⑤ 仮設の建物（注２）（注３）

⑥ ゴルフネット（注４）

⑦ 建築中の屋外設備・装置および増築中の屋外設備・装置の増築部分

⑧ 桟橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備・装置

⑨ 海上に所在する建物（注３）および設備・装置

⑩ 軌道、防油堤その他の土木構築物

⑪ 家財

⑫ 動物および植物

⑬ 電車、機関車、客車、貨車等

⑭ 航空機（注５）または船舶（注６）

⑮ データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物

⑯ 野積みの動産

⑰ リース・レンタル事業者が保険契約者となった場合のリース品またはレンタル品等の他人に貸与されまたは他人の専有管理下にあるもの

⑱ 組立および据付中の機械および設備・装置

⑲ 工事用仮設屋外設備・装置、工事用仮設物、建設用仮工事の目的物

（注１）自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。

（注２）年間の使用期間が３か月以下のものに限ります。

（注３）建物に収容される設備・什器（じゅうき）等および商品・製品等を含みます。

（注４）ポールを含みます。

（注５）航空法における航空機をいいます。

（注６）ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。

第３条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、第１条（保険事故の範囲）の保険事故によって対象屋外設備・装置が損害を受けた場合に、対象屋外設備・装置について生じた（２）に規定する損害に対して、屋外設備・装置修復費用保険金を支払います。

（２）（１）に規定する保険事故によって対象屋外設備・装置について生じた損害とは、それぞれ次の表に規定するものとします。

	保険事故	損害
①	火災、落雷または破裂もしくは爆発	火災、落雷または破裂もしくは爆発によって対象屋外設備・装置について生じた損害をいいます。
②	風災、雹災（ひょうさい）または雪災	風災、雹災（ひょうさい）または雪災によって対象屋外設備・装置について生じた損害（注１）をいいます。
③	対象屋外設備・装置の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または対象屋外設備・装置内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触	対象屋外設備・装置の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または対象屋外設備・装置内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって対象屋外設備・装置について生じた損害をいいます（注２）。

	保険事故	損害
④	次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水(いっすい)(注３) ア．給排水設備（注４）に生じた事故 イ．被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故	左の欄のアまたはイのいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水（いっすい)(注３)によって対象屋外設備･装置が受けた損害をいいます(注５)。
⑤	騒擾（そうじょう）およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為	騒擾（そうじょう）およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって対象屋外設備・装置について生じた損害をいいます。
⑥	盗難	盗難によって対象屋外設備・装置について生じた盗取、損傷または汚損の損害をいいます。
⑦	①から⑥までの保険事故に該当しない不測かつ突発的な事故	①から⑥までの保険事故に該当しない不測かつ突発的な事故によって対象屋外設備・装置について生じた損害をいいます（注６)。

（注１）風、雨、雪、雹（ひょう)、砂塵（さじん）その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、対象屋外設備・装置の外側の部分が風災、雹災（ひょうさい）または雪災によって破損し、その破損部分から対象屋外設備・装置の内部に吹き込むことによって生じた損害に限ります。

（注２）雨、雪、あられ、砂塵（さじん)、粉塵（ふんじん)、煤煙（ばいえん）その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは②の保険事故もしくは水災による損害を除きます。

（注３）水が溢（あふ）れることをいいます。

（注４）スプリンクラー設備・装置を含みます。

（注５）②の保険事故もしくは水災による損害または給排水設備（注４）自体に生じた損害を除きます。

（注６）給排水設備（注４）に生じた事故によって給排水設備（注４）自体に生じた損害を含みます。

（３）当会社は、（１）の屋外設備・装置修復費用保険金が支払われる場合において、生じた残存物取片づけ費用に対して、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第４条（保険金を支払わない場合）

（１）当会社は、この特約においては、財物損害補償特約に掲げる次の費用保険金を支払いません。

① 修理付帯費用保険金

② 地震火災費用保険金

③ 損害防止費用保険金

（２）当会社は、この特約においては、財物損害補償特約第４条（保険金を支払わない場合）に掲げる事由によって生じた損害および費用のほか、次の（３）から（13）までのいずれかに該当する損害および費用に対しても、保険金を支払いません。

（３）当会社は、次のいずれかに該当する事故の際における対象屋外設備・装置の紛失または盗難によって生じた損害および費用に対しては、保険金を支払いません。

① 財物損害補償特約第３条（保険金を支払う場合）（５）に規定する地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災

② 第１条（保険事故の範囲）①から⑤までまたは⑦の保険事故

③ 水災

（４）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害および費用に対しては、保険金を支払いません。

① 対象屋外設備・装置に対する加熱作業または乾燥作業。ただし、これらの作業によって第１条（保険事故の範囲）①の保険事故のうち、火災または破裂もしくは爆発の保険事故が生じた場合には、この規定を適用しません。

② 対象屋外設備・装置である美術品の修理等に伴う価値の下落による損害（格落損害）

（５）当会社は、次のいずれかに該当する損害（注１）および次のいずれかによって生じた損害（注１）（注２）に対しては、保険金を支払いません。

① 対象屋外設備・装置の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者、保険金受取人（注３）（注４)、これらの者（注３）（注４）の使用人またはこれらの者（注３）（注４）に代わって対象屋外設備・装置を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。

② 対象屋外設備・装置に次の事由に起因して、その事由が生じた部分に生じた損害

ア．自然の消耗または劣化（注５）

イ．ボイラスケールの進行

ウ．性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剝がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由

エ．ねずみ食い、虫食い等

（注１）損害を受けた結果生じた費用を含みます。

（注２）保険事故が生じた場合は、①または②のいずれかに該当する損害に限ります。

（注３）保険契約者、被保険者または保険金受取人が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注４）保険契約者、被保険者または保険金受取人の法定代理人を含みます。

（注５）対象屋外設備・装置の日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗または劣化を含みます。

（６）当会社は、対象屋外設備･装置の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、対象屋外設備・装置ごとに、その対象屋外設備・装置が有する機能の喪失または低下を伴わない損害（注）に対しては、保険金を支払いません。

（注）損害を受けた結果生じた費用を含みます。

（７）当会社は、次に掲げるものについて生じた第１条（保険事故の範囲）②の保険事故による損害（注１）に対しては、保険金を支払いません。

ア．ゴルフネット（注２）

イ．建築中の屋外設備・装置

ウ．桟橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備・装置

エ．海上に所在する設備・装置

（注１）損害を受けた結果生じた費用を含みます。

（注２）ポールを含みます。

（８）当会社は、商品・製品等が対象屋外設備・装置である場合において、第１条（保険事故の範囲）⑥または⑦の保険事故による次のいずれかに該当する損害（注１）に対しては、保険金を支払いません（注２）。

① 検品、棚卸しの際に発見された数量の不足による損害（注３）

② 万引きによって生じた損害

（注１）損害を受けた結果生じた費用を含みます。

（注２）ただし、商品・製品等以外に第１条⑦の保険事故による損害が生じた場合は除きます。

（注３）不法に侵入した第三者の盗取（注４）による損害を除きます。

（注４）強取または窃取をいい、未遂を除きます。

（９）当会社は､商品･製品等が対象屋外設備･装置である場合において､第１条（保険事故の範囲）⑥の保険事故による保険契約者、被保険者または保険金受取人（注１）（注２）の親族または使用人が自ら行いまたは加担した損害（注３）に対しては、保険金を支払いません。

（注１）保険契約者、被保険者または保険金受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注２）保険契約者、被保険者または保険金受取人の法定代理人を含みます。

（注３）損害を受けた結果生じた費用を含みます。

(10) 当会社は、保険事故による貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董（こっとう）、彫刻物その他の美術品について生じた損害（注）に対しては、保険金を支払いません。

（注）損害を受けた結果生じた費用を含みます。

(11) 当会社は、第１条（保険事故の範囲）⑦の保険事故によって生じた次のいずれかに該当する損害（注１）に対しては、保険金を支払いません。

① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使により生じた損害（注２）

② 保険契約者、被保険者または保険金受取人（注３）（注４）の使用人の故意による損害

③ 対象屋外設備･装置の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は除きます。

④ 対象屋外設備・装置のうち、設備・什器（じゅうき）等または商品・製品等を加工または製造することに起因して、対象屋外設備・装置のうち、設備・什器（じゅうき）等または商品・製品等に生じた損害（注５）

⑤ 対象屋外設備・装置に対する修理、清掃等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害

⑥　詐欺または横領によって生じた損害
⑦　紛失、置き忘れまたは不注意による廃棄によって生じた損害
⑧　対象屋外設備・装置の受渡しの過誤等、事務的・会計的な間違いによる損害
⑨　保険契約者、被保険者または保険金受取人（注４）の使用人もしくは同居の親族が単独で、もしくは第三者と共謀して行った窃盗、強盗、詐欺、横領、背任その他の不誠実行為によって生じた損害
⑩　対象屋外設備・装置のうち、楽器について生じた次の損害
ア．弦（注６）の切断または打楽器の打皮の破損（注７）
イ．音色または音質の変化
⑪　対象屋外設備･装置が液体、粉体、気体等の流動体である場合、コンタミネーション、汚染、他物の混入、純度の低下、変質、固形化、化学変化もしくは品質の低下または分離もしくは復元が不可能もしくは困難となる等の損害
⑫　保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の業務に従事中の使用人の破壊行為による損害
⑬　土地の沈下、移動、隆起その他これらに類似の地盤変動によって生じた損害
⑭　水災によって生じた損害
⑮　偶然な外来の事故に直接起因しない対象屋外設備・装置の電気的事故または機械的事故によって生じた損害
⑯　真空管・ブラウン管・電球等の管球類に生じた損害（注７）
⑰　凍結によって対象屋外設備・装置の給排水設備（注８）について生じた損害。ただし、給排水設備（注８）の損壊を伴う損害は除きます。
⑱　電力の停止または異常な供給により、対象屋外設備・装置である商品・製品等のみに生じた損害
（注１）損害を受けた結果生じた費用を含みます。
（注２）消防または避難に必要な処置により生じた損害は除きます。
（注３）保険契約者、被保険者または保険金受取人が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注４）保険契約者、被保険者または保険金受取人の法定代理人を含みます。
（注５）加工または製造することに使用された機械、設備または装置等の停止によってその設備・什器（じゅうき）等または商品・製品等に生じた損害を含みます。
（注６）ピアノ線を含みます。
（注７）対象屋外設備・装置の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
（注８）スプリンクラー設備・装置を含みます。
(12) 当会社は、第１条（保険事故の範囲）⑦の保険事故によって次に掲げるものについて生じた損害および費用に対しては、保険金を支払いません。
①　自転車または総排気量が 125cc 以下の原動機付自転車
②　ドローンその他の無人航空機および模型航空機（注１）またはこれらの付属品（注２）
③　工事用仮設の対象屋外設備・装置、工事用仮設物または建設用仮工事の目的物
④　機械、設備または装置の一部を構成している次に掲げるもの
ア．ベルト、ワイヤロープ、チェーンまたはゴムタイヤ
イ．潤滑油、操作油、冷媒、触媒、水処理材料その他の運転に供される資材
ウ．フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布またはろ布枠
⑤　切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃または金型、型ロールその他の型類（注３）
（注１）遠隔操作または自動操縦により飛行させることができるものをいいます。
（注２）対象屋外設備・装置が商品・製品等である場合を除きます。
（注３）機械、設備または装置の一部を構成しているものを含みます。
(13) 当会社は、第１条（保険事故の範囲）⑦の保険事故によって生じた次のいずれかに該当する損害（注１）に対しては、保険金を支払いません。
①　自動販売機等（注２）に生じた損害
②　駐車場または駐輪場機械設備の車止装置部分または入出場ゲートバー部分等に単独に生じた損害
（注１）損害を受けた結果生じた費用を含みます。
（注２）自動販売機、コインゲーム機、両替機等をいいます。

第５条（保険金の支払額）
（１）当会社は、第３条（保険金を支払う場合）（１）の屋外設備・装置修復費用保険金として、次の算式によって算出した額を支

払います。ただし、その算式によって算出した額が零未満の場合は零とします。

屋外設備・装置修復費用保険金の額	＝	被保険者が実際に支出した屋外設備・装置修復費用の額（注１）	－	免責金額(注２)

（注１）１回の事故につき、１敷地内ごとに支払限度額を限度とします。

（注２）保険証券に記載がある場合は、１敷地内ごとに、この特約の免責金額を適用します。

（２）盗難によって損害が生じた場合において、盗取された対象屋外設備・装置を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、（１）の屋外設備・装置修復費用の額に含まれるものとします。ただし、その再調達価額を限度とします。なお、盗取された対象屋外設備・装置について、当会社が第３条（保険金を支払う場合）（２）⑥の屋外設備・装置修復費用保険金を支払う前にその対象屋外設備・装置が回収された場合には、回収のために支出した必要な費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。

（３）当会社は、第３条（保険金を支払う場合）（３）の残存物取片づけ費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、第３条（１）の屋外設備・装置修復費用保険金の 10%に相当する額を限度とします。

残存物取片づけ費用保険金の額	＝	残存物取片づけ費　用　の　額

（４）（３）の場合において、当会社は、（３）の規定によって支払うべき残存物取片づけ費用保険金と屋外設備・装置修復費用保険金との合計額が屋外設備・装置修復費用保険金の支払限度額を超えるときでも、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

（５）（１）または（２）の場合において、当会社は、（１）または（２）の規定によってそれぞれ支払うべき屋外設備・装置修復費用保険金または残存物取片づけ費用保険金と他の保険金との合計額が財物損害補償特約の保険金額を超えるときでも、保険金を支払います。

第６条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

（１）他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注１）の合計額が保険金の種類ごとに次の表の支払限度額を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額（注１）

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注１）を限度とします。

	保険金の種類	支払限度額
ア.	屋外設備・装置修復費用保険金	屋外設備・装置修復費用の額（注２）
イ.	残存物取片づけ費用保険金	残存物取片づけ費用の額

（注１）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注２）それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

（２）（１）の場合において、第３条（保険金を支払う場合）（３）の残存物取片づけ費用保険金につき支払責任額（注）を算出するにあたっては、第３条（１）の屋外設備・装置修復費用保険金の額は、（１）の規定を適用して算出した額とします。

（注）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（３）損害が２種類以上の保険事故によって生じた場合は、同種の保険事故による損害について、（１）の規定をおのおの別に適用します。

第７条（残存物）

（１）当会社が第３条（保険金を支払う場合）（１）の屋外設備・装置修復費用保険金を支払った場合でも、対象屋外設備・装置の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しない限り、当会社に移転しません。

（２）対象屋外設備・装置が盗取された場合に、当会社が第３条（保険金を支払う場合）（２）⑥の屋外設備・装置修復費用保険金を支払ったときは、当会社は、支払った保険金の額の再調達価額に対する割合によって、その盗取された対象屋外設備・装置について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。

（３）（２）の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた屋外設備・装置修復費用保険金に相当する額（注）を当会社に支払って、その対象屋外設備・装置の所有権その他の物権を取得することができます。

（注）第５条（保険金の支払額）（２）の費用に対する屋外設備・装置修復費用保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

第８条（普通保険約款等との関係）

（１）この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、総合事業者保険普通保険約款、財物損害補償特約およびこれらに付帯された他の特約の規定を適用します。

（２）（１）の規定にかかわらず、財物損害補償特約第４条（保険金を支払わない場合）（１）③、④、⑥および⑧ならびに（４）から（８）までの規定は適用しません。

危機管理費用補償特約（火災・破裂・爆発補償）

この特約は、物の損害補償グループに属し、財物損害補償特約に付帯され、適用されます。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
き	危機管理コンサルティング機関	保険事故の悪影響を管理および最小化するための機関のうち、当会社が承認するものをいいます。
	危機管理コンサルティング費用	危機管理サービスに関して生じた費用（注１）で、当会社が必要かつ妥当と認めたものをいいます。ただし、次のア．からケ．までの費用および金額を控除します。 ア．保険事故の原因調査または事実確認に要した費用 イ．見舞金・見舞品費用 ウ．謝罪広告掲載、郵券代等保険事故により臨時に生じた費用 エ．法律上の損害賠償責任を負担することによって被る費用（注２） オ．争訟に要する一切の費用（注３） カ．記者会見または近隣住民に対する説明会の開催に要する費用 キ．第三者からの強要金 ク．被保険者の人件費その他一般管理費 ケ．ア．からク．までのほか、総合事業者保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）、財物損害補償特約、休業損失補償特約およびこれらに付帯された特約の規定によって、損害保険金、修理付帯費用保険金、店舗休業保険金、営業継続費用保険金等の保険金として支払われる金額 （注１）危機管理コンサルティング機関に対する報酬を含みます。 （注２）損害賠償金を含みます。 （注３）弁護士報酬を含みます。
	危機管理サービス	危機管理コンサルティング機関が、保険事故の悪影響を管理および最小化する目的で日本国内において被保険者に提供するサービスをいいます。

	用語	定義
き	危機管理実行費用	危機管理サービスの直接の結果として、被保険者がその保険事故の悪影響を管理および最小化する目的で日本国内において負担した次のア．からク．までの報酬、費用等（注１）で、当会社が必要かつ妥当と認めたものをいいます。ただし、財物損害補償特約、休業損失補償特約およびこれらに付帯された特約の規定によって、損害保険金、修理付帯費用保険金、店舗休業保険金、営業継続費用保険金等の保険金として支払われる金額を控除します。 ア．弁護士から法律上の助言を受けた場合に弁護士に対して支払う報酬（注２） イ．被保険者の従業員の超過勤務手当、交通費または宿泊費 ウ．電話回線の増設費用､無料通話電話の使用料もしくは通話料または通信業務をコールセンター会社に委託する費用 エ．わび状の作成費用および送付費用 オ．見舞金・見舞品費用 カ．見舞金・見舞品送付費用 キ．新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットその他これらに準ずる媒体に謝罪広告を掲載する費用 ク．記者会見または近隣住民に対する説明会の開催に要する費用 （注１）日本国外で行われた危機管理業務に対して支払う報酬、費用等を除きます。 （注２）保険契約者もしくは被保険者に雇用されている弁護士またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士の場合は、その定期報酬分を除きます。また、損害賠償請求を行うこともしくは損害賠償請求を受けることまたは捜査機関への対応その他刑事処分に関わる相談、対応等に係る報酬（注３）を除きます。 （注３）着手金を含みます。
	危機管理費用	危機管理コンサルティング費用および危機管理実行費用をいいます。
そ	損害	保険事故によってこの特約が付帯される財物損害補償特約の保険の対象について生じた損害をいい、事故の際に消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
た	他の保険契約等	この補償特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。また、どのような名称であるかを問いません。
は	破裂もしくは爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
ほ	保険金	次の保険金をいいます。 ア．危機管理コンサルティング費用保険金 イ．危機管理実行費用保険金
み	見舞金・見舞品費用	見舞対象者に対して、謝罪、見舞等のために支払う金銭または送付する見舞品（注）に係る費用をいい、当会社が必要かつ妥当と認めたものに限ります。 （注）被保険者のみで使用可能な商品券、サービス券、割引券、チケット、回数券等および被保険者のみが提供可能なサービス、商品等を除きます。
	見舞対象者	社会通念上、保険事故に係る被保険者の謝罪、見舞等を受けるべき立場にある者をいい、保険事故発生時に、保険事故が発生した保険の対象（注）またはそれが所在する敷地内において保険事故に遭遇した者に限ります。 （注）この特約が付帯される財物損害補償特約の保険の対象をいいます。

第１条（保険事故の範囲）

この特約において保険事故とは、火災または破裂もしくは爆発をいいます。

第２条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、第１条（保険事故の範囲）の保険事故によって保険の対象（注）が（２）に規定する損害を受けたことに起因して被保険者が負担する危機管理費用に対して、保険金を支払います。ただし、保険事故の翌日から起算して 30 日以内に実施した危機管理サービスに関して生じた危機管理費用に限り、かつ、危機管理実行費用については、保険事故が発生したことについて新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットその他これらに準ずる媒体を通じて報道機関により報道された場合に限り

ます。

（注）この特約が付帯される財物損害補償特約の保険の対象をいいます。

（2）（1）に規定する保険事故によって保険の対象（注）について生じた損害とは、次の表に規定するものとします。

保険事故	損害
火災または破裂もしくは爆発	火災または破裂もしくは爆発によって保険の対象(注)について生じた損害をいいます。

（注）この特約が付帯される財物損害補償特約の保険の対象をいいます。

（3）被保険者が（1）の危機管理費用を支出した後に第3条（保険金を支払わない場合）に該当することが判明した場合においても、当会社は、その危機管理費用に対して保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款、財物損害補償特約およびこれに付帯される特約の規定により保険金（注）が支払われない損害によって生じた危機管理費用に対しては、保険金を支払いません。

（注）財物損害補償特約およびこれに付帯される特約によって支払われる保険金をいいます。

第4条（保険金の支払額）

（1）当会社が支払うべき第2条（保険金を支払う場合）（1）の危機管理費用保険金のうち危機管理コンサルティング費用保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、1回の事故につき、500万円を限度とします。

危機管理コンサルティング費用保険金の額 ＝ 危機管理コンサルティング費用の額

（2）当会社が支払うべき第2条（保険金を支払う場合）（1）の危機管理費用保険金のうち危機管理実行費用保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、1回の事故につき、500万円を限度とし、かつ、見舞金・見舞品費用については、見舞対象者1名につき1万円を限度とします。

危機管理実行費用保険金の額 ＝ 危機管理実行費用の額

（3）（1）または（2）の場合において、当会社は、（1）または（2）の規定によってそれぞれ支払うべき危機管理コンサルティング費用保険金または危機管理実行費用保険金と他の保険金との合計額が財物損害補償特約の保険金額を超えるときでも、これらの費用保険金を支払います。

第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注）の合計額が保険金の種類ごとに次の表の支払限度額を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額（注）

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注）を限度とします。

	保険金の種類	支払限度額
ア.	危機管理コンサルティング費用保険金	危機管理コンサルティング費用の額
イ.	危機管理実行費用保険金	危機管理実行費用の額

（注）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第6条（普通保険約款等との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、財物損害補償特約およびこれらに付帯された他の特約の規定を適用します。

安定化処置費用補償特約

この特約は、物の損害補償グループに属し、財物損害補償特約に付帯され、適用されます。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
あ	安定化処置	次のアからウまでの条件を全て満たす処置をいいます。 ア．次のいずれかに該当すること。 （ア）第２条（保険の対象の範囲）の保険の対象に生ずる財物損害補償特約第３条（保険金を支払う場合）（２）の損害の発生または拡大を防止するために行う処置であること。 （イ）財物損害補償特約にその他不測かつ突発的な事故補償特約が付帯されている場合において、第２条の保険の対象に生ずるその他不測かつ突発的な事故補償特約第２条（保険金を支払う場合）（２）の損害の発生または拡大を防止するために行う処置であること。 （ウ）財物損害補償特約に水災危険補償特約が付帯されている場合において、第２条の保険の対象に生ずる水災危険補償特約第２条（保険金を支払う場合）（２）の損害の発生または拡大を防止するために行う処置であること。 （エ）財物損害補償特約に地震・噴火危険補償特約（財物損害補償特約用）が付帯されている場合において、第２条の保険の対象に生ずる地震・噴火危険補償特約（財物損害補償特約用）第２条（保険金を支払う場合）の損害の発生または拡大を防止するために行う処置であること。 イ．損害が生じた保険の対象のさびもしくは腐食の進行防止処置または落下物からの衝撃に対する保護処置等の現状を安定化するために行う処置であること。 ウ．機械または設備等の修復を専門に行う会社であって当会社が指定するものが、当会社の承認の下に行う処置であること。
	安定化処置費用	被保険者が安定化処置を行うために支出した必要または有益な費用をいいます。ただし、次のアおよびイの金額を控除します。 ア．財物損害補償特約、その他不測かつ突発的な事故補償特約、水災危険補償特約、地震・噴火危険補償特約（財物損害補償特約用）またはこれらに付帯された特約の規定によって、損害保険金、残存物取片づけ費用保険金、修理付帯費用保険金、地震火災費用保険金または損害防止費用保険金として支払われる金額 イ．休業損失補償特約またはこれに付帯された特約の規定によって、店舗休業保険金、損失防止費用保険金または営業継続費用保険金として支払われる金額
お	屋外設備・装置	建物の外部にあって、地面等に固着されている設備、装置、機械等をいいます。ただし、この補償特約においては、財物損害補償特約第２条（保険の対象の範囲）（３）①に掲げる物は除きます。
し	商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
す	水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等をいいます。
そ	損害	保険事故によって保険の対象について生じた損害をいい、事故の際に消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
た	建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置を除きます。
	他の保険契約等	この補償特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。また、どのような名称であるかを問いません。
ほ	保険金	安定化処置費用保険金をいいます。
	保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

第１条（保険事故の範囲）

この特約において保険事故とは、次のいずれかに該当する事故をいいます。

①　財物損害補償特約第１条（保険事故の範囲）に規定する事故

② 財物損害補償特約にその他不測かつ突発的な事故補償特約が付帯されている場合は、その他不測かつ突発的な事故補償特約第１条（保険事故の範囲）に規定する事故

③ 財物損害補償特約に水災危険補償特約が付帯されている場合は、水災危険補償特約第１条（保険事故の範囲）に規定する事故

④ 財物損害補償特約に地震･噴火危険補償特約（財物損害補償特約用）が付帯されている場合は、地震･噴火危険補償特約（財物損害補償特約用）第１条（保険事故の範囲）に規定する事故

第２条（保険の対象の範囲）

（１）この特約における保険の対象は、財物損害補償特約第２条（保険の対象の範囲）に規定する保険の対象とします。

（２）商品・製品等は、保険の対象に含まれません。

第３条（保険金を支払う場合）

当会社は、第１条（保険事故の範囲）の保険事故によって保険の対象について生じた安定化処置費用に対して、安定化処置費用保険金を支払います。

第４条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた費用に対しては、保険金を支払いません。

① 財物損害補償特約第４条（保険金を支払わない場合）に該当する事由（注１）

② 財物損害補償特約にその他不測かつ突発的な事故補償特約が付帯されている場合には、その他不測かつ突発的な事故補償特約第３条（保険金を支払わない場合）に該当する事由

③ 財物損害補償特約に水災危険補償特約が付帯されている場合には、水災危険補償特約第３条（保険金を支払わない場合）に該当する事由

④ 財物損害補償特約に地震･噴火危険補償特約（財物損害補償特約用）が付帯されている場合には、地震･噴火危険補償特約（財物損害補償特約用）第３条（保険金を支払わない場合）に該当する事由（注２）

（注１）財物損害補償特約に地震・噴火危険補償特約（財物損害補償特約用）が付帯されている場合には、財物損害補償特約第４条（２）②に該当する事由を除きます。

（注２）地震・噴火危険補償特約（財物損害補償特約用）第３条（２）に規定する事由のうち財物損害補償特約第４条（２）②に該当する事由を除きます。

第５条（保険金の支払額）

（１）当会社は、第３条（保険金を支払う場合）の安定化処置費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、１回の事故につき、5,000 万円を限度とします。

安定化処置費用保険金の額	＝	安定化処置費用の額

（２）（１）の場合において、当会社は、（１）の規定によって支払うべき安定化処置費用保険金と他の保険金との合計額が財物損害補償特約の保険金額を超えるときでも、保険金を支払います。

第６条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注１）の合計額が次の表の支払限度額を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額（注１）

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注１）を限度とします。

保険金の種類	支払限度額
安定化処置費用保険金	１回の事故につき 5,000 万円（注２）または安定化処置費用の額のいずれか低い額

（注１）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注２）他の保険契約等に、限度額が 5,000 万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

第７条（普通保険約款等との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、総合事業者保険普通保険約款、財物損害補償特約およびこれらに付帯された他の特約の規定を適用します。

休業損失補償特約

この特約は、総合事業者保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）に付帯され、営業損失・経済損害補償グループ（区分Ｂ）に属するものとします。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
あ	アーケード	屋根覆いのある通路およびその屋根覆いをいいます。
	粗利益	売上高から商品仕入高および原材料費（注）を差し引いた残高をいいます。 （注）期首棚卸高を加え、期末棚卸高を差し引きます。
う	売上減少高	保険事故による損害発生直前 12 か月のうち復旧期間に応当する期間の売上高から復旧期間内の売上高を差し引いた残額をいいます。
え	営業継続費用	標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するために復旧期間内に生じた追加費用（注）をいい、その復旧期間内に支出を免れた費用がある場合はその額を差し引いた額とします。ただし、次の費用または金額は追加費用に含まないものとします。 ア．営業継続費用保険金が支払われる保険事故の有無にかかわらず営業を継続するために支出を要する費用 イ．営業継続費用保険金が支払われる保険事故による損害を受けた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために要する一切の費用。ただし、この費用のうち、復旧期間を短縮するために復旧期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分は、それによって軽減できた追加費用の額を限度として、追加費用に含めるものとします。 ウ．一時使用のために取得した物件の復旧期間終了時における時価部分 エ．この保険契約に財物損害補償特約が付帯されている場合において、この特約により支払われる修理付帯費用保険金の額 オ．この特約第１章において支払われる休業日数短縮費用の額 （注）追加費用とは、必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分をいいます。
	営業収益	「売上高」または「生産高」のいずれかの基準によって定める営業上の収益をいいます。
お	屋外設備・装置	建物の外部にあって、地面等に固着されている設備、装置、機械等をいいます。ただし、財物損害補償特約第２条（保険の対象の範囲）（３）①に掲げる物は除きます。
	汚染物質または混入物	煙、蒸気、すす、ガス、酸、アルカリ、化学物質および廃棄物（注１）を含むあらゆる固体、液体、気体または熱による刺激物または混入物であって、排出後に人の健康もしくは厚生を害する原因となりうるかもしくはそのおそれがあるものまたは保険の対象についての損害、劣化、経済的価値もしくは商品性の低下もしくは使用不能損害の原因となるかもしくはそのおそれがあるものをいいます（注２）。 （注１）廃棄物には、リサイクル品、中古品または再生品となるべき物質を含みます。 （注２）細菌、ウィルスまたは有害物質を含みます。

	用語	定義
き	休業日数	復旧期間内の休業日数（注）をいいます。 （注）一部休業の場合を含みます。なお、定休日を除きます。
	休業日数短縮費用	休業日数を減少させるために支出した必要かつ有益な追加費用をいいます。ただし、損害を受けた保険の対象を復旧するために通常要する費用および損失防止費用を含まず、また、この保険契約に財物損害補償特約が付帯されている場合において、その特約により支払われる修理付帯費用保険金の額は控除します。
け	経常費	保険事故による損害の有無にかかわらず、営業を継続するために支出を要する費用をいいます。
こ	構外ユーティリティ設備	保険の対象と配管または配線により接続している次のアからオまでの事業者の占有する電気、ガス、熱、水道、工業用水道または電信・電話の供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線で次のアからオまでの事業者の占有するものをいいます。ただし、日本国内に所在するものに限ります。 ア．電気事業法に定める電気事業者 イ．ガス事業法に定めるガス事業者 ウ．熱供給事業法に定める熱供給事業者 エ．水道法に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法に定める工業用水道事業者 オ．電気通信事業法に定める電気通信事業者
し	敷地内	特別の約定がない限り、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
	支払限度率	直近の会計年度（１年間）の粗利益の額にその 10%を加算して得た額の同期間内の売上高に対する割合をいいます。
	商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
	親族	６親等内の血族、配偶者または３親等内の姻族をいいます。
す	水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ、落石等をいいます。
せ	雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩（なだれ）をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
	占有物件	保険証券記載の建物等およびこれらの所在する敷地内にある被保険者の占有する物件をいいます。
そ	騒擾（そうじょう）および類似の集団行動	群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害されるかまたは被害を生ずる状態であって、暴動に至らないものをいいます。
	損害	保険事故によって保険の対象について生じた損害をいい、保険事故の際に消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
	損失	保険事故によって保険の対象が損害を受けた結果、営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。
た	建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置を除きます。
	建物等	建物または構築物をいいます。
	他の保険契約等	この補償特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。また、どのような名称であるかを問いません。
と	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
	土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
ね	年間売上高	保険証券記載の年間売上高をいいます。
は	破裂もしくは爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
ひ	標準営業収益	営業継続費用保険金が支払われる保険事故による損害が発生する直前の 12 か月のうち復旧期間に応当する期間の営業収益をいいます。

	用語	定義
ふ	風災	台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。
	復旧期間	保険金支払の対象となる期間であって、保険の対象が損害を受けた時からそれを遅滞なく復旧した時まで（注）に要した期間をいいます。ただし、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとし、かつ、いかなる場合も、12 か月を超えないものとします。 （注）第１条（保険事故の範囲）⑨の保険事故または第７条（保険事故の範囲）⑨の保険事故の場合には、保険事故が発生した時から保険事故による状態が終了した時までとします。
ほ	暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
	保険金	次の保険金をいいます。 ア．第１章においては、店舗休業保険金または損失防止費用保険金 イ．第２章においては、営業継続費用保険金 ウ．第３章においては、店舗休業保険金もしくは損失防止費用保険金または営業継続費用保険金
	保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
や	約定補償割合	保険証券記載の約定補償割合をいいます。
り	隣接物件	次のいずれかの物件をいいます。 ア．敷地内に所在する建物等のうち、他人が占有する部分 イ．敷地内に所在する建物等に隣接するアーケードまたはそのアーケードに接する建物等 ウ．敷地内に所在する建物等に通じる袋小路およびそれに面する建物等

＜法令＞

この特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。

	法令（法令番号）
か	ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
こ	工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）
	航空法（昭和 27 年法律第 231 号）
さ	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
す	水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
て	電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
	電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）
ね	熱供給事業法（昭和 47 年法律第 88 号）
へ	弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）

第１章　店舗休業補償

第１条（保険事故の範囲）

この章において保険事故とは、次のいずれかに該当する事故をいいます。

① 火災、落雷または破裂もしくは爆発

② 風災、雹災（ひょうさい）または雪災

③ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触（注１）

④ 次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水（いっすい）（注３）

ア．給排水設備（注４）に生じた事故（注５）

イ．被保険者以外の者が占有する戸室または場所で生じた事故

⑤ 騒擾（そうじょう）およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

⑥ 盗難

⑦　水災
⑧　①から⑦以外の不測かつ突発的な事故（注１）（注５）
⑨　不測かつ突発的な事由に起因する構外ユーティリティ設備の機能の停止または阻害による電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道の供給または電信もしくは電話の中継の中断または阻害
（注１）直接か間接か、全体的か部分的であるかまたはこの条の事故の影響を受けもしくはそれが悪化したものであるかを問わず、汚染物質または混入物の放射、放出、漏れまたは飛散（注２）を除きます。
（注２）これらに類するものまたはこれらの疑いもしくはおそれを含みます。
（注３）水が溢（あふ）れることをいいます。
（注４）スプリンクラー設備・装置を含みます。
（注５）給排水設備（注４）に生じた事故によって給排水設備（注４）自体に損害が生じた場合、その給排水設備（注４）自体についての事故は⑧に含みます。

第２条（保険の対象の範囲）

（１）この章において保険の対象は、日本国内に所在する次のいずれかの物件とします。
①　占有物件
②　隣接物件
（２）次に掲げるものは、保険の対象に含まれません。
①　自動車（注１）
②　船舶（注２）
③　航空機（注３）
④　動物または植物
⑤　稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
⑥　データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物
（注１）自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が 125cc 以下の原動機付自転車を除きます。
（注２）ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。
（注３）航空法における航空機をいいます。

第３条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、第１条（保険事故の範囲）①から⑧までに規定する保険事故によって保険の対象が（２）に規定する損害を受けた結果、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、店舗休業保険金を支払います。
（２）（１）に規定する保険事故によって保険の対象が受けた損害とは、それぞれ次の表に規定するものとします。

	保険事故	損害
①	火災、落雷または破裂もしくは爆発	火災、落雷または破裂もしくは爆発によって保険の対象が受けた損害をいいます。
②	風災、雹災（ひょうさい）または雪災	風災、雹災（ひょうさい）または雪災によって保険の対象が受けた損害（注１）（注３）をいいます。
③	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって保険の対象が受けた損害（注４）をいいます。
④	次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水(いっすい)(注５) ア．給排水設備（注６）に生じた事故 イ．被保険者以外の者が占有する戸室または場所で生じた事故	左の欄のアまたはイのいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水（いっすい）（注５）によって保険の対象が受けた損害をいいます（注７）。
⑤	騒擾（そうじょう）およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為	騒擾（そうじょう）およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象が受けた損害をいいます。

	保険事故	損害
⑥	盗難	盗難によって保険の対象について生じた盗取、損傷または汚損をいいます。
⑦	水災	水災によって保険の対象が受けた損害をいいます。
⑧	①から⑦以外の不測かつ突発的な事故	①から⑦以外の不測かつ突発的な事故によって保険の対象が受けた損害をいいます（注８）。

（注１）風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物等の外側の部分（注２）が風災、雹災（ひょうさい）または雪災によって破損し、その破損部分から建物等の内部に吹き込むことによって生じた損害に限ります。

（注２）建物等の外側の部分とは、建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。

（注３）雪災による損害が１回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが第 18 条（保険金の支払時期）および第 19 条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、１回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、第 13 条（事故発生時の義務等）の規定に基づく義務を負うものとします。

（注４）雨、雪、あられ、砂塵（さじん）、粉塵（ふんじん）、煤煙（ばいえん）その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは②もしくは⑦の保険事故による損害を除きます。

（注５）水が溢（あふ）れることをいいます。

（注６）スプリンクラー設備・装置を含みます。

（注７）ただし、②もしくは⑦の保険事故による損害または給排水設備（注６）自体に生じた損害を除きます。

（注８）給排水設備（注６）に生じた事故によって給排水設備（注６）自体に生じた損害を含みます。

（３）当会社は、第１条（保険事故の範囲）⑨に規定する保険事故によって生じた損失に対して、店舗休業保険金を支払います。

（４）当会社は、第１条（保険事故の範囲）①に規定する保険事故による損害を受けた結果生ずる損失の発生または拡大の防止のために、保険契約者または被保険者が次に掲げる必要または有益な費用（損失防止費用）を支出した場合は、普通保険約款または特約の規定により保険金が支払われない場合を除き、損失防止費用保険金を支払います。

① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用

② 消火活動に使用したことにより損傷した物（注１）の修理費用または再取得費用

③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用（注２）

（注１）消火活動に従事した者の着用物を含みます。

（注２）人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。

第４条（保険金を支払わない場合）

（１）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損失および費用に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者（注１）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反

② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注２）またはその者（注２）の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

③ 第１条（保険事故の範囲）①から⑤までの保険事故または⑦もしくは⑧の保険事故の際における保険の対象の紛失または盗難

④ 保険の対象に対する加熱作業または乾燥作業。ただし、これらの作業によって第１条①に規定する保険事故のうち火災または破裂もしくは爆発が生じた場合には、この規定を適用しません。

⑤ 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為

⑥ 冷凍・冷蔵物について、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調または機能停止に起因する温度変化

⑦ 保険の対象である美術品の修理等に伴う価値の下落による損害（格落損害）

（注１）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注２）その者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（２）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損失および費用（注１）に対しては、保険金を支払いません。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 核燃料物質（注２）もしくは核燃料物質（注２）によって汚染された物（注３）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

（注１）これらの事由によって発生した保険事故が延焼または拡大して生じた損失および費用、ならびに発生原因がいかなる場合でも保険事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損失および費用を含みます。

（注２）使用済燃料を含みます。

（注３）原子核分裂生成物を含みます。

（３）当会社は、次のいずれかに該当する損害を受けた結果生じた損失および費用に対しては、第１条（保険事故の範囲）①から⑧までの保険事故による場合を除き、保険金を支払いません。

① 電気的事故による炭化または溶融の損害

② 機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散の損害

③ 亀裂、変形その他これらに類似の損害

（４）当会社は、次のいずれかに該当する損害を受けた結果生じた損失および費用ならびに次のいずれかによって生じた損害（注１）を受けた結果生じた損失および費用に対しては、保険金を支払いません。

① 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者、保険金受取人（注２）（注３）もしくはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者またはこれらの者の使用人が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。

② 保険の対象に次の事由に起因して、その事由が生じた部分に生じた損害

ア．自然の消耗または劣化（注４）

イ．ボイラスケールの進行

ウ．性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剝がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由

エ．ねずみ食い、虫食い等

（注１）保険事故が生じた場合は、①または②のいずれかに該当する損害に限ります。

（注２）保険契約者、被保険者または保険金受取人が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注３）保険契約者、被保険者または保険金受取人の法定代理人を含みます。

（注４）保険の対象である機械、設備または装置の日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗または劣化を含みます。

（５）当会社は、保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害を受けた結果生じた損失および費用に対しては、保険金を支払いません。

（６）当会社は、第１条（保険事故の範囲）⑧の保険事故が発生した場合において、次のいずれかに該当する損害を受けた結果生じた損失および費用に対しては、保険金を支払いません。

① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使により生じた損害（注１）

② 保険契約者、被保険者または保険金受取人（注２）（注３）の使用人の故意による損害

③ 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は除きます。

④ 保険の対象である動産を加工または製造することに起因して、その動産に生じた損害（注４）

⑤ 保険の対象に対する修理、清掃等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害

⑥ 詐欺または横領によって生じた損害

⑦ 紛失、置き忘れまたは不注意による廃棄によって生じた損害

⑧ 検品、棚卸しの際に発見された数量の不足による損害（注５）

⑨ 保険の対象の受渡しの過誤等、事務的・会計的な間違いによる損害

⑩ 保険契約者、被保険者または保険金受取人（注２）（注３）の使用人もしくは同居の親族が単独で、もしくは第三者と共謀して行った窃盗、強盗、詐欺、横領、背任その他の不誠実行為によって生じた損害

⑪ 保険の対象のうち、楽器について生じた次の損害

ア．弦（注７）の切断または打楽器の打皮の破損（注８）

イ．音色または音質の変化

⑫ 保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合、コンタミネーション、汚染、他物の混入、純度の低下、変質、固形化、化学変化もしくは品質の低下または分離もしくは復元が不可能もしくは困難となる等の損害

⑬ 保険契約者、被保険者または保険金受取人（注２）（注３）の業務に従事中の使用人の破壊行為による損害

⑭ 土地の沈下、移動、隆起その他これらに類似の地盤変動によって生じた損害

⑮ 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害

⑯ 保険の対象のうち、真空管、ブラウン管、電球等の管球類に生じた損害（注８）

⑰　凍結によって保険の対象である建物の給排水設備（注９）について生じた損害。ただし、給排水設備（注９）の損壊を伴う損害は除きます。

⑱　ドローンその他の無人航空機および模型航空機（注10）またはこれらの付属品について生じた損害（注11）

（注１）消防または避難に必要な処置により生じた損害は除きます。

（注２）保険契約者、被保険者または保険金受取人が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注３）保険契約者、被保険者または保険金受取人の法定代理人を含みます。

（注４）加工または製造することに使用された機械、設備または装置等の停止によってその動産に生じた損害を含みます。

（注５）不法に侵入した第三者の盗取（注６）による損害を除きます。

（注６）強取または窃取をいい、未遂を除きます。

（注７）ピアノ線を含みます。

（注８）ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合は除きます。

（注９）スプリンクラー設備・装置を含みます。

（注10）遠隔操作または自動操縦により飛行させることができるものをいいます。

（注11）保険の対象が商品・製品等である場合を除きます。

（７）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損失および費用に対しては、保険金を支払いません。

①　国または公共団体による法令等の規制

②　保険の対象または構外ユーティリティ設備の復旧または営業の継続に対する妨害

（８）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた第１条（保険事故の範囲）⑨の保険事故による損失に対しては、保険金を支払いません。

①　構外ユーティリティ設備の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先

②　賃貸借契約等の契約または各種の免許の失効、解除または中断

③　労働争議

④　脅迫行為

⑤　水源の汚染、渇水または水不足

第５条（保険金の支払額）

（１）この章において当会社が支払うべき第３条（保険金を支払う場合）（１）または（３）の店舗休業保険金の額は、１回の事故について、次の算式によって算出した額とします。

$$\text{店舗休業保険金の額} = \left(\text{保険金額} \times \text{休業日数}\right)\text{（注１）} + \text{休業日数短縮費用の額（注２）}$$

（注１）保険証券記載の方式ごとにそれぞれ次の表の限度額を限度とします。

	方式	限度額
ⅰ.	売上高方式	次の算式によって算出した額とします。ただし、年間売上高×約定補償割合（注３）（注５）を限度とします。 $\text{復旧期間内の売上減少高} \times \text{約定補償割合（注５）} - \left(\text{復旧期間内に支払を免れた経常費等の費用} \times \frac{\text{約定補償割合} \times 1.1\text{（注6）}}{\text{支払限度率}}\right)$
ⅱ.	粗利益方式	次の算式によって算出した額とします。 $\text{復旧期間内の売上減少高} \times \text{支払限度率} - \text{復旧期間内に支払を免れた経常費等の費用}$

（注２）次の額を限度とします。

$$\text{休業日数短縮費用の支出によって減少させることができた休業日数} \times \text{保険金額}$$

（注３）実際の売上高（注４）が年間売上高を 30％を超えて下回る場合は、以下の算式によって算出した額とします。

$$\text{実際の売上高（注4）} \times \text{約定補償割合（注５）}$$

（注４）保険事故による損害発生直前１年間の実際の売上高をいいます。

（注５）約定補償割合が支払限度率より大きい場合は、「約定補償割合」とあるのを「支払限度率」と読み替えて適用するものとします。

（注６）約定補償割合に 1.1 を乗じた値が支払限度率より大きい場合は、「約定補償割合× 1.1」とあるのを「支払限度率」と読み替えて適用するものとします。

（２）第１条（保険事故の範囲）②または⑦の保険事故により損害を受けた結果生じた損失に対して店舗休業保険金を支払う場合には、復旧期間から、その事故の発生した日を含む最初の３日間を控除した残りの日数内の休業日数により（１）の規定に従い、店舗休業保険金を算出するものとします。

（３）（１）の規定にかかわらず、第１条（保険事故の範囲）⑨の保険事故によって生じた損失に対して店舗休業保険金を支払う場合には、復旧期間から、その事故の発生した日を含む最初の３日間を控除した残りの日数内の休業日数により（１）の規定に従い、店舗休業保険金を算出するものとします。

（４）この章において当会社が支払うべき第３条（保険金を支払う場合）（４）の損失防止費用保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。

損失防止費用保険金の額	=	損失防止費用の額

第６条（賃貸料損失補償に関する特則）

賃貸料損失を補償する場合には、この章においては、次の特則が適用されます。

①　この章において「売上高」および「粗利益」とあるのは、いずれも「賃貸料収入（注）」と読み替えます。

②　①の賃貸料収入には、水道、ガス、電気、電話等の使用料および清掃、修繕、保守、警備等の名目で賃借人から別途に徴収する料金を含みません。

（注）区分して賃貸される建物の場合には、それぞれの賃貸区分から得られる賃貸料収入をその建物について合計した額をいいます。

第２章　営業継続費用補償

第７条（保険事故の範囲）

この章において保険事故とは、次のいずれかに該当する事故をいいます。

①　火災、落雷または破裂もしくは爆発

②　風災、雹災（ひょうさい）または雪災

③　建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触（注１）

④　次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水（いっすい）（注３）

ア．給排水設備（注４）に生じた事故（注５）

イ．被保険者以外の者が占有する戸室または場所で生じた事故

⑤　騒擾（そうじょう）およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

⑥　盗難

⑦　水災

⑧　①から⑦以外の不測かつ突発的な事故（注１）（注５）

⑨　不測かつ突発的な事由に起因する構外ユーティリティ設備の機能の停止または阻害による電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道の供給または電信もしくは電話の中継の中断または阻害

（注１）直接か間接か、全体的か部分的であるかまたはこの条の事故の影響を受けもしくはそれが悪化したものであるかを問わず、汚染物質または混入物の放射、放出、漏れまたは飛散（注２）を除きます。

（注２）これらに類するものまたはこれらの疑いもしくはおそれを含みます。

（注３）水が溢（あふ）れることをいいます。

（注４）スプリンクラー設備・装置を含みます。

（注５）給排水設備（注４）に生じた事故によって給排水設備（注４）自体に損害が生じた場合、その給排水設備（注４）自体についての事故は⑧に含みます。

第８条（保険の対象の範囲）

（１）この章において保険の対象は、日本国内に所在する次のいずれかの物件とします。

①　占有物件

② 隣接物件

（2）次に掲げるものは、保険の対象に含まれません。

① 自動車（注1）

② 船舶（注2）

③ 航空機（注3）

④ 動物または植物

⑤ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

⑥ データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物

（注1）自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。

（注2）ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。

（注3）航空法における航空機をいいます。

第9条（保険金を支払う場合）

（1）当会社は、第7条（保険事故の範囲）①から⑧までに規定する保険事故によって保険の対象が（2）に規定する損害を受けた結果生じた営業継続費用に対して、保険金を支払います。

（2）（1）に規定する保険事故によって保険の対象が受けた損害とは、それぞれ次の表に規定するものとします。

	保険事故	損害
①	火災、落雷または破裂もしくは爆発	火災、落雷または破裂もしくは爆発によって保険の対象が受けた損害をいいます。
②	風災、雹災（ひょうさい）または雪災	風災、雹災（ひょうさい）または雪災によって保険の対象が受けた損害をいいます。（注1）（注3）
③	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって保険の対象が受けた損害（注4）をいいます。
④	次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水（いっすい）（注5） ア．給排水設備（注6）に生じた事故 イ．被保険者以外の者が占有する戸室または場所で生じた事故	左の欄のアまたはイのいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水（いっすい）（注5）によって保険の対象が受けた損害をいいます（注7）。
⑤	騒擾（そうじょう）およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為	騒擾（そうじょう）およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象が受けた損害をいいます。
⑥	盗難	盗難によって保険の対象について生じた盗取、損傷または汚損の損害をいいます。
⑦	水災	水災によって保険の対象が受けた損害をいいます。
⑧	①から⑦以外の不測かつ突発的な事故	①から⑦以外の不測かつ突発的な事故によって保険の対象が受けた損害をいいます（注8）。

（注1）風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物等の外側の部分（注2）が風災、雹災（ひょうさい）または雪災によって破損し、その破損部分から建物等の内部に吹き込むことによって生じた損害に限ります。

（注2）建物等の外側の部分とは、建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。

（注3）雪災による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが第18条（保険金の支払時期）および第19条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、第13条（事故発生時の義務等）の規定に基づく義務を負うものとします。

（注4）雨、雪、あられ、砂塵（さじん）、粉塵（ふんじん）、煤煙（ばいえん）その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは②もしくは⑦の保険事故による損害を除きます。

（注5）水が溢（あふ）れることをいいます。

（注６）スプリンクラー設備・装置を含みます。
（注７）ただし、②もしくは⑦の保険事故による損害または給排水設備（注６）自体に生じた損害を除きます。
（注８）給排水設備（注６）に生じた事故によって給排水設備（注６）自体に生じた損害は含みます。
（３）当会社は、第７条（保険事故の範囲）⑨に規定する保険事故によって生じた営業継続費用に対して、保険金を支払います。

第 10 条（保険金を支払わない場合）

（１）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。
① 保険契約者、被保険者（注１）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注２）またはその者（注２）の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
③ 第７条（保険事故の範囲）①から⑤までの保険事故または⑦もしくは⑧の保険事故の際における保険の対象の紛失または盗難
④ 保険の対象に対する加熱作業または乾燥作業。ただし、これらの作業によって第７条①に規定する保険事故のうち火災または破裂もしくは爆発が生じた場合には、この規定を適用しません。
⑤ 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
⑥ 冷凍・冷蔵物について、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調または機能停止に起因する温度変化
⑦ 保険の対象である美術品の修理等に伴う価値の下落による損害（格落損害）
（注１）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注２）その者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（２）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた営業継続費用（注１）に対しては、保険金を支払いません。
① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③ 核燃料物質（注２）もしくは核燃料物質（注２）によって汚染された物（注３）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
（注１）これらの事由によって発生した保険事故が延焼または拡大して生じた営業継続費用、および発生原因がいかなる場合でも保険事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた営業継続費用を含みます。
（注２）使用済燃料を含みます。
（注３）原子核分裂生成物を含みます。
（３）当会社は、次のいずれかに該当する損害を受けた結果生じた営業継続費用に対しては、第７条（保険事故の範囲）①から⑧までの保険事故による場合を除き、保険金を支払いません。
① 電気的事故による炭化または溶融の損害
② 機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散の損害
③ 亀裂、変形その他これらに類似の損害
（４）当会社は、次のいずれかに該当する損害を受けた結果生じた営業継続費用および次のいずれかによって生じた損害（注１）を受けた結果生じた営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。
① 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者、保険金受取人（注２）（注３）もしくはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者またはこれらの者の使用人が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
② 保険の対象に次の事由に起因して、その事由が生じた部分に生じた損害
ア．自然の消耗または劣化（注４）
イ．ボイラスケールの進行
ウ．性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剝がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由
エ．ねずみ食い、虫食い等
（注１）保険事故が生じた場合は、①または②のいずれかに該当する損害に限ります。
（注２）保険契約者、被保険者または保険金受取人が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注３）保険契約者、被保険者または保険金受取人の法定代理人を含みます。
（注４）保険の対象である機械、設備または装置の日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗または劣化を含みます。

（5）当会社は、保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害を受けた結果生じた営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。

（6）当会社は、第７条（保険事故の範囲）⑧の保険事故が発生した場合において、次のいずれかに該当する損害を受けた結果生じた営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。

① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使により生じた損害（注１）

② 保険契約者、被保険者または保険金受取人（注２）（注３）の使用人の故意による損害

③ 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は除きます。

④ 保険の対象である動産を加工または製造することに起因して、その動産に生じた損害（注４）

⑤ 保険の対象に対する修理、清掃等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害

⑥ 詐欺または横領によって生じた損害

⑦ 紛失、置き忘れまたは不注意による廃棄によって生じた損害

⑧ 検品、棚卸しの際に発見された数量の不足による損害（注５）

⑨ 保険の対象の受渡しの過誤等、事務的・会計的な間違いによる損害

⑩ 保険契約者、被保険者または保険金受取人（注２）（注３）の使用人もしくは同居の親族が単独で、もしくは第三者と共謀して行った窃盗、強盗、詐欺、横領、背任その他の不誠実行為によって生じた損害

⑪ 保険の対象のうち、楽器について生じた次の損害

ア．弦（注７）の切断または打楽器の打皮の破損（注８）

イ．音色または音質の変化

⑫ 保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合、コンタミネーション、汚染、他物の混入、純度の低下、変質、固形化、化学変化もしくは品質の低下または分離もしくは復元が不可能もしくは困難となる等の損害

⑬ 保険契約者、被保険者または保険金受取人（注２）（注３）の業務に従事中の使用人の破壊行為による損害

⑭ 土地の沈下、移動、隆起その他これらに類似の地盤変動によって生じた損害

⑮ 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害

⑯ 保険の対象のうち、真空管、ブラウン管、電球等の管球類に生じた損害（注８）

⑰ 凍結によって保険の対象である建物の給排水設備（注９）について生じた損害。ただし、給排水設備（注９）の損壊を伴う損害は除きます。

⑱ ドローンその他の無人航空機および模型航空機（注10）またはこれらの付属品について生じた損害（注11）

（注１）消防または避難に必要な処置により生じた損害は除きます。

（注２）保険契約者、被保険者または保険金受取人が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注３）保険契約者、被保険者または保険金受取人の法定代理人を含みます。

（注４）加工または製造することに使用された機械、設備または装置等の停止によってその動産に生じた損害を含みます。

（注５）不法に侵入した第三者の盗取（注６）による損害を除きます。

（注６）強取または窃取をいい、未遂を除きます。

（注７）ピアノ線を含みます。

（注８）ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合は除きます。

（注９）スプリンクラー設備・装置を含みます。

（注10）遠隔操作または自動操縦により飛行させることができるものをいいます。

（注11）保険の対象が商品・製品等である場合を除きます。

（7）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。

① 国または公共団体による法令等の規制

② 保険の対象または構外ユーティリティ設備の復旧または営業の継続に対する妨害

（8）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた第７条（保険事故の範囲）⑨の保険事故による営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。

① 構外ユーティリティ設備の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先

② 賃貸借契約等の契約または各種の免許の失効、解除または中断

③ 労働争議

④ 脅迫行為

⑤　水源の汚染、渇水または水不足

第 11 条（保険金の支払額）

この章において当会社が支払うべき第９条（保険金を支払う場合）（１）および（３）の営業継続費用保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、１回の事故につき、500 万円を限度とします。

営業継続費用保険金の額	=	営業継続費用の額

第３章　店舗休業補償および営業継続費用補償に共通する規定

第 12 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注１）の合計額が保険金の種類ごとに次の表の支払限度額を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を保険金として支払います。

①　他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額（注１）

②　他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注１）を限度とします。

	保険金の種類	支払限度額
ア.	店舗休業保険金	損失の額（注２）
イ.	損失防止費用保険金	損失防止費用の額
ウ.	営業継続費用保険金	営業継続費用の額（注３）

（注１）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注２）第５条（保険金の支払額）（１）から（３）までの規定により店舗休業保険金として支払うべき損失の額をいいます。

（注３）第 11 条（保険金の支払額）の規定により営業継続費用保険金として支払うべき営業継続費用保険金の額をいいます。

第 13 条（事故発生時の義務等）

（１）保険契約者または被保険者は、保険事故、損害または当会社が保険金を支払うべき損失、費用または営業継続費用が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

①　損害、損失、費用または営業継続費用の発生および拡大の防止に努めること。この場合において、当会社は、損害および営業継続費用の発生および拡大の防止に要した費用を負担しません。

②　保険事故または当会社が保険金を支払うべき損失、費用または営業継続費用の発生を当会社に遅滞なく通知すること。

③　他の保険契約等の有無および内容（注）について遅滞なく当会社に通知すること。

④　①から③までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

（２）保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、保険事故が生じた建物もしくは敷地内を調査することまたは被保険者の保管する帳簿その他の書類を閲覧することができます。

第 14 条（事故発生時の義務を怠った場合の保険金支払への影響）

（１）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第 13 条（事故発生時の義務等）（１）の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

①　第 13 条（１）①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損失、費用または営業継続費用の額

②　第 13 条（１）②から④までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額

（２）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第 13 条（事故発生時の義務等）（１）④の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 15 条（保険金請求権の発生時期および時効）

（1）当会社に対する保険金請求権は、復旧期間が終了した時から発生し、これを行使することができるものとします。

（2）（1）の規定にかかわらず、第３条（保険金を支払う場合）（1）の損失が１か月以上継続して生じ、さらに継続して生じる見込みがある場合は、復旧期間の終了前であっても、保険金の内払を請求することができます。この場合には、第 16 条（保険金請求の方法および必要な書類等）（1）④の書類の提出を要しません。

（3）保険金請求権は、（1）に定める時の翌日から起算して３年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第 16 条（保険金請求の方法および必要な書類等）

（1）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 保険金の請求書

② 損失、費用または営業継続費用の額を証明する書類

③ 保険の対象の盗難による損失の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類

④ 復旧期間が終了した事実を確認できる書類

⑤ ①から④までのほか、当会社が第 18 条（保険金の支払時期）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面などにおいて定めたもの

（2）当会社は、事故の内容または損失、費用または営業継続費用の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（1）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

第 17 条（当会社が求める協力に応じなかった場合または保険金請求書類に偽造等があった場合の保険金支払への影響）

保険契約者または被保険者による次の行為があった場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 正当な理由がなく第 16 条（保険金請求の方法および必要な書類等）（2）の規定に違反したこと。

② 第 16 条（1）または（2）の書類に事実と異なる記載をしたこと。

③ 第 16 条（1）または（2）の書類または証拠を偽造しまたは変造したこと。

第 18 条（保険金の支払時期）

当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて 30 日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、保険事故の原因、保険事故発生の状況、損失、費用または営業継続費用発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損失、費用または営業継続費用の額および保険事故と損失、費用または営業継続費用との関係

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損失について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注）被保険者が第 16 条（保険金請求の方法および必要な書類等）（1）の手続を完了した日をいいます。

第 19 条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）

第 18 条（保険金の支払時期）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、第 18 条の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注１）からその日を含めて次に掲げる日数（注２）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

照会または調査	日数
① 第 18 条①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注３）	180 日

照会または調査	日数
②　第18条①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③　災害救助法が適用された災害の被災地域における第18条①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④　第18条①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

（注１）被保険者が第16条（保険金請求の方法および必要な書類等）（１）の手続を完了した日をいいます。
（注２）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
（注３）弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

第20条（保険金の支払に必要な確認を妨げた場合または協力をしない場合の保険金支払時期への影響）

第18条（保険金の支払時期）および第19条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、第18条または第19条の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第21条（当会社による第三者に対する権利の取得）

（１）損失、費用または営業継続費用が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損失、費用または営業継続費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

①　当会社が損失、費用または営業継続費用の額の全額を保険金として支払った場合
　被保険者が取得した債権の全額

②　①以外の場合
　被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損失、費用または営業継続費用の額を差し引いた額

（２）（１）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（３）保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（１）または（２）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第22条（普通保険約款等との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を適用します。

借家人賠償責任・修理費用補償特約（個別補償）

この特約は、総合事業者保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）に付帯され、賠償責任補償グループに属するものとします。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
お	屋外設備・装置	建物の外部にあって、地面等に固着されている設備、装置、機械等をいいます。ただし、この補償特約においては、財物損害補償特約第２条（保険の対象の範囲）（３）①に掲げる物は除きます。
か	貸主	借用戸室の貸主をいい、転貸人を含みます。
し	支払限度額	保険証券記載の支払限度額をいいます。
	借用戸室	被保険者が借用する保険証券記載の建物または戸室をいいます。
	修理費用	借用戸室を損壊発生前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。

	用語	定義
す	水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等をいいます。
せ	雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩（なだれ）をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
そ	騒擾（そうじょう）およびこれに類似の集団行動	群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害されるかまたは被害を生ずる状態であって、暴動に至らないものをいいます。
	損壊	滅失、損傷または汚損することをいいます。
	損害賠償請求権者	保険事故について、被保険者に対する損害賠償請求の権利を有する者をいいます。
た	建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置を除きます。
	他人	被保険者およびその役員（注）以外の者をいいます。 （注）理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
	他の保険契約等	この補償特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。また、どのような名称であるかを問いません。
と	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
	土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
は	破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
ふ	風災	台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。
ほ	暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

＜法令＞

この特約における法令は、次のとおりとします。

	法令（法令番号）
さ	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
へ	弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）

第１章　賠償責任補償

第１条（保険事故の範囲）

この章において保険事故とは、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次の①から③までの事故により日本国内において発生した借用戸室の損壊をいいます。

① 火災

② 破裂または爆発

③ 給排水設備（注１）に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水（いっすい）（注２）による水濡れ。ただし、風災、雹災（ひょうさい）、雪災もしくは水災による損害または給排水設備（注１）自体に生じた損害を除きます。

（注１）スプリンクラー設備・装置を含みます。

（注２）水が溢（あふ）れることをいいます。

第２条（被保険者の範囲）

この章において被保険者とは、保険証券記載の被保険者をいいます。

第３条（保険金を支払う場合）

（１）この章において当会社は、保険事故について、被保険者が借用戸室の貸主に対し借主としての法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

（２）（１）のほか、当会社は、被保険者が、第５条（損害の範囲）（１）②から⑥までの費用を支出することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第４条（保険期間と保険の対象となる事故の関係）

当会社は、保険事故が保険期間中に発生した場合に限り、保険金を支払います。

第５条（損害の範囲）

（１）この章において当会社が保険金を支払うべき第３条（保険金を支払う場合）に規定する損害は、次の損害をいいます。

	損害	損害の内容
①	損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に対して支払うべき損害賠償金（注１）をいいます。
②	損害防止費用	第 15 条（事故発生時の義務等）（１）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために被保険者が支出した必要または有益であった費用をいいます。
③	求償権保全費用	第 15 条（１）②に規定する他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合において、その権利の保全または行使のために被保険者が支出した必要または有益であった費用をいいます。
④	緊急措置費用	保険事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生または拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、応急手当、応急措置、護送、搬出、治療その他被害者に対する緊急で必要な措置を行うために被保険者が支出した費用、およびあらかじめ当会社の承認を得て支出した費用をいいます。
⑤	争訟費用	損害賠償責任に関する争訟（注２）につき、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。
⑥	協力費用	第 17 条（当会社による解決の援助およびその協力義務）に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために当会社の求めに応じて、被保険者が支出した費用をいいます。

（注１）裁判所により支払を命じられた訴訟費用および判決日までの遅延損害金を含み、被保険者が損害賠償金の支払により代位取得するものがある場合には、その価額を控除したものを損害賠償金とします。

（注２）損害賠償責任に関する争訟とは、訴訟、仲裁、調停または和解等をいいます。

（２）被保険者が（１）④から⑥までの費用を支出した後に被保険者に賠償責任がないことが判明した場合においても、当会社は、これらの損害に対して保険金を支払います。なお、（１）④の緊急措置費用については、被保険者に賠償責任がない場合に限り、当会社は、保険金を支払います。

第６条（保険金を支払わない場合）

（１）この章において当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者（注１）またはこれらの者の法定代理人の故意

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④ 核燃料物質（注２）もしくは核燃料物質（注２）によって汚染された物（注３）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故

⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑦ 石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品の発がん性およびその他の有害な特性

⑧ 被保険者の心神喪失または指図

⑨ 借用戸室の改築、増築、取壊し等の工事。ただし、アおよびイのいずれにも該当する場合は、この規定を適用しません。

ア．工事が被保険者の業務としてなされたものではないこと。

イ．被保険者が自己の労力をもって工事を行ったこと。

（注１）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

（注２）使用済燃料を含みます。

（注３）原子核分裂生成物を含みます。

（２）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者と貸主の間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

② 被保険者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する賠償責任

第７条（保険金の支払額）

この章において当会社が１回の事故について支払うべき保険金の額は、次の①および②の算式によって算出した額の合計額とします。ただし、①については、その算式によって算出した額が零未満の場合は零とします。

① （損害賠償金 － 免責金額（注１））（注２）

② 損害防止費用 ＋ 求償権保全費用 ＋ 緊急措置費用 ＋ 争訟費用（注３）＋ 協力費用

（注１）保険証券に記載がある場合は、保険証券の明細ごとに、この特約の免責金額を適用します。

（注２）支払限度額を限度とします。

（注３）争訟費用については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、次の算式によって支払います。

$$\text{争訟費用} = \text{実際に支出した争訟費用} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{損害賠償金}}$$

第２章　修理費用補償

第８条（保険事故の範囲）

この章において保険事故とは、次のいずれかに該当する事故により日本国内において発生した借用戸室の損壊（注１）をいいます。

① 火災、落雷または破裂もしくは爆発

② 風災、雹災（ひょうさい）または雪災

③ 借用戸室の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触（注２）

④ 次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水（いっすい）（注３）による水濡れ（注４）

ア．給排水設備（注５）に生じた事故（注６）

イ．被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故

⑤ 騒擾（そうじょう）およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

⑥ 盗難

（注１）雪災による借用戸室の損壊が１回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが第 22 条（保険金の支払時期）および第 23 条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損壊は、１回の保険事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、第 15 条（事故発生時の義務等）の規定に基づく義務を負うものとします。

（注２）雨、雪、あられ、砂塵（さじん）、粉塵（ふんじん）、煤煙（ばいえん）その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは②の事故もしくは水災を除きます。

（注３）水が溢（あふ）れることをいいます。

（注４）②の事故または水災を除きます。

（注５）スプリンクラー設備・装置を含みます。

（注６）給排水設備（注５）に生じた事故によって給排水設備（注５）自体に損壊が生じた場合、その給排水設備（注５）自体についての事故は除きます。

第９条（被保険者の範囲）

この章において被保険者とは、保険証券記載の被保険者をいいます。

第 10 条（保険金を支払う場合）

この章において当会社は、保険事故が生じた場合において、被保険者が貸主との契約に基づきまたは緊急的に自己の費用で現実に借用戸室を修理したときは、その修理費用を支出することによって被る損害に対して、修理費用保険金を支払います。ただし、第１章の規定により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、この章において当会社は保険金を支払いません。

第 11 条（保険期間と保険の対象となる事故の関係）

当会社は、保険事故が保険期間中に発生した場合に限り、保険金を支払います。

第 12 条（保険金を支払わない場合）

（1）この章において当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者（注１）もしくはこれらの法定代理人または借用戸室の貸主（注１）の故意もしくは重大な過失または法令違反

② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注２）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑤ 核燃料物質（注３）もしくは核燃料物質（注３）によって汚染された物（注４）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性

⑥ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染

⑦ ③から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑧ 石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品の発がん性およびその他の有害な特性

⑨ 日本国外の裁判所に提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟

⑩ 被保険者の心神喪失

⑪ 被保険者またはその役員の指図

⑫ 借用戸室の改築、増築、取壊し等の工事。ただし、アおよびイのいずれにも該当する場合は、この規定を適用しません。

ア．工事が被保険者の業務としてなされたものではないこと。

イ．被保険者の自己の労力をもって工事を行ったこと。

（注１）保険契約者、被保険者、借用戸室の貸主が法人である場合は、その役員とします。

（注２）その者が法人である場合は、その役員とします。

（注３）使用済燃料を含みます。

（注４）原子核分裂生成物を含みます。

（2）この章において当会社は、直接であると間接であるとを問わず、借用戸室に生じた風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

（3）当会社は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害（注）に対しては、保険金を支払いません。

① 借用戸室の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって借用戸室を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。

② 借用戸室の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剝がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害

③ ねずみ食い、虫食い等

（注）第８条（保険事故の範囲）の保険事故が生じた場合は、①から③までのいずれかに該当する損害に限ります。

（4）当会社は、借用戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、借用戸室ごとに、その借用戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、保険金を支払いません。

第 13 条（保険金の支払額）

この章において当会社が１回の事故について支払うべき修理費用保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、１回の事故につき支払限度額を限度とします。また、その算式によって算出した額が零未満の場合は零とします。

修理費用保険金の額 ＝ 修理費用の額 － 免責金額（注）

（注）保険証券に記載がある場合は、保険証券の明細ごとに、この特約の免責金額を適用します。

第３章　賠償責任補償および修理費用補償に共通する規定

第 14 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注１）の合計額が、損害の額（注２）を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約（注３）の支払責任額（注１）

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額（注２）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約（注３）の支払責任額（注１）を限度とします。

（注１）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注２）それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち、最も低い免責金額を差し引いた額とします。

（注３）この保険契約に、この補償特約以外の補償特約が付帯されている場合は、この補償特約のみをいいます。

第 15 条（事故発生時の義務等）

（１）保険契約者または被保険者は、次のことを行うものとし、かつ、そのために必要なすべての手段を講じなければなりません。

① 保険事故が発生した場合は、これによる損害の発生および拡大の防止に努めること。

② 他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合には、権利の保全または行使について必要な手続をすること。この場合、被保険者の役員または従業員の故意により保険事故が発生した場合は、その役員または従業員を他人に含みます。

③ あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認しないこと。ただし、応急手当または護送その他緊急措置を行う場合は、この規定を適用しません。

（２）保険契約者または被保険者は、保険事故が発生したことを知った場合は、次のことを、遅滞なく、当会社に書面等により通知しなければなりません。

① 保険事故について次のアおよびイの事項
ア．事故発生の日時、場所、借用戸室の貸主の住所および氏名、事故の状況
イ．アについて、証人となる者がある場合は、その者の住所・氏名等

② 損害賠償の請求を受けた場合はその内容

③ 他の保険契約等の有無および内容（注）

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

（３）保険契約者または被保険者が損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合には、ただちに当会社に通知のうえ、書面による当会社の承認を得なければならないものとし、損害賠償責任に関する訴訟を提起された場合には、ただちに当会社に通知しなければなりません。損害賠償責任に関する仲裁、和解もしくは調停に付そうとする場合またはこれらの申出を受けた場合も同様とします。

（４）（１）から（３）までのほか、保険契約者または被保険者は、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また、当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

第 16 条（事故発生時の義務を怠った場合の保険金支払への影響）

（１）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第 15 条（事故発生時の義務等）（１）から（４）までの規定に違反した場合には、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

① 第 15 条（１）①の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

② 第 15 条（１）②の規定に違反した場合は、他人に損害の賠償請求または求償をすることによって取得することができたと認められる額

③ 第 15 条（１）③の規定に違反した場合は、被保険者に損害賠償責任がないと認められる額

④ 第 15 条（２）から（４）までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額

（２）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第 15 条（事故発生時の義務等）（２）①もしくは②または（４）の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 17 条（当会社による解決の援助およびその協力義務）

当会社は、必要と認めたときは、被保険者に代わって自己の費用で被保険者に対する損害賠償請求の解決にあたることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第 18 条（当会社が求める協力に応じなかった場合の保険金支払への影響）

被保険者が、正当な理由がなく第 17 条（当会社による解決の援助およびその協力義務）の協力に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 19 条（保険金請求権の発生時期および時効）

（1）当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

① 第５条（損害の範囲）（1）①の損害賠償金に対する保険金については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時

② ①以外の保険金については、その損害が発生した時

（2）保険金請求権は、（1）に定める時の翌日から起算して３年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第 20 条（保険金請求の方法および必要な書類等）

（1）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 保険金の請求書

② 第５条（損害の範囲）（1）①の損害賠償金に対する保険金の請求については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任およびその額を示す書類、ならびに損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類

③ ②以外の保険金の請求については、損害およびその額を証明する書類

④ ①から③までのほか、当会社が第 22 条（保険金の支払時期）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面などにおいて定めたもの

（2）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、（1）に規定するほか、貸主との借用戸室に係る賃貸借契約を締結している旨の書類を当会社に提出しなければなりません。

（3）当会社は、保険事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（1）および（2）以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（4）第５条（損害の範囲）（1）①の損害賠償金に対する保険金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または差し押さえることはできません。ただし、第 25 条（保険金の支払方法および先取特権）（1）①または③の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

第 21 条（当会社が求める協力に応じなかった場合または保険金請求書類に偽造等があった場合の保険金支払への影響）

保険契約者または被保険者による次の行為があった場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 正当な理由がなく、第 20 条（保険金請求の方法および必要な書類等）（3）の規定に違反したこと。

② 第 20 条（1）から（3）までの書類に事実と異なる記載をしたこと。

③ 第 20 条（1）から（3）までの書類もしくは証拠を偽造または変造したこと。

第 22 条（保険金の支払時期）

当会社は、請求完了日（注１）からその日を含めて 30 日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、保険事故の原因、保険事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約（注２）に

おいて定める事由に該当する事実の有無

③　保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および保険事故と損害との関係

④　保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約（注２）において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤　①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注１）請求完了日とは、被保険者が第 20 条（保険金請求の方法および必要な書類等）（１）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注２）この保険契約に、この補償特約以外の補償特約が付帯されている場合は、この補償特約のみをいいます。

第 23 条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）

第 22 条（保険金の支払時期）の確認をするため、次の特別な照会または調査が不可欠な場合には、第 22 条の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注１）からその日を含めて次の日数（注２）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

照会または調査	日数
①　第 22 条①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注３）	180 日
②　第 22 条①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90 日
③　災害救助法が適用された災害の被災地域における第 22 条①から⑤までの事項の確認のための調査	60 日
④　第 22 条①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180 日

（注１）請求完了日とは、被保険者が第 20 条（保険金請求の方法および必要な書類等）（１）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注２）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注３）弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

第 24 条（保険金の支払に必要な確認を妨げた場合または協力をしない場合の保険金支払時期への影響）

第 22 条（保険金の支払時期）および第 23 条（特別な照会または調査が不可欠な場合の保険金支払時期）に記載の必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、第 22 条および第 23 条に記載の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第 25 条（保険金の支払方法および先取特権）

（１）第５条（損害の範囲）（１）①で支払対象となる損害賠償金について、当会社は、次の規定に従い、保険金を支払います。

①　被保険者から損害賠償請求権者に対する損害の賠償が既に行われている場合は、当会社から被保険者に支払います。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。

②　被保険者から損害賠償請求権者に対する損害の賠償が行われていない場合で、被保険者から指図があるときは、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払います。

③　被保険者から損害賠償請求権者に対する損害の賠償が行われていない場合で、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したときは、当会社から被保険者に支払います。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

（２）（１）の規定にかかわらず、損害賠償請求権者は、第５条（損害の範囲）（１）①で支払対象となる損害賠償金に関する被保険者の保険金請求権について先取特権を有するものとし、被保険者から損害賠償請求権者に対する損害の賠償が行われていない場合で、損害賠償請求権者が先取特権を行使したときは、当会社は、直接、損害賠償請求権者に保険金を支払います。

第 26 条（当会社による第三者に対する権利の取得）

（１）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

①　当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（2）（1）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（3）保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第 27 条（普通保険約款等との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を適用します。

戦争危険およびテロリズム補償対象外特約

この特約は、物の損害補償グループに属し、物の損害補償グループに属する財物損害補償特約および営業損失・経済損害補償グループ（区分B）に属する休業損失補償特約に付帯され、適用されます。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

	用語	定義
て	テロリズム	政治、宗教、イデオロギーまたはこれらに類似した理由（注1）による個人または集団による行為（注2）であって、武力行使、暴力行為またはこれらを示唆することによる威嚇行為を含みます。 （注1）政府に影響を及ぼし、または大衆を恐怖に陥れることを目的とする場合を含みます。 （注2）組織的背後関係を有すると否とを問いません。

第 1 条（保険金を支払わない場合）

（1）当会社は、この特約が付帯された保険契約に適用される総合事業者保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）およびこれに付帯された特約の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由に直接または間接に起因して生じた損害または損失（注1）（注2）に対しては、保険金を支払いません。

① 戦争、外国の侵略、外国の武力行使、交戦状態もしくは戦争類似の状態（注3）、内戦、反乱、革命、暴動、武装蜂起・クーデター・政権奪取に関連した内乱

② テロリズム

（注1）費用および喪失利益等を含みます。

（注2）これらの事由によって発生した事故が延焼または拡大して生じた損害または損失（注1）、および発生事由がいかなる場合でも普通保険約款およびこれに付帯された特約で保険金支払の対象とされた事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害または損失（注1）を含みます。

（注3）宣戦布告が行われていると否とを問いません。

（2）当会社は、（1）①または②の事由の発生に関連する行為（注1）に直接または間接に起因して生じた損害または損失（注2）（注3）に対しては、保険金を支払いません。

（注1）制圧、予防・防止、および鎮圧を含みます。

（注2）費用および喪失利益等を含みます。

（注3）これらの事由によって発生した事故が延焼または拡大して生じた損害または損失（注2）、および発生事由がいかなる場合でも普通保険約款およびこれに付帯された特約で保険金支払の対象とされた事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害または損失（注2）を含みます。

（3）この特約により当会社が保険金を支払わない場合、保険金請求訴訟等の法的手続にあたっては、この特約に定める事由によって生じた損害または損失（注1）（注2）ではないことの証明は、保険契約者または被保険者において行うものとします。

（注1）費用および喪失利益等を含みます。

（注２）これらの事由によって発生した事故が延焼または拡大して生じた損害または損失（注１）、および発生事由がいかなる場合でも普通保険約款およびこれに付帯された特約で保険金支払の対象とされた事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害または損失（注１）を含みます。

（４）この特約中の一部の規定が効力を失った場合でも、その他の規定は有効に存続するものとします。

第２条（普通保険約款等との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を適用します。

サイバーリスク補償対象外特約

この特約は、物の損害補償グループに属し、物の損害補償グループに属する財物損害補償特約および営業損失・経済損害補償グループ（区分Ｂ）に属する休業損失補償特約に付帯され、適用されます。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
て	電子データ	電子的・電子（電気）機械的データ処理または電子制御設備・装置によって伝達、解釈または処理に使用可能な形式に変換された事実、概念および情報をいい、データ処理および操作ならびにその設備・装置の指示および操作のためのプログラム、ソフトウェアその他のコード化された命令を含みます 。
は	破裂もしくは爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

第１条（保険金を支払わない場合）

当会社は、総合事業者保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）およびこれに付帯された他の特約の規定にかかわらず、原因を問わず電子データの損失、損害、破壊、変形、消失、破損もしくは改変またはそれらに起因するあらゆる使用不能、機能不全、費用もしくは支出（注１）に対して保険金を支払いません（注２）。ただし、電子データの損失、損害、破壊、変形、消失、破損もしくは改変またはそれらに起因するあらゆる使用不能もしくは機能不全の結果として火災または破裂もしくは爆発が生じた場合は、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定に従い、その火災または破裂もしくは爆発によって保険の対象に生じた物的損害（注３）を補償します。

（注１）これらの損失、損害、破壊、変形、消失、破損もしくは改変または使用不能、機能不全、費用もしくは支出には、財物損害、休業損失、営業継続費用等を含みます。

（注２）これらの損失、損害、破壊、変形、消失、破損もしくは改変または使用不能、機能不全、費用もしくは支出に対して同時にまたは連鎖的に影響を与える他のいかなる事由または事象にかかわらず、これらの損失、損害、破壊、変形、消失、破損もしくは改変または使用不能、機能不全、費用もしくは支出に対して保険金を支払いません。

（注３）それらの物的損害によって生じた費用、損失または営業継続費用を含みます。

第２条（普通保険約款等との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を適用します。

借家人に対する代位求償権不行使特約

この特約は、物の損害補償グループに属し、被保険者以外の借家人が占有する建物を保険の対象とする財物損害補償特約に付帯され、適用されます。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

	用語	定義
し	借家人	賃貸借契約または使用貸借契約に基づき保険の対象である建物を占有する者をいい、転貸人および転借人を含みます。

第１条（代位求償権の不行使）

この特約が付帯された保険契約に適用される総合事業者保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）およびこれに付帯された特約の代位に関する規定（注）により、被保険者が借家人に対して有する権利を当会社が取得した場合は、当会社は、これを行使しないものとします。ただし、借家人の故意または重大な過失によって生じた損害に対し保険金を支払った場合を除きます。

（注）当会社による第三者に対する権利の取得に関する規定をいいます。

第２条（普通保険約款等との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を適用します。